

平成19年第2回

# 香美市議会定例会会議録

平成19年6月13日 開 会  
平成19年6月26日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 9 年 6 月 1 3 日 水曜日

平成19年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成19年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月13日水曜日（会期第1日） 午前9時01分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨 夫	商工観光課長	高橋 千 恵
副市長	石川 晴 雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和 昭
庁舎建設担当参事	前田 哲 雄	環境課長	阿部 政 敏
総務課長	鍵山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田 賢 二	健康づくり推進課長	岡本 篤 志
財政課長	吉村 泰 典	地籍調査課長	田島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政 水	林政課長	小松 清 貴
収納管理課長	後藤 博 明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育 夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明 男
住民課長	山崎 綾 子	業務管理課長	横谷 勝 正
保険課長	岡本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰 三
福祉事務所長	法光院 晶 一	業務管理課長	岡本 博 臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 丸内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」
- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」(保険事業勘定)
- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第50号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 議案第51号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第52号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第53号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第54号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第55号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 香美市立繁藤地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 請願等第1号 高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書について
- 請願等第2号 市道谷相線拡張工事に関する陳情書について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成19年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成19年6月13日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

- 報告第 4 号 専決処分事項の報告について  
市営住宅賃料請求にかかる訴えの和解について
- 報告第 5 号 専決処分事項の報告について  
市営住宅賃料請求にかかる訴えの提起について
- 報告第 6 号 専決処分事項の報告について  
平成 1 8 年度大宮小学校校舎等改築（建築主体・機械設備）工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 報告第 7 号 専決処分事項の報告について  
市営住宅賃料請求にかかる訴えの和解について
- 報告第 8 号 専決処分事項の報告について  
住民課における個人印鑑紛失事故にかかる賠償金の支払について

(2) 繰越明許費繰越計算書の報告について

- 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 報告第 1 0 号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 1 1 号 繰越明許費繰越計算書（介護保険特別会計）の報告について

(3) 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づく報告について

- ①香美市土地開発公社 平成 1 8 年度事業報告及び収支決算報告
- ②財団法人香美市開発公社 平成 1 8 年度事業報告及び収支決算報告
- ③財団法人奥物部開発公社
- ・平成 1 8 年度事業報告及び一般会計決算報告並びに森林総合利用施設等事業特別会計決算報告
  - ・平成 1 9 年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算
- ④財団法人アンパンマンミュージアム振興財団
- ・平成 1 8 年度事業計画及び決算報告
  - ・平成 1 9 年度事業計画及び予算
- ⑤株式会社香北ふるさと公社
- ・平成 1 8 年度事業報告及び決算報告
  - ・平成 1 9 年度事業計画及び予算

(4) 行政の報告並びに提案理由の説明

- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成 1 8 年度香美市一般会計補正予算「第 8 号」
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

			平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
日程第6	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
日程第7	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
日程第8	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
日程第9	承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて	平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
日程第10	承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて	平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
日程第11	承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて	平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」(保険事業勘定)
日程第12	承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第50号	平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」	
日程第15	議案第51号	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」	
日程第16	議案第52号	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	
日程第17	議案第53号	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	
日程第18	議案第54号	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」	
日程第19	議案第55号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第20	議案第56号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第21	議案第57号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	

- 日程第22 議案第58号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第59号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第60号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第61号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第62号 香美市立繁藤地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第63号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 請願等第1号 高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書について
- 日程第29 請願等第2号 市道谷相線拡張工事に関する陳情書について

#### 会議録署名議員

9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前9時01分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成19年第2回香美市議会定例会を開会をいたします。

議事日程に入る前に、去る4月1日付け職員の人事異動により、今期定例会から配置がえ及び兼務職になられた方々を報告をいたします。

まず初めに、萩野泰三君が物部支所長兼参事から物部支所長兼参事兼事務管理課長に、二宮明男君が香北支所長から香北支所長兼事務管理課長に、前田哲雄君が財政課長から総務課庁舎建設担当参事に、吉村泰典君が幼保支援課長から財政課長に、山崎泰広君が生涯学習課長から幼保支援課長に、凡内一秀君が物部支所事務管理課長から生涯学習課長に、竹内 敬君が香北支所事務管理課長から農業委員会事務局長にそれぞれ配置がえになっております。

これより日程に入りますが、その前に平成19年第2回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年3月1日に合併して、早くも1年3カ月がたちました。合併協定書、香美市財政計画、まちづくり基本計画等に基づいて行政執行が行われておりますが、現在、庁舎建設委員会も設置され審議もいただいておりますし、香美市建設の基礎固めのため、議会、執行部一丸となって市政運営が進められておりますことは、ご同慶に堪えません。

しかし、幾つかの課題も見えてきました。議会におきましても、住民の代表として重い職責にかんがみ、議会活動の中で議論を尽くし、議会の位置づけと責務、議会活動についての説明責任をきちっと果たしていかなければなりません。毎回申し上げておりますが、我が国の地方制度は長及び議会議員の双方が住民の直接選挙により選ばれることにより、住民を代表するという二元代表制がとられております。長には執行権を、議会には当該団体の意思決定権とチェック機関、監視機関としての機能が付与されております。申すまでもありませんが、議会の活動は憲法をはじめとして地方自治法、条例、規則等にとって活動していかなければなりません。本来、地方自治体の公費の支出、予算の執行は当初予算、補正予算の形で議会の審議、議決を経なければ執行することができませんし、つまり、議会には地方公共団体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的にかかわりながら重要な意思決定をするという責務が課されております。また、議会はみずからが議決した政策や行財政の運営、事務処理ないし事業の実施が適法、公平、効率的、民主的に執行されているかを批判し監視する重要な責務があります。地方分権の進展、行政に対する住民ニーズの多様化、さらには行政の複雑化等により議会の果たす役割はますます重要となっており、香美市の住民福祉の向上のため、市政発展のため、自治体運営の意思決定や執行機関のチェック等、議会がそれらに適切、迅速に対応し、その職責と責務を十分に果たしていかなければなりません。

本議会には報告案件として報告第4号から報告第11号までの8件、承認案件として承認第1号から承認第10号までの10件、議案第50号から議案第63号までの14議案と、議員提出の意見書案8件が提出されております。それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされますようお願いをいたしておきます。

また、本日、本会議終了後議員協議会を開催することにいたしておりますが、7件の協議をいただく予定であります。

また、その他の件では庁舎建設委員会からの報告もあるとお伺いをいたしております。

特に合併2年目を迎えた今、今までにもまして正確な行政情報の提供と共有、説明責任を果たし、透明性の確保された行財政運営を進めていくことが求められております。議会広報の充実、インターネットによりホームページの充実・拡充も必要でありますし、そのためには議会としても建設的で生産的な議論を深めながら、執行部、議会、さらには市民が一体となって住民のための活発で民主的で公正で活力ある自治と開かれた行政の展開を図りつつ、市政を前進させていかなければなりません。そのためにも、議会にまちづくり特別委員会の設置や、議会の活性化のための方策として夜間、休日議会、さらには子ども議会の開催等についてのご協議もいただきたいとも思います。特に、今議会が終わりますと、7月には県外から議会の視察、執行部の執行状態の視察で2団体が来庁をいたす予定になっております。と申しますのは、特に行財政改革推進特別委員会の活動が高く評価をされまして、それと相まりまして収納管理課の活動が全国的にも注目をされておるわけでありまして、それに対します視察と、もう1点はまちづくり、特に工科大を中心といたします高知テクノパークの立地、これ等につきましますまちづくりに対します行政視察も予定をされて、受け込むことにいたしております。そのような状況の中で香美市議会、また執行部の活動が非常に重要となっておりますので、議員各位のさらなる研修とご努力を切にお願いをいたします。今議会、それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当に決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のごあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君の両君を指名をいたします。よろしくをお願いをいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、6月7日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成19年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6

月 7 日に開催をいたしました議会運営委員会の協議の結果を報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをいたしました会期及び会議の予定表のとおり、本日から 6 月 26 日までの 14 日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議であります。本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由までといたしますが、議案第 61 号及び議案第 62 号につきましては、香美市立繁藤コミュニティセンター内に診療所を開設するための事務手続きを早期に行う必要があるための理由により、議案第 63 号につきましては、本年度の第 1 回議会定例会で設置及び管理に関する条例が可決され、土佐山田町平山地区の香美市地域交流施設に関して、旅館業の営業許可申請を早期に行って本年 7 月 1 日に開設できるようにするための理由によりまして、本日委員会付託を省略し審議に付し、本会議方式により採決をいたします。

会期 2 日目、14 日から、会期 6 日目、18 日までは、休日並びに議案精査のため休会といたしました。

会期 7 日目、19 日から、会期 9 日目、21 日までの 3 日間は、一般質問を予定しております。

会期 10 日目、22 日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会の付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをしておきます。なお、承認第 1 号及び議案第 50 号は本会議散会后、この場所で連合審査会を行います。

会期 11 日目から 13 日目までの 3 日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期 14 日目の最終日 26 日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件であります。今期の議会運営委員会に意見書案が 8 件提出されましたので、この件について協議をいたしました。提案者別の内容は、市長から上程要請の意見書案が 1 件、議員からの提出意見書案が 7 件でありましたが、そのうちの 2 件につきましては、提出先を除いて案文の内容は同じでありましたので、調整をいたしまして一本化することになりました。他の意見書案についても様式が整っておりますので、最終日に追加案件で上程される意見書案は合計で 7 件提案がされる予定であります。

また、執行部から追加案件 1 件があると聞いております。

次に、一般質問の通告は会期 2 日目、14 日の木曜日午前 10 時までに提出をお願いいたします。一般質問の通告の内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の実施期日について協議をいたし

ました。本市の昨年12月議会定例会で上程し、可決された高知県後期高齢者医療広域連合の運営を担う議会議員について、5月31日付けで当該広域連合議会議員選挙長から広域連合の議会議員選挙について通知があり、市長及び町村長は定数どおりで候補者が当選人と決定したものの、市議会議員及び町村議会議員は定数を上回る候補者が推薦されたため、今期定例会中に選挙を実施しなければなりません。そこで、協議の結果、繰り上げての閉会がなければ最終日が6月26日になる予定でありますので、選挙は最終日の本会議に追加案件として上程し、選挙を実施することに決定をいたしました。なお、この後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件では、5月1日付けで告示された当該広域連合の選挙を実施する旨の広域連合選挙長から議長あての通知文書により、「貴職より議会議員に周知していただきますようよろしくお願いいたします。」との記載があるにもかかわらず、議会事務局のミスにより周知の手続きがおくれて、議員からの催促によって議会事務局から関係文書を郵送したことについて、事務局の事務上の瑕疵があったことを全議員に報告すべきということになりましたので、ご報告し、ご了解を賜りたいと思います。

次に、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに2件の陳情書が提出されておりますので、この件について協議をいたしました。

まず、1件目は、お手元の陳情書写のとおり、高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書であります。宅建協会香美支部支部長、石川 泉氏ほか63人の署名を添えて、去る5月9日に議長あてに提出されました。この件について協議の結果、産業建設常任委員会に付託して、今期定例会の会期中に審査の上、会期中に結論を出すことにするよう努めていただくことに決定をいたしました。

次に、2件目の陳情書は、お手元の陳情書写のとおり、香北町谷相地区自治会長、田中 壽氏のほか市道谷相線拡張工事委員長等の関係者7人の連名によって、さる6月1日に議長あてに陳情書が提出されましたので、この陳情書の取り扱いについて協議をいたしました。協議の結果、この案件についても産業建設常任委員会に付託をして審査をしていただくように決定をいたしました。なお、この案件が継続審査となった場合には現地視察も必要であるとの意見が出ておりましたので申し添えておきます。

次に、議会運営委員会で協議をしたその他の件についてご報告いたします。

1点目は、本日本会議終了後、議員協議会を開催することになりましたので、ご報告をいたします。

2点目は、本年度の議会議員等の先進地視察研修について協議をいたしました。

本年度の議会議員及び執行部の参加する視察研修は、東京方面を計画して予算要求をしてありましたところ、この要求が通り1泊2日の予算額となりましたので、この日程で航空機を利用しての視察研修をすることとなりました。東京方面を計画した理由の第1点目は、自主財源の確保源であるところの本市の重要な基幹産業である農業面の現状を把握する意味から、本市の農産物や果樹等の流通がどのような経路を経て流通してい

るか、消費ニーズがどうなるか等々について認識するために青果市場の視察をするとともに、市場の関係者と懇談することを目的の1つとして挙げております。これとあわせて、視察の第2点目の目的として、東京近郊の自治体で行われている行政の先進的な取り組み等を視察することとあわせて、時間を有効利用して公的施設を視察するなどして、できるだけ有益な視察をすることで見聞を深めようということで準備を進めつつあるところであります。

なお、この視察の件については、本日の議員協議会で全員で協議して周知するとともにご意見をいただくように予定をしておりますので、その点をお知らせいたしておきます。

3点目は、財団法人奥物部開発公社、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団、株式会社香北ふるさと公社の事業報告及び決算報告とあわせて、新年度事業計画及び予算に関する質疑、応答のための議員協議会の開催の期日について協議をいたしました。

協議の結果、今期9日目の6月21日、一般質問3日目の終了後にそれぞれの関係者に出席を願って説明を受けた後に質疑、応答をすることと決定いたしました。

4点目は、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟の平成19年度の総会の開催について協議をいたしました。

協議の結果、この件についても会期9日目の6月21日、一般質問終了後に開催することに決定をいたしました。

次に、その他の件で議長から2点の提案があり、その件について協議をいたしました。

1点目は、現在は行財政改革推進特別委員会を設置して本市の行財政のあり方等について集中して審査、研究をしておりますが、この特別委員会はどちらかというと負の部分の整理が中心になっているので、この特別委員会とは別に今後のまちづくりを進める上での政策等を中心に審査、研究のための特別委員会を新たに設置してはどうかとの提案がありました。協議の結果、全員の賛同がありましたので、なお、議員協議会で全体に周知した上で協議をすることに決定をいたしました。

次に、提案の2点目には現状よりも開かれた議会運営を推進するために、夜間議会や土曜日議会の開催によって市民が傍聴等に参加をしやすい条件をつくることも考える必要があるということで提案がありました。この件について協議の結果、賛同があり、議員協議会で全体に周知した上で協議をすることに決定をいたしました。

その他、議会運営につきましては、従来のとおりですので、各議員の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会のご報告を終わります。

なお、今会議を通じて携帯電話についてはマナーモード及び電源を切るようお願いいたします。

以上であります。

○議長（中澤愛水君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月26日までの14日間としたいと思っております。これにご異議はありますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月26日までの14日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会議及び会期の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成19年第1回議会定例会において決定をいたしました、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書、以上1件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定による報告第4号から報告第8号までの専決処分事項の報告とあわせて、地方自治法施行令第146条の規定による報告第9号から報告第11号の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について報告書のとおり報告がありました。あわせまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成18年度事業報告及び決算報告、同じく財団法人香美市開発公社の平成18年度事業報告及び収入支出決算報告の提出がありました。次に、財団法人奥物部開発公社の平成18年度事業報告及び一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計決算報告、同じく同公社の平成19年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算の提出がありました。次に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成18年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成19年度事業計画及び予算の提出がありました。次に、株式会社香北ふるさと公社の平成18年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成19年度事業計画及び予算の提出がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出されています。

次に、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに2件の陳情書が出されています。この件については、先ほどの議会運営委員会委員長の報告にありましたように、議会運営委員会の決定のとおり所管の産業建設常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番西山でございます。閉会中に行財政改革推進特別委員会の審査及び協議を2回行いましたので、

その経過の結果と報告をします。

まず第1回は、4月16日に開催し、審査事件及び議題は、1点目に住宅新築資金貸付金の滞納整理の状況について、2点目に市営住宅使用料の滞納整理の状況について、3点目に学校給食費の滞納整理の状況について、4点目に保育料の滞納整理の状況について、5点目に市税の滞納整理の状況について、6点目に国保税、介護保険料の滞納整理の状況について、7点目に合併後1年を経過後の収納管理課と原課の関係との総括についてを審査いたしました。順次報告を行います。

まず1点目の住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況については、平成18年度の徴収実績、滞納整理の状況等についての総括の報告を受け協議を行いました。「実績を見て成果が上がっていると思われるが担当課としての実感は。」との意見には、「ある程度効果が出てきたと思うが、これを緩めないようにやっていきたい。」との答弁があり、また、高齢者への対応についての質問では、「今後は連帯保証人にも請求をしていく。」との答弁でありました。また、司法書士への依頼事務についての説明も受けました。

2点目の市営住宅使用料の滞納整理の状況については、滞納整理の進捗状況、平成18年度の徴収実績等についての説明を受け、協議を行いました。「明渡請求に関する原課とのかかわりは。」との質問につきましては、「収納管理課と原課が行う明渡請求の事務を統一してもらうよう申し入れをしている。」との答弁でありました。また、「財政課だけでなく香北支所、物部支所でも市営住宅の業務を一部手伝ってもらっている。」との説明があり、これに対し、「あくまでも市営住宅は財政課と収納管理課が対応すべきであり、形の上ではそうでなくても、各支所まで関与すると事務が複雑になる。」との意見が出され、執行部からは「この件については事務の調整を検討する。」との答弁がありました。

3点目の学校給食費の滞納整理の状況と、4点目の保育料の滞納整理の状況については、一括して滞納整理の進捗状況、平成18年度の徴収実績等、合併後1年を経過後の収納管理課と原課の関係の総括、平成19年度の課題等についての説明を受けました。協議を行った結果、「学校給食費、保育料だけの徴収だけでなく、水道料金等、他の課との連携を行い情報交換を行っている。」との説明があり、「母子世帯等の申請を行っていない世帯については申請するように促している。」との説明がありました。また、「問題のある家庭の場合、徴収に行った際の立入調査は。」との質問につきましては、「そのような場合はすぐに通報、各課へ連絡を行うようにしておりますが、今のところそのような事例はない。」との答弁でありました。

5点目の市税の滞納整理の状況については、督促状を発送してから差し押さえに至るまでの経過説明、滞納処分、高額納税者への対応、口座振替推進等についての説明を受け協議を行いました。「分納誓約の件数が増加しているが。」との質問に対し、「旧町村ごとの体制の違いがあったが、香美市になってからは分納誓約を取っている。」との

答弁があり、高額滞納者などについて協議を行いました。また、不動産差し押さえ、預金の差し押さえ等の実態についても説明を受け、「差し押さえた預金はどうなるのか。」との意見に対し、「あるだけの預金を差し押さえることになるが、家族がいた場合などは預金の差し押さえ額に限度がある場合もある。」との説明がありました。

6点目に国保税、介護保険料の滞納整理の状況については、滞納整理の進捗状況と合併後1年を経過後の収納管理課と原課の関係の総括の説明を受け協議を行いました。 「国保の資格証の現状は。」との質問に対し、「資格証が減って短期被保険者証がふえている。これは収納管理課による徴収実績だと思うが、全体的に国保への加入者もふえている。」との答弁。また、「あやふやな説明をしないよう、徴収の現場に担当課も一緒に来てもらい、個々の事例についても説明を行っている。」との答弁がありました。

以上、6件につきましては、今後とも進捗状況、取り組みに関し注視していくこととなりました。

7点目に、合併後1年を経過後の収納管理課と原課の関係との総括については、滞納整理の進捗状況、収納管理課を立ち上げた後の原課との関係、連携等について説明を受け協議を行いました。「収納管理課を立ち上げて時効の中断、債務者のデータ整理ができたことは非常によかった。今後一層努力をしていただきたい。」「滞納に対する香美市の姿勢というものが市民にもだんだん理解されてきた。滞納額も少なくなり、毎月報告をいただき、議論、協議をやっていきたい。」との結論に達しました。

以上で第1回目の委員会を終わり、続きまして、平成19年5月24日に休会中第2回目の委員会を行いました。審査事件及び議題は、1点目に住宅新築資金の滞納整理の状況について、2点目に市営住宅料の滞納整理の状況について、3点目に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による特別対策の終了による一般制度へ移行後の地域における優遇措置の状況について、4点目に香美市内の各種施設の管理委託の状況について順次審査を行いました。

1点目の住宅新築資金の滞納整理の状況につきましては、前会議以降動きのあった訴訟等の経過説明を受け協議を行いました。債務者が自己破産し、連帯保証人に対して係争中の案件については、「和解に至っても滞納金が残れば全面解決にはならない。今後の対応としては債務者の相続人等を調査し、回収に努めていく。」との決意を聞きました。

2点目の市営住宅料の滞納整理の状況については、本日専決処分 of 報告を受けることになっております和解及び判決に至った3つの案件について経過説明を受け、協議を行いました。「和解や判決に至っても、履行されずに居座られ、現年分も滞納となると何のための措置かわからない。毅然として退去の方向で進めるべきである。」との意見。また、「縦割り行政ではなく、横とのつながり、原課と収納管理課との連携を密に図るべき。」などの意見が出され、以上2点については、今後とも進捗状況、取り組みを監視、注視していくこととなりました。なお、滞納問題とは別に香北町太郎丸の（コーポ



太郎丸)住宅使用料の補助、家賃9万円のうち5万2,000円を市が補助している件につきましては、建設当時にいきさつはあっても他の住宅との公平性を欠くため、見直すべきである。資料等の提出を申し入れ、今後の検討課題とすることといたしました。

3点目の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による特別対策の終了による一般制度移行後の地域における優遇措置の状況については、平成13年度に法が失効して以降、現在どのようになっているか認識を深めるため説明を受け、協議を行いました。「下水道受益者負担金は、平成14年度以降対象がなく、正規の負担額に。固定資産税、保育料は5年間の段階的な移行期間を経て平成18年度から正規の課税額、負担額となっており、人権奨学資金は平成16年度以降、全町、全市を対象とした高等学校奨学金へ移行されている。」との説明を受けました。なお、奨学金については「所得制限の条件にランク付けをすることや、就職後の返金等についても検討すべきではないか。」との意見が出され、検討課題となりました。

4点目の香美市内の各施設の管理状況については、以前から各施設の一元管理を求める意見や質問が提起されており、実態を把握する必要があることから、事務局で作成した資料をもとに協議を行い、協議の結果、委託内容や積算根拠等、詳細のわかる資料の提出を求め、各所管課に求めて、それに基づき次回の委員会で検討することと決定しました。

今回の会議については緊急の懸案事項がない限り7月に開催することとし、今定例会中に日時と協議事項を決定することにしております。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長(中澤愛水君) 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」から、日程第27、議案第63号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてまで、以上24件を一括議題とします。

行政の報告並びに承認第1号から議案第63号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長(門脇槇夫君) おはようございます。平成19年第2回香美市議会定例会に対しましての諸般の報告と提案説明を申し上げます。

本日、ここに平成19年第2回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中をご参集いただきありがとうございます。

さて、去る4月伊藤一長前長崎市長が市長選挙の最中に凶弾に倒られる痛ましい事件が発生をいたしました。いかなる理由があろうとも暴力行為による卑劣な行動は断じて許されるものではなく、先日開催をされました全国市長会議におきまして、違法また

は不法な不当要求行為、行政対象暴力に毅然として対処するとともに、今回のような事件が二度と起こらないよう、あらゆる暴力行為の根絶に関する緊急決議を可決し、安心で安全なまちづくりを推進していくことを誓い合いました。ここに改めて地方自治の進展と住民福祉の向上のために強いリーダーシップを発揮されておられました伊藤前長崎市長に対し、心よりご冥福をお祈りする次第であります。

続きまして、各課関連の行政報告、諸般の報告をさせていただきます。

総務課から庁舎建設についてでございます。庁舎建設につきましては、昨年末から庁舎建設委員会を組織いたしまして審議をいただいておりますが、この5月には市民の代表で組織する庁舎位置検討委員会と、職員で構成する庁舎建設チームを新たに立ち上げまして、本格的な準備体制を整えることができました。新たにできました庁舎位置検討委員会は、庁舎位置に特化して協議していただく会でございます。位置以外のことに關しましては、庁舎建設委員会で協議、検討をいただきます。合併協議の過程で庁舎位置は「旧3カ町村同数の委員で決定する」との合意事項がありました。庁舎建設委員会の委員さんは地域審議会から同数の委員さんを選出しており、執行部としましてはこの要件はクリアしているものとの認識でございましたが、庁舎建設委員会には議会議員さんや専門家の委員さんも選出されておりますので、「純粋な意味で旧町村同数でない。」との意見をいただきまして、庁舎位置検討委員会を新たに設立をいたしました。庁舎建設チームは行政の組織、機能面から庁舎のありようを検討するために立ち上げました。庁舎は行政サービスの発信基地でありますので、職員の意見や発想を庁舎建設に取り入れることが必要であると考えています。庁舎建設は、合併協定書にありますようにおおむね5年以内での建設を目指しておりますが、大まかなスケジュールとしましては、今週までに庁舎建設委員会から建設方針に関する答申をいただきまして、その後、基本設計で6カ月、実施設計で12カ月、建築工事で18カ月、その他入札や契約に関する事務作業で4カ月を見込みとしまして、何とか期限内の平成23年3月には竣工させたいと考えております。

地域審議会につきましては、5月1日に香北地域審議会が、5月14日に土佐山田、物部地域審議会が開催をされました。各地域審議会では、庁舎建設についての報告及び意見聴取が行われ、「合併協定書や合併協定に至る協議内容を遵守すべきである。」といった意見や、香美市庁舎位置検討委員会において検討する際に、それぞれの地域審議会が出された意見を述べることや、重要な案件について地域審議会に持ち帰り、委員の意見を聞いた上で判断することなどが協議をされました。また、振興計画の実施計画、山間地の携帯通信網の充実化、介護、医療、高齢者などの福祉施策などの充実化の必要性などについて、今後地域審議会でも審議していく必要があるのではないかと審議がなされました。

高知県議会議員選挙につきましては4月8日行われまして、市内81カ所で投票が行われました。開票は午後8時から香美市立中央公民館で行われ、午後9時過ぎにはすべ

ての開票作業を終了しました。投票率は61.14%でございました。

企画課からは、行政連絡会につきまして、115名の自治会長と市執行部、市議会議員などが一堂に会し、本年度行政連絡会を4月21日に中央公民館で開催をいたしました。今回は午後のみの開催とし、私と議長からは行政、市政全般についての報告や、本年度当初予算の説明、あるいは各課から今年度の事業予定や施策についての説明が行われました後、自治会長からは新庁舎や議員報酬など関心の高い議題等についての質問がございました。この質疑、応答につきましては、議員さん方も出席されておられましたので省略をさせていただきます。

2番目に、高知工科大学新学生寮についてでございます。高知工科大学では、学生確保の観点から新たな学生寮を建設するとの計画が持たれています。高知工科大学では、これまでも定員割れについて危惧を持たれていたところでございますが、本年度につきましては全学科で定員割れとなり、今後の学校運営にも大きく影響することは必至であることから、学生確保のためには生活経費の軽減を図ることも必要であるとの認識に立ち、その施策として安価な（生活経費の）学生寮の建設が計画をされたものでございます。市としましては、学校経営に対する工科大学の苦悩とともに、大学の存立そのものが市政に及ぼす影響が大きいことから、大学の生き残り策としての計画は理解する一方で、市内で学生用マンションを経営する方々への影響が大きいことから、宅建協会香美支部から計画の取りやめについて市として向き合ってほしいとの陳情を受け、配慮をいただきたい旨を、このことを工科大学に申し入れをいたしましたことを報告をいたしておきます。

次に、財政課からであります。工事請負業者の倒産とその後の処置についてでございます。まず、平成18年度に発注していましたが繰越施工中の林道美良布岩改線、林道西又河野線、2路線の請負工事についてでございますが、平成19年5月22日香長建設株式会社から工事続行不能届書が提出をされました。このことを受け検討した結果、同社が民事再生を断念し破産申し立ての準備を進めていることから、5月25日付で2路線の工事請負契約について解除を通知しました。その後、2路線の出来高を把握し、6月1日香美市と請負者及び保証事業会社の立会の上、2路線の出来高部分に対する請負代金相当額について確認し、債務、債権を清算し、同社に対して2路線の相殺通知をいたしました。相殺の結果、林道美良布岩改線の前払金返還請求権相当額863万2,511円を6月4日付で本市から西日本建設業保証株式会社に請求をいたしました。また、2路線の残工事につきましては再入札を行い早期完成に向け現在その準備を進めております。一方、同じく香長建設へ発注し施工中であった大宮小学校校舎改築等工事におきましては、三井住友建設株式会社高知営業所と香長建設株式会社の特定建設工事共同企業体で施工しておりましたが、平成19年5月21日JVより香長建設がJVから脱退することなどの承認願いが提出されました。そのため、同日付で脱退の承認、請負人の名称変更の覚書を締結をし、新請負人を三井住友特定建設工事共同企業体と変更する手

続きを行い、工事はそのまま続行することとなりました。

次に、防災対策課であります。防災対策につきまして、平成19年6月現在自主防災組織は55組織設立をされております。6月には香北町本田地区で設立をされ、土佐山田町地区以外第1号となりました。今後、一層の全地域の組織化の推進及び組織の充実に向けて防災意識の向上に努めてまいり所存であります。

本年度も梅雨期や台風シーズンの対策として、市内の危険パトロールを計画をいたしております。関係機関や住民の方との連携により、災害に強いまちづくりの一貫として進める中で、適切な対応等を協議していきたくと考えております。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全は「家庭、地域、職場から交通マナーを高めよう」をスローガンに、香美警察署その他の関係行政機関、香美市交通安全指導員協議会、交通安全協会香美支部、交通安全母の会、交通安全協力員協議会のほか関係交通団体との緊密な連携により交通安全対策の推進を図る中、5月11日から5月20日まで実施をされました春の全国交通安全運動期間におきましては、香美市内では人身事故ゼロとの成果が上がりました。今後とも、子どもと高齢者の交通事故防止、飲酒・無謀運転の根絶、交通ルール・マナーの向上のほか事故防止対策を推進をいたします。

保険課からは、医療制度改革等対策本部の設置についてであります。平成18年度の医療保険制度改革によって、今後さまざまな影響が考えられることから、香美市としての方針を立て市全体で連携をしながら取り組んでいくとこと、5月1日に医療制度改革等対策本部を設置しました。平成20年度から健診と保健指導が国保の事業に義務化され、介護療養病床が平成23年度末までで廃止をされます。医療療養病床の診療報酬が改定され、医療から介護へのシフトが進むことが想定されるなど、行政や市民、病院などの影響に対する取り組みを検討していかなければなりません。

次に、追加としまして社会保険庁の年金納付記録不備問題につきましてお知らせをします。国民年金につきまして、社会保険庁から被保険者、年金受給者に対しまして年金記録をもう一度チェックしてくださいとの通知があったため、香美市へも6月に入ってから問い合わせが、現在のところ7～8件あっております。内容につきましては、今現在もらっている年金は正しいものか、あるいはまた年金の加入期間はつながっているかなどでございますが、このことにつきましては、国民年金保険料の徴収が市町村から社会保険事務所に移行するまでの平成14年までの国民年金の納付記録につきましては市で調査できますが、それ以外につきましては社会保険事務所の方へ問い合わせをいただきたいというふうにおつなぎをさせていただいております。

次に、福祉事務所からは、生活保護の現状と今後につきまして。5月末現在の保護世帯数は300世帯、保護世帯員数は377人で福祉事務所スタート時とほとんど変わりがございません。保護申請は、昨年秋以降は月平均5件程度に落ち着いております。本年度は特に稼働能力を有する者につきましては就労指導を徹底し、自立支援を進めます。また、査察指導員を核として職員の研修を進めます。

発達障害児・者支援開発モデル事業につきましては、確立した支援手段が現在ございません。そこで必要なとき、必要な場所で必要な支援が受けられる体制を目指すモデル事業について、高知県教育委員会、健康づくり推進課と連携して準備を進めています。モデル事業は2年間の予定であります。

香美市民生委員・児童委員協議会連合会の設立につきましては、6月7日、香美市民生委員・児童委員協議会連合会が設立、発足をいたしました。旧3町村単位の民生委員・児童委員協議会が連合会組織として連携、組織強化が図られることから、香美市における福祉活動の中核として一層の活躍を期待をいたしております。

ここで1点、コムスンに関する、いわゆる在宅介護事業企業者のコムスンに関する動向をお知らせをいたします。生活保護関係では2名が訪問介護、ヘルパーさんを利用しているようであります。現在該当者からの不安の声は聞こえてきておりませんが、譲渡先が具体化をしますと、サービス内容等の検討などを事務所として対応していかなければならないというふうに考えられます。また、福祉関係ですが2名、障害児と身体障害者が介護訪問を、また数名が移動支援事業を利用しております。現在、障害児の母親から、現サービスが低下しないよう行政が譲渡先を初め、他の事業者につないでほしいというふうな要請があつてございます。要望内容を整理していただければ事業所への紹介などを行うというふうなお答えをさせていただいておりますが、その他には今具体的な問い合わせはございません。

次に、農政課からですが、突風被害につきましては、さきの4月13日の突風におきまして、土佐山田町戸板島、町田周辺におきまして園芸ハウス約2ヘクタールが倒壊し、やっこねぎやニラ、花木等に被害を受けました。レンタルハウス整備事業の災害区分として復旧するため、急遽本議会に補正予算を提案しておりますのでご審議をお願いをしたいと思います。

工事関係につきましては、農地施設災害におきまして4件を繰越明許し施行してりましたが、5月末日をもってすべて完了いたしました。

水田農業につきましては、新たな需給調整の移行の中、地域に合った水田農業を進めるため、3地域協議会を香美市地域水田農業推進協議会として統合し、農業者、JAが主体的に生産調整を実施するよう進めております。

商工観光課からは、商工関係につきましては高知テクノパーク関連では4号区画に進出の株式会社JELの高知研究試作棟が完成をし、5月18日に竣工式が行われました。高知工場では、現在の5人体制から、今後2009年を目途に本格的な工場を建設し、従業員35人で電子精密部品搬送クリーンロボットを量産していく予定であります。

観光関係につきましては、香美市観光協会の総会を6月1日に行いました。観光協会の合併も1年余りがたち、これから本格的に体験型観光、特産品の開発や販売活動を実施していくことが検討されました。

また、高知県の花・人・土佐であい博推進課との連携事業なども取り組んでいきたい

と考えております。

建設都計課からは、平成19年度事業につきましては、災害復旧事業では市単独災害復旧事業を含めた平成18年度の繰越事業が10件ありますがすべて契約済みで、うち5件は事業が完了いたしております。

道路、河川では市単独事業の道路台帳整備事業を含めた平成18年度の繰越事業が8件ありまして、うち7件を発注しております。繰越事業以外では辺地事業や過疎事業、交付金事業で（香北町）谷相線、大宮小学校線、（土佐山田町）後入線、有谷線、（物部町）堀田線など11件を予定をいたしております。

まちづくり交付金事業の（土佐山田町）泰山公園整備は、用地買収や駐車場を含めた残事業の公園整備実施設計委託などを予定をいたしております。

住宅関係では、（土佐山田町）黒土2号団地Dブロックを平成18年度から継続事業で建築中で、工事は順調に進んでおり、鉄筋コンクリート4階建て24戸が今年の10月に完成予定となっております。

下水道課から公共下水道事業につきましては、平成18年度の公共下水道事業において、（土佐山田町）北組西、楠目地区の一部及び北本町上1丁目の区域、約3.4ヘクタールの面整備を行い、平成19年4月1日現在で市街地における処理区域面積が198ヘクタールとなり、処理区域人口9,280人、下水道処理人口普及率は約44%となっております。また、水洗便所設置済み戸数は、下水道処理区域内における総戸数に対し約64%の設置済みとなりました。

浸水対策事業として、土佐山田町処理区の中央排水区123.03ヘクタールの雨水基本設計を行い、'98豪雨以降における浸水箇所の浸水解消対策等の検証を行いました。平成19年度事業につきましては、汚水管渠整備は、（土佐山田町）北組西地区の一部及び楠目地区の一部の約1.8ヘクタールを予定をしており、工事完成は平成19年12月末を見込んでいます。浸水対策事業における雨水管渠整備は、（土佐山田町）楠目地区を予定をしており、工事完成は平成20年2月末を見込んでおります。また、土佐山田処理区の戸板島排水区63.7ヘクタールの雨水基本設計も予定をしております。平成18年度の成果と総合的な検証を行い、雨水事業における今後の段階的な建設計画を検討いたします。

次に、特定環境保全公共下水道事業でございますが、平成18年度の特定環境保全公共下水道におきましては、香北町橋川野地区約1.2ヘクタールの面整備を行い、平成19年7月1日現在で処理区域面積が約93.3ヘクタールとなり、処理区域人口2,645人、下水道処理人口普及率約94.5%となっております。また、水洗便所設置済み戸数は386戸、全体整備戸数に対する割合は、約48.5%の設置済みとなっております。平成19年度事業につきましては、香北町小川地区の約1.5ヘクタールの面整備を予定をしておりまして、工事完成は平成20年2月末を見込んでおります。なお、特定環境保全公共下水道事業における汚水管渠の整備事業につきましては、（香北町）小

川地区が最後の整備区域でございまして、最終的な面整備の完了は現在（香北町）小川地区で進めています。県道香北赤岡線の道路改良工事の進捗との調整もありますが、平成20年度の完了を見込んでおります。

また、平成18年9月6日の豪雨に伴う長時間の停電により（香北町）美良布地区のマンホールポンプの稼働停止が発生し、その影響により一部の民家に汚水の流入があり、停電時の対策として平成19年度において自家発電施設の設置工事を予定しており、完成は平成19年8月末を見込んでおります。

浄化槽設置整備事業につきましては、下水道整備区域以外の地域の生活排水処理対策として浄化槽設置整備事業を行ってございまして、平成18年度の実績としましては59基の補助を浄化槽設置者へ行いました。平成19年度における事業計画は、全体で59基の補助を予定をいたしております。

農業集落排水事業につきましては、農業用水等の水質保全の促進を行い、農業被害の解消、農業経営における維持管理費の軽減を寄与するとともに、集落内の生活環境の向上、地区内における公共用水域の水質改善を行い、活力ある農業社会の形成を図ることが目的であります。平成15年度において、地域より熱心な要望のございました土佐山田町逆川地区の農業集落排水事業につきましては、平成18年度に実施した調査設計業務により事業採択要件等の審査を受けた後、本年度からの事業の新規採択地区として実施されることとなりました。事業の概要としましては、全体計画事業費約5億9,000万円、全体事業計画面積約18ヘクタール、計画処理人口が約460人、計画戸数が79戸・施設概要としましては、処理施設1カ所、管渠施工延長約5.6キロ、中継ポンプ6カ所を予定をいたしております。事業の実施期間は、平成19年から平成23年の5年間で、供用開始は平成24年4月1日を見込んでおります。平成19年度における事業は、汚水の処理方式の検討をした基本設計委託業務を実施し、全体環境の測量実施設計を行う予定で、業務の完成は基本設計が平成19年2月末、管渠実施計画が平成20年2月末を見込んでおります。

環境課から平成18年度ごみ分別収集実績につきまして報告をいたします。可燃ごみとして焼却されたものは6,375トン、資源として収集されたものは金属類190トン、ビン類252トン、ペットボトル70トン、プラスチック製容器包装319トン、衣類94トン、段ボール197トン、新聞紙431トン、雑誌386トン、牛乳パック1トン、蛍光管6トン、乾電池7トンで、合計1,953トン、その他の不燃物300トン、粗大ごみが508トンで総収集量が8,912トンとなっております。前年度と比較しますと、可燃ごみで5トン、資源として収集されたもので68トン、粗大ごみで38トンの減少となっております。また、その他の不燃物で8トンの増加となっております。全体では103トンの減少となりました。

香北町永野の粗大ごみ仮置場における粗大ごみの持込の開始についてであります。合併に伴い行政区域が拡大したため、香北町、物部町における粗大ごみの仮置場を香北

町永野に整備し5月20日に始めての受け取りを行い、軽四トラック31台の持ち込みがございました。粗大ごみの持込日は毎月第3日曜日としております。

平成19年度地域新エネルギービジョン策定等に係る事業実施計画の申請につきまして、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、NEDO技術開発機構であります。展開をしております平成19年度地域新エネルギービジョン策定等事業へ申請をいたしました。採択をされる見込みであります。この事業は、香南市と香美市が共同で物部川流域において広域的な地域新エネルギービジョンを策定するものであります。初期段階調査として、ビジョン策定に必要となる新エネルギーに係る基礎データの収集をし、これをもとに地域全般にわたる新エネルギー導入、普及啓発に係る基本計画及び施策の基本的な方向、重点プロジェクトの実行プログラムを作成するものであります。事業期間は単年度で、事業費は全額補助されます。

健康づくり推進課からは、(土佐山田町)繁藤診療所につきましては、平成19年度管理委託先の医療機関が確定せず4月1日以降休止をいたしておりましたが、中央東福祉保健所ほか関係機関のご協力をいただきまして交渉を進めてまいりました結果、医療法人大博悠会、大杉中央病院より管理委託を受けていただけるとの回答を得ることができました。そこで、今議会に議案を上程させていただいておりますが、繁藤診療所を繁藤コミュニティセンター内に移して7月より週2回の診療を実施していく予定で、現在準備を行っております。また、昭和48年より本年3月まで繁藤診療所の管理者として地域医療保健にご尽力いただきました医療法人芳公会、香長中央病院の長年のご功績に対しまして、感謝状を贈呈し感謝の意を表しました。

新生児訪問につきましては、平成18年度におきまして保健師による新生児全員への訪問を目標に取り組んでまいりましたが、新生児187人に対して実際に出生後28日以内に訪問ができたのは84人となっております。このことは、里帰り出産により香美市内におられないケースや、第2子以降で保健師の訪問を望まないケース、連絡のとれないケースなどを含んでおることから訪問実施人数が少なくなっております。本年度は今までの新生児訪問に加え、保健師が生後4カ月までのすべての乳児を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」に取り組んでおります。育児等のさまざまな不安や相談に応じるとともに、子育て支援に関する情報提供を行い、子育てに当たる家族や子どもさんの健やかな成長を支えてまいりたいと考えております。

地籍調査課からは、平成18年度地籍調査事業につきましては土佐山田町佐竹の一部0.4平方キロメートル、香北町五百蔵の一部の0.78平方キロメートルを直営で一筆地籍調査を行いました。そして、香北町の古井の全部、(香北町)西峯の一部3.19平方キロメートルを香美森林組合に、物部町大栃、山崎、仙頭の各一部0.59平方キロメートルを物部森林組合に委託し一筆地調査を行いました。香北町清爪と日比原の各一部を香美森林組合に委託し予備調査を行いました。平成19年度につきましては、土佐山田町有谷の一部0.33平方キロメートルと、物部町大栃、山崎の各一部0.17平



方キロメートルを直営で一筆地調査を計画をいたしております。また、土佐山田町有谷の一部0.77平方キロメートル、香北町有川の全部3.45平方キロメートルを香美森林組合に、物部町山崎、中谷川の各一部0.90平方キロメートルを物部森林組合に一筆地調査を委託する計画をいたしております。

林政課からは、林業振興につきましては昨年度は切り捨て間伐を556ヘクタール、搬出間伐を132ヘクタール、作業路を2万1,373メートルの開設等の事業実施を行いました。本年度から新たに切り捨て間伐に対して県企業局の上乗せ助成を受け事業実施を図る予定となっております。作業路につきましては、条件整備が整い次第順次着手してまいります。

株式会社ルネサンステクノロジーと協力して森林を整備する「協働の森づくり」につきましては、協賛金50万円を活用し、11月3日には香北町東山市有林の間伐や来年春の植樹に向け準備を進めてまいります。

平成19年春の緑の募金につきましては、各自治会などのご協力をいただきまして5月31日現在で139万5,646円となりました。全額県の森と緑の会へ納付いたしました。その後の受け入れ分につきましては、6月中に納付する予定であります。ご協力いただきました各自治会に対しまして心から感謝を申し上げます。

有害鳥獣被害対策につきましては、（物部町）三嶺周辺のニホンジカによる樹木等の被害につきまして、5月26日高知中部森林管理署とともに再調査を行いました。原生林内のモミ、トガ等は剥皮がひどく、登山道周辺のクマザサは食害で1メートル程度になっており、引き続き県や高知中部森林管理署など関係機関と対策を協議していきたいと考えております。徳島県那賀町との広域で協議会を設立し5月9日に応募した鳥獣害防止対策事業は、事業採択の通知があり、9月から事業実施が図られる予定であります。事業内容は、ゆずをニホンジカの被害から守るためGIS等を活用し、鳥獣害情報マップの作成や緩衝帯を設けたネット牧柵の設置など、地域住民やアドバイザーが一体となった取り組み内容となっております。モデル地区としましては、香美市は物部町押谷、小浜地区、那賀町は木頭北川、木頭南宇地区であり、ネット牧柵の延長はともに8キロメートルを計画をいたしております。また、県企業局におきましては、杉田ダム上流の香北町、物部町におけるニホンジカの捕獲報償金の一部助成を検討中とのことあります。ツキノワグマの出没対策としましては、新たに看板を設置しておりますが、今後広報等で登山者や市民に対し注意喚起を促す予定であります。

森林土木事業につきましては、香北町関係では森林管理道御在所線は6月中に発注予定であります。請負業者の倒産により工事続行が不能となった平成18年度林道西又河野線改良舗装工事、美良布岩改線開設工事は残工事を早期に再発注いたしたいと考えております。

中央東林業事務所関係では、（香北町）白川の復旧治山工事の測量が完了し6月末に発注予定であります。また、水産庁と連携した漁場環境の保全に資する森づくりの推進

として漁場保全の森づくり事業を導入し、（香北町）川ノ内において本数調整伐を25.9ヘクタールを計画をいたしております。

物部町からは、森林管理道押谷線、影仙頭線は現在繰り越し工事を施工中であります。別府峡上流の林道大栃線3号箇所は災害復旧工事の進捗につきましては、高知中部森林管理署の治山工事と調整を図りながら施工中であり、6月下旬までには護岸工事及び橋梁の橋げたの搬入が完了予定であります。8月末には舗装工事以外の全工事を完成する予定で、さらに上流の4カ所の林道災害につきましても8月末には完成の予定であります。

中央東林業事務所関係では、（物部町）別府中尾谷の治山工事は山腹工が完了、土留工、水路工等の施設を含めた残工事を施工中であります。また、平成18年度補正の（物部町）山崎復旧治山工事は、6月7日着手をいたしました。県営林道3線につきましては、現在繰越工事を施工しております。

次に、学校教育課からは、小学校、中学校、児童生徒数についてであります。現在市立小学校は9校、市立中学校は4校、市立小・中学校数は合計で13校で児童数が1,304人、生徒数595人で、児童生徒数は合計1,899人です。平成18年度の児童生徒数と比べますと31人の減少となっております。4月25日には教職員総会が開催をされ、平成19年度についても順調なスタートを切りました。

全国学力学習状況調査につきましては、4月24日に特に問題もなく実施をされ、9月の結果報告を受けまして今後の学習指導や改善に活用していきたいと考えております。

学校評価システム構築事業につきましては、今年度も昨年度に引き続き学校評価システム構築事業を実施していきます。進路指導、保健管理、組織運営、施設整備の4項目をふやし10項目としまして自己評価、外部評価を行い、学校運営の状況を適切に把握し改善方策等を検討していきます。文部科学省による第三者評価が6月25日から4日間、舟入小学校と香北中学校で実施をされます。

食育推進事業につきましては、本年度は学校教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業から新たに地域に根差した学校給食推進事業を行います。今までの食育推進事業を引き継ぎ、学校給食において地場産物の供給や利用の体制を研究しながら、あわせて献立内容や調理方法の研究も進めてまいります。

自立支援事業につきましては、今年度も生徒指導総合連携推進事業や新規の問題を抱える子どもなどの自立支援事業を実施します。教育支援センターふれんどる一むを中心に、学校、児童相談所、福祉事務所、健康づくり推進課、教育委員会が連携をとりながら、不登校、いじめ、家庭内の諸問題を抱える児童生徒、家庭を支援します。このような事業を中心として調査研究を進め、教育の質の向上を図っていきます。

生涯学習課からは、香美市体力づくり少年剣道錬成大会につきましては、4月29日に物部町大栃高校体育館で開催をされました。小学校25チーム、中学校31チーム、高校12チーム、計68チームが参加をしまして、中学校団体の部では大栃中学校が優勝

を飾っております。

参勤交代北山道保存協議会につきましては、5月13日に（土佐山田町）穴内ダム登山口から国見山を經由し国見山へ登り、赤荒峠に下山するルートで参勤交代道を歩く北山道大会を実施しました。協議会を構成する5市町村より約70名の参加がっております。

アイランドリーグにつきましては、（土佐山田町）土佐山田スタジアムではこれまで6試合が行われ、1試合平均約510人が観戦に訪れております。

今後の予定であります、7月7日に本年度は保健福祉センター香北におきまして、学校と地域が連携した活動の報告などつながりをテーマに香美市第2回生涯学習推進大会を、また7月20日の午後7時から同じく保健福祉センター香北におきまして、元やじろべえの中山よういちさんを迎え人権コンサートの開催を予定しておりますので、お誘い合わせの上ご参加いただきたいと思います。

図書館から検索システムにつきましては、市立図書館の検索システムを導入し3カ月が経過をいたしました、利用者のサービスの向上を目指す整備事業として家庭のパソコンから図書館の蔵書の検索が可能になったことをはじめとして、管内のパソコンで子ども用、成人用のタッチパネルの操作によって蔵書名、著者名、分野別のいずれかで借りたい本が簡単に検索できるようになりました。特に、小さな子どもにはゲーム感覚で利用ができており喜ばれております。

また、図書館職員につきましては、利用者管理、予約管理、貸し出し管理など日常業務に利用するとともに、それがそのまま蓄積されるため統計資料として事務の処理に活用していきたいと考えています。

消防課からは、平成19年1月1日から5月31日までの火災、救急及び救急出動件数につきましては、火災件数は建物火災が2件、林野火災が1件、その他6件となっております。4月はございません。5月に建物火災が1件発生しており、3棟等約122平方メートルを焼損いたしております。救急出動件数につきましては昨年の同時期と同じ件数でございます686件、救助出動件数は4件で、3月、4月に香北1件となっております5月の出動はありません。

香美市消防団春季演習につきましては、4月15日に香美市土佐山田消防団が春季演習を行い、消防団員や消防署員など約130名が参加しポンプ中継訓練を行いました。また、4月22日には香美市物部消防団員が演習を行いまして、消防団員や消防署員約60名が参加しポンプ基本訓練を行いました。

また、第36回消防救助技術四国地区指導会へも参加をしております。香川県消防学校におきまして開催をされまして、香美市消防本部からは以下のような4種目に5名の出場を予定をいたしております。

以上、諸般の報告を終わります、以下、本議会に提案をいたしております提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第4号から報告第8号までは専決処分事項の報告であります。報告第4号は、市営住宅賃料請求にかかる訴えの和解について。報告第5号は、市営住宅賃料請求にかかる訴えの提起について。報告第6号は、平成18年度大宮小学校校舎改築工事請負契約の一部変更をする契約の締結について。報告第7号は、市営住宅賃料請求にかかる訴えの和解について。報告第8号は、住民課における個人印鑑紛失事故にかかる賠償金の支払について。以上5件専決処分をいたしましたので報告をいたします。

報告第9号から報告第11号までは一般会計、簡易水道事業特別会計、介護保険特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

承認第1号から承認第10号までは専決処分事項の承認を求めることについてであり、承認第1号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」は、歳入歳出予算の総額から1億3,263万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ150億1,445万3,000円といたしました。特別交付税や各種交付金、市債等が確定したため、平成19年3月31日付で専決をいたしました。歳入の各款ごとの概況は次のとおりであります。

地方譲与税は、2税合計で1,183万3,000円、地方消費税交付金は1,011万5,000円、地方交付税は特別交付税が1,731万4,000円、それぞれの追加となりました。国庫支出金、県支出金、市債は事業の縮小によりそれぞれ7,218万7,000円、4,464万8,000円、6,390万円の減額となりました。

一方、歳出の概要は次のとおりであります。

民生費は、老人保健特別会計や介護保険特別会計繰出金の減額等により、2億2,548万4,000円の減。災害復旧費は7,590万円の減となりました。諸支出金は、財政調整基金の2億7,179万9,000円と、施設等整備基金、（香北町）アンパンマンミュージアムであります。2,300万円を積み立て、2億9,479万9,000円の増となりました。財政調整基金は、平成17年度末の現在高16億7,646万円と比較しますと、この1年間で1億9,395万4,000円増加したこととなります。

承認第2号から承認第8号までは、各特別会計の補正予算の承認であります。

承認第9号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について。

承認第10号は、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

次に、議案第50号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」は、歳入歳出予算の総額に1億1,722万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ148億3,105万円といたしました。歳入では、国、県支出金あわせて2,727万4,000円の増、財政調整基金、施設等整備基金等からの繰入金5,429万3,000円の増、市債3,510万円の増が主なものとなっております。

歳出は、保育園用地造成工事費の増等で民生費2,691万8,000円の増。竜巻被害などによるレンタルハウス整備事業費補助金1,326万2,000円、災害復旧工事

費 1,500 万円、アンパンマンミュージアム改修工事 3,405 万円の増が主なものとなっています。

議案第 51 号から議案第 54 号までは、各特別会計などの平成 19 年度補正予算であります。

議案第 55 号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 56 号は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 57 号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 58 号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 59 号は、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第 60 号、議案第 61 号は設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。議案第 60 号は、香美市立保育所、議案第 61 号は香美市立診療所についてであります。

議案第 62 号は、香美市立繁藤コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 63 号は、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてであります。

以上、平成 19 年度一般会計補正予算「第 1 号」など報告 8 件、承認 10 件、議案 14 件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましてはの説明はそれぞれ担当職員から説明申し上げますが、以上、私からの今期定例会に付します議案の提案説明と諸般の説明を終わります。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時 10 分間休憩をいたします。

（午前 10 時 25 分　休憩）

（午前 10 時 37 分　再開）

○議長（中澤愛水君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、地方自治法第 180 条第 2 項の規定による報告第 4 号から報告第 8 号までの専決処分事項の報告及び地方自治法施行令第 146 条の規定による報告第 9 号から報告第 11 号の繰越明許費にかかる繰越計算書の報告とあわせて、香美市土地開発公社の平成 18 年度事業報告及び決算報告、同じく財団法人香美市開発公社の事業報告及び収入支出決算報告について質疑を受けたいと思います。なお、平成 18 年 1 月から指定管

理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成18年度事業報告及び一般会計決算報告及び森林総合利用施設事業特別会計決算報告、同じく同公社の平成19年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算について、同じく同年3月から制度を適用している財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成18年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成19年度事業計画及び予算について、同じく同年8月から（指定管理）制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の平成18年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成19年度事業計画及び予算について、以上の3機関の報告等については、別途に議員協議会において質疑応答の機会を持つことにいたします。

それでは、市長の専決処分事項の報告及び繰越明許費繰越計算書の報告について、香美市土地開発公社並びに財団法人香美市開発公社の事業報告及び収支決算報告について質疑はありますか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

まず報告第4号ですけど、この人は和解が3月13日か、これで行われてるんですが、そうなれば当然この②の平成19年4月からその支払いが始まるということですが、これは現実には支払われているのかどうか。それから、この人はどこの団地におるのかということ。それから、もしこれがこういう取り決めが守られなかったときのよね、最終的な処分といいますか、立ち退きとかそういうことについての見通し。それから、今までにここの議会の中でもよね、住宅の家賃についての和解がなされてる等何件かあったと思うんですけど、そういう人たちがそういう決定に対して守られてるのか。それから立ち退き云々の処分が実際があったのかどうか。その点をまず、報告第4号についてお尋ねをします。

それから、報告第5号ですけども、この人は現状はやはりその住宅におるのかどうか。おるんだったらどこにおるのか。

それからもう一つ、報告第6号ですけど、報告第6号の場合はこれは（大宮小学校）校舎新築工事については、当然ボーリングというものを最初にやって地下何メートルに岩盤があるとか、そういうことについては前段に調査をして始めてるのではないかと思うんですけど、ここのあたり。それからその2点目の窓ガラスの強度の関係がよね、この計算の違いがあったということですけど、その中身はどういうことでこう変わったのか。よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 報告第4号の件につきましてご説明申し上げます。

この方につきましては、和解要綱で4月から6月末というような形で和解条件で和解をしましたが、現在未納です。今後の方向につきましては、この和解につきましては支払い督促の和解ということになっていきますので、これについて2カ月以上滞納、怠った

ときにつきましては期限の利益を失い、既払い額を控除した残額を直ちに支払うということとで和解しております。これにつきましては、現在支払いができておりませんので、今後につきましては明け渡し請求の提訴をすることになります。これは財政課の方が現在準備を進めております。

次に報告第5号の件につきましては、現在この方は契約上は（土佐山田町）黒土団地におります。その後、財政課等の話の中におきましては、一月以内にアパート等住むところを見つけて市営住宅を出ていくという話しになっておるといふうに聞いております。

それと関連しまして、全体的に支払い督促の和解等をした方の関係では、その他の件につきましてはほとんどの方が大体履行されております。1件香北町の方でありましたのは、これは職員と本人立ち会いのもとで退去していただいた件が1件ございます。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。
- 学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 報告第6号の件であります。

（大宮小学校）ボーリング調査の件ですけれども、建物の建っていた部分、体育館、取り壊していった部分で、ちょっと予想できないところがありまして、大体8メートルぐらいを想定しておりまして、それが4メートルで構わなかったという状況が出てきております。

それとたわみの件ですけれども、全体的な強度を調査する中で、強さはあるけれどもちょっとガラスが曲がり過ぎるというような結果が出まして、それについてガラスの厚さを変更したというような工事になりました。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） ほかに。  
4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） 報告第6号について関連でお尋ねしたいのですが、報告6-2ページ、このそれぞれに窓ガラスの強度再計算の結果、それからその次の多目的教室でプロジェクターによる学習ができる云々、それからその次の2期工事施工中に配膳室がというふうに細かに詳細が記されておりますけれども、その額、上記の理由によりふえましたこの額ですが、これの補助金の内訳がそれぞれの事業ごとにわかりましたらお願いします。窓ガラスにどれぐらいあるのか。その次はどうかという明細がわかりましたら。

- 議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。
- 学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 窓ガラスの厚さの件ですけれども、これは税込みで145万2,050円。それとプロジェクター関係は45万5,774円。補助金については、ちょっと手持ちの資料がございません。
- 議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

報告第9号の2ページ、この林業費の西又河野線改良工事です。これ、路肩と路側が、路側、相当高いですね。それで路肩が高くて掘ってありますね。それから路側がなんです、もう崩落の状態でビニールシートをかぶせてあるということですが、これはこのもう7月、8月になると梅雨がきますが、それまでにできますか、これ。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 久保議員のご質問にお答えします。

これは香長建設の倒産による工事のことをございまして、先ほど市長の諸般の報告でも申し上げましたとおり、工事につきましては早急に発注したいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 関連ですけど、7月に入った時分には完成しますか、どうです？そこな点。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） まだ十分精査しておりませんので、また後日ご返事をさせていただきます。（後に「渇水期に発注したいので発注を待っている。」と追加説明あり。）

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず1点目に報告第7号ですけれども、債権額5万4,000円で、この括弧の閉じたこの期間ですが、平成5年10月から平成8年11月分ということで5万4,000円、債権額はこれ額の方はいいと思いますが、期間がこれでいいのかお尋ねします。

そして報告第8号ですが、これ預った個人印鑑ということですが、一連の流れがちょっとわかりかねますので、具体的に説明をお願いいたします。

それともう1点、財団法人香美市開発公社の方についてお尋ねしますけれども、私の認識不足かもしれませんが、この9ページの図書館の改修工事業費、額は3,300万ということで大きいんですが、普通、社会教育費、図書館費等で出されていくべき性質のものと思うんですが、そこら辺のことがわかりませんので。なぜ、ここでは入りの方では同額の金額が入って出ているというふうなことですが、どこからこのお金調達されたのか。その点も踏まえて答弁の方よろしく願います。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 報告第7号の件につきまして申し上げます。

期間とは支払い期間？

○3番（山崎龍太郎君） 平成5年10月から平成8年の11月分で5万4,000円という額は余りにも少なくないかということです。

○収納管理課長（後藤博明君） その件につきましては、月額が2,700円で、こ



の間だけ入居しておったということです。現在はここにおりません。

○議長（中澤愛水君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 報告第8号の事故の流れについてご報告いたします。

今回の相手方、〇〇さんの使者の方が住民課へ戸籍の届け出にきた際に、窓口で書類と担当者が封筒をお預かりいたしました。書類の審査を終えまして印鑑を押していただくときになりまして、使者の方が担当者に渡したという印鑑がないということに、そのときに気づきました。その間がわずか15分間で移動距離も3メートルぐらいの作業台への移動だけでしたけれども、その後どんなに探しても印鑑が見つかりませんでした。そのときにですね、忙しかったということもあるんですけども、担当者が印鑑をお預かりしたというところの記憶がちょっとあいまいな部分がありまして、向うの方は確かにお渡しをしたと言うけれども、はっきり預ったということの記憶が非常にあいまいでありました。そこで、どうしてもお預かりをしたということになってしまいましたので、その印鑑をお返ししなければならぬけれども、結果的にその印鑑が見つからなかったということで、すぐに〇〇さんの方にお電話をして事情もお話しをして、その後何回かのやりとりをしておわびもいたしまして、代替の印鑑代金を支払うということで今回合意に至りました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 財団法人香美市開発公社の図書館の件についてお答えをいたします。

この図書館の件につきましては、財団法人香美市開発公社の方が肩がわりをしまして図書館の改修工事を実施をしております。諸経費としましてかかった経費が3,353万820円、この間の利息が16万7,654円、計3,369万8,474円について市に同額で引き取っていただくということになりますので、入と出がペーパーの上では合うということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） いやまだ、後で言います？

○議長（中澤愛水君） 答弁漏れですか？

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連、すいません。報告第7号ですけども、2,700円で6年、7年、8年、38カ月やったら10万2,600円になるとは思いますけど、確認をお願いします。

それと報告第8号ですが、この印鑑は認めのはんこやったわけですか。もし実印やったらまた違う、印鑑登録とか含めていろいろ手続きせんと思いますが、それについて。

それと、財団法人香美市開発公社ですが、これは借り入れでやってると、縁故の資金

か何かでやってるといふことの認識でいいですかね？すいません、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 平成5年10月から平成8年11月までは入居の期間ですので、この間に多分何月かは入っておるのではないかと。（後に「38回のうち20回分が残っている。」と追加説明あり。）ただ、詳しいことはちょっと持ってませんので、また。

○議長（中澤愛水君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 報告第8号の件ですけれども、印鑑は認印です。ごく普通の手彫りの一般的な認印でした。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

財団法人香美市開発公社が先に用立ててやります分については、借入金処理をすることになります。縁故でお金を借りて処理しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

報告第9号の2款（総務費）1項（総務管理費）の中のこの（土佐山田町）黒土の竹串組合というのはいつも話題に出てくるんですけど、ここは私も一般質問でも言わせてもうただけど市の管理している建物が隣接する人によって破壊されてると。それが現状そのまま過ぎしていきゆうということによね、常に倒壊の問題が引っかかっているということを民間の人からも聞いてるんですけど、これは、そういうことは詳細が明確にならないということでこういう予算を組んでやりゆうと。見通しはどんなになっているのか。1点。

それから、8款（土木費）の道路関係ですけど市道山田駅百石線、これはもう僕は一般質問をさせてもらって拡張するというのをJRの方から認可を受けたということを一ちらと聞いたんですけど、これの見通しというか、実際あそこの道路の角が引いてくれるというような話に、実際になっているのかどうか。

それから、（10款）教育関係ですけど、（3款）中学校費の中で鏡野中のプールの関係ですけど、これは用地を何か2～3人の人が持っているということですけど、この用地交渉はどの方向でいってるのかお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 片岡議員の2款（総務管理費）の（土佐山田町黒土、旧）竹串組合の関係でございますが、その壁破損の部分がまだ復旧されておりませんが、中に置いてあったものは撤去しております。それからこれに、繰越計算書に載っている分は、隣の方となかなか境についての主張がかみ合わないため、筆界特定という法務局に登記上の境を明確に現地で特定してもらおうという、そういう業務を法務局へお願いし

て今進めているところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 報告第9号の市道山田駅百石線の改良工事につきましてお答えを申し上げます。

用地につきましては買収が完了しておりまして、間もなく工事にかかれる状況になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 鏡野中学校のプール用地の件につきましてお答えいたします。

交渉はもう無事に終わりましたので、税金の関係がございまして、税がかからないような方法ということで、公拡法（公有地拡大に関する法）の申請を県の方へ提出しまして、用地の交渉をなささいというところまで進んでおります。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 先ほどの山崎議員さんの報告第7号の件について報告させていただきます。

38回のうち飛び飛びで入っております、20回分となります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい、10番、山崎です。

香美市土地開発公社の方ですけれども、7番、公有地の明細表とかありますが、どういう用途で取得したもので、現在どのように運用されているのかというのがちょっと教えていただきたいと思います。

それと旧香北町と旧物部村は現在（土地開発公社は）解散してますが、その際に資産はどのように処理されたのか教えてください。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

旧香北町と旧物部村の件につきましてはちょっと私は承知をしておりませんので、また後からお答えをさせていただく格好になるかと思っておりますけれども、土佐山田町の方につきましては、基本的に土地開発公社が用地を取得するというのは公共事業のために先行取得をするという前提があって取得をするわけですから、それぞれ公有用地の明細表をつけておりまして、（土佐山田町）秦山公園に係る分の用地の先行取得であるとか、それから道路用地に関する先行取得であるとかというようなことがここに書いておられることでございます。こういうものにつきましては、事業の目途が立ってきますとその段

階で市に引き取っていただくということになっておりますが、なかなか事業の目途が立たないということもあって、現在土地開発公社がそのまま所有しておるといような状況です。初めも申しましたように、土地開発公社の土地につきましてはそういう事業目的があって先行取得をするということですので、その点をご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

また、財団法人香美市開発公社のことについて聞きますけれども、まず1つは2ページの副理事長が助役のままでいいのかということ、副市長じゃないのかということですが。

それともう1点、12ページのこの2,000万円の香美市の借り入れですけど、これは今後どういうふうに支払っていくのか。特別損失で挙げてますので、株券の方はね。目途をお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

この決算の部分につきましては3月31日で締めますので、3月31日までは助役ということですので、その点ご理解をお願いいたします。

2,000万円の件ですけど、これは損失がここで処理をされるわけですけど、結果的に公社が清算をするときに市にこのことについては処理をしていただくということになります。手続き的にはそういうことです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） そうしますと香美市土地開発公社の方は副市長になってますけれども、大変くだらないかというたらくくだらないかもしれませんが、これは4月1日現在か？

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） まことに申しわけございません。

ミスプリですので、そういうことをご理解いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 繰越明許の点でお尋ねしますが、承認1-11ページに繰越明許費補正というのがありまして、それともう1つの明許の明細が3月に示されたのとちょっと額の違ってるものもあるんですが、これから決算に向けてこういうふうに補正なんかも発生するだろうと思うんですが、これでもう大体終わりと見ていいですか。この明許補正。

それと、財団法人香美市開発公社の方でお尋ねしますが、さっき市長の方から諸般の報告の中でも建設都計課の関連でご説明も一定あった、それも該当しておるのかと思うんですけども、財団法人香美市開発公社の10ページの保有地等の明細表の中に都市計画街路用地、そして1、2、3まで（土佐山田町）泰山公園用地とありますが、これの事業目的がわかりましたらお願いします。

それと、こちらの香美市土地開発公社の方で、さっき山崎議員がお聞きしましたのと関連をするんですが、例えば先行取得というのはわかりますけれども、もうこの8ページの明細表で、例えばずっと言われております2番の（土佐山田町）新町西町線、それから5番の旧楠目小の拡張、これ道がそういうふうにつく見込みがあるのか、事業見通しがあるのかどうかということを、この、特に2番、5番についてお聞きしたいです。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

繰越明許につきましても、今、議員がおっしゃられました11ページの繰越明許費補正が最終でありまして、報告第9号でその補正も今の11ページも含めまして最終的なものを繰越計算書で報告をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 大岸議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず財団法人香美市開発公社の10ページの都市計画街路用地につきましても、これは山田小学校のところのくじら学童さんに駐車場としてお貸ししてある部分でございます。

それと、同じく香美市土地開発公社の方の2番の（土佐山田町）新町西町線となっております部分につきましても、あけぼの（街道）にひつつきました佐々木の歯医者さんの西側の土地でございます。いずれも新町西町線の計画地の中にございまして、土地計画決定を受けて事業を進めるということで、それぞれ香美市土地開発公社に先行取得の依頼をしたものでございます。

それから、旧楠目小につきましてもちょっとこうわかりかねますが、（土佐山田町）泰山公園用地につきましても、この部分につきましても把握をしかねておりますけれども、駐車場あるいは公園の計画、現在の公園計画内であれば事業完了までには買収ができるというふうに見込んでおります。ひょっとその計画地から外れている部分があるかもわかりません。ちょっとそこの境のところが把握できかねておりますので、以上、お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっきの香美市土地開発公社の方の8ページの5番の旧楠目小拡張のその用地の件ですが、これはちょっと用地費、取得したときと支払利息も含めました現在の額をちょっと割って単純に計算してこういうのが合ってるかどうかわから

ないですけど、取得した当時は坪8万円ですね。それで現在、この額でいきますと坪33万円ぐらいになると思うんですが、もしその事業計画の見込みが立たないのであればこういう利息をずっと生みますので、またこの額でもし何かあったとき市が買い上げる、もう見込みがないということですので売却の方法を探るか、安ければもっと売れやすいとも思うんですけども、そういういつまでも取得しておくのはどうかということが1点と、それから、金利、もうちょっと安いところに金利、借りかえの方策も含めてそういう手だてをとるべきではないかということでお尋ねします。

それともう1点、香美市土地開発公社の関係ではありませんでして、報告第11号でお尋ねします。報告第11号の1ページ、これも介護保険の関係で繰越明許がされておりますが、この制度改正に伴うシステム改修事業というのは、これはどういうことでしょうか。システム改修が終わらなければ事業ができないのじゃないかと思うんですけど、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私の方から香美市土地開発公社の楠目小拡張の用地の件でお答えを申し上げます。

名目は楠目小学校のいわゆる拡張ということで、目的で事業取得をしておりますこの用地でございますけれども、当時そのような状況で先行取得したんじゃないかなということも考えられますが、ちょうどこの箇所は高知山田線、いわゆる今の（土佐山田町）鏡野から三差路へ、楠目の三差路へ抜ける都計道のちょうど位置に位置しております、そういうことも含めてここで、いわゆる先行取得をされたであろうということの、今の確たる書類はございません。しかし、ご存じのように楠目小学校につきましても、もう既に移転をしております。そういうことから、目的そのものはもう達成されております。かといって、今現在これをさっと処分してくるということには考えてないんですが、ご質問のとおり利息も重なってきますし、この目的から言いますと、非常にこう、もうかけ離れた状況にあるんじゃないかなということも考えまして、特に香美市土地開発公社の理事会等でもたびたび指摘されておりますこの件、その他の件につきましても同じでございますけれども、そんなことも含めて今後のこの今現在処分されてない、また引取りがされてない土地についての今後のあり方についても早急に検討していかなくてはならないなという、またその時期に来ておるといいうようにも考えております。なお、利息等につきましては、毎年いわゆる関連の借入先等につきましては予算見積りを取って、できるだけ安いところで有利に借り入れをしておるといのが状況でございますので、そこらも含めて今後、今回の質問も踏まえながら検討を進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 報告第11号のご質問についてお答えをいたします。

この事業は、医療制度改革に伴う介護保険システムの改修事業ですが、3月までに国

からその詳細が示されてなかったために平成19年度以降に繰り越しをしてする事業でして、具体的な改修作業に入るのはこれからということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） すいません、もう1点だけお尋ねします。

さっきの香美市土地開発公社の8ページに代替地明細表というのがありまして、その3番の町道2107号線の代替地というのは、これは何の事業の代替地として取得をされたものだったのでしょうか。ポケットパークとは直接関係ないと思うんですけど、それをお願いします。同じ2107号線なのでポケットパーク等の関連はないと思うけれども、この代替用地の3は何の事業の代替用地として購入されたもの、取得されたものか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 恐れ入ります。この土地については、ちょっとそのご質問については、後ほどまた調べてお答えさせていただきということでお許しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい、20番、大石です。

同じく香美市土地開発公社の明細表が出ております8番、駅前広場ですが、どこなのでしょう。

それから、だんだんこのお話しは出ています土地の先行取得は、もちろんそのときの必要性があって目的達成のためということではありますが、私、1番から13番までわかっているところとわからないところがありますので、いわゆるもうこの時代の流れと状況変化により目的やその必要性がなくなったり（事業が）できなくなったり、そういうことはあることですので、要するによく言われる塩漬けの土地ですよ、遊休地、そういうことでとらえてもよいかなということも考えられますが、この1番から13番までの中で、やはり処分できるものは処分し、身を軽くしていく。そういうことは、先ほどもお答えは副市長からいただきましたけれども、私の方からなもう少し具体的に教えていただけましたらと思います。特にその8番、駅前広場につきましてわからないものですからよろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 8番の駅前広場の土地ですけれども、ここは元JR土佐山田駅の貨物の引込線のあったところございまして、その国鉄からJRになった後にですね貨物を取り扱わなくなって、打診があって、当時旧土佐山田町が引き取ったといういきさつを聞いております。この土地につきましては、現在

ビジネスホテルダイワの一部用地にお貸しをしております、毎年賃借料をいただいておりますという状況です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

報告第9号の林業と土木費ですが、この一般財源ですね。林業では3件ですか、それと土木費では1件ありますね。それ、本来なら終わっておって当然だと思いますが、それぞれ理由があるかと思います。その理由をお答えください。

○議長（中澤愛水君） 答弁漏れに対して、企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 大石議員からご質問の中に、いわゆるその塩漬けの土地についてのご指摘があったわけですがけれども、これにつきましては香美市土地開発公社といたしましては市の方に早く引き取ってほしいというご要請を常々させていただいております。現段階ではもうそういう対応しかないというのが香美市土地開発公社の事務的な対応でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井潤君） 久保議員の報告9-3の道路の起債に、繰り越しにつきましてお答えを申し上げます。

過疎事業につきましては、過疎債の決定というのがこう非常に遅くなってございまして、決定を受けて後に実施設計にかかるというようなこともございまして、非常に工期がとれないというようなこともありまして繰り越し事業になってございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 林道の負担事業の繰り越し分でございますが、これは2工事ともですね谷、河川に属するものでございまして、渇水期を逃しますと発注をできないということで、ちょっと待っておるところでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第61号及び議案第62号につきましては、香美市立繁藤コミュニティセンター内に診療所を開設するための事務手続きを早期に行う必要があるための理由により、議案第63号につきましては、本年の第1回定例会で設置及び管理に関する条例が可決された土佐山田町平山地区の香美市地域交流施設に関して旅館業の営業許可申請を早期に行って、本年7月1日に開設できるようにするための理由により、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し本会議方式により審議、採決したいと



と思いますが、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

これから、議案第61号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 議案第61号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成19年6月13日提出。香美市長、門脇楨夫。

香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市立診療所の設置及び管理に関する条例（平成18年香美市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条の表香美市立繁藤診療所の項中「9番地」を「3番地1」に改める。

附則、この条例は、平成19年7月1日から施行する。

提案理由でございますけれども、議案第62号と関連いたしております。繁藤診療所の老朽化によりまして、繁藤地区コミュニティセンター内に診療所を移転するものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますから、これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、香美市立繁藤地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 議案第62号、香美市立繁藤地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

平成19年6月13日提出。香美市長、門脇槇夫。

香美市立繁藤地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市立繁藤地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年香美市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表相談室の項を削る。

附則、この条例は平成19年7月1日から施行する。

提案理由、現在の繁藤診療所の老朽化に伴い、繁藤地区コミュニティセンター内の相談室を診療所として転用するため本条例を改正するものである。

なお、これは先ほどの議案第61号と関連するものです。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

これは（繁藤コミュニティセンターの）相談室を診療所にするということになれば、内部の改装とかそういうことは一切必要ないんですか。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私の方からお答えをいたします。

当（繁藤）コミュニティセンターにつきましては、10年ほど前に建設した施設でございます。当時の建設計画の中でこの相談室は健康相談室ということで設定しております。即診療所ということで対応するにしても、できる形で建設をしておりましたけれども、非常にこう手続きが、今日に至った経過がございます。その経過といいますのも、いわゆるこの繁藤コミュニティセンターの建設の補助金関係がございましたので、公的資金をお借りして建設をしておりましたので今日に至ったということで、ちょうど上級官庁とも協議を重ねてまいりまして、今回承諾を得られるという見込みがございましたので、今回条例の制定をして診療所に使っていく。整備につきましては、特段の整備は必要ございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長(濱田賢二君) 議案第63号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり香美市地域交流施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 香美市地域交流施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 地域交流施設「ほっと平山」運営委員会
- 3 指定管理者となる団体の所在 香美市土佐山田町平山459
- 4 指定の期間 平成19年7月1日から平成22年3月31日まで

平成19年6月13日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、香美市地域交流施設の管理及び運営を効果的に行わせるため指定管理者を指定するものです。

なお、若干補足をいたしますと、7月1日のオープンを目指して7月1日から(指定管理者に)指定をしたいということがございますけれども、保健所の方との話の中で、旅館業法の許可をするのは約手続き的に2週間かかるということがございますので、逆算をいたしますと議会の早い段階で議決をいただいて、それから保健所の方に申請をしたいというふうに考えております。

以上、補足説明をさせていただきます。

なお、次ページに指定管理者の概要につきまして資料を載せてございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 4番。

この指定管理者に指定するという事で議案が出されておりますけれども、この受ける「ほっと平山」、この運営委員会の代表者が(会長の)山崎周作さん、契約を市との間で指定管理に当たっては、契約書のもっと細かく取り決めたものがあると思うんです

が、こうして議案に出す場合には、やはりそういう内容も案であれ添付して説明をしていただくべきではないかと思うんですが、その辺、1点お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

契約書というご発言がございましたけども、一般的に指定管理をする場合には協定書ということで、協定を結んでお願いをするということになっております。企画課がこれまでに扱いました案件で言いましても、例えば平山木工所があるわけですが、この場合にも議案としてお出しする際にこの協定書については参考資料としてお出しをしてきた経過は承知をしてございません。と申しますのも、1つには議決によりましてやっていかということをごちらが決めることになるわけですが、決めた後で調整を、手続き的にはしていくと。相手方のその部分との調整をするということになってきますので、こちらがその段階で表向きその案であれ出していいのかというところに若干疑義が残りますけども、ただ、案というものは当然持っておりますので、そのことについて提出をということであればちょっと検討していきたいと思っております。ただですね、今のところでどんなことを考えておるかということにつきましては、一応口頭でご説明は可能かと思しますので答えさせていただきます。

まず、大事な件につきましてですけども、まず業務の内容ですけども、これについては規定をしていく必要があるということになります。

次に、再委託の禁止。指定管理するわけですが、それをほかの者に委託をされると困りますので、これについての縛りをかけると。ただ、状況によっては一部再委託ということも考えられますので、これはその市との協議によって可能な部分も道としては残しております。一般的にはそういう取り扱いになります。

指定期間につきましては、先ほど言いましたように期限をしっかりと定めておく必要がございますから、この7月1日から3年間というお約束ですから、およそ向こう約3年間になりますけども、平成22年3月末まで指定管理をお願いしますということで進めていきたいと思っております。

それから、利用料金につきましては、第1回の議会の際に一定この範囲内からこの範囲内ということを決めました。ここについてはきちっとその料金を決めていく必要があるということもございますので、利用料金についても決めていく必要があります。しっかり確認をして運営に当たっては料金は加えていただくということでお示しをすることになっております。

管理費用につきましては、管理をしていくために必要な代行料をお払いをすると。これはこれまでも再三議会でもご説明してきました管理代行料の分については、3年間で合計した額を明確に示していくということにしております。

それから、施設の修繕については、どちらがどうもつかということも具体的に示しておく必要があると。軽微なものについては、当然その指定を受けた方でやってくださいと。

施設の大規模な改築等については、協議によって市がそのことに当たるというようなことも書き込んでございます。

それから、事業報告と検査、これは当然もう指定管理をする以上は責任を明確にしておくということもございますので、そこもしっかり書き込んでおく必要があるということもございます。

それからあと、その協定の解除であるとか損害賠償とかいうくだりを書き込むというようになっております。

ちなみに、これまで協議をしてきた中では特に関心がある部分が利用料金だというふうなこともあります。宿泊料金につきましては素泊まりの場合には、大人が3,000円、小・中学生が2,500円、幼児が1,000円。1泊2食つきの場合は、大人が5,500円、それから小・中学生が5,000円、幼児が2,000円。1泊朝食つきが大人が4,000円、小・中学生が3,500円、幼児が1,500円。ここは当然旅館業法の適用を受けますので宴会もできます。そういった場合の料金設定も一定目安としては、何ぼでもというわけにはいかんだろうと思っておりますので、一定公序良俗の範囲内でこの程度でやってくださいというお示しをする必要がある関係上、宴会については2,500円から余り大きくはみ出さない。ただ相手方のオーダーにもよりますので、そこらあたりは調整が可能な部分で対応していただきたいと思っております。2,500円という決め方をしないで2,500円からという決め方をしております。お弁当もつくって提供していきたいということもございますので、その部分については500円程度以上のものでどうだろうかということ。お風呂につきましては、宿泊される方については当然入浴料も含んでおりますけども、宿泊客以外の方については300円をいただくことでいきたいというようなことでございます。それから、会議室につきましては、午前、午後、夜間とそれぞれ3区分をしまして、それぞれ1,000円をいただく。冷暖房がついておりますので、これを使った場合にはそれぞれ300円の加算をしていくというようなことを決めております。

そういったその取り決めを結果的には確認をし合って協定を結んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 詳細な説明をありがとうございました。昨年12月に初めてこれが提案されましたときに、当初からいろんな懸念事項がいろいろ言われておりますけれど、企画課長はその地域づくりのこれが試金石になるというふうにおっしゃったかと思うんですが、学校をこういうふうな形でやっていくということは、例えば当時も言いましたがほかにも統合して廃校になりそうな学校、なっている学校があるわけですね。そういうところから同様の申し出がきたときに、それへどういうふうに対処するのかというふうなこともありまして、やっぱりきちんとした、だれが見ても納得のできるルー

ルづくりというのがどうしても今後必要と思います。その点が1点と、それから、現在の時点でトータルどれぐらいの公金がこれに打たれるのか、その2点をお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

まず、ルールづくりですけれども、市とそれとその指定管理者との間では、今言いましたような協定書でもってルールを定めていくと。今度はその運営をするといいますか、指定管理を受ける方につきましては、じゃあその市との関係だけでいいのかということがあろうかと思えます。この運営委員会の中でも相当詳しくその規約を定めていただいて、そのルールに基づいて運営をしていただくということになればおかしゅうございますので、そういった手続き的なことについてはお願いをしております、実は4月14日の日にこの「ほっと平山」運営委員会が総会をもたれておりました、そちらの中で運営委員会規約というものが定められております。これは、私もいただいて大変驚いたがですけども、非常に緻密、精密に決められておりました、ある意味初めからこんな格好でいくとつらい部分がありやあせんろうかということも心配もしないわけではないですけども、ただ、民間の団体でありますから、ある意味自由にことに応じて変化をしていくということもぜひ頭の中に入れててくださいというお話しもしてきた経過もございます。そういうルールについては、一定その二段階構えの部分で決められとるということでもあります。

それから、公金の部分はどれぐらい要るのかということですけども、指定管理料については、これまでもずっとお話をしてきましたように、3カ年間にわたって一定の額の支援をしますと。これにつきましては、かつてその学校の休校のときをお願いをしておりました校舎の管理、これの部分については週に2日程度でしたけども、これを365日年間をみよう。あと電気、水道、光熱水費ですね、そういったものについては基本額の部分をみていこうということで一応計算をしまして、お願いしてきた数字ですけども、今回、平成19年度については年度途中の指定管理になりますから、代行料といたしましては220万円。それから平成20年度、平成21年度につきましては各年度291万円程度を、トータル800万円以上になりましようか。その金額を3年間で指定管理料としてお支払いをしていきたいというふうに予定をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい、どうもありがとうございました。全員賛成であります。  
よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。  
これで本日の日程はすべて終わりました。  
次の会議は6月19日火曜日の午前9時から開会をいたします。  
本日はこれで散会をいたします。

（午前11時42分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 9 年 6 月 1 9 日 火曜日



平成19年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成19年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日火曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	石川彰宏
7番	千頭洋一	19番	前田泰祐
8番	小松紀夫	20番	大石綏子
9番	門脇二三夫	21番	西山武
10番	山崎晃子	22番	西村芳成
11番	片岡守春	23番	坂本節
12番	久保信彦	24番	山本芳男

欠席の議員

25番 中澤愛水

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	横谷勝正
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	法光院晶一	業務管理課長	岡本博臣
農政課長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸  
選挙管理委員長 松 尾 禎 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成19年6月19日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 1番 山 岡 義 一 君
- ② 15番 依 光 美代子 君
- ③ 10番 山 崎 晃 子 君
- ④ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑤ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑥ 5番 織 田 秀 幸 君
- ⑦ 2番 矢 野 公 昭 君
- ⑧ 23番 坂 本 節 君
- ⑨ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑩ 4番 大 岸 眞 弓 君
- ⑪ 11番 片 岡 守 春 君
- ⑫ 7番 千 頭 洋 一 君
- ⑬ 17番 竹 内 俊 夫 君
- ⑭ 20番 大 石 綏 子 君
- ⑮ 8番 小 松 紀 夫 君

⑩ 12番 久保信彦君

⑪ 3番 山崎龍太郎君

#### 会議録署名議員

9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○副議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。25番、中澤愛水君は第83回全国市議会議長会定期総会に出席のため欠席、21番、西山武君は所用のため遅刻という連絡がありました。したがって本日の議長役は、私、副議長が務めますのでよろしくお願いをします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

1番、山岡義一君。

○1番(山岡義一君) 1番、山岡です。通告に従いまして、一般質問を行います。今回の一般質問のトップバッターでございますので、どうか執行部の方々親切丁寧にご答弁をお願い申し上げます。

まず最初、療養病床再編についてでございますが、厚労省いわゆる厚生労働省は2006年度の医療制度改革で全国に23万床ある医療型療養病床を2012年度末までに15万床に削減し、15万床ある介護型療養病床を2011年度末までに全廃することに決めました。県内には診療所を含め医療型・介護型の療養病床が7,630床あるうち、4,550床が再編の対象となるように見込まれています。再編によりまして行き場を失う高齢者が発生をしまいたします。何よりもこのことが大事でございます。また、医療機関で働く職員の雇用不安等極めて重い課題があるわけでございますが、市長はこれにつきましてどのように考え、また対応策についてどのように考えるかお尋ねを申し上げます。

また、香美市内の医療機関での再編の見通しについてお尋ねをいたします。

次に、人権のまちづくり審議会でございますが、香美市人権のまちづくり審議会条例では、「香美市におけるあらゆる人権が尊重される社会づくりを進めるため、審議会は必要に応じ調査・審議し、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる」とあります。旧土佐山田町の時代に、平成14年4月1日にこの条例が施行されてから5年間審議会の開催がされておられません。果たしてこの審議会は機能しているか。その、機能していないというふうに思うわけでございますが、その理由につきましてお尋ねを申し上げます。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長(山本芳男君) 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) 山岡議員の療養病床問題について、私から療養病床再編についての考えを述べさせていただきます。

ご質問の中にもありましたが、療養病床が再編された場合、行き場を失う高齢者の方々が発生したり、医療機関にも影響が出てくると思われれます。介護療養病床について

は平成23年度で廃止をしなければならないと決まっていますので、それ以降は全廃となり、それまでに入っている方の行き先や職員の処遇の問題が発生すると考えられます。また、介護療養病床を他の介護保険施設に変更することも考えられます。医療療養病床については、介護療養病床と同じように医療療養病床を介護保険施設に変更することも考えられます。療養病床から介護保険施設に変更する場合、介護保険料の設定など介護保険事業計画に影響してくるので次期の計画、これは平成21年度から平成23年度が次期の計画になりますが、この次期の計画を検討するとき、検討するのが平成20年度末までに計画を立ないかんですが、平成19年度、平成20年度の検討するときに合わせて検討する必要があると思います。

それと、香美市内の医療機関の動向については、平成18年度に県が意向調査を行っていますが、その当時は具体的な方向性については未定とのことでした。現在、医療機関の動向については把握しておりません。市長の諸般の報告で香美市医療制度改革等対策本部の設置について報告をさせていただきましたが、対策本部の下に療養病床問題検討部会を設置しました。ここで市としての考え方、方向性を今後検討していかなければならないと考えています。

○副議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 山岡義一議員の人権のまちづくり審議会についてお答えいたします。

人権のまちづくり審議会は、本市の人権行政を行う上で重要な審議会でございます。この審議会が長期に開催できなかった理由は、当課が事業を引き継ぎました平成17年度は合併に係る事業等もあり開催をすることができませんでした。また、合併後の平成18年度には旧香北町、旧物部村、旧土佐山田町の旧3町村からの委員の委嘱も行き準備をいたしておりましたが、事業の広がり等により現在に至っております。現在は町（市）内の関連事業を収集し、審議会を開催する段取りを行っているところでございます。第1次香美市振興計画でも人権尊重の地域づくりを位置づけており、今後はこの計画に基づいて一層の努力をしてまいりますので、よろしくご助力をいただけますようお願いいたします。

○1番（山岡義一君） 療養病床の再編で市長の関連。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。山岡義一議員の療養病床の再編につきまして、私の方からもお答えをさせていただきます。

療養病床の再編につきましては、大変大きな課題となっております。このことにつきまして県市長会、また四国市長会の中でも論議をされております。私ども香美市の方からは、市長会の方に介護型療養病床の廃止期限の延長に対して国に要望もさせていただいております。また、受け皿となる居場所づくりへの国による特段の予算措置についても考慮願いたいというふうな要望もさせていただいております。そうした

ことにつきまして、県もまた、県の方から国の方にそうしたことを上げていただけるような話をさせていただいております。大変、療養病床比率が全国トップの本県でございますので、療養病床の削減に伴う入所者の受け入れ、受け皿不足への不安を大変強く感じておるものでございます。

以上、そうした今対応をいたしておりますし、また、先ほど保険課長の方から述べました香美市医療制度改革等対策本部も設置をいたしております、その中で具体的な、また対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（山本芳男君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 2回目の質問を行います。

療養病床の再編の問題でございますが、これは介護型療養病床を2011年末に全廃をするということございまして、もうカウントダウンが始まっております。このことにつきましては、相当、現在入院しております高齢者の行き場がなくなるということでございますが、これは重大な問題でございます、いまだこういう声が住民の中には具体的に起こっておりません。しかし、2011年ということの日が決まっておりますのでなかなか大変な問題でございますが、これから対策本部、部会を設置して検討するということでございますが、不安なのは現在香美市の住民が香美市の医療機関の状況を把握していないということでございますが、これを1日も早く把握していただきまして、住民に対する安堵感を与えてほしいと思います。もう1つしますが、香美市の医療機関の状況を早急に把握をしてほしいというふうに思います。

それから、人権のまちづくりの問題でございますが、私は今議会で旧土佐山田町の時代から4回目のこのことについての質問をするわけでございます。1回目の（質問は）平成15年9月議会で当時の人権対策課長に答弁をいただきましたが、その答弁の内容としましては「平成15年にスタートする予定であったができなかったのもので、平成15年度中にスタートすべく準備をしてきた。間もなくスタートできる」という話です。これが平成15年9月定例議会でございました。2回目（の質問）が平成16年、1年後の9月定例議会で、その当時の人権対策課長でございますが、「平成15年度には立ち上げるタイミングを逃してしまった。本年度、目途をつけていきたいと考えている」と、こういうことございました。第3回（の質問）が平成17年9月定例会で門脇市長（旧土佐山田町長）の答弁をいただいておりますが、これはもうここで内容を、答弁の内容を言いません。門脇市長（旧土佐山田町長）自身も答弁をしておりますので、十分覚えておくことだと思っておりますが、なお、このことにつきまして4回目の答弁でございますので、もうこの辺で二度と壇上でこの審議会の質問をしたくありません。そういうことで市長の答弁をいただきたいと思っております。

また、香美市内に外国人に対する人権侵害事件があったと聞いております。このことについても当然人権のまちづくり審議会に報告して意見を聞くべきでなかったかというふうに思うわけでございますが、このことはどのように対応してきたか。また、どのよ

うに解決をしてきたかお尋ねを申し上げます。

2回目の質問でございますが、もう3回目はしたくありませんので、議会答弁では同じ質問を3回も4回もさせないように誠意を持った答弁をいただきたいと。議員との信頼回復よりも大変大事なことでございますので、このことについてご留意をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山岡義一さんの2回目の質問にお答えをさせていただきます。

療養病床の再編につきましては早急に、また、この医療制度改革等対策本部等によりまして体制を整えていかなければならないというふうに思っております。

そして、人権のまちづくりの審議会につきましては、大変、開催ができてなくまことに申しわけなく思っております。体制が整ってきつつございますので、早急にこの審議会等も開き、そして、この香美市の中で人権尊重のまちづくりが浸透できるように、そうした体制をもって進めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 山岡義一議員の2点目ですが、外国人に対する人権侵害があったのではないかというお話ですが、生涯学習課の方としましても具体的にはちょっとよう聞いておりません。せんだって耳に挟んだ状況ですが、アパートの入居に際してそういうお断りをされたというような状況を聞いておることでありまして、具体的にちょっとよう聞いておりませんので、今後また詳しいお話を調査なりいたしまして検討をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○副議長（山本芳男君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 3回目をします。

3回目はもう質問をやめると思っておりましたが、療養病床の再編の問題でございますがぜひ早急に、先ほど申し上げたとおりカウントダウンが始まっておりますので、ぜひ早急にこのことを今回の部会を早急に開催をいただきまして、香美市の医療制度に対する調整もしていただきたいと思うわけでございます。現実には、医療機関もまだこの再編の問題につきましては決めかねておるという状態があるじゃなかろうかと思っておりますので、ひとつよろしくお願申し上げます。

人権のまちづくり審議会でございますが、外国人に対する人権侵害という問題であります。これも生涯学習課の中でこういう問題は発信をして、生涯学習課の中で解決するということが人権に対する本来のまちづくりの姿であると思うわけでございますので、ぜひ早急に、生涯学習課長がわかっておられなければ腹へ入れて、このことも近日に人権教育の審議会が開催をされると言われますが、それへの報告等もお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、香美市の人権のまちづくり審議会でございますが、委員の私も承諾を依頼を受けております。それが平成18年4月19日ございました。もう1年余り経過をしておりますので、この何も早く前へ進むように今年度、年内のうちにはぜひ審議会を開催をして、機能を果たすようにしていただきたいというふうに思います。

以上で3回目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 山岡議員の人権のまちづくり審議会の3回目の質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように準備会の段取りをいたしておりますので、7月、8月うち、夏までには開催を予定いたしております。よろしく願いいたします。

○副議長（山本芳男君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山岡議員の3回目の質問にお答えします。

香美市の介護療養型の病床については現在103床ありまして、うち32床が稼働してませんので、稼働している療養病床については71床です。この71床について3つの病院ですけれども、基本的には病院側の考え方、動向、意向にはなると思いますが、介護型を介護保険の施設に変換するという事になれば、またさほどの影響はない、介護保険料についてですけれども影響はないかとも思われますが、医療の療養病床を介護の保険施設に変えるということになると介護保険料にも影響してきます。それで、介護だけでなく医療の療養病床も含めて5つの病院になるわけですが、病院側と話し合いを持って検討をしていかなければならないと思っています。

○副議長（山本芳男君） 山岡義一君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） おはようございます。15番、依光美代子でございます。通告に従って4項目について質問をさせていただきます。

最初に地球温暖化についてお伺いをいたします。

この地球温暖化の問題について皆さんの中にも感じている方があろうかと思いますが、今年2月に国連の気候変動に関する政府間パネルの報告書が出てからというもの、連日地球温暖化に関する記事が新聞やテレビなどで報道がふえております。先日、私も東京大学生産研究所教授、山本良一先生の地球温暖化についての講演を聞かせていただきました。私が予想している以上にこの温暖化の問題が進んでいることに危機感を持ちました。そこで質問をさせていただきます。

この温暖化が過去50年で急速に進んだのは、私たち人間が化石燃料を燃やしたり、森林を伐採したりしたことによって二酸化炭素を初めとする温暖化効果ガスを放出してきたことが温暖化の原因だと結論づけられております。しかも、その温暖化は加速をしており、特に2000年以降排出量の増加が大きくなっており、地球の平均気温はここ100年間で約0.8度も上昇したと言われており、そのうちの0.6度はこの30年で



上がっております。つまり、10年間で0.2度ずつ上昇したことになるわけです。このままの状態が続けば、人類が存続するための基盤そのものが崩壊するという科学的データが出されているのです。このまま温暖化が進むと気候の変化が激しくなり、温度が10度高くなると化学反応なら速度が倍になると言われております。先日もありましたね、一部の地域で気温は24度もあったのに、雨の中ひょうが大量に降ったというような異常な現象がありました。近年の異常気象は地球温暖化が大きく影響していると言われており、その原因の1つである二酸化炭素は大気中に放出されれば300年も大気中に漂い、（二酸化炭素の）25%は永久に残ると言われております。例えば、このことをお風呂に置きかえてもらえばわかるように、お湯を沸かすのをとめても温まったお湯によって浴室内の温度はある程度上がります。温度が下がるまでには時間がかかるのです。ですから、今、温暖化効果ガスの排出と森林伐採をやめたとしても、0.4度から0.5度程度地球の表面温度が上がると考えられているのです。高知県での温室効果ガスの排出量は、1990年から2000年の間に26%も増加しています。この環境がよいと思われるところでもこのような状況なのです。この高知県も例外ではなく、米や農作物にも大きく影響が出てくると予測をされております。気候変動に伴いカメムシの被害が多発すると一等米比率60～80が30～40に低下すると言われ、野菜や果樹では夏や秋の気温が高くなると、トマトや果樹の糖度の低下や実の軟化、実がつきにくくなると言われ、また、キャベツなどは結球しなくなると言われております。このまま温暖化が改善されなければ農業にも大きく影響し、私たちの生存権にまでかかわってきます。地球温暖化は目に見えません。二酸化炭素がふえたと言っても目に見えないので、皆さんの中にはどこか消えてしまうような印象を持つ人が多いのではないのでしょうか。この温暖化問題は極めて深刻な状況になっているにもかかわらず、どれだけの人がそれを正しく理解しているのでしょうか。現状のまま何もせず放置すれば、炭酸ガスの排出量増加が地球温暖化に拍車をかけ、あと10年もしたら取り返しがつかなくなり危機的状況に突入するのです。もう猶予はないのです。しかし、そこから脱出することは可能なのです。今すぐ行動を起こすことです。香美市では地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガス排出抑制に取り組むことを掲げておりますが、そこで5点ほどお尋ねをいたします。

この計画の即効性のある取り組みの早期定着を目指し、全庁的に直ちに実行すると位置づけておりますが、職員への意識統一はいつどのようにされたのでしょうか。この取り組みを実りあるものにするためにも、早急に住民を巻き込んだ展開が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

計画の中にあるように温室効果ガスの排出抑制も重要ですが、エネルギー消費の何十%かを再生可能エネルギーでカバーする数値目標をこの計画へ盛り込むべきではなかったかと思います。（地球温暖化対策実行計画書）33ページにある新エネルギーや省エネルギーの導入が進みやすくなるのではないかと思います。ぜひ新庁舎には太陽光発

電や風力発電の利用を考えるべきではないかと思えます。見解をお尋ねいたします。

また、今年は猛暑が予測されておりますが、計画に掲げている「冷房の設定温度は28度以上」を推進するためにも、積極的にクールビズを推奨していくべきではないかと思えます。しかし、これを推進することで、公務をするに当たりその職場にふさわしい節度ある服装をしていただきたいと思います。

以上、地球温暖化についてお尋ねをいたします。

2点目、防災対策についてお伺いいたします。

昨年12月議会で地震に対して備えなければならない防災対策について質問をしました。近い将来に来るであろうと言われている南海地震の発生確率は、30年以内に50%と言われておりますが、2003年に発生した（北海道）十勝沖地震は10年以内の発生確率が10ないし20%と言われていたにもかかわらず、その年、2003年9月に発生したのです。こういったことを考えても早急に対策を立てるべきだと思えます。地震が発生すれば一番早く崩壊するのが庁舎だと言われております。万が一のことを考え、バックアップ体制を明確にしておくべきではないでしょうか。このこともあり庁舎建設が急がれている条件の1つでもあるのだと思えますが、バックアップ体制が整っておれば万が一地震が発生しても落ちついて対処ができます。庁舎が崩壊したとき災害対策本部はどこに設置するのでしょうか。

そして、地震災害発生時の職員の集合について、前回の議会答弁によると「まず最寄の市の機関に登庁し、大よそ全員が参集することを想定する。」との答弁でした。これを実際に実行することは厳しいと考えておかなければなりません。その非常時に最低何人おれば初期活動に入れるかを考えていくべきではないでしょうか。そういった議論はしてきましたか。

そして、各機関と災害対策本部との連絡はどのようにして取るのか。そういったとき、防災無線や衛星携帯電話、災害時優先電話が重要になるかと思えますが、災害時優先電話の設置場所、また何カ所設置していますか。

次に、衛星携帯電話の設置は、平成19年度は市長が情報伝達困難な地域へ優先的に設置するようとのことで、物部支所管内2カ所へ設置することになったと聞いております。市長が非常時に安心して公務につけるバックアップ体制をきちんととるべきだと思えます。災害対策基本法第23条第2項により、「本部長は市長が任命する」とあり、「本部長は副市長、収入役、教育長をもって当たる」となっているが、以上の方は大地震などの災害時には土砂崩れ、道路や橋の崩壊などにより登庁が困難と予測をされます。その場合、かわって指揮官となるのは防災対策課長が代行することとなっておりますが、防災対策課長は心づもりができておりますか。また、非常時の連絡網は整っているのでしょうか。毎年各課へそれぞれの職員の災害発生時の配備体制について書面が配付されているとのことでした。今年春の異動後、各課、各担当者に伝わっているのでしょうか。伝わったかどうかの確認をとっておりますか。そして、防災計画は昨年に策定中と言っ

ておりましたができましたか。

以上、防災対策についてお尋ねをいたします。

続いて、選挙についてお伺いをいたします。

4月の高知県議会議員選挙より開票時間を繰り上げ、選挙事務改善をしたことですべての開票作業が午後9時過ぎに終了しました。職員及び関係者の皆様お疲れさまでございました。今回の取り組みにより職員の負担軽減と人件費などの削減が可能になったと思います。どのような取り組みをしてこれだけの成果が上がったのですか、お聞かせください。また、何か特別な機器や道具を使用したのでしょうか。今回、備品購入費として約920万円計上しているがどのようなものを購入したのか教えていただきたい。また、消耗品とはどのようなものを言うのでしょうか。そして、この経験を7月の参議院選挙にどのように生かしていくのか。今回の参議院選挙、選挙区候補予定者は現時点では3名ですが、全国区、比例区は多くの候補者や政党名があります。比例区の開票の仕分け作業は膨大な数となり煩雑なため、今後職員の負担や費用軽減のためどのような取り組みを考えているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、投票率の低下についてお尋ねをいたします。近年、選挙の投票率が年々回を重ねるごとに下がっているように思います。さきの高知県議会選挙でも本市、特に土佐山田町の投票率が低うございます。このままでいいのでしょうか。投票率の低い原因は何かを分析すべきじゃないですか。若年層の政治離れ、選挙離れに歯どめをかけるため、若者に選挙を身近に感じてもらうにはどうしたらよいかも考えないといけません。投票率をアップさせるための改善策はどのように考えているか見解をお聞きいたします。

最後に窓口業務についてお尋ねをいたします。

香美市の就労者人口は平成14年度国調によると1万4,394人です。その中で自営業と思われる方は約4分の1で、そのほかの方はお勤めをしている方だと思います。昼休みに住民票などの手続きができることは住民にとって大変助かります。しかし、勤務地が市外であれば昼休みに来ることはできず、それだけについて仕事を休まなければならないのです。近年の不況下では有休などが取りづらい状況にあります。また、子育て世代の方たちは子どものことに関することで休みを取らざるを得ないときが多いのです。できるだけ有休を残しておきたいのです。その手続きは家族でもよいと言われておりますが、家族全員が働いている人が多いと思います。この町（市）が住みやすく暮らしよいまちとなるためにも、従来昼休みに行っている住民票などの窓口業務を働く人々のためにも土曜日の午前中だけでも窓口業務ができないか市長にお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の地球温暖化についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1番目でございますが、地球温暖化対策実行計画を全庁的に直ちに実行するに当たり職員への意識統一はどのようにしたかを問うということでございますが、平成17年度の市役所におけます事務及び事業に関する二酸化炭素の排出量を基準にしまして、平成19年度から平成23年度の5年間に市役所における二酸化炭素の排出量を抑制するための香美市地球温暖化対策実行計画を平成18年度に策定いたしました。この実行計画の策定及び実施に当たり職員一同の認識のもとに取り組む必要がありますので、副市長を実行計画策定委員長に、課長会を母体とした地球温暖化対策実行委員会を設置。また、各課におけます二酸化炭素の排出データ、これ電気や燃料使用料でございますが、を集計する委員を推進委員としまして位置づけをしております。この実行計画の策定に当たってはそれぞれ3回研修会を行っております。平成19年4月から実行計画に基づきまして二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいるところでありますが、実施に当たりましては各課に事前に地球温暖化対策実行計画書と取り組み行動メニューを配付いたしまして、職員一人一人が自覚し取り組むように要請をしております。実行計画策定委員会は、排出抑制を実行するに当たって自動的に現在は実行計画推進委員会となっております。

次に2点目でございますが、この取り組みを積極的に推進するために住民を巻き込んだ展開が必要と考えるが見解を聞くということでございますが、環境省によりますと京都議定書による平成2年度を基準とした平成17年度の二酸化炭素排出量の比較は、運輸部門は18.1%、オフィスビル等からの排出量は42.2%、家庭からは37.4%増加しているが、排出源が多数にわたるため決め手となる対策が見つからないのが現状のようであります。まず、市役所において地球温暖化対策実行計画に基づきまして率先して二酸化炭素の排出抑制を推進し、結果を公表することによって住民や事業者に対する啓発をしていきたいと考えております。なお、香美市ホームページにも載せてございますが、環境家計簿による家庭による温暖化抑制や家庭でできます10の取り組み等、身近な地球温暖化対策について広報していきたいと考えております。

次に3点目でございますが、今年は猛暑が予想されているが積極的にクールビズを推進してはどうかということでございますが、高知県では毎年6月1日から9月30日までクールビズ四国運動に取り組んでおります。香美市においても地球温暖化対策実行計画の行動メニューに含まれており、同様に今取り組んでいるところでございます。事務所などで最もエネルギーを消費しているのが空調でありますので、最も効果的な取り組みとなります。空調の設定温度はできるだけ28度以上に保ち、軽装での勤務を心がけるようにしております。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光美代子議員の防災対策についてお答えいたします。

庁舎が被災したときのバックアップ体制であります。12月議会で答弁いたしましたように庁舎建設の早期実現を願うものであります。防災設備が整備され、災害に対し早期に取り組む体制が重要であり、災害対策、減災に努めなければならないと存じます。

さて現況ですが、新庁舎建設のこともあり、日ごろの危機管理において庁舎付近の市の施設及び安全な場所での対応となりますが、庁舎建設担当参事はもとより庁舎建設委員会、（職員の）庁舎建設チームとの協議にも検討を要請するものです。

情報伝達の困難な地域への衛星携帯電話は、物部支所との連携により物部町別府地区、久保地区、笹地区、物部支所への設置を計画し推進中であります。

災害優先電話につきましては、合併以前の市内33カ所で、土佐山田町26カ所、香北町3カ所、物部町4カ所に設置してありますが、各支所と連絡いたしまして見直しの協議も考えております。

それから、災害時何人参集できるかということですが、災害規模等もありまして、防災対策課としましては全員の集合を、参集としておりますけれども、何人が参集できるかということは残念ながらまだ確認はされておられません。

それから、災害時に市長、三役がすぐ来れない場合ということですが、12部とか地域防災計画を現在策定中ではありますが、各部、各班との連携により対応していきたいと思っております。

それから、連絡網ではありますが、これも各部、各班連携のもとに連絡し、減災へ向けていきたいと思っております。

それから、配備体制でございますが、昨年度職員研修のときに一応ちょっと簡単でありますけれどもどういうことか説明しておりますが、今年はまだ防災計画を現在作成中ではありますが、職員研修などで配備体制をまた説明するような計画をしております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光議員のご質問にお答えをいたします。

選挙についてでございますが、さきの高知県議会議員選挙で選挙事務を改善したことで午後9時過ぎにはすべての開票作業を終了したということございまして、7月の今度の参議院議員通常選挙におきましては、この高知県議会議員選挙の開票における事務改善をもとにさらなる改善を図っていくという考えでございます。高知県選挙区に関しましては、高知県議会議員の選挙とほぼ同じ要領で作業をやりたいというふうに考えております。ただし比例代表に関しましては全く異なった記載方法なので、分類機の活用と時間短縮に向けて今検討をしておるところでございます。また、開票事務全体に関しましても先進地等の事例をもとに、さらに改善に取り組んでいきたいと思っております。

それから、主な改善事項といたしまして予定しておることでございますが、作業服の統一、開票事務従事者のわかりやすさ及び気持ちへの向上ということと、それから開披

台のかさ上げ。今の机でいきますと少し机の位置が、高さが低いわけです。腰への負担がありますので、ちょっとかさ上げをして長時間の開票作業における事務従事者への負担軽減を行っていくと。それからイチゴパックの導入でございます。量販店で売られておりますポリのイチゴパックでございます。これ安いもんですが、これがちょうど投票用紙がすっぽり収まってですねほかへ逃げないような、ちょうどケースで軽くて、これを分類作業に導入しようというふうに考えております。

以上です。次の投票率のアップにつきましては、選挙管理委員長の方からお答えいたします。

○副議長（山本芳男君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） それでは、依光議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

大変、投票率アップという難しい問題でございますので、十分なお答えができるかどうかちょっと心配ではございますが、現在考えていることも含めましてお話しをさせていただきたいと思っております。

今回の高知県議会議員選挙の投票率でございますが、香美市全体では61.14%、皆さんご存じのことだと思っております。前回の県議会が66.8%ということで、実は5.66ポイント投票率が下がっております。その中で旧土佐山田町地区ですが62.19%ということで、前回は57.14%ですので5.5ポイント下がっております。旧香北町地区が今回72%、旧物部村地区が68%ということで、旧土佐山田町地区が非常に低いということで危惧はしております。投票率の問題ですが、いろんな側面が考えられると思っております。過日、（兵庫県）川西市で出なおし選挙があったようでございますが、新聞報道を見ておりますと前回の59%から72%に投票率が上がったというようなことが出ておりました。何が原因かつまびらかにすることが私の方ではできませんが、例えば前回の衆議院、小泉選挙と言われた郵政解散選挙でも実際上投票率が上がっております。具体的な投票率アップの行動と現実とはその中身によって多々いろいろあるのではないかとこのように思っております。そのことを分析しながら我々も取り組まないと思っておりますが、とりあえず当面の参議院議員選挙が近づいておりますので、それにつきましては従来どおりのことにはなるかと思っておりますが、広報車を使いまして啓発活動を行いたいと思っておりますし、きょう後方の傍聴席にお見えいただいております香美市の明推協の方々のご協力もいただきましてですね、1週間前には集客場所を中心として啓発物資の配付等をして、選挙に対する啓発を行いたいというふうに考えております。投票日当日におきましてもですね、なんせ香美市500キロ平米という広いところでございますが、広報専用の職員なんかの配置を考えて広報に当たりたいというふうに考えております。

ただし、この啓発活動が必ずしも即投票率アップにつながるというふうにはやっぱり考えにくい部分もございまして、最近の動向を見ておりますと、こないだも新聞に出て

おりましたが、投票率UP！ブラを出したとか、こんなことで投票率が上がるかどうかわかりませんが、その他いろんな取り組みがよそではされております。ただ、選挙管理委員会は地方自治法で設置されておりますが委員4名ということで、もちろん書記を任命することができますので、書記を決めるともうちょっと人数多いところがございますが、本来の職務といたしまして選挙名簿の整理とか裁判官の問題ですとか、それから当然選挙事務活動全般が重点的な仕事だと考えております。ただ、公職選挙法第6条で「選挙が公明正大に行われるように政治意識の向上に努める」と。それから「選挙に際しては投票の方法を選挙違反その他の事項について選挙人に周知させなければならない」という常時啓発を行うという条文もございまして、これに基づいた施行令で明推協なんかもそういうことのできる団体となっておりますが、この法律も昭和29年にできておりますけれども、当時は不正選挙等々がまだ横行している時代でございまして、主に投票率アップというよりはそういったこと、選挙のあり方等々について啓発活動を意図したものではなかったかと思っております。

もちろん現在はそういうことで投票率アップが非常に重要な課題になってございまして、私どもも何か方策ということで実は考えて動いている部分もございまして、1つは、実はほかのところでやっておられるようですが選挙セールというようなことで、商工会等を巻き込んで投票をされた方に割引券を出すというふうなことをやられている自治体もあるやに聞いております。これは投票済み証というのを出して、その済み証を持って行くと5%引きだとか何かそんなことをやられるようございまして、法律的には規定、投票済み証を出すという規定は現在なくて、条例を使ってやられているようです。ただ、果たしてこういう方法がその公平性とか公正とかいう選挙のあり方として利益誘導の問題としていかなものかというような状況もございまして、県選管としても余り勧められないというような状況もございまして、どうすべきかというのはなかなか判断つきにくいところがございます。それ以外にも県選管に一度選挙管理委員会で争点の明確化を図るための公開討論会だとかいうようなことができるのかどうかと。ただ、選管の職務としてはその選挙運動等々との関係でなかなか難しいのかなという指摘をいただいておりますが、現実的には、高知でもこないだ青年会議所主催の討論会が行われたりですね、全国組織でもリンカーンフォーラムというような公開討論会をやるやり方を指導するような組織もございまして、こういったところの機関なんかも利用できれば、かなというところもございまして、あと、今回法律で変わりましたマニフェストの配付の問題等もありますが、これも争点が明らかになるということで関心を持たれておりますが、こないだの早稲田大学の方の分析によりまして現実的に効果が発揮できたかどうかについては今のところ厳しい状況であると。中身の精査を含めて検討しなければいけないということをおっしゃっております。

いずれにしても、選管といいますよりも各行政機関、それから皆様方議員様、それから一般市民の方が取り組むべき課題が多々多いのではないかと。根本的には争点教

育といいますか、政治教育の課題、教育基本法にも出ておりますけれども、そういった部分にも踏み込んだことが必要になってきております。総合的にですね選管として協力できることはまず第一にやりますし、それからそれ以外の関係機関との協力できることについても今後検討をしていきたいと思っております。選管は第一義的には投票環境の改善というようなことが投票率アップにつながる、1番の（投票率の）まず施策だと思っておりますので、その辺を中心にやりたいと思っております。いずれにしましても行政機関はなかなか管理執行という面で考えますと、新しいことに踏み出しにくいという弱点を持つところが多いと思っておりますので、議員さんにもいつでもいろいろ指摘をいただきまして、今回そういった指摘の中から開票作業のアップなんかも生まれてきたような気もしておりますので、今後ともいろいろご指導をいただきましてですねともに考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 私の方からは、窓口業務についてお答えをさせていただきます。

現在は、月曜後から金曜日までの就業時間の中で昼休みの窓口業務を行っております。このことにつきましては広く市民の皆さん方に浸透していただいておりますというふうに考えておりますが、さらに土曜日にも業務をとということにつきましては、現在のところ人員の配置面からも大変困難というふうに思われますので、現在のところ考えてはおりません。

○副議長（山本芳男君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。2回目の質問をさせていただきます。

最初に地球温暖化について質問をさせていただきます。

今回実行計画ができて、さすが環境課長だと思えました。早速にそういう研修もされてきちっと伝わる体制が整っている。やはりそれがなければなかなか、意外と計画というのはつくりっ放しということが過去に多かったので大変心配をしておりましたが、これで私も1つ安心です。それと、やはりやったらこの本の中にも書いてありますが検証、やはり1年たってどうなのか、その検証をしてその検証によってまた翌年度改善ということをして続けてやっていただきたいと思っております。そして、住民を巻き込んだ展開ということで、先ほど環境課長も言われましたが、やはり家庭からの排出量というのが結構あるんですよね。30から40ぐらいが家庭。この家庭が1軒1軒がほんのわずかなこと、少し削減をすることで随分効果が上がってきますので、やはりそれにはその最初のきっかけづくりというのは、やはり行政が行っていくべきだと思います。ホームページや広報ということもすごく大事と思っておりますが、意外と毎回この議会でも出てくるんですが、広報を出してもほとんど見ていない、20%ぐらいの方しか見ていないような結果が出ておりますので、そうでなくもう一步踏み込んだ取り組みをお願いしたいと思います。

そしてクールビズです。6月1日から9月30日まで高知県として取り組んでいるか



ら香美市もやっているとということで、ぜひそれをお願いしたいと思います。去年しきりにこのクールビズが言われたときに、やはり行政、公務をするに当たってそれにふさわしい服装というのが大事かなと思いました。私も住民の方からちょっとお電話をいただいたんですが、もう「タンクトップに近いような服装で業務に当たってる。」と、「何か。」というようなお電話をいただきまして、その担当課、担当員も見に行きましたけどそういう方は見当たりませんでした。ただ、ランニングのようなTシャツというか、そういうので仕事をしておりましたけど、それはやはり公務をするに当たって現場へ行って汗になるとかそういうときはあろうかと思いますが、やはり公務をするに当たってはその場にふさわしい節度ある服装をしていただきたいと思います。

そして排出抑制ですが、今後ぜひエネルギー消費の中にその再生可能エネルギーでカバーする数値目標、それを今後はきちっと入れて取り組んでいただきたいと思います。その辺についてのまた課長のご見解をお聞かせてください。

防災についてですけど、庁舎が崩壊したとき、それがあからずくから庁舎建設を急がれてるという前のご答弁でした。それは十分わかっております。だけどいつ起こるかわからないのです。庁舎建設がまだできなくっても、バックアップと体制をここの場所でするよということがきちっとできておれば、万が一起こってもすぐ対策ができるんです、対処が。できてから、できてからというと、これも5年以内と言うてはなかなか厳しい事情もあろうかと思いますが。バックアップ体制はここでしますよということが早急にすべきだと思います。

それと災害時にその災害によって、確かに程度によって職員の集合、変わります。人数が多く集まれないというのは、それはもう十分私もわかっております。だけどその非常時に最低何人おればその初期活動に入れるか、そこのところはきちっと押さえてないといかんと思います。そういう話し合いをしてないと、皆さんの意識の中にとまってないと思うんですよ。ぜひその辺をしてください。

それと、災害優先電話ですけれど、土佐山田町が26カ所で香北町が3カ所、物部町が4カ所ということですが、この電話がどの回線に設置されているかということ、やはり主要な方はきちっと把握をしてないといけないと思うんです。その回線はやはりもうかけるのみに優先するという、非常時に備えてそういうことをきちっと入れてないと、その災害が起こったときに大変な状況になりますので、なお、その回線がどこかということきちっと把握をしていてください。

それから、災害時の配備体制、去年は職員研修で話しをし配付をされたということですが、毎年異動がありますので、せめてその異動された人に、あなたはこの災害時にはこの担当になりますよということを伝えてください。そうでないとやはりわからないと思うんです。

それと防災計画は、ぜひ早急に。昨年できないかも、平成19年度に少しこけるかもわからないというようなことで、現時点でできてないということはまだまだ先延ばしに

なりますから、きちっといつまでにできるかということをお答えをいただきたいと思います。

続いて選挙についてであります。この取り組みによっていろいろ効果が上がっているということで、いいことだと思います。それでご答弁にならなかったんですけど、備品購入費と消耗品というのは、こういうイチゴパックとかそういうものを言うのでしょうか。備品購入費を約920万円ぐらい計上していると思いますがこれはどういったもの。作業台がこれぐらい、かさ上げするのに要るのでしょうか。

そして、投票率のアップについてです。選管委員長さんもいろいろご検討してくださっているということですが、公開討論会、私もこれが何とかできないかなということでも少しあれしてみましたが、有権者の皆さんが候補者が何人かおったときに、やはり1人のこの人を聞きに行ったらもうこの人を応援せないかん、こっちにしようかなと思う人は他候補の話聞きに行くともう何かスパイにきたように言われて、以前はありましたよね、公開討論会というのをやってた。それをぜひやってもらいたいという住民の声がありますので、また何らかその住民を巻き込んだNPOだとか、それから青年会議所、リンカーンフォーラムですかね、そういう方たちと何か連携してできるような方策を、またぜひお願いをいたします。

それと、従来どおり、きょうも後ろへ来てくださってる明るい選挙推進委員さんたちと1週間前には啓発活動をなさっているということで、だけどしてるけどそれは投票アップにつながっているとは考えていないと。つながっていないのにやり続けるんでしょうか。その辺が私もすごく不思議に思うんです。ぜひ、今若い人の選挙離れがすごく言われてますよね。やはり小さいうちからというか、中学校、高校生に出前講座、そんなのもやられてみたらどうかなと思うんです。身近な問題が政治のこととどうかかわっているとか、選挙の大切さを住民に理解してもらおう、そういうような出前講座をやってみたらどうかとも思います。そして、新成人の方に何かそういうことを理解してもらえ何か意見交換会そんなことが、若い人を巻き込んだ、明るい選挙推進委員さん、活動委員さん、その青年活動委員さんみたいなのを募集してやるとか、何かそんなことかできないもののでしょうか。私たちも議会として毎回この「私たちの広場」というのをもらいますけれど、この中にはたくさん全国の事例がありますよね。そういうことを選挙のときに議論されたことはあるんでしょうか。こういう中でこういうことがあるから使ってみようとかいう議論はされてないのでしょうか。せっかくあるのですから、これを活用すれば随分いろんなことができる。香美市において何かをすると財政がない財政がないということをおっしゃいますが、財政がなくてもできる取り組みが何点かあると思いますので、ぜひその辺の努力をお願いいたします。私たち、議会人としてもやはり選挙に、自分たちの選挙活動が見えてない、そのために選挙離れするということもあり、私たち自身も考えていかなければならないと思いますが、ぜひその辺よろしくをお願いいたします。

それと、やはり投票率が低い原因は何かという、その分析をするべきではないかと思  
います。年代層によってどれだけの投票率があるか。また地域性、それによってやっぱ  
りそれに合った対処ということを考えていかなければならないのではないでしょう  
か。それと、若い人にちょっと意見を聞いてみましたが、投票場へ足を運びにくい、何と  
なく入りにくいという意見があるんです。それは何人かの人に聞きます。福井県でそこ  
に女子大生を投票立会人に1人置いたら、若い人の投票者がふえた。また雰囲気  
が和らいですごくよかったという、この本の中にも出てます。ぜひそんなことも  
投票所に、以前も出てましたけど投票所に若い人がおることによってやはりこ  
う親しみを感じる。1人は若い人になっていただく。また、その意見交換会  
なんかをしたときに、その若い人にも入ってもらって生の現場の声を聞く、  
そういうような何か取り組みができないものでしょうか。お伺いをいたします。

それから窓口業務についてですが、人員配置がなかなか難しいということで、よく  
その辺はわかっております。だけど、しかしこの不況の中で大変皆さんが大変な  
思いをしながら生活をしております。その人たちのためにも何とかまた引き  
続き検討をお願いをしたいと思ます。その出られた方がまた代休という形  
でやっていけたら何とかまたクリアもできていくんじゃないのか。人員配置  
が足りないと言われますけど、突然に有給を取ってお休みをする方もあり  
ますよね。そのときはどうするかといえば、やはり今おる人で補っていく  
ということをやられてると思ます。ぜひ引き続き検討をお願いを  
いたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

最初ですが、取り組み、この（地球温暖化対策）実行計画の取り組みの実績につ  
きましては、毎年調査しまして検証していくことになっております。

そして、それから住民を巻き込んだ取り組みはということでございますが、広  
報での周知を主にしていきたいと思ますけど、さらに検討もしてみたいと思  
ます。

そして、クールビズの取り組みにおけます軽装、服装でございますが、ふさ  
わしい服装ということはごもつともでございます。これにつきましてはそれ  
ぞれ職員の認識に任せたいと、このように思ます。

そして、エネルギー数値を目標に入れてということでございますが、この  
実行計画につきましては、環境省におけます策定マニュアルがございま  
す。それに基づいて策定したものでございまして、現香美市の施設にお  
いて平成17年度にどれくらい二酸化炭素の排出があったかというのを  
調査しまして、それをデータにしてそれがもとになっております。それ  
を、その排出量を平成19年度から平成23年度までの5年間においてど  
れくらい削減できるかということになっておりますので、それが計画書  
にもございまして、それが1,955トン発生しておったと。それを5年  
間で3.7%削減するということにな

っております。それで、それぞれどのような施設からどのように努力をすればどれくらい二酸化炭素が削減できるかということでございますけど、それは電気料、燃料使用料をもとにしてそれで換算していくということになっておりますので、なかなか詳細にわたって数値は出しづらいというところもあるかと思います。そして、実行計画書の33ページに載せております施設、それから機器でございますが、これは新しく新規に施設を建てかえるとか、改築するとかいうときにはこういう省エネ施設、機器がございますよということで一応載せてもらっております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光議員の2回目のご質問にお答えいたします。

バックアップ体制でございますけれども、防災対策課だけのまだ協議ですが、市長等上司に相談もして今後いかないけませんけれど、まずは市の施設ということで安全を確認後の中央公民館、または庁舎周辺の駐車場へ仮設をつくるなどということとどまっております。

それから、職員の参集を早く把握ということでございますけれども、なるべく早く、どれくらいの規模で参集かということとはしていかないかんですけれども、最低限のことは市防災計画で配備体制はやっておりますけれども、大規模災害のときのことも想定をして今度検討していきたいと思っております。

それから、災害時優先電話ですけれども、性質等を考えまして効果的に利用するために優先的に設置するわけでございますので、把握をして有効的に使うということでいきたいと思っております。

それから、毎年職員の異動で、職員配備ということでもありますけれども、本年度も先ほどご説明といたしますか回答いたしました。職員研修会がありますので、そのときにまだ案でいきますけれども説明をしたいと思っております。

それから、防災計画がおくれておるといようなことでできておりますけれど、なるべく早く作成をせないかんという認識はありますので、今現在9月を目途に取り組んでおりますけれども、最低でも12月までには作成するというのでいきたいと思っております。

○副議長（山本芳男君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光議員の2回目の選挙についてのご質問にお答えをいたします。

この備品と消耗品についてはですねちょっと通告にございませんので、ちょっと正確なお答えができるかどうかわかりません。備品920万円の予算化ということでございますが、実は分類機を購入したいというふうに計画をしております。さきの県議会議員選挙に一応機械がどれくらいの精度かというのも十分に検証をしてみないといかんということで、デモンストレーションという形でちょっと機械を導入、お借りしてという形で開票作業行ったということで、なかなかええ機械でございますのでこれを購入したい

と。

それから、（投票）記載台が旧 3 町村でどうも統一されてないということもありますし、それからちょっとアルミ製でございますのでぐらついておるということで、記載台を購入をしなければならぬということでございます。

それから、この開披台のかさ上げにつきましてはですねちょっと木材で加工したやり方でやります。恐らく備品という形になろうかと思えます。（後に選挙関係の備品購入について訂正発言あり。）

それから、消耗品につきましては、基本的には紙がほとんどでございます。それから、8 1 投票所でございますので、この文具品を毎回見直しをかけていかないかということなんです。使える分は使っていきます。そういうことで消耗品はそういうことになっていきます。

それからですね窓口業務のことにつきまして、事務的なことでございますが私の方からお答えをさせていただきます。

土曜日の半日を勤務ということでございますが、週 40 時間の規定がございます。そういうことでありますので、ご質問のとおり代休の取り扱いになるということでございます。現在の住民課の人員の体制で月曜日から金曜日の半日分に代休を充てるといふこととなりますので、その半日は 1 名減ということになります。それでいきますと、今現在昼休み勤務をしておりますので 1 時間が、（午前） 12 時から（午後） 1 時まで勤務をしておりますので、その休みが（午後） 1 時から（午後） 2 時までだと、1 時間が休みになります。その間は 2 名の減ということになります。それでですね、通常の窓口業務にはその 2 名、現在 4 名でおりますので、その時間帯は 2 名で窓口業務をしなければならないと。やはり、通常の業務に影響があるんじゃないかと。それからですね、土曜日に職員が半日窓口業務をやるということになりますと、これは 1 名ではいけない。通常の業務を行う場合は、転出、転入の事務もこなさなければならないということになります。ということは、その 4 名に対しまして割り振りを代休をしていきますと、4 日間でそういう半日につきましては、1 名減とプラス 1 時間については 2 名減になると。そういう状況になるわけですね。そういうことと、もう 1 点転入、転出につきましてはほかの課との絡みがございます。例えば国保係とか介護係、それから福祉事務所、水道課等も関連したその手続きが必要になってきます。そういうことでございますので、住民課の窓口だけの対応では済まなくなったと。そういうことを考えますとですね、今の人員の状況から言いますともう限界に近いところまできておりますので、なかなかローテーションが組みにくいということでございます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 依光議員の 2 回目のご質問にお答えしたいと思います。

議会答弁、なかなか常々難しいなと思っております、先ほどのご質問にございました明推協、きょうもお見えいただいて、この後総会も開いてまた今後の活動についてご検討いただくということですが。ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、その明推協の活動全般についての意見というよりは、私がちょっと申し上げたのは、その候補者による啓発、それから1週間前のその啓発活動による配ることだけで大きく上がるという、今、投票率が大きく上がると状況に見るというのは厳しいということ、ちょっと言いたかっただけで、それ以外のことをやる必要がまだたくさんあると。その中には、施行令のことで申し上げましたけれども、明推協も啓発団体の1つとして国からも認定をされているような団体ですので、その部分を、その明推協の活動をどう前向きにいろんなことを取り入れながらやっていくかということが今後重要な課題になるだろうと思います。實際上、県の明推協では委員に大学生を入れて、これは依光議員ご存じで、「私たちの広場」にも出ておりましたのでご存じだと思いますが、そんな活動をされております。土佐山田町も實際上工科大学もありましてですねそういうことも十分可能でありますので、そういう取り組みも今後は前向きに検討を、明推協の委員長なんかと相談をしながらやっていきたいというふうには考えております。明推協のやっぱり、ある意味いろんな施策をやる上で大きな位置を持っているという団体であるのは間違いございませんので、なかなか選管の委員会だけの行動では限界がございます。ここと連携をしながらやるという方向で一緒に頑張りたいというふうに思っております。

それから、投票率低下の原因ということでご質問いただいておりますが、日ごろ選管の委員なんかでももちろんそういう話題が出るわけで、特に若年層が離れてるということですが、一般論としての議論はいっぱいございまして、政治を私がやっても意味がないんじゃないとか、政治的な不信感、それから大きくは現在の経済状況なんかもある意味では若者にとっては厳しい状況でございまして、影響を与えてるのかなというようにもございますし、それから先ほど申し上げましたとおり、いわゆる政治教養、政治的な素養の醸成という意味では、非常に日本の教育に絡んでは難しい点もございまして、各国の状況から見ましてもやや十分とは言い切れないんじゃないかなというところも大きく影響してるんでないかと。小学校、中学校、高校各段階でいろんな施策をされてるところもあるし、考えられるわけですが、そういったこともまた検討しながらですね、これもまた大学任せではいけません工科大学の学生さんなんかとも相談をして、それから各学校なんかともちょっと協力をして考えてまいりたいと思っております。

それから、「私たちの広場」の活用ということですが、さっき言いましたようないろんな課題、いろんな事例がたくさん出ております。常に目を通すように努力はしておりますが、あの例を見ておりましたが、実際上何をどうするかということは中心的には明推協のあれ雑誌ですので、明推協の活動が中心になっておりましたが、そこでの連携ということでの利用をしながら、選管の委員でもその時々課題について研修なんかも行いたいというふうに思っています。

それから、若者の問題でございますけれど、若い人が入りにくいということですが、これちょっと先ほど触れました投票環境の改善ということで、じろじろ見られるとかですぬいろんな状況もまだあるかもしれません。特に県外から来たりしての学生なんかに至っては状況がなかなかですね、知り合いも少ないでしょうから入りにくいと。コンビニのマニュアルみたいなことをやれということではございませんが、その辺は常々の投票管理者、投票立会人等々にも、それから事務従事者にもお願いをして気持ちよく投票ができるような環境についてつくってまいりたいというふうに考えております。

それから、若い人の立会人ということでございます。これは常々県選管なんかの話でも、立会人の公募だとかいうことを通じて次々新しい方にその選挙の現場を経験していただくということは効果があるのではないかとと言われておりますが、現実的に、例えば若い人をピックアップしてお願いをするという方法論の問題、それから公募をした場合に、実際上なかなか集まらないというような現実の問題、どうしても選挙権が当該投票区にないといけないということで、特に地方へ行くとまず難しくなります。それから、今ちょっと多々問題になっております学生の住民票の問題なんかもネックになっておりますね、その辺の配置についてなかなかうまくいってないのですが、ぜひ検討を加えてですね、投票立会人の方も随分高齢な方が多くなってまいりまして確保そのものも難しくなっておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

それから、先ほどちょっと触れませんでした、インターネットによる選挙とかいろいろございますので、若者向けのそのネット環境みたいなものも今後検討課題にあるのではないかと。最近いろんな商品についておりますQRコードみたいな、こんなありますが、携帯でとれて情報が得られるという。あんなものもいろんなポスターとかチラシに利用して、若い人が気持ちよくちょっとおもしろがってと言うたら語弊がありますが、参加できるようなシステムもできないかなというふうなことも考えたいと思っております。

それから公開討論会でございますが、これは先ほど申しましたとおり選管として主催ということには多分なかなか難しいので、いろんな団体、それから大学で実施する例も多々ございます。政治的な問題を扱うということでもやることがございます。それからさっき言いましたマニュアルがそのリンカーンフォーラムなんかにはございまして、こういうふうなやり方、運営の方法、だからそういうものを参考にしながらいろんな団体にも声をかけてですね、しかるべきときには実施ができるようにしていきたい、このように考えております。

ちょっと何か質問（答弁）抜かったかもしれませんが、2回目の答弁にさせていただきます。

○副議長（山本芳男君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。

丁寧なご答弁ありがとうございます。すみません、2回目で終わろうかなと思うてましたが、すみません、市長にちょっとご答弁をお願いしたいんですけど、先ほど環境問

題の温暖化の方でクールビズ、職員の意識に任せたいということでおっしゃられました  
が、前（々）議会、昨年（の12月議会）にも出てましたよね、職員の意識、その職員  
の意識に任すがためにあいさつができないとかいろんな問題点がこの議場でも挙がっ  
たと思うがです。やはりそこは意識、ここが意識だよということをやはり一度はきちっ  
と伝えるべきではないかと思いますが、その辺市長の見解をよろしくお願いいたします。

それと選挙についてですが、本当に明推協の皆さん、こうして毎回議会へ来てくださ  
ることで私たちもすごく励みになってます。やはりこの明推協の方々がこうして一生懸  
命やったださるから、この活動をやはりもっと輪を広げる、そういうことをやること  
によって選挙の投票率アップを、選挙に関心を持たすという取り組みができるのではな  
いかと思います。若者に対してはぜひいろいろ、今選管委員長さんが言ってくださいま  
したが、ぜひその辺を推し進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。本当にありがとうございました。

- 副議長（山本芳男君） 市長、門脇楨夫君。
- 市長（門脇楨夫君） ご指摘のようなことを心がけるようにお伝えをしていきます。
- 副議長（山本芳男君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。
- 選挙管理委員長（松尾禎之君） もう答弁ではございませんが、きょうも明推協の  
方々には大変傍聴にお見えいただいております、今後ともこの席で言うべきことでは  
ないかと思えますけれどもよろしくお願ひしたいと同時に、議員さんの方々にもぜひい  
ろんな形でご協力を賜りたいということをお願いいたします。
- 副議長（山本芳男君） 暫時休憩をいたします。（午前10時）45分まで。  
（午前10時32分 休憩）  
（午前10時45分 再開）
- 副議長（山本芳男君） 正場に復します。  
休憩前に引き続き会議を行います。  
依光議員に対する答弁の訂正を総務課長の方からします。総務課長、鍵山仁志君。
- 総務課長（鍵山仁志君） 先ほどの依光議員のご質問の備品の関係で、私の方から  
お答えいたしました内容につきましては参議院議員の選挙のことでもございました。それ  
で高知県議会議員選挙の備品の購入に関する中身についての質問だったようでございま  
すので、ここで訂正をさせていただきます。参議院議員選挙の備品購入費につきましては  
は、投票用紙の自動交付機が30台で740万円ぐらいあります。それから、会議用の  
いすとですねテーブル、プリンター、投票所用の車いす、それとシュレッダーで917  
万6,000円ということでもございます。
- 以上です。
- 副議長（山本芳男君） 依光美代子君の質問が終わりました。  
次に、10番、山崎晃子君。
- 10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。



すいません、初めにちょっと訂正をお願いします。私の質問事項の3番目、3ページになりますけれども、「小規模多機能施設」ということで書いてしまいましたけれども、これは「小規模特別養護老人ホーム」ということで訂正をお願いいたします。

それでは、私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いをまっすぐ届けられるように丁寧な質問に努めます。市長並びに関係担当者からは率直で明解な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、住民の足としての交通対策についてお伺いいたします。

私は、住民の皆さんに議会報告をお届けするため定期的に各地域を訪問していますが、その中で特に山間地にお住まいの方からお聞きするのが、通院のときの交通手段の問題です。物部町にはバスが運行していない路線があります。その地域の住民の交通手段は自家用車かタクシーということになりますが、集落によっては車の運転をする方が1人もいない地区もあります。このような場合はタクシーが主な交通手段となります。しかし、ここで問題になるのが料金の問題です。合併後福祉タクシーの自己負担額はふえ、利用回数も大幅に削減されました。このことが高齢者の暮らしに大きな負担を強いる結果となっているようです。ある高齢者の方は次のように訴えていました。「私たち年金生活者が少ない年金の中から通院費を捻出することは大変なことだ。ときには生きていくために欠かせない食糧費さえもけずらなくてはならない。この年になってどうしてこれほどの目に合わなければいけないのか、情けなくなる。」と涙ながら訴えられました。この方がおっしゃるように、だれもが生きていくために食事だけは欠かすことはできませんし、生活していく上では食費以外に必要な不可欠な費用が発生します。しかし、生活費をどんなに切り詰めても最低限度の費用だけは確保しなければなりません。そのためには負担の重いタクシーの利用などは極力控えざるを得なくなります。その結果は必然的に病院への受診回数を減らしていくことになってしまいます。実際にそういう方からの相談の声もたくさん聞いています。高齢者の方や障害のある方々が自分の健康を犠牲にしなければならない状態がこのまま続きますと、今以上に病状の悪化を招くことになりかねません。地方自治体には住民の福祉の増進を図るというとても大切な任務があるはずですが、今、この任務が置き去りにされているような気がしてなりません。私は、住民の皆さんから本当に困り果てた悲痛な声を聞くたびに、これが現代社会で許されていいことか、これが正しいやり方なのかと悔しさとはがゆさ、そして先々を考えたときの不安に体が震えてしまいました。福祉行政には思いやりと優しさの気持ちが大切であると思います。このような悲痛な現状をしっかりと調査、把握して、高齢者、障害のある方などを支えていける施策となるように努力すべきだと思います。私は、昨年10月議会においても物部町の場合は急峻な山間地で生活されている高齢者や障害のある方が多く、地域によっては公共交通機関が運行していない地域があることと、その地域内でも集落によっては運転する人が1人もいない集落があることもお伝えしました。そして、このような交通手段のない地域への対策として、本庁と各支所を巡回するコミュニ

ティバスの導入を提案させていただきました。同時に、合併後後退してしまった福祉タクシー制度についても、山間地域の高齢者や障害のある方々の足の対策として、さらなる充実を真剣に検討していただくよう求めました。本日の質問もこれに関連、重複するものですが、急峻な山間地域でお住まいの高齢者や障害のある方からの願いを届けるため、本日改めて質問させていただきます。

物部町は現在、別府、浦山、影線に市営バスが運行していますが、その他の地域、例えば、笹、安丸、程野、黒代、拓、庄谷相などの地域は公共のバスは運行してません。これらの地域の高齢者にとっては、通院時の足の確保をいかにするかが大きな問題になっています。料金のことを考えるとタクシーの利用も制限しなければならない状況です。そのような中、地域の住民の方々が集まり話し合われた折に、「せめて週1回でも構わないから何とかバスを運行させてもらえないものか。」と要望する声が多くあったそうです。私たちが開設しています暮らしの相談所に対しても、「とても難儀をしよります。どうか私たち年寄りを助けてください。市長さんやほかの議員さんたちにもぜひこのことを伝えてください。」との声が寄せられました。このようなバスが運行していない地域について住民の声に耳を傾け、1人でも多くの方の苦痛を和らげられるようバスの運行を検討していただきたく、強く要望するものです。あわせて、バスの運行が難しい場合でも、大豊町などで実施されている乗合タクシー制度の導入を検討するなど、山間地息に住む住民の状況を改善するためにこの問題を真剣に考えていただき、早期に検討されるべきではないかと考えます。執行部の認識と早急にでき得る可能性のある対応策について明快な答弁を求めます。

2点目は、香美市内地域交通対策検討委員会についてお伺いいたします。検討委員会は昨年設置され、市営バスのあり方や交通の便の確保などを具体的に検討していくことになっていましたが、私たちにはその活動内容が見えてきません。そこで、今までに検討委員会が開催された回数、検討された内容、今後の検討課題などについてご報告いただきたいと思います。あわせて、先ほども申し上げました公共交通機関が運行していない地域で生活されている方々や、それ以外の地域も含めて足の確保に関して正確な実態調査を行い、本当に困っておられる方々の生の声が検討委員会に反映されているのかどうかもお聞かせ願いたいと思います。

次に、旧物部村当時に実施されて山村振興事業についてお伺いいたします。

物部町久保地区において平成13、平成14年ごろに実施されて山村振興事業の集落道整備については、文字どおり山村振興を目的とし定住促進を図るための事業であったと聞いています。先日、この地域の住民から私たちの事務所に次のような相談が寄せられました。「水田の水が擁壁のすき間から漏れて困っているから助けてほしい。」というものでした。詳しく話を聞いてみますと、集落道を整備する折に山手の水田の一部を道路用地に提供し、道路の擁壁として整備したのだそうです。その擁壁は一部を切り取られた水田のあぜと兼用の形で整備されたものです。しかし、完成当初から擁壁のすき

間から水漏れして、幾ら水をためてもすぐにかれてしまう状態だったそうです。「このような状況では田んぼがつかれん。」と、当時の旧物部村役場に連絡したそうですが、「何の対応もされないまま放置された。」と話しておられました。そして、今年になり合併して香美市になったので、今度は香美市が何とかしてくれるかもしれないと期待し再度改善の申し入れをしたそうです。しかし、その対応は期待に反して冷たい対応だったといいます。この方のお話しによれば今度は早速担当者を連れて現場を見にきてくれたそうですが、「もう既に事業は終了し受け取っているの、今ごろになって文句を言うことはできません。」というふうに言われ、その上、「どこもこんなもの。ここだけを直すわけにはいかん。ここを直すとほかにも全部直さないかんなる。」というように言われたとのことでした。この方は、「これ以上ここが寂れないように1人でも多く残れたらとの思いから、自分の田んぼ以外にも放棄され荒れ果てていた田を借りてまでつくっている。体が動くうち、つくれるうちは頑張っつけていきたいと思いますと思ってやってきたのに。」とご立腹の様子でした。山村の振興、定住促進のために実施されて事業であるはずが、工事の影響で水田に水がたまらない、稲作ができないということは関係住民にとっては死活問題にもつながりますし、その事業そのものの意味が何のための整備であったのかわからなくなってしまいます。しかも、地域のために土地を提供した住民に対して、受け取っているから今さら文句は言えない。ほかにもみんな同じだからここだけ直すわけにはいかないというのでは、この方が情けなく救われない思いになってしまうのは当然のことではないでしょうか。公共工事の受け渡しに関しては、それ相当の検査を実施し、問題がないことを確認した上で受け取り工事代金を支払っているはずですが、どこもみんな同じように水がたまらない状態のまま受け取り文句を言うこともできない。行政がそんなずさんな受け渡しをしてきたのであれば見逃すことができない非常に大きな問題です。

そこでお伺いいたします。住民に説明したように、実際に工事の影響などにより水漏れし、水がたまらない状態の水田がほかにもたくさん存在するのでしょうか。また、市としてはその実態をどの程度把握しているのかをお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、工事完了時に行政は確認もせずに受け取っているのかと不安になりますが、工事完了時の確認体制、方法などについて今までの対応に問題はなかったのかということと、実際にこのような問題が発生していることについての見解をお聞かせください。

次に、小規模特別養護老人ホームについてお伺いいたします。

このほど、物部町大栃に小規模特別養護老人ホームが建設される予定となりました。物部町の地形はご存じのように広大な山間地であり、しかも急峻であることなどから介護サービスを利用する後継者はもとより、その方々を支える家族の皆さんは非常に不便な思いをされてきました。そのような状況から「物部町に介護施設があったら」と希望する声を私もたくさんの方から聞いていました。住民が長年待ち続けていたことですか

ら、その喜びと期待はとても大きいものとなっていると思います。しかし、ここにきて建設がおくれていることから、住民の方からは「一体どうなっているのか。」「施設は本当にできるのか。」と不安を募らせる声を数多く聞いています。

そこでお伺いいたします。この高齢者施設は物部町の住民が待ち望んできた施設ですが、（建設）予定がおくれているのはどのような理由からなのかお聞かせ願います。また、現時点での建設計画の進捗状況などもあわせてお聞かせ願います。

もう1点は、建設予定地周辺住宅への日照権の問題など、建設に当たっての課題について地元住民との合意形成はできているのかをお聞かせ願います。

次に、介護保険制度についてお伺いいたします。

介護保険制度は昨年4月に大幅な見直しが行われました。今回の介護保険見直しでは、予防重視のシステムに変えるとしてこれまでの要支援と要介護1の大部分に当たる介護度の軽い人たちを新段階の要支援1、2として従来のサービスを提供する、介護給付とは別枠の新予防給付に移しました。この新予防給付は対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントを見直し、介護保険の基本理念である自立支援をより徹底することになりました。また、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを提供するため包括的かつ継続的なサービス体制を目指し、地域包括ケアの中核機関として地域包括支援センターが創設されました。この地域包括支援センターの基本機能は、地域の総合的、重層的なサービスネットワークの構築、総合相談の窓口、虐待防止などの権利擁護に努める。地域のケアマネジメント体制の構築の支援、介護予防事業、新予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントを行うとされています。以上のことをもとに次の点をお伺いいたします。

介護保険制度改正時、新予防給付の実施については地域包括支援センターの立ち上げや予防プランの作成、予防サービスの整備等不十分な面があり、現場からは「本当に自立の支援ができるのか」との不安の声がありました。そのため、予防給付への移行には2年間の猶予期間がありました。香美市の場合、昨年6月に新予防給付を実施し1年が経過しました。予防給付は自立支援を目指し一定の目標を定めた上で効果を定期的にチェックすることになっていますが、香美市の場合の予防給付対象者数や実施状況、効果などこの1年間の取り組みの状況、課題などをお聞かせ願いたいと思います。

2点目は制度開始に当たって、地域包括支援センターが予防プランの作成に追われ、総合相談や虐待防止などの権利擁護、地域のケアマネージャーの支援など地域ケアの中核機関としての役割を十分に発揮できるのか危惧されていたことについてですが、現状はどうかをお聞かせ願います。

また、香北支所と物部支所にも相談窓口として職員が配置されていますが、住民の中には知らない方も多く、「どこに相談に行ったらいいのかわからない」との声も聞かれます。（香北、物部）支所の活動状況をお聞かせ願いますとともに、今後このような住

民の声に対してどのように対応していくのかお聞かせ願います。

3点目は高齢者の権利擁護についての取り組みですが、高齢者虐待防止法の施行に伴い、地域包括支援センターが常時相談できる窓口となったことは高齢者の権利擁護にとって大きな進歩であると思います。しかし、窓口で専門家による対応がどこまでできるのかということや、ほかの行政機関や地域の医療、保険、福祉の関係機関との連携、協力体制が迅速に行われているのかなどの疑問もあります。これらの問題も含めてこれまでの高齢者虐待ケースへの具体的対応と取り組みについて報告をお願いします。

4点目は手続きに関してですが、介護保険は申請からサービス利用まで幾つかの手続きが必要です。パンフレットやチラシを見るだけでは理解できないことが多く、十分な説明が求められるものです。しかも利用者は高齢であり、文字の判読は困難な方もおられますので、介護認定の結果や更新申請のお知らせが保険課から送付されてきても記載内容がわからず、それをどうしたらいいのか、複雑な制度や手続き方法が理解されていないケースが実際に発生しています。何らかのサービスを利用している方は担当のケアマネージャーに相談し対応してもらうことができますが、サービスを受けていない高齢者はそれができません。このような介護保険の制度の間にいる方たちに対しては、周知方法の改善を図り、相談業務をよりきめ細かにする工夫が必要となっているのでしょうか。今後の対応も含めて見解をお聞かせください。

最後に、現在マスコミ等でも連日のように取り上げられ社会的問題にまで発展しているコムスの事業取り消し問題や、新聞報道にもありました近森会の介護撤退についてですが、介護保険のサービス事業者としてコムスン、近森会の撤退等が本市に与える影響についての認識と対処方法等について、現時点で答えられる範囲でお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の交通対策について2点お答えいたします。

まず、公共交通のない地域におきましては、生活や医療タクシー利用により成り立たせておられる現状につきましては、そういった状況であるということを理解しておりますし、また、そうした地域が市内には相当数あるということも認識をいたしております。質問の中で話されましたような実情等も踏まえまして、そうした状況に市としてどこまで、どのように対応する必要があるのか、またできるのかということと、現行の市営バスを含めた公共交通サービスのあり方について香美市内地域交通対策検討委員会で検討していくこととしております。乗り合いタクシー制度についても今回ご示唆があったということを検討委員会へおつなぎをしたいと考えております。

2つ目のご質問の香美市内地域交通対策検討委員会についてのご質問ですけれども、ご指摘のとおり香美市内地域交通対策検討委員会は、本市におけます地域交通のあり方を検討するため設置をされまして、市会議員、交通事業関係者、地域審議会委員、学識経験者等の15名で構成をされ、市民生活とのかかわりはもとより財政とのかかわりなど市政運

営においても大きな課題であることから、相当の時間をかけて検討していただくため、任期を平成21年3月末までとして現在検討作業を進めていただいております。具体的な作業ですけれども、初会が昨年11月30日に開催をされまして、組織の立ち上げの後、現行のバス路線や市営バス等の状況について確認を行い、また今後の進め方についての協議、検討が行われました。（平成18年）12月21日は委員全員で市営バスの試乗を行うなどの現地調査を実施し、本年1月25日には市営バス、路線バス、福祉事業関係バス、通学バスについての説明を行いました。この中で、県地域支援企画員が行いました調査報告書の説明を、（平成19年）3月22日は四国運輸局高知運輸支局の交通行政の担当者をお招きしまして、改正道路運送法等についての法令研修や検討委員でもございます高知工科大学の熊谷教授から輸送に関する状況などの情報提供がされました。（平成19年）4月25日は、せんだって実施をいたしました市営バス市場調査等にかかる報告に基づく意見交換を行い、また今後の検討手法はワークショップ方式によることとしておりますけれども、ワークショップの実施方法の具体的な検討がされました。そして、この（平成19年）6月6日には合併自治体での先進事例を参考にさせていただくために、仁淀川町におけます町営バス事業等の再編や委託方法等について視察研修を行いました。

以上、ここまで6回にわたり作業を進めてきておりまして、これまでは香美市の公共交通の現状把握、関係法令研修、あるいは先進地視察といった検討作業の前提となります共通認識づくりを深めてきております。

今後の予定ですけれども、これまでの作業を通じてワークショップのより具体的な課題設定についての協議、検討とか、香川県三豊市への視察研修を行った後、9月から市営バス事業等の再編に係る具体的な作業を進めていくことが確認をされております。この中では路線再編、委託方法、統一をどうするかといったようなこと。あるいは運賃設定をどうするかというようなことが当面検討課題として想定をされております。検討委員会へ生の声が反映されているのかとのお尋ねですけれども、平成17年度に県地域支援企画員が実施をいたしました現地調査資料のほか、香美市保険課が本年4月1日現在で市内の75歳以上の住民すべてを対象として実施をいたしました高齢者実態把握調査におきまして、交通手段等についての調査を便乗させていただきました。現在集計中ですけれども、75歳以上の住民の交通手段等の実態等が各地区別に整備されますことから、検討のための有用な基礎資料となることと考えております。

また、今後につきましては、検討委員会での具体的な作業過程で必要となりますれば、実態調査等が行われるものと考えております。

以上です。

- 副議長（山本芳男君） 物部支所業務管理課長、岡本博臣君。
- 物部支所業務管理課長（岡本博臣君） 山崎晃子議員の山村振興事業についてのご質問にお答えいたします。

まず最初に、工事の影響などにより水漏れし、水がたまらない状態の水田が実際にはほかにも存在するののかということでございますが、水田を工事した場合は水がたまらなく水もちが悪いという話をかなり以前、前にお聞きしたことはありますが、現在はこの件の水田以外にそうしたお話等を聞いておりませんので、具体的な場所等の実態につきましても把握しておりません。

次に、工事完了時に行政は確認もせずに受け取っているのか、また実際このような問題が発生していることへの見解をとということでございますが、ご指摘のありました水田につきましては、平成13年度事業としまして平成13年9月5日から平成14年2月28日を工期として施行しております。工事の施工に当たりましては、農道基準に基づき施工しております。また、通常水田の水漏れ防止を行う場合は、水田の盤に粘性の高い赤土等を使用して水漏れ防止を行うわけでありましたが、水漏れ防止の赤土等の使用につきましては設計書に計上しておりません。工事施工後の水漏れということで、お気持ち的にはよくわかりますが自主管理での対応をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

まず、小規模特養、地域密着型介護老人福祉施設の建設についてお答えします。

昨年暮れの時点では、5階建てで1階部分はバスが通行できるようにすることと、できるだけ駐車スペースをとれるようにとのことでげたばきにし、2階、3階、4階を入居者の入居スペースにして定員いっぱいの29床とし、5階を従業員宿舎とする案でした。これをもって今年2月に建設予定地周辺の近隣住民の方々との協議をもったときに、日照権の問題が発生しました。（平成19年）3月中旬に2回目の話し合いをもちました。この後、建物を3階にする案が事業者側から話しがありました。入所者の部屋の内容について変更になったり、定員をどうするか、事業運営の検討をしたりなどで建物の設計変更が必要になって、現在4階建てで設計変更中と聞いています。新たな設計ができてから地域の方々との3回目の話し合いをもたなければならないと考えています。なお、建設開始予定は（平成19年）8月ということで聞いております。

次に、介護保険制度についてお答えをさせていただきます。

まず、本市の今年度の、この1年間の取り組みの状況等ですが、まず予防給付対象者数ですけれども平成19年4月末現在で528人、うち利用者は239人です。予防給付利用者に対しては、ケアプランを3カ月ないし6カ月ごとに見直していっています。要支援から介護2以上への移行者は約10%です。これを効果があったかを見るかどうかですけれども、まだ認定が1回目の見直し中の段階ですので、これを基礎データとして今後の認定状況を見ていく必要があると考えています。

次に、地域包括支援センターの窓口業務の関係ですが、地域包括支援センターの役割

は高齢者の総合相談窓口としての役割を担っていかなければならないと考えています。土佐山田町の本所の窓口のほかに、香北支所、物部支所にも相談窓口を設置しています。活動内容は、高齢者の相談対応、特定高齢者候補者の訪問、予防給付の方や特定高齢者のケアマネジメントなどを行っています。また、相談窓口を知らないという方も多いとのことですので、相談窓口については啓発をしてきましたけれどもまだまだ不十分だと思いますので、引き続きいろいろな機会を通して啓発していかなければならないと考えています。

次に、高齢者虐待の関係ですが、今までは高齢者虐待として取り扱いをしたケースはありません。ただ、相談の中には不十分な介護状態や言葉の暴力を含んだ若干の暴力などによるケースもありましたが、これらを困難ケースとして対応してきました。これらは介護サービスの利用に結びついたものや、住みかえ、介護者交代などで対応してきました。窓口での専門家による対応としては、現在は十分ではありません。今後は中央東福祉保健所など他の行政機関や地域の医療、保険、福祉の関係機関と連携しながら、迅速に対応していかなければならないと考えています。

次に、制度についての周知の関係ですが、市の広報での啓発、住民の集まり、民生委員、ボランティア団体の方々などに対して機会があれば地域包括支援センターをピーアールしてきました。今後も制度について広報に掲載したり、議員の皆様の協力をも得ながら相談窓口の広報に努めていきたいと考えています。また、介護保険係や地域包括支援センターを中心に制度の周知、相談に対応していきたいと考えています。

最後に、コムスの事業取り消しや介護事業者撤退についてお答えをさせていただきます。平成19年4月の利用件数は、コムスン17件、近森会5件です。コムスンについては市内に事業者はありません。近森会も市内ではないですが、本人や家族の意向を聞きながらケアマネが対応してくれると思います。現在利用している方は、他の事業所に利用継続ができるように聞いております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

交通対策についてですけれども、先ほど乗り合いタクシーについても検討されるということでしたので、またぜひともいろんな方法を考えて検討していただきたいと思います。それで、その足の確保に関してですけれども、その地域の実情に即した予算配分ということで、旧3町村が対等の立場で合併したのですから、どの地域に対しても平等な予算配分をすることは大変重要なことだと思います。しかし、何もかも平準化するのではなく、地域の実情に即した事業や制度が必要であると思いますし、それに合わせた予算を組むことも必要であろうかと思えます。物部町の山間地区のように、足の確保の問題について地形や距離などの地理的に過酷な条件の中で今現在でも平等とは言えない地域が多く存在するわけですから、このような不利な条件に置かれている地域に対して、



せめて他の地域に準ずるぐらいの足の確保策を特別な配慮のもとで検討し、推進していただきたいと考えます。この点について見解をお聞かせください。

また、先ほどから申し上げておりますように、山間地域で生活されている方の中には高齢者が多く、車を運転されない方も多くいます。そのような地域に足の確保の手だてをすることで、住民の外出する機会がふえてきます。そのことが生きがいの創出と健康の維持、そして人の交流によりまちの活性化につながるのではないのでしょうか。この点についても見解をお聞かせください。

次に、山村振興事業についてですけれども、住民の方からは、当時は「水田の水漏れの場合は赤土は使用していない。」というような、そういった説明は受けてなかったと聞いてます。工事完了当初からこのような苦情が寄せられていたということであるならば、どのような工事になるのかを理解していただけなかったということになりますし、納得していただけるだけの説明ができていなかったということではないのでしょうか。行政として住民の方への説明責任と合意形成をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

それから小規模特別養護老人ホームについては、住民との合意形成を大切にしながら円滑な建設を望んでいます。

介護保険制度についてですけれども、予防給付の対象者が4月末で528人、うち利用者は239人ということでしたが、それ以外の利用されていない方というのはどういうふうな対応になってますでしょうか。

それから、コムスンの事業取り消しと近森会の介護撤退についてはスムーズに行われるというふうに受け取りましたけれども、この問題は介護報酬単価の切り下げで現在の介護保険制度では事業が成り立たないことを示していると思います。国は在宅重視を唱えていますが、いつでもどこにいても必要なサービスが利用できる現状にはありません。今後、採算の合わない地域へのサービス提供や、24時間の訪問介護サービスの提供など赤字が予想される介護事業の撤退が危惧されます。このことは物部町のような山間地で生活されている方々にとっても大きな不安になっています。今でも「こんな山奥にまでヘルパーさんは来てくれるだろうか。」「デイサービスの車が迎えに来てくれるだろうか」と不安な思いを持っておられる方が多くいますが、このことはどのように受けとめられておいでなのかお伺いいたします。

それから、すいません前後しますが、その高齢者の虐待というか権利擁護のことですけれども、今のところ虐待として扱ったケースはないということでネットワークづくりが大切だということでお話しがありましたけれども、やはり介護されている方というのは老老介護であったり、経済的な困難とかストレスとか病気とかさまざまな事情が重なってきて、介護の現場は非常に虐待が起きやすいとか大変な環境にあるわけですけれども、そうした介護者の家族の心の問題も含めて家族を支援するということも非常に大事かと思っておりますけれども、このことについてどういうふうに、何か方策を考えておられる

のかお伺いたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員のご質問に、私の方から交通対策につきまして一般的にお話を、答弁をさせていただきます。

山間地における大変厳しい環境の中での、特に足の確保を含めた質問であったわけですが、当然、予算措置をするためにはそうした実情というものも踏まえることが大事だというふうに思います。また、予算措置をする、予算査定をし、また予算を成立させる中でも、やはり地域の実情に合った、そうしたものをかんがみながら予算を立てているというふうに自分自身では思っておりますが、しかしながら、そうしたことが全般的になかなかわかっていないというのは、やはり限られた財政の中で編成をしますので、なかなか100%そうしたものができてないという部分もあろうかというふうに思います。しかしながら、そうした山間地の実情というのは、香美市の中、大変面積的にもあるわけでありますので、そうした部分に対して、特に交通手段等に対して、今後どのような手だてができていけるのかということ自体を委員会等でも検討しながら、考えていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 物部支所業務管理課長、岡本博臣君。

○物部支所業務管理課長（岡本博臣君） お答えいたします。

工事完了後、どのようになるか説明不足ではなかったかということでございます。かなり以前のことではありますが、説明が抜かっていたかも知れませんが、今後につきましては事前に十分ご説明をいたしまして、本人の確認をしてそれから工事等施工していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（山本芳男君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員の2回目の質問にお答えします。

まず、小規模特養については、業者、地元の方たちと連携、協議しながら進めていきたいと思っております。

次に、介護保険制度についての予防給付対象者数が528人で、利用しているのが239人、それ以外の方は利用していないわけですが、その内訳ですけれども、医療の必要な方は病院に入院をしていたり、それから介護の、例えばグループホームだとかケアハウス、介護の施設に入所している方、それから要支援ではあります元気な方、そこまでは介護サービスを受けるまでには至っていないというような方々がいるというように聞いております。

それから、高齢者虐待についてですが、確かに介護者の心の問題も含めて家族の方を支援していかなければならないと思っておりますので、地域包括支援センターの相談業務等によって悩みを聞いたり、それから介護サービスの利用に結びつけたりということ

対応をしていきたいと考えています。

それから、（コムスの）事業取り消しについては、なかなか厳しい事業運営を余儀なくされているので、そういった事業取り消しとか介護事業の撤退になったというように自分も考えております。介護者の報酬についても安い給料で夜間なども働かされているわけですので、なかなか大変な仕事であるということは感じております。そういったことから、職員の確保も難しくなっていると思いますし、高齢者がふえることによってそういった介護事業所の増加ということもあって、介護支援専門員の確保もなかなか難しくはなっていると考えております。また、香美市の地域包括支援センターの事業所にしても嘱託職員を雇っているわけですがけれども、なかなか職員の確保ということも難しいということから、あの事業所もなかなか難しいのではないかとというようには感じております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

その足の確保について繰り返し訴えます。交通手段がない、通院費の負担に耐えられないという高齢者や障害のある方の悲痛な叫びの声を、決して聞き逃さないでほしいと思います。この地域の方々は、長い期間バスが来ない生活を余儀なくされてきました。しかし、この方々は確実に年を寄せています。もうそろそろ救いの手を差し伸べて、せめて1週間の1往復だけでも運行ができないものでしょうか。再度前向きな答弁をお願いいたします。

それから山村振興事業についてですけれども、答弁にもありましたけれども、そんなことをしていると市民の工事のなかなか協力者が出てこないのではないかと思います。旧物部村時代のことですけれども、行政の怠慢ではないかと思いますが瑕疵補償期間の延長など検討すべきではないかと思いますが見解を求めます。

それから、すいません、介護保険の方でちょっと抜かったんですが、広報のことで地域包括なんかの広報をしていくということでお話がありましたけれども、その文字の判読ができない方なんかもおいでますし、やはりそのパンフレットとかチラシを見てもそれが理解できないという方もおいでますので、そういった方たちへのきめ細かな対応というのにも必要になってくるのではないかと思いますので、そういった点についてはどういった対応をされていくのかお聞かせ願いたいと思います。

以上で本日の私の質問を終了します。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 3回目の質問にお答えをさせていただきます。

山間地域の悲痛な大変叫びというものを聞き漏らさないでというふうなご質問でございました。私自身、そうした面は特に感じておりますので十分わかっております。しかしながら、最初に言いましたように財政状況の中でそうしたものを含めてまた考えてい

かなければならないことがたくさんございますので、実情は実情として真剣に受けとめをさせていただき、また委員会の中でも十分論議をしながら進めていかなければならないというふうに思っております。実情につきましては、物部町だけでなく、旧香北町、土佐山田町にも負けないぐらいの山もございますので、また自身、身をもってわかっておりますのでよろしく申し上げます。

○副議長（山本芳男君） 物部支所長兼参事兼事務管理課長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事兼事務管理課長（萩野泰三君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

先ほどのご質問で瑕疵担保補償の延長というご質問がございましたが、先ほど物部支所業務管理課長の方からも説明しましたとおり完成後4年間本人によって耕作をされております。そういうことで瑕疵担保補償ということはなかなか困難ではないかと、延長ということは困難ではなかろうかと思っております。ただ、先ほどご質問がありました質問の内容と、私どもが承知しておる内容につきまして若干の相違点があるように私としては感じておりますので、そのことにつきましては今後調査をしてみたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

○副議長（山本芳男君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員の3回目のご質問にお答えします。

高齢者の相談窓口として地域包括支援センターが役割を担っているわけですがけれども、先ほど1回目にお答えをさせていただきましたように、土佐山田町あるいは香北町、物部町に配置をしております相談窓口の者が、（住民が）来所された場合にはそこで相談を受け、また電話などでも相談がありますが、電話での対応、あるいは訪宅をして対応をしております。また、今回75歳以上の方々にアンケート調査を実施をしましたが、それによって訪問をした方がえいというような方々もおりますので、そういった方々に対しての訪問活動もしていかなければならないというように考えています。

○副議長（山本芳男君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

1点目に、障害者に対する情報面でのバリアフリー促進について質問いたします。

本議会初日の13日に、「障害のある人もない人も、だれもが主体的に生きともに支え合う地域づくりを目指して」との香美市障害者計画及び障害福祉計画をいただき、目を通させていただきました。市長の巻頭のごあいさつ、また計画策定に当たっての序章文には私も全く同感するところがございます。そして、それぞれ現状と課題も示されての施策の方向性、香美市自立支援協議会の設立と今後の対策に大いに期待するところがございます。

私の質問は、法的機関、窓口への視覚障害者用活字文書読み上げ装置設置についてで

ございます。障害者が自立と社会参加を図る上で3つのバリアがあると言われていています。1つは、交通機関や建設物など物理的なバリア、香美市障害者計画の中にも公共施設等のバリアフリー化の状況として数多くの施設が取り上げられています。バリアフリーといえはすぐこの物理的なバリアに目が向けられるのも現実だと思えます。2つ目のバリアは障害のある人は特別な存在であるといった意識上のバリアです。そして、3つ目が視覚障害者の方々が必要な情報を得られない情報面のバリア、以上物理的、精神的、そして情報、この3点が自立と社会参加を図る上でのバリアと言われているようです。3点目の情報面でのバリアフリーを目指す装置が資格障害者用活字読み上げ装置でございます。800文字の文章が18ミリ四方のほぼ切手大の大きさに収まるSPカードに情報を記録します。文字情報を記録したSPカードを専用の読み上げ装置に読み取らせると音声が出力され、目の不自由な人が文章の内容を耳で聞き取り管理することができるすぐれた利便性を備えた装置であります。昨年12月、日本盲人会連合及び日本視覚障害情報支援協会の連名で、障害者自立支援法の円滑運営のための改善策として活字文書読み上げ装置及び音声コード制作ソフトの自治体窓口へ設置を求める要望がなされました。そして、本年2月、通常国会におきましてこの装置の設置を推進する視力障害者等情報支援緊急基盤整備事業の予算案が可決、決定しております。この整備事業の実施対象は、県・市・町・村とすべての自治体で補助金は100万円以内、100%が国の補助割合となっています。参考までに1基当たり約10万円弱のようであります。日本視覚障害情報普及支援協会、溝口理事長は、全国の行政機関窓口への活字文書読み上げ装置設置を強く望まれています。そこでお尋ねいたします。

情報格差解消のため音声コード、活字文書読み上げ装置の設置活用を求めるところですが、香美市としてその対応をどのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、市内にあります児童公園の整備及び遊具の点検について質問いたします。

回転遊具などによる事故が、忘れかけたころテレビや新聞で報道されます。先月でしたか、回転遊具が小学生が腐食部分に指を入れけがをしたとの報道がありました。香美市内では（土佐山田町）談議所、山田堰にあります回転遊具や香北町下野尻多目的運動公園の遊具にはロープが張られ、使用禁止のままに放置されています。香北町白石多目的運動公園では、ジャングルジムのパイプが2カ所破損しています。素人目にはその安全性に問題はないと思いますが、パイプの接続部分腐食も進んでいるように思います。この辺は担当課では把握しているのでしょうか。

また、公園の整備面では、今の時期雑草の成長も早く幼児・児童が遊具を利用できる環境にない公園があります。すべり台の階段の2段目ぐらまで草に覆われ、すべり台からおりと草の中、少しオーバーではありますが、それに近いものがあります。また、利用者のモラルの問題であります。土佐山田町山田堰の公園では、私が訪れたとき水道の蛇口から景気よく放水がされていました。水道も出っ放しですが、人間心理として整備されているところではごみを捨てたりすることにもちゅうちょすることがある

と思います。雑草に覆われ、人目にもつかないとモラルの低下を起こすという部分が人間あるのではないのでしょうか。公園の利用に関しては乳幼児の親子連れや子どもたちだけでなく、高齢者にとっても憩いの場であったり、地域のコミュニティの場となることを目指しての整備が必要ではないかと考えます。それゆえに安全で安心な施設でなければならないことは言うまでもありません。

そこでお伺いいたしますが、公園を管理する担当課ではそれぞれ何カ所の公園を管理しているのか、そして継続的な維持管理について、その整理と遊具の点検がどのような方法で、どの程度実施しているのでしょうか。現在使用禁止となっている遊具の今後の対応についてお尋ねいたします。

次に、市内の観光地が遠足などにより小・中学校の児童生徒に利用されているのかをお伺いいたします。

先月、高知市から東部の市議会議員交流ソフトボール大会が安芸市のドーム球場で開催されました。終了後、懇親会までの時間に他市の議員さんと雑談をする中で、観光についての話もありました。中澤議長も同席していましたが、その際、他市の議員さんから「小学校のころは（土佐山田町の）龍河洞へは何度か行ったものだ。」とか、龍河洞の保存状態に関しての話もしたわけでございます。その際、「旧土佐山田町では合併以前から遠足などで利用しています。」との話しはしたものの、私は現在の状況を詳しく承知していませんし、自信を持って対話をすることができませんでした。香美市内には弥生時代の住居跡を残し、1億7,000万年の歳月を有した石灰岩の鍾乳洞であります龍河洞、日本の桜百選にも指定されている（土佐山田町）鏡野公園、明治、大正、昭和の文芸界で活躍していた吉井 勇の再起の契機となった（香北町）猪野々、吉井勇記念館や溪鬼荘、四季を通して自然界のキャンパス（物部町）別府峡、香北町の滝など小・中学校が私のまちの観光地として学び、見聞を深めるにふさわしい観光地であると思います。平成17年、合併前の9月議会、同僚議員の「1クラスでも多くの児童生徒に龍河洞に行ってほしい。」との質問に対し、福島教育次長は、「今後は（土佐山田）町内の児童生徒が学校を卒業するまでに一度は龍河洞体験学習をすることを目標に進めたい。」と答弁されました。

そこでお伺いいたします。香美市となった今も教育委員会としての方針は変わっていないのでしょうか。昨年度、香美市の小・中学校での龍河洞を利用した学校数、クラスの数はどれだけあったのでしょうか。

以上、お尋ねしまして1回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 昼食のため午後1時まで休憩をいたします。  
（午前11時54分 休憩）  
（午後 1時00分 再開）

○副議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 比与森議員お尋ねのバリアフリーについてお答えをいたしたいと思います。

ご指摘いただきました装置につきましては、障害者自立支援対策臨時特別交付金特別対策事業として設置できることになっておるところでございますが、本市の事業計画としてはこの装置の設置を今予定をしておりません。本年度の計画としましては、議員からも紹介がありました、今般策定いたしました障害者計画、障害福祉計画に基づきまして4つの事業を推進することになっております。その1つは相談支援体制整備事業でございます、これは総合的な障害者の相談を受けるということで委託をしておるところでございます。また、障害者を育てる地域の支援体制整備事業、これは相談窓口で障害の早期発見の療育機器を備えるということでこの事業を予定しております、3つ目には障害者自立支援法施行円滑化事業事務特別支援事業といたしまして、長いんですけど、これは要するに現在のパソコンのソフトになりますけども、そういうものを導入しなければなりません。これはすべての自治体で導入しなきゃならなくなっておりますので、こういうもの。それから最後は就労意欲促進事業、これは施設に入っておられる障害者で一定の条件を備えて社会に出たいというふうな方がおられますが、そういう方のための就労意欲促進事業として4施設を予定しております。この事業あわせて234万7,000円を予定をしておりまして、今議会の方へ補正予算として提案をさせていただいております。この事業につきましては、県と情報交換しながら整備をしようということで進めてきたところでございますけれども、この交付金事業につきましては、市町村の積み上げされたものを県が調整をするということで、最近の情報ですと県の方では香美市に示せる額は今136万7,000円ということで、その程度しか今上限額が示されておらないということでございます。従いまして現時点で当該の機器を設置するとすれば、確かに100%の補助、交付をいただけるという建前にはなっておるわけですが、現時点で計画に乗せますと、これは100%市が負担しなきゃならないというようなこともございます。計画につきましては、この障害者計画などを立てる際に取りましたアンケートなどがございまして、それらをもとにして切実で、そして要望の高いものからということでやっておるところでございます、現時点ではですね直ちに設置をするということについては困難かというふうに考えています。

次に、公園についてのお尋ねでございますけれども、福祉事務所の方では5カ所、児童遊園として管理をしておるところでございます。遊具の点検につきましては、担当職員が月1回目視等によりまして点検を行っております、市となりましてから、平成18年度にすべり台1基がですね一時使用禁止ということになりましたが、その後、修繕、復旧いたしております。お尋ねの今後廃止になった場合どうするのかということでございますけれども、補助制度等がなければ直ちに類似の遊具を購入、整備することは困難かというふうに考えております。ご指摘のようにどの児童遊園も草が今繁茂するという

ようなことで、草刈りを予定をしなきゃいけない時期になってきております。児童遊園の近くに住まれている議員の方には草を刈っていただいたりなんかしておりますが大変お世話になっておりますけれども、たびたびお世話になっておりますので、市の方としても早く草刈りもしなきゃいけないと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（山本芳男君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 比与森議員の公園につきまして、当課でも管理をしておる公園がございますのでお答えを申し上げます。

建設都計課で管理をしております公園は、遊具を配置しております（土佐山田町）秦山公園、黒土公園、宝町公園、旭町公園と、遊具を設置していません宝町緑地など2カ所がございます。秦山公園はまちづくり交付金事業で、その他の公園につきましては都市公園事業で整備をいたしてございます。維持管理につきましては、地元への委託やボランティアでもらっておりますが、大きな修繕などは業者に発注をしております。草刈りや小修繕などはできる限り職員の直営で修理をしているという状況でございます。

それから、遊具の点検でございますが、私どもで香美市都市公園遊具安全点検要領というものをつくってございまして、それに基づきまして日常点検をいたしております。月1回程度目視、打診、触診などの方法で実施をしております。秦山公園の子どもの広場につきましては大型遊具ということもありまして、日常点検のほかに年1回のメーカー点検を実施しております。それから、私どもの管理しております公園につきましては回転遊具等の禁止遊具は設置をしてございません。それから、お尋ねの（土佐山田町）山田堰のところがございます春野神社のところの公園でございますが、あそこの遊具につきましては地元が設置をしたというふうに聞いてございます。トイレだけ建設都計課の方で設置をしております。あれのくみ取り等は建設都計課の方で行っているという状況でございます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 香北支所長兼事務管理課長、二宮明男君。

○香北支所長兼事務管理課長（二宮明男君） 6番、比与森議員さんの公園についての香北町内のご質問にお答えをいたします。

香北町の香北支所事務管理課が管理しております公園につきましては4カ所でございます。なお、アンパンマンミュージアム前にございますジャングルジムにつきましても、こちらの方は香北支所事務管理課の方が管理をいたしております。先ほどご指摘いただきました（香北町）白石多目的広場のジャングルジム、また下野尻多目的広場の回転遊具につきましては撤去、その他の施設につきましては修繕等を必要とするものにつきましては、夏休みまでに実施できますよう現在担当職員が作業を実施しております。遊具の点検につきましては、本年度より月1回担当職員による巡回点検を実施いたしております。実施方法といたしましては目視、また担当職員が実際に使用いたしまして点検を



いたしております。これらにつきましては現在点検表の作成を指示しておりますので来月より点検表を提出させる予定でございますが、先ほど建設都計課長から担当課の方に調査表があるということをお聞きいたしましたので、そちらも参考にさせていただきながら点検表の作成を指示いたしたいと思っております。なお、通常の草刈り等の管理につきましては、自治会及び老人クラブ等に委託をいたしております。

以上、よろしくお願いたします。

○副議長（山本芳男君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 教育委員会の方から比与森議員の観光地学習についてお答えをいたします。

平成18年度香美市立小・中学校の遠足及び社会見学で行った市内の観光施設及び公園の利用状況でございますけれども、（土佐山田町）龍河洞の利用が2校で4クラス、泰山公園、3校29クラス、鏡野公園、2校10クラス、山田堰、2校10クラス、町田堰、1校の4クラス、（香北町）轟の滝と吉井勇記念館ですけれども、1校で2クラス、アンパンマンミュージアム、2校4クラス、日ノ御子河川児童公園、2校3クラス、（土佐山田町）甫喜ヶ峰、穴内ダムが2校の4クラスとなっております。昨年度の小・中学校で行いました遠足、社会見学で龍河洞を使用したというもののお答えでございますけれども、学校数が2校で4クラス、生徒にしまして、児童にしまして127人となっております。詳細につきましては、（土佐山田町）山田小学校の2年生3クラス、75名。片地小学校、5年生1クラス、親子での遠足ですけれども52名ということになっております。なお、平成19年度の龍河洞への社会見学につきましては、2校2クラス、56人を予定をしておるようです。詳細につきましては、（土佐山田町）楠目小学校5年生の1クラス、33名。舟入小学校4年生1クラスの23名で予定をしておるようでございます。先ほど議員さんの方から教育委員会では、小学校在学中に一度は龍河洞を見学するというふうなことを、今も実行しておるかということでございますけれども、今後もずっと続けていく予定をしておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。

確認ですが、バリアフリーについて。この、活字文書読み上げ装置の設置だけの取り組みというのは、今の話をお聞きする中ではちょっと無理だというふうにとっていいのかどうか。その1点をお聞きしたいと思います。

それから、公園につきましては、香北町は香北支所の方で管理しているということですが、以前にも何かのときに話した、出たことですが、この公園の管理について建設の経緯からそれぞれ担当課が違ふと思えますけど、これを一本化すれば行政のスリム化にもなるんじゃないかというふうにも思えますけど、その辺は中井建設都計課長のところでは大分やっているようですけど。それを福祉事務所の分も一緒にやるというのは、福

祉事務所としてはありがたいかどうか、その辺スリム化を考えて、合理化を考えて一緒にする方がよくないかなというふうに思いますけど。これ素人考えで申しわけないですが、できれば。

それと観光ですけど、土佐山田町の小学校の、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。（香北町）猪野々や（物部町）別府峡へもやはりどんどん学習してほしいというふうに思うわけですけど、具体的にもしわかっていれば、言うてくれたかな、土佐山田町、言うてないですね。土佐山田町の方の学校がこれまで知らなかった猪野々とか別府とか、それから轟の滝とかいう学習への取り組みもぜひしてはどうかというふうに思いますけど、その取り組みについてお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 比与森議員、2回目の質問にお答えしたいと思います。

設置は無理かというお話ですけれども、予算上のお話しをさせていただいたわけで、設置が無理というわけではございませんので、そこは誤解のないようお願いをしたいと思います。ただ、今回の計画をした際にですね、そういうその設置の要望があったのかという担当者に聞きましたところ、その要望が出てきていないということでございますので、そういう要望が出てきた際には十分検討させていただくということでございます。

公園についてご提案がありましたけれども、福祉事務所としては大変ありがたいと思っております。実は、福祉事務所が管理しています児童遊園というのは児童福祉法に基づく制度でございますけれども、これちょっと細かく見ていきますと、どうも福祉事務所の中もその児童遊園5つを整理し直して、考え直さんといかんというふうに感じております。そこでごく最近福祉事務所の内部で検討しまして、今後の児童遊園のあり方について整理をしたいということで、一定の案を持ちました。そのことで副市長の方にも相談をいたしましたところ、その案をもとにですね関係の課とか、あるいは地域とかいうところとも調整を図れと、こういうご指示をいただいておりますので、きょうお話しただきましたことも含めて検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） それでは2回目のご質問にお答えいたします。

土佐山田町の山田小学校の生徒の物部町方面につきましての遠足とか社会見学につきましては、今のところまだ計画は聞いておりませんが、香美市の教職員の研修会がございまして、今年の予定としまして（香北町）吉井 勇記念館と轟の滝、それに希望のものがございましたら半分、あとの半分は（土佐山田町）龍河洞の方にというふう

な計画をいたしております。

それと、子ども会の事業としまして、（徳島県）矢筈山の登山を計画をしております。いろいろな事業でまた物部町、香北町との共同企画でやってみたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

○副議長（山本芳男君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦、通告に従いまして防災関係、教育関係について一般質問いたします。

防災関係についてですが、今日の異常気象や年を重ねるごとに確率が高くなってくる南海地震を考えたときに、災害に強い地域づくりのためには住民との連携が重要になってきます。防災力を向上させるためには被害を少なくするための備え、被害を拡大させない、早い復旧をさせるための備えです。その備えは住民一人一人、行政、地域組織で異なる備えや意識が重要であります。小さい規模の災害は消防署などが近代的に整備されており未然に防ぐことができますし、対応も円滑に進みますが、大きい災害は未然に防ぐことが困難で、想像できないような問題も生じることが予想されます。日ごろより備えをし、行政と住民が連携を取り、被害を最小限にする今後の防災訓練の取り組みは重要になってくるものと考えますが、南海地震など大規模災害に備えての防災訓練についてお伺ひします。

1点目は、防災の日の取り組みについて何か計画されておられるか。

2点目、消防分団の取り組みについては。

3点目は、職員の取り組みは。

4点目につきましては、市民の取り組みはでございます。

次に教育関係ですが、子どもをめぐるさまざまな事件や問題行動が取りざたされている今日において、なぜ子どもたちがこのように変わってきているのかを考えたとき、少子化、核家族化の問題と現在の情報社会、学力社会の中にある子どもたちにとって、遊ぶということの大切さを見失っているように考えます。それは子どもたちの遊ぶ場所、空間が狭められている状況と、テレビゲームやパソコンの普及で子どもたちの遊びが変化している状況にあります。こういう時代だからこそ自然の中で体を動かして、さまざまな遊びを通して体力の向上はもとより、友達同士の遊びを通じた思いやり、我慢、協力、ルールを学んでいくこと、そういった遊びを通じた体験が大切であると考えます。子どもたちが安全で安心して遊んでいける場所、空間づくりについてはどのような考え方を持っているのかお尋ねいたします。

次に、社会体育施設であります。上の、先ほど述べたことにも関連になりますが、現在の公園などでは遊具があり遊びが固定化されています。昔のような原っぱ、広っぱのように子どもたちがしたい遊びを選べたり、考えたりできるように、社会体育施設の児童生徒への開放について、地域や関係団体などの協力、連携を図る取り組みはどうで

ありますか。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 島岡議員の防災関係の質問にお答えいたします。

3点ほど出ておりますが、防災の日の取り組みについては何か計画をされておるかということでございます。8月30日より1週間が防災週間であります。9月1日の防災の日は香美市としての行事は計画しておりませんが、防災週間の第1日曜日の9月2日に、南海地震の発生後における被害を想定した高知県総合防災訓練、地域のみinnで自主防災訓練が、各市町村の自主防災組織が主体となり県内各地で一斉に実施されます。香美市としましても、自主防災組織を中心とした非常時における住民自身の自助、共助による適切な行動の修得を図りたいと計画をしております。

3点目の職員の取り組みでございます。職員の取り組みについては防災研修を職員研修の中で取り入れて実施しています。職員の防災訓練は、総務課や上司に伺わなければなりません、9月2日の地域のみinnで自主防災訓練に取り入れ、防災内容により職員参集基準が異なりますが、まずはこの日を計画しております。今後、防災に生かせる訓練の取り組みが必要と考えます。職員対象の防災訓練は、合併前の平成14年度に旧土佐山田町が管理職を対象に登庁訓練を行っております。内容は、南海地震の発生により土佐山田町内外の交通網に大きな被害があり、徒歩、自転車、バイクで登庁し、災害対策本部に合流するものでありました。参加対象者には訓練の計画があることは通知がありましたが、日時等については通告なしで、当日各自宅への電話連絡により対策本部への登庁方法、参集時間を研修するものでありました。

4点目の市民への取り組みは、自主防災組織独自の防災訓練、地域のみinnで自主防災訓練を計画しておりますが、未組織自治会においても自主防災組織の組織向上につなげ、広く防災意識の向上を図り、被害の拡大防止に努めなければと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 14番、島岡議員さんの防災関係の2点目の消防分団の取り組みはというご質問に対しましてお答え申し上げます。

このことにつきましては全県的に重要な課題でございまして、ご存じのように県のほうでは総合防災訓練を高知市、そして仁淀川、四万十川、物部川、安芸川の領域の5ブロックで実施しております。そして、地震や豪雨等の大災害を想定して消防、警察、電気通信等、防災関係の関係機関が相互に連携した訓練を毎年行っております。香美市は物部川流域での総合防災訓練に参加し、消防団員の方々が応急対応の技術訓練等を行い、防災力の向上を図っております。また、他の会場での訓練には団長以下幹部団員が出席し、研修して防災意識の高揚を図っております。しかし、まだまだ大規模災害に備えての防災訓練への取り組みにつきましては、各分団ごとというところまでには至っており

ませんが、消防力の向上を図るため、なお一層消防本部、また消防団、各分団、相互の連携強化を図っていききたいというふうに思います。

また、防災意識の啓発と地域の防災力の向上のため、防災関係機関とともに総合的な防災訓練の実施ができるように取り組んでいききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんの教育関係で、子どもが安心、安全で遊べる場所、空間についてお答えさせていただきます。

議員さんもおっしゃいましたように、子どもの生活様式も随分変化してまいりました。戸外で遊ぶということが少なくなっているのが現実であります。そこで、自然の中で仲間と活動をするということは、子どもたちの心身の成長過程で大変重要なことであると考えております。しかしながら、不審者情報の問題とか交通量の問題もありますので、遊ぶ場所は限定されてまいります。公園や学校で遊ぶことができればと考えられます。ご質問をいただきましたので、学校につきまして12校、次のようなことを調査いたしました。平日の閉門時間、学校、前庭や運動場ですが、での遊びを禁止しているのか。また休日に（前庭、運動場に）入ることができるのか。また、入って遊んでいる状況を見たことがあるのか、見られるのか、そういう様子か。というような4項目について、繁藤が小・中1校と考えまして12校について調査をいたしました。中学校におきましては、どこも部活動の関係で休日の出入りは自由であります。しかし、遊んでいるということは中学校ですので余り見かけないようでございます。小学校につきましても、市街地を外れますと、本当に禁止をしているという学校は2校でございます。うち1校は自由に入れるところもありますので、子どもが入って遊んでいる状態を見たことがあると。入ろうと思えば入れる。親子で遊んだり、友達同士がボールを持ってきて遊んだりしている様子は見られるということでした。平日の閉門時間につきましては、これは学校施設の状況によります。ご承知のように（土佐山田町）鏡野中学校のように全然閉門もないところもあるわけでございますが、小学校につきましては、職員が出入りする門と、それから児童が入れる門とが同じ学校が多いわけですが、そこは割合に閉門時間は遅いようでございます。職員が帰るときに閉めるという関係です。（土佐山田町）山田小学校につきましてはご承知のように全然別ですので、早くに門は閉まっているというような状態でございます。公園など、先ほどご質問も前の議員さんからありましたが、そうなりますと、公園などで子どもが安心、安全で遊べるということは大変ありがたいことではないかと、子どもの広場の存在は大きいと、ありがたく思っております。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 島岡議員さんの教育関係、2点目の社会体育施設の児童生徒への開放についてということについてお答えをさせていただきます。

現在、社会体育施設としましては、市民グラウンドや宝町グラウンドなど土佐山田町

には数カ所社会体育施設として、それぞれソフトボールやビーチボールバレーなど健康づくりの場として活用していただいております。ご質問の中にもありましたように子どもたちが安心して過ごせる場がだんだんと少なくなっているという状況がありますので、安心して遊ぶことのできる場所、そしてのびのびと過ごせる場所としての利用が必要となっているということだと思えます。また、このような場の確保としましては、日ごろの安全な生活、また健全な育成につながっていくものだとは思っております。現在、いろいろのスポーツに活用をされて、社会体育施設のほうも活用されておまして、現在空きのない施設もありますが、このような利用に際しまして、子どもたちの指導並びに施設の管理を確実にしていただける責任者のような方がおいでましたら、余裕のある施設につきましては開放することについて対応は可能ではないかというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○副議長（山本芳男君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡です。2回目の質問をします。

防災対策課長に、9月2日に県の総合防災訓練で行うから、それ職員は全部参集じゃないですか。すいません、ほいたらちょっと聞き間違えました。

その職員の参集についての考えですわね。職員の方々の取り組みというか、'98豪雨などのときは、多分第4配備で全員配備のような形になりましたけど、そのような職員の訓練は行わないかということ。職員の研修とかの中で心肺蘇生とか消火訓練とかそういう講習は受けゅうけど、職員の方々の訓練は、参集する訓練は行うか行わないのか。

それと、自主防災組織がその中で、自主防災組織を中心に行うということですかね、9月2日に。ほんで自主防災組織を設立していない自治会についての取り組みですかね。例えば自主防災組織が設立されてない自治会長さんをお願いして、今ある避難場所とか避難誘導員の名簿がありますのでよね、そこへ、自治会長さんをお願いして9月2日にそこへは集まってもらいますというところから、また自主防災組織の設立に向けて取り組んでいただくような方法がとれないものかということ。

あと消防長にお聞きしたいのは、その県の防災訓練等に分団の幹部とか幹部クラスが行かれておって、分団単位の取り組みとしては、分団の幹部の人が行って、各分団の取り組みの訓練はしてないということですかね。まあ言うたらうちの地域はうんと広大な広い山間地域を抱えてますよね、地域の実情に沿うた今後の各分団の訓練のあり方についてどのようにお考えを持たれておるのか。

それと、あと社会体育施設のことではありますが、生涯学習課長はその管理、指導をしていただける方がおられたら開放してもよろしいというような形ですが、学校においては子どもたちの安全とか見守りとかいう形の中で、土佐山田町地区ではやまびこ会とかスクールフレンドという形の中で見守りとか、不審者対策とかいう中でということ立上げておられますが、そういった団体へのことへもそういうふうなこと、遊び場の提供

ということで呼びかける方法とか、子ども会の連合会とかいう形のところで、こういう形でモデル的にひょっと（土佐山田町）宝町グラウンドが平日にスポ少とかそういうところに使われてない日にこんな取り組みはどうでしょうかという、投げかける方法はどうか。

それで2回目の質問終わります。

○副議長（山本芳男君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 島岡議員の2回目の防災訓練のご質問にお答えいたします。

職員の防災訓練は重要なものでありますが、平成17年度に旧土佐山田町時代でしたけれども、自主防災訓練を同じ、今回の地域とみんなでという県の総合防災訓練がありましたけれども、そのときに実施したときの反省点、それから自主防災組織数をとってもそのときと比べたら現在は55組織ができておりますので、かなりの差があります。それで、先ほど言いましたように55組織だけをとっても、それに見合う防災訓練には職員数の参加がかなりの人数が要ると思われまます。早期に内容等、立案しまして本年度の防災訓練を実施をしたいと思ひます。

それと、自治会のことでございますけれども、現在防災対策課としましたら、自主防災組織の設立、向上に向けて取り組んでおりまして、今回、未組織のところへ呼びかけてできるかどうかということはきょう回答できませんけれども、徐々に、職員の防災訓練は必ず全員が参加するようなことをしていかなと意味がありませんので、拡大してやらないかなという認識はありますけれども、本年度は全員が対象になるかどうかということはここで申し上げませんが、計画、早期につくりまして善処したいと思ひます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

スクールフレンド、やまびこ会というのが出ましたので、私の方からお答えをさせていただきます。スクールフレンド、安心、安全を学校で見守っていただく制度ですが、これは香美市全部の小学校に広めました。昨年度の9月ごろだったと思ひますが、大宮小学校も大柘小学校もつくりまして、9小学校全部で安心、安全の見守りをやっていたいております。地区補導員制度のやまびこ会につきましては、大宮小学校と大柘小学校へはよう広げておりません。これも先日のある会でもちょっと話しにも出ておりましたけれど、香北町にタウンポリス制度というのがございますので、その制度との整合性を考えましてどのようにしたらいいかなと思ひ、今は検討中でございます。したがって、やまびこ会は土佐山田町内の7つの小学校に設置し、見守りだけでなく学校へ出入りしていただきまして、PTAとともに活動してござらるという状況です。

(土佐山田町)宝町グラウンドにつきましては、本当に皆さんこの、議員さんもそのお1人ですが、スクールフレンドの方もやまびこ会の方も大変熱心でございまして、皆さんよくやってくださっておりますので、また担当課長とも話し合いまして前向きにそういう方に見ていただいて、開放できるときは開放するような方向で検討していきたいと思っております。またよろしく申し上げます。

○副議長(山本芳男君) 消防長、竹村 清君。

○消防長(竹村 清君) 島岡議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

消防団、各分団の訓練、今後の訓練のあり方ということでございますが、消防団、先ほどは申し上げませんでした旧3町村のそれぞれの消防団につきましては、ご存じのように毎年ですね、それぞれ時期は違いますが2回程度、分団が19分団で団員さんが400名近い団員さんでございまして、それぞれ訓練をしております。主に消防消火訓練、また演習等を行っておりますが、このことにつきましても地震等による火災の発生に対応する、いわゆるその防災訓練の一貫ではないかというふうに考えております。また市の消防ということになりまして、消防本部、また消防団、そして私設の消防団、自主防災組織とそれぞれ防災に対応するそれぞれの組織、機関がまだ一堂にいろんな協議をしたことはございません。今後、防災対策課の方で音頭をとっていただきたいというふうにも考えておりますが、それぞれの関係機関が協議をして、総合的な一度に大きなことは多分無理やと思いますけど、それぞれの役割分担が果たせるような訓練を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長(山本芳男君) 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番(織田秀幸君) 5番、織田でございます。通告に従いまして2項目にわたってお伺いをいたします。わかりやすいご答弁のほどよろしくお伺いをいたします。ちょうど食事後の眠たい時間でございますが、目はつぶっていても構いませんが、耳だけはつぶさんようにしとってください。どうぞよろしくお伺いをいたします。

5月30日、これはごみゼロの日であります。6月5日までの1週間はごみの減量化やリサイクル推進週間とされ、3Rの推進が呼びかけられました。3Rとは、リデュース、これはごみの抑制、発生抑制でありまして、リユース、再使用、リサイクル、再生利用の頭文字で、これはもう皆さんももうよくご存じのことと思います。日本では1日1人当たり約1キロのごみが排出されている。この数年に至っては環境への意識が高まっていることもあり総排出量は徐々に減少傾向にあるが、大量のごみが排出されていることには何ら変わりはありません。消費者の利便性追及により豊富な品々が安価で手に入る。この使い捨て状況が大量生産、大量消費を加速させているのではないか。このように思っております。便利で快適な生活を追い求めた結果、そのツケが回ってきているのであります。



ここで一例を挙げると、東洋町の高レベル放射性廃棄物最終処分場の問題である。連日多くのメディアがその行方を全国ネットで配信していたことは記憶に新しいと思います。核燃料を再処理した後は、高レベル放射性廃棄物という核のごみが出る。そのごみは放射能レベルが高く、その影響は数万年も続くとされています。だから、「ガラスで閉じ込め、最後には地中深くに隔離しなければならない。」、そのように言われております。いまやそのごみがたまりにたまっているというから、これは人ごとでは済まされない。この問題、最終的には出直し町長選で処分反対の町長が当選し問題が解決したように思うが、根本問題は決して解決したわけではありません。なぜここで核のごみを取り上げたかといえば、一般ごみも処理過程でダイオキシンなど有毒ガスや二酸化炭素を多量に放出しているからであります。ダイオキシンは高温焼却により分解されているが、これも100%分解されているわけではありません。中でも炭酸ガスによる影響は温暖化を加速させ、異常気象によるさまざまな弊害は本市の基幹産業である農林業に多大な不利益をこうむることになるのではないかと。たかがごみと安易に取り組んでいけば、やがては自然環境破壊へとつながっていく。核のごみ問題同様に今後改善策に向け真剣に取り組む必要があるのではないかと、そのように思っています。最近、町（市）内のスーパーでもマイバッグを持参している年配者を時々見かけることがあります。レジ袋10枚で約コップ1杯の原油が節約できる、このように伺っております。一人一人が環境意識を高め、日常生活の中でごみの削減に粘り強く取り組んでいけるかどうか。この小さな取り組みが、この取り組み、積み重ねが人類の未来を決めるのではないかと、そのように思うからであります。若干前置きが長くなりましたが、ここで本市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえお伺いをいたします。

本市の家庭系ごみの収集運搬は民間委託なっています。燃えるごみについては香南清掃組合で焼却されているが、合併後も旧町村ごとに一部異なる収集体制が続いています。それは、収集回数が香北町、物部町は土佐山田町に比べおおむね2倍なっている点であります。紹介しますと、生ごみなどを含む燃えるごみ、土佐山田町は週2回、香北町、週1回から3回、物部町は週3回となっております。金属類、土佐山田町は月1回、香北町、月2回、物部町、月2回。ビン類、土佐山田町、月1回、香北町、月2回、物部町、月2回。ペットボトル、土佐山田町、月1回、香北町、月2回、物部町、月2回。プラスチック製容器包装、土佐山田町、月2回、香北町は週1回から月2回、物部町、週1回。また、紙類、土佐山田町、月1回、香北町、週1回から3回、物部町に至っては週3回となっております。布類、土佐山田町、月1回、香北町、月2回、物部町、月2回。その他不燃物、土佐山田町、月1回、香北町、月2回、物部町、月2回。以上、紙類と布類は一緒でありまして、7種類に分別されてですね収集運搬がされております。

まず1つ目の質問といたしまして、合併して1年が過ぎました。この家庭ごみの収集運搬が現時点、3町で統一をされてない、その理由をお尋ねいたします。

そして2点目、ごみ処理経費を見ると、平成17年度、合計で3億8,600万円余

りとなっています。これは人件費、収集運搬費とあわせて昨年度より大幅増額となっておりますが、その点についてもまた担当課長の方から詳しく教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

3点目といたしまして、以上のことからですね家庭ごみの収集方法を土佐山田町に統一することで、ごみの減量化への意識、収集運搬の回数改善による処理経費削減につながっていくのではないかと、そのように思いますので実施に向けての考えをお伺いをいたします。

次に、今年2月（土佐山田町）百石町で火災が発生した件については3月議会で竹村消防長より状況説明があった。そのことは皆さんも記憶に新しいと思います。私もいち早く駆けつけ、隊員の消火活動を見ながら油タンク等何か危険物はないか、周囲に目を配った記憶があります。隊員の必死の消火活動は今でも目に焼きついています。後日、地域住民よりさまざまな声があった、そのように聞いていますが、被害を受けられた方は大変気の毒でありましたが、火の勢いからしてけが人もなく、安堵の気持ちで火災現場を後にしたものであります。火災を目の当たりにして思うことは、大火になる前の初期消火がいかにか大事であるか、改めて実感した次第であります。ある資料によれば、住宅火災による死者数は近年増加傾向にあり、その過半数を高齢者が占めている。また、さらなる高齢化の進展により増加のおそれがあることから、平成16年、各家庭に住宅用火災警報器の設置を義務づける消防法の改正が行われました。この改正消防法は平成18年6月1日から施行され、新築住宅には既に実施されています。また、既存の住宅には各市町村の条例の定める日から設置が義務づけられました。毎年、建物火災が3万件以上発生しており、そのうち約6割は住宅火災が占めている。また、平成16年の建物火災による死者数は1,159人のうち、約9割に及ぶ1,038人が住宅火災によるものであります。こうした住宅火災による死因の約6割から7割は逃げおくれである、このように言われております。65歳以上の高齢者が半数以上を占めているとのことであります。総務省の調査によると、近年の住宅火災における死者数を住宅用火災報知機等の設置の有無の点から見てみると、火災報知機が設置されていなかった住宅の場合、火災100件当たりにして6.7人の死者が発生しているのに対し、設置されていた住宅における死者数は2.1人となっています。つまり、火災報知機の設置により死者数が3分の1に低減できていることがわかりました。香美市を初め県下の市町村では既存の住宅は平成23年6月1日から設置義務の開始となっています。これはアパートであれすべての住宅に設置義務があります。火災報知機は煙感知と熱感知、大きく2種類ありますが、台所や寝室等数個設置しなければならない。1個5,000円から1万円で市内のホームセンターでも求めることができますがかなりの出費ともなります。そこで、65歳以上の高齢者のみで暮らす非課税世帯に対し、設置に向けての補助金を支給してはどうでしょうか。本市においても、今後さらに高齢化が進む中、火災による逃げおくれでけがや死亡事故をなくし、安心して生活を送っていただくためにも行政の温

かい、ぬくもりのある支援を願うものであります。

以上のことから、本市における65歳以上の高齢者のみで暮らす非課税世帯数と、火災報知機設置に補助金支給の有無をお伺いいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（山本芳男君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 織田議員の家庭系ごみについてのご質問にお答えさせていただきます。

1番目の旧3町村が合併して1年が過ぎた現在、いろんな課題も見えてきた。家庭ごみの収集運搬が3町で統一されていないがその理由を問うということですが、3町村合併における環境分科会におきまして事務事業の調整をしまして、第9回のこうほく3町村合併協議会でごみの収集方法について、「ごみの収集回数等は合併後数年を目途に調整し、統一するよう努めるものとする。」ことで確認がされております。統一に向けての調整が必要であると考えております。収集回数ではありませんが、粗大ごみ等にかかわる38品目のごみについては今年5月から統一をしております。

次、2番目の一般廃棄物処理基本計画によるごみ処理経費を見ると、合併後人件費、収集運搬費が高騰しているがその理由はということですが、一般廃棄物処理基本計画における人件費と収集運搬費につきましては、基本計画を策定するに当たりまして環境省が毎年調査しております一般廃棄物処理業実態調査によるデータを記載しております。調べてみますと、平成16年度までは旧香北町と旧物部村はゼロで報告をされておりますため旧土佐山田町のみの数値となっております。平成17年度については合併後の調査でありますので、旧3町村の合算数値となっております。収集運搬費について突出しておりますが、新たにごみ袋購入費と店舗におけるごみ袋販売手数料が含まれたためであります。実際は年度ごとにおけますこの2つの経費の増減は余りないと思います。

次に、3点目でございますが、家庭ごみの収集方法を土佐山田町に調整することでごみの減量化への意識向上や収集運搬の回数改善による処理経費削減につながると思うが、実際に向けての考えを問うということですが、さきにも答弁いたしました、第9回のこうほく3町村合併協議会において調整方針としまして確認されておりますので、統一に向けての調整が必要であると考えております。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 5番、織田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

補助金につきましては他の部署がお答え申し上げます。私の方は消防機関としてこのご質問に対しましてのお答えでございます。

ご質問のとおり消防法の改正に伴いまして、市の火災予防条例で住宅用火災警報器の設置について一部改正を行いました。議員さんのご質問では住宅用火災報知機というこ

とになっておりますが、これ正式には住計器ということで住宅用火災警報器でございます。これは当然住宅火災によります焼死者の発生を防止することが目的でございます。ただ、自己責任の分野でございますので、罰則といった規定はございません。このため、火災から自分自身の身を守るためにも住宅用火災警報器を早期に設置していただきたいというふうに願っていますが、やはりご質問にもありますように1個5,000円から1万円まで、7,000円ぐらいのものがあろうかと思いますが、これを一般的には数個設置しなければならないということで確かに安いものではございませんが、命にはかえられないということで計画的に少しずつ、ちょっとためていただくとかいうことで期限にとらわれず1日でも早く設置していただくということをひとつ、改めてまたお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 織田議員の火災報知機の設置に関しまして、補助金の支給はないかということについてお答えをしたいと思います。

火災報知機につきましては、高齢者の日常用具の1つとしまして給付が要綱に現在定められております。ただ、本年度の予算は、他の用具とあわせて21万5,000円という非常に少ない金額でございます。限られた予算でございますので、認知症にもかわらず1人で暮らさなければならない、そういう高齢者など切実な状況にある高齢者に本制度の光が当たるように、そういう立場で給付をいたしておるところでございます。議員の高齢者福祉、高齢者の安全、安心に関する積極的な提案でございますけれども、提案の内容からすれば相当の予算も必要かと思われま。また、補助事業にするかという点でも幾つかの問題点が考えられますので、福祉事務所としましては、補助に関しましては他の課とも連携しまして、検討、研究の時間が必要ではないかというふうに考えております。

対象となる世帯数はどうかというお尋ねでございましたけれども、平成17年国調で1人住まいの65歳以上の高齢者の世帯というのは1,735（世帯）でございます。それで、課税状況を見てみますと、そういう高齢者での課税が大体16.16%ということでございますから、このさきの数字に大体85%を掛けますと1,474（世帯）、そのあたりの数字になるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田でございます。2回目の質問をさせていただきます。

先ほどは丁寧なわかりやすい答弁をいただきました。そして、まずはそのごみの問題であります。統一、これは数年を目途に統一をしていくという、そういう協議会での話しやったということですが、1年以上たちまして、でき得れば早くやっていただきたい。そして、本来であれば香北町であり物部町に合わす行政サービス、また市民

の利便性、そういうものから言ったらそうなるかも知れません。香美市は1人当たり大体750グラムぐらいの1日ごみを出している、そういう資料の中にありましたが、人口が多い、また人口が少ない、そういった観点から見てもですね、これは土佐山田町が（収集回数が）少のうて香北町、物部町が収集回数が多い。行政の立場とすればやはり市民に公平性いうんですかね、そういう観点から見ても先ほど言うた人口比の問題からいっても、やはり土佐山田町が大体（月）1回ぐらいで収集運搬をされているのであれば、香北町、物部町につきましてもそういうことは可能ではないか。そのことによってまたごみ意識、今7種類に分けての分別をされている、そのように申しましたけど、一番のメインはいかにごみを出さないようにするか、少なくしていくか、そういったことも基本計画中にはうたわれております。また、これは昨年5月の、合併して最初の議会の中で市長は合併後、この一般質問に答えて、「旧町村の一体化を早期に図る、そのことは大変重要である。そのためには不公平感のない、住民から信頼される、そういった行政を行っていくことが大切です。」これはある人の質問に答えられた市長の答弁であります。これは全く同感であります。どうかそういう意味からも、数年を目途にやっいてこう、これは何かいまいちこうぼやけたような回答であります。でき得れば年度内とかそういう形でもっともっと行政のリーダーシップいうんじゃないですけど、そういう形をお願いをしたいと思えます。

そして、私はこの1問目、2問目いうことで火災報知機の支援、そういう形で質問しましたが、これはそういったごみ問題で少しでも経費削減を図り、その浮いた分で老人の低所得者に対しての手厚い加護を行っていく、そういう思いからこの質問にもセットで質問をさせていただいたわけなんです。どうかそういうことで、確かに人数を聞いたらですね、この1,474（世帯）ぐらいになるろうと。そして、私はこら補助金をいうことを言いました。本来であれば、この火災報知機1個に対して何ぼいう、そういうその値段づけもしたかったわけなんですけど、金額的な。それはあえてしませんでした。また、財政厳しい折にそういう市長からのまた話しが必ず出てくるんじゃないかと思ひまして、控えておりましたけど、やはり今右から左へそういった拙速いうんですか、そういうことはいけないとしても、やはり火災で大きくそういった高齢者が逃げおくれによってけがをしたり死亡したりするという、そういうその事例、また火災報知機をつけとる関係でそういった事故者も3分の1にやはり軽減しておるいう、そういう事例をもとにまた前向きな検討、どうかそういうことをお願いしたいと思ひます。

これで2回目の質問を終わります。

- 副議長（山本芳男君） 環境課長、阿部政敏君。
- 環境課長（阿部政敏君） 織田議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。  
できるだけ早い時期に統一に向けて調整をしていきたいと思っております。
- 副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、法光院晶一君。
- 福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目のお尋ねにお答えしたいと思ひます。

この補助事業につきましては、竹村消防長のほうからもお話しがありましたように努力義務、生命安全に関する自己責任というような見解もございます。そうした見解も踏まえながら検討しなきゃならないと思うんですけれども、非課税の高齢者と対置する課税高齢者の世帯のことも考えなければならないと思います。課税高齢者の世帯の設置状況、普及状況、そういうものも慎重に見きわめなきゃならないし、また障害者を含めた議論でもなければならないだろうというふうに思っております。そういう点で議論については住民の声を聞きながら慎重に検討していきたいと思っております。きょうのこうした積極的な提案を力にしながら、予算折衝などでも頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今のご質問の要綱にかかわらずですが、やはり行政は総合的な部分、もんであると思います。トータル的な部分であると思いますので、行政のやはりコストを下げれる面はきちっと下げて、そして手の足ってないところにはそうした部分を補っていくというのは当然のことでございますので、この事業にかかわらず、そうした視点を持って行政運営に臨んでいくことは大変大事ではなからうかというふうに思っておりますので、以上、お答えをさせていただきます。

○副議長（山本芳男君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野であります。質問の前に少し訂正をお願いいたします。「国が地方に求めている」というところで、「ひとつ」、「ふたつ」、「みっつ」、「よっつ」とありますが、その「よっつ」には「現状を守り発展さす」とこのように書いてありますけれども、「現状を維持しながら発展の機会を待つ」と、このように訂正をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を順次させていただきます。

私は、昨年10月議会におきまして企業の農業参入、これについて質問をいたしました。市長からは納得できる答えをいただいたわけでありまして。しかしながら、国際化の流れは非常に早く、また市場原理主義者の声は大きく、最近では参入のみならず株式会社に農地所有を認め、農地の現物投資をも認めさせると、このような方向へと向っております。1961年、昭和36年でありまして、制定をされました農業基本法、これが現状に合わなくなりまして、38年後の1999年、平成11年でありまして。これに新たに自給率の向上を基本方針といたしまして、食料・農業・農村基本法が制定をされております。これは4つの基本理念からなっておりますが、その1つ目の理念であるところの「食料の安定供給の確保」、この中に「世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の向上を図ることを基本とし」とこのようにありまして、別の項では「家族経営と法人化した農業経営、この2つを効率的かつ

安定的な育成すべき担い手像として位置づけ」をされております。しかるに、学者を中心としたところのEPA、経済連携協定の農業改革作業部会では、「我が国の食料安全保障の確保には、国内生産に頼ることがベストではない。EPAを使うという視点が非常に重要であると、非常に重要だ。」と答申をいたしております。また、グローバル化、これは国際化ですが、私も最近かなり英語に丹念、このようになってきましたが、グローバル化、専門調査会の報告書では、「農地はだれが所有してもよい。」とこのような原則に立ちまして、「権利移動規制を撤廃し、農地を一般の不動産と同様に扱えることのできる。」とこのような内容になっております。このことは、私が先ほど述べました食料・農業・農村基本法とは全く異なる内容となっております。株式会社が農地を所有し、その会社をもっと大きな会社、例えば外資系のようなものでありますが、これに吸収合併される、最近だんだん耳にいたしますところの三角合併、このようになれば農地が農地として利用される保証はなくなります。

市長に伺います。企業が農地を所有する。これは国民の食料を企業にゆだねることになります。市場原理を追求する企業に食料を任すということに大きな不安を感じるものであり、これは賃貸借によるところの農業参入とは根本的に違うものがあります。地方分権が進行する中で企業の農地所有に関して市長の見解を問うとともに、もしこれがなった場合の市としての対応を問うものであります。

次に、今国は地方に自立を求めています。私もこの自立、分権には賛成の立場をとる者であります。問題であるのは、なぜ今国が地方に自立を促すかということであり、これはご承知のとおり国が地方にやる金がなくなってきたので地方は地方でやってください、こういう簡単な理由であります。そして、無責任なやり方であります。国策の失敗、その責任を担当者はずらず、地方にそのツケを回す、非常に理不尽きわまりない行為でありますけれども不平不満ばかり言っても解決はしません。プラス志向でいきたいとこのように思っておりますが、私今月14日、庁舎建設委員会を傍聴させていただきました。その説明の中で、「新庁舎建設も含め県下6つ構想、また道州制等いかなる状態になろうとも、香美市は香美市で守っていくとの理念のもとに行財政を行っていくかねばならない。」このようにくだりがありました。まさに私も同感であります。都会との格差是正、これは重要ではありますが、都会と田舎は根本的に違うということ念頭に置き、いま一度我々は足もとを見つめ直し田舎は田舎なりの生活を、また行政は地方らしさに目を向けるべきであると、このように考えております。10日ぐらい前の高知新聞では、政府の地方分権改革推進委員会が「行政、財政、立法の自治権を十分に備えた地方政府の確立」を示しております。どこまで分権自立が進むのかはわかりません。しかし、この自立ということは避けて通れないことだと認識をし、国の施策を待つのではなく、遵守でもなく、香美市独自の自立の道を市民の方々とともに探し進んでいくのが常道ではないかと思うものであります。

そこで、香美市の自立について市長に伺います。

私は、香美市の自立について、香美が出てくるんですが、これはこれで置いときまして、次の4つがあると思います。1つには自立の道が見えるまで国が強力な支援策を講じることであります。2つには新しい財源をつくる、または見つけ出すことであります。3つには、生活程度を落としながら、香美市の身の丈にあった行政と暮らしをすることです。4つには、現状を維持しながら発展の機会を待つことであります。この4つの選択肢があると私は考えております。住民サービスを低下をさせてはならない、このような市長の思いはよくわかっております。しかし、現実にはサービスは低下をし始めております。このことを踏まえながら、香美市の自立に向かいどのような道を選んでいくのか。4つ以外の選択肢も当然ありましょう。それも含めまして市長の見解を問うものであります。

次に、経済の国際化と市場原理主義により安価な農産物の大量輸入が行われております。それに伴いまして国内農産物の価格低迷の長期化と高齢化により離農者がふえ、耕作放棄地も増大をしております。経済物流の国際化が進む中で、今「農業にも国際的競争力を」と言われております。また、「攻めの農政を」とも言われております。しかし、世界には日本とは何けたも違う国土と農地を持ち、また国策といたしまして農業を守り、そして支援している国も多くあります。今、EPA、FTA交渉で問題になっておりますところのオーストラリア、この国は平均経営面積で日本とは約2,000倍近くの開きがあり、また、生産コストでも10倍から20倍の格差があると、このように辻井博石川県立大学の教授は言っております。このような農業大国と我が国の農業が少しぐらい農地を集約し、また大型機械を導入をしても同じ条件化で競争できるとは到底思えません。そしてまた、少量の高価な農産物を輸出をしたことが、果たして攻めの農政といえるでありましょうか。攻めるということは、安心、安全には当然配慮をしながらも、普通に生産したものを輸出をし、そしてその国でのシェアを拡大していく、これが攻めることだととらえております。攻撃は最大の防御なりと言いますけれども、自分の国を、また農業を守れない者が他国を攻める考えなどは全く非常識であります。私は今、聞こえのよい攻めよりも、国内状況を見据えたところの守りの農政の道を選ぶべきだと考えております。国の農業施策といたしまして幾つもの制度、事業があります。しかし、そのどれもが現状を維持していく施策であり、農業で生計を立て発展させ、そして後継者も育てていく、そういうものではありません。しかし、残念ながら今はこういう制度を活用しながら農地と農村を守っていく時期であります。最近の日本農業新聞が行いました読者モニター調査では、自分住む農村の将来に不安を感じている人が94%、その理由といたしまして、高齢化、過疎化の進行75%、地域農業の衰退71%、この2つに集中し、また農業、農村重視の声が圧倒的に多く強いことであり、そして全国の消費者団体もまた自給率の向上を強く望んでいる現状にあり、さらに地球温暖化対策として今バイオ燃料が大きな注目を浴びておりますけれども、それに伴いまして世界的な穀物価格の高騰が始まっております。これを機に世界農政の流れは市場開放一辺倒ではなく、



環境保全を重視した農村、農業の振興に重点が移っております。このように食料自給率の向上、農業、農村重視、環境保全を重視した農業振興、そして農地を農地として守る、以上の観点から農政課長に伺います。

2005年、県が行いました農林業センサスでは、耕作放棄地が旧土佐山田町62.6ヘクタール、旧香北町25ヘクタール、旧物部村6.5ヘクタールとなっており、香美市全体では94ヘクタール、また同年全国では38万6,000ヘクタールの放棄地があり、国はこれを今後5年間でゼロにする目標を今年まとめる、もう多分まとまっていると思いますが、骨太の方針というものに明記をするようであります。しかし、香美市の経営耕作面積、約1,200ヘクタールであります、これの約65倍の7万8,000ヘクタールを1年で解消する計算になります。これがもしできましたら、私は坊主になる約束をここでいたします。

(笑い声あり)

○2番(矢野公昭君) それはそれといたしまして、その具体的な解消策といたしまして。え?何かおかしかったかね。

(笑い声あり)

○2番(矢野公昭君) 具体的な解消策といたしまして、国は農業に参入する企業への貸し出しを挙げております。香美市農政課として市内の耕作放棄地を今後どのように解消し、また活用しながら農地を守っていくのか、あわせて放棄地の場所を把握しているのかを伺います。

そしてまた、少しぐらいの農地集約、規模拡大、また大型機械の導入で外国との競争力がつくとは思えない。攻めの農政よりも守りの農政だと思いますけれども、市農政の方向性として農政課長の見解を問うものであります。

次に、融資主体型補助について農政課長に伺います。

これは、担い手に対する支援措置といたしまして、本年度よりスタートした制度で個人でも農業機械の導入等に最高3割の補助があります。しかし、これはまた地域協議会がなければ認定農家であっても支援を受けることができないともなっております。議会定例会初日も諸般の報告の中で、「水田農業を進めるために3つの地域協議会を香美市地域協議会として統合した。」と、このようにありますけれども、そうなりますと、現在の香美市では1つということになりましようか。状況を説明していただきます。そしてまた、この支援を個人的に受けられた方、農家があればその件数を問うものであります。

最後に、教育に関して伺います。

前回の3月議会におきまして、親の教育ということについて質問をいたしました。教育長は、「本年度の香美市学校教育重点目標の1つに家庭教育の再生と向上を挙げ、学校では道徳教育の見直しを進めている。」との内容(答弁)でありました。かなりいい線までいっておりますけれども、私の求めている答えとはちょっと違います。その重点目標の家庭教育、これの最たるものは親であり、親の考え方、態度、行動次第で子

どもはいかようにもなります。子は親の鏡と、このように言われるゆえんであります。家庭教育以前の親の教育というものを私は重要な事柄だととらえておりますので、前回に引き続きまして再度教育長の見解を問いまして1回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時41分 再開）

○副議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 矢野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、企業の農地所有に関してということでございますが、ご指摘のようにさまざまな現在規制緩和の進む中で、そうした見直しがあっているわけではありますが、このほど農地制度の見直しを論議をいたしております農林水産省の有識者会議が、一般企業の農業参入を進めるため、「借り入れ可能な農地を耕作放棄地などに限定して、現行制度を緩和すべきだ。」との意見をまとめました。これを受けて農林水産省は、この秋までに具体策を詰めるという考えでございます。現在は一般企業が農業に参入する場合、特定法人貸付事業により農地を確保できますが、この制度は「耕作放棄地や、耕作放棄されるおそれのある農地が相当程度存在する区域を参入区域として基本構想に定め、市町村または農地保有合理化法人が農地所有者から農地を買い入れ、または借り入れるということ」と「特定法人との間で協定を締結をし農地を借り受け、特定法人の農業経営が始まる」というふうになっています。実際には荒れた土地の耕作放棄地でありますので、荒れた土地を元に戻すには大変大きな投資が必要であるとか、また、手続きが煩雑などの問題も持っているようであります。有識者会議では、一般の農地も借り入れ可能にし、手続きも簡素化をする方向で一応いたしておるようでございます。農水省も対象のうちについて何らかの制限を残すのか、市町村がどこまで関与するかなどを今後検討していく方針であります。2005年の制度開始から本年まで206社が参入をされており、今後2010年までには500社を目指すということでもあります。これがいわゆるリース、貸し付けによる農業への企業の参入の実態となっているわけではありますが、ご指摘の企業が農地を所有をするということにつきましては、農林水産省の方では認めないという方向でおるわけでありますので、市としましても今後の国の動向について見きわめながら、JAと一体となった地域農業を守る姿勢というものを堅持をしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、今後の国の農業政策の方向によるところが大きいと思っておりますが、農業者の立場からすれば、家族経営の多い我が国の農業実態からしてご指摘のような不安の残るところであります。まずは農業の持つ本質的な意義を再認識する中で、既存農家の農業経営の安定施策を求めるものであります。当然、香美市としましても、企業に

頼ることのないような農地の保全と農業経営に志を持った農家の育成につながる政策を推進をしていくことが大切であるというふうに考えております。これがもし、所有がなかった場合にはどうするかということをございますが、そのときには香美市としての独自の政策判断がどれくらい行えるのかというふうなことが出てくると思います。そうしたことが出てきた場合には十分にそれらを調査をしながらJAとも協議をし、既存農家に与える影響を考えた中での慎重な対応が求められるのではないかとこのように考えております。

次に、国が地方に求めている自立について問うということをございます。

地方の自立という言葉をよく使うわけでありまして、また私もそうしたことを使ってきたわけでありまして、まことにこの地方行政、香美市の自立に向けてということは、言うはやすいですが簡単なことではないというふうに思っております。国は、地方分権改革を急速に、今推進をしていますが、財源の伴わない権限委譲は地方の衰退を一層促進をすることになります。今の地方分権の議論の中身は国の財政再建のための、国の行財政のスリム化を図る。その手段としての一貫であり、財政の脆弱な地方にとっては大変大きな痛みとなっておりまして、決して地方の自立を促すような、そうしたことにはなっていない、そういう手段ではないというふうに思っております。真の地方分権を推進をするならば、国と地方の役割分担を明確にし、権限とそれに見合う財源を移譲することが必要であります。このままでは小規模自治体は生き残ることは非常に厳しいと考えます。しかし、いかなる環境下にあっても、この香美市の住民福祉を守っていくためにも、国の建て直しも必要でございますが、それとあわせて香美市の行財政の安定を図っていくための努力をしていかなければならないと考えております。そのためには、先ほどご提示いただきました、1つ目には自立の道が見えるまで国が強力な支援策を講じること。2つ目には、新しい財源を見つけ出すまで、見つけ出すまたはつくること。3つ目には生活程度を落としながら、香美市の身の丈に合った行政と暮らしをすること。4つ目には現状を維持しながら発展を待つ。この4つのことを選択肢があるというふうに言われましたが、そのほかにもいろいろな要素もあろうかというふうに思います。要するに、やはりこうした自立をするためには、どうしても財政的に大変、まず財政的な自立をすることが必要であるわけでありまして、そうした自立をすることによって基本的な行政サービスができようかと思っております。そうしたことを進める上には限られた財源の中でやるわけでありまして、やはり地域の力であるとか、住民の力を生かした協働型の地域社会づくり、そうしたものを進めることも地域の自立に向けての重要なポイントになるのではないかとこのように思っております。

以上、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

○副議長（山本芳男君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 矢野公昭議員の耕作放棄地の場所の把握、また解消策についてご質問をいただきました。答弁を申し上げます。

耕作放棄地の場所、すべては把握をしておりません。まず耕作放棄の発生原因であります、種々あります。統計的には労働力不足、生産性が低い、農地の受け手がない。土地条件の悪さなどが挙げられます。香美市においても同様に基盤整備事業が実施された地区においては耕作放棄の発生が少なく、農業従事者の主力を担ってきました世代の高齢化、また土地条件の悪い農地を多く持つ地域より遊休農地が点在、また増大しています。遊休農地対策は、一定の農業生産基盤整備や中山間地域直接支払制度、資源保全事業の新たな導入等によりまして発生防止に努めています。

しかしながら、現状の耕作放棄地については活用を要する解消対策は整っておりませんが、本年度から見直し予定の農業振興地域整備計画、通称農振でございますが、耕作放棄地の選択も考慮に入れ進めていきたいと考えています。農地の利用が乏しいだけで農村交流や市民農園、放牧利用、また植林転用と固定せず、農村定住を含めた観点で進めていきたいと思っております。現在は、農業委員会の指導のもと管理指導を求め、本年度には各地域の耕作放棄の土地把握調査を農業委員会の予定する農地パトロールとの連携により進めます。農地情報として整理しまして遊休農地対策、また耕作放棄地となる恐れのある土地も、今後担い手への利用集積や集落での話し合いの推進、また要活用農地の区分も行い、地域の状況により林地化や景観形成作物など農業生産以外の利用も検討していきます。

さきに、市長より企業参入の件については一部触れさせていただきましたので、その部分についてまだ香美市として基本方針には特定地区は盛り込んでおりません。

2点目の国際的競争力、攻めの農政、そしてまた国内での守りの農政ということで見解をお聞きされました。議員さんのご質問どおりの思いもしております。現在のその過疎化、それから少子高齢化、この進行に伴う農業者の高齢化、担い手の減少、今現在の農業の生産構造の脆弱は進んでおります。ただ、国内外の産地間競争の激化、そして消費流通構造の変化などにより、議員さんの指摘されたように低迷の実情がございます。ただ、国の方もですね、農政政策は認定農業者などの担い手に施策を集中化、重点化する方向に大きく転換され、農地集積により規模拡大を図り、基盤整備、機械施設整備を充実することにより競争力を高めようとしています。これも議員さんのご指摘どおりでございます。自分の考えた答弁のことがそのまま質問でいただきましたのでこのような答えになりますが、特にご指摘された部分は、守りの農政やないかというご質問を、お答えをつくったつもりですが、なかなか守りも攻めるも両方必要というような国の施策でございます。国は地域の中でその守りを、「特色のあった守りをしてください」という言い方をしていますので、その担い手対策とか、それから地域のその農地を守る、生産性を高めるところの担い手に対しての特化をしたということは、香美市の方も認定農業者の確保をしております。輸入農産物に対応していくためには、やはり県の進める環境型農業、それから食、農の距離を縮める地産地消、それと生産者、消費者の顔が見え、話しができる農林産物直販所との連携、さらに市民への取り組みの意義を幅広く浸透さ

せていくことが大切であると考えます。また、地域の特色の中にブランド力もあり、長く培われてきた高い生産技術、そしてJAなんかの一元化、集出荷体制の基盤、このようなもっと多様化、高度化している消費者のニーズに的確に対応していければ、優位性を持った展開も可能と考えております。

3点目の融資主体型補助についてでございますが、機械器具の3割補助等のことでございますが、このことについて個人的に受けられた方があれば件数ということと、その受けるための協議会の設立の状況ということをお聞きされました。最初に質問の方で水田協のことを、水田協議会の統合ということですが、全然別物でございます。担い手育成による地域協議会については、平成18年3月に香美市担い手育成総合支援協議会として設立され、会員は香美市、高知県中央農業振興センター、土佐香美農協、南国市農協、土佐れいほく農協、香美市農業委員会、認定農業者連絡会で組織しており、ワンストップ窓口として農政課に事務局を持っております。指摘の機械購入などの支援策は、平成19年度実験事業として融資を主体とした農業用機械施設などの導入に際して、融資額の自己負担部分への補助、追加的な信用供与などの新たな支援を実施します。一定の制約もありますが、地域の合意形成を図り、地域農業の構造改革の方向性を取りまとめた整備計画を作成した地区を対象とし、担い手の経営責任を基本としつつ実施されます。事業名ですが、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業が該当事業であります。3年間を集中期間とした新規事業であります。現時点で申請も、支援を受けた方もどなたもいません。

以上、お答えをします。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 矢野議員さんの教育関係の親の教育についてお答えさせていただきます。

3月議会でたくさんご質問をいただいております。親の教育について答弁漏れがあったということで、大変申しわけなく思います。どうもすいませんでした。

家庭教育につきましては議員さんもおっしゃっておるように大変重要なことでございます。土佐の教育改革でも重要な柱として取り上げて、ずっと10年間取り組んでまいりました。我が町、我が市におきましてもずっと研究し、啓発に努めているところでございます。3月議会でご質問いただいた際、昨年度の香美市の重点目標の3つの1つとしては、家庭教育の再生と向上として取り上げておりました。平成19年度におきましても3つの重点目標を取り上げておりますが、家庭教育につきましてはさらに具体的にしまして、基本的な生活習慣の定着と家庭教育の向上として取り組んでいるところでございます。地教委として取り組むものには直接的なかわりと間接的なかわりがあるかと思っております。直接的なかわりとは、パンフレットとかそれから育成センターだより、裏はふれんどる一むだよりになってはいますが、そういった資料を作成しまして配付するという方法。また、生活実態調査を行いまして、食事の問題や家庭学習

の時間等々親子で実態調査をいたしまして、親のあり方、家庭のあり方について考えてもらうということ。また、講演会等を実施しまして皆さんに聞いていただくというようなことだろうと思います。答弁漏れもありましたので、ちょっとそのパンフレットをここへ持ってまいりました。2000年から、平成12年になりますが、旧土佐山田町におきましては子育て応援パンフレットというものをつくりまして、全部の家庭に配りました。これは2002年度のものですが、2年ごとに改定をして配ってきました。そういった中で大変家庭学習というものも朝食と二本柱といいますか、2つで大きな問題となりましたので、平成17年に学びの勧めという研究をしておりました。香美市になりましたので、旧土佐山田町でつくっておったものですがけれども香美市教育委員会として昨年度より香美市全体の子どもたちに配っております。今年度も小学校1年生の入学生に配付をいたしました。また、食育につきましては学校を中心としたとか栄養教諭を中核としたとか、今年は地域に根差したというふうに変っておりますが、そういったものも新聞にしましたり冊子にしまして、これは去年度のまとめでございますが、各家庭へは配って啓発に努めております。こういったことは直接的な地教委としてのかかわりだろうと思います。

間接的なかかわりといましては、学校からあるいはPTAから各家庭にかかわるということだろうと考えます。学校からはたよりや学級懇談会を通しまして、またPTAからもPTAだよりやPTAが主催します講演会等を通しまして、それぞれの単P、学校ごとのPTAでこの問題については取り組んでおります。しかし、各単Pにおいて取り組みも多少違いますので、今年5月の教頭会におきまして、それぞれのPTAがどのような取り組みを、家庭教育に限りません。どういう取り組みをしているか。行事はどんなものであるか。講演会にはどんな内容であるか。役員会はどのように開いておるのかというようなことを全部出し合ひまして、調整をいたしました。研究をし合ったわけでございます。よりよい方向でPTAが進んでいこうと考えて、そういうことに取り組みました。なぜ教頭会でしたのかといいますと、PTAのことは主に教頭が事務でやっておりますので、校長会でなく教頭会でそういうことをいたしました。家庭教育は教育の土台であります。人として生きていく一生にかかわるものであらうと思いますが、議員さんもおっしゃいましたように社会状況の変化、特に格差社会の拡大で厳しい家庭状況に置かれている子どもたちもたくさんいます。親もたくさんいます。例えば夕飯を子どもが1人で食べる。あるいは兄弟だけで食べるというような例もふえております。朝食抜きで学校へ来る者。朝食をとったといえども菓子類のようなものだけで来る者もふえております。親子のふれあいの場が少なく、親子で社会体験や自然体験をすることも本当に少なくなりました。今後ともにどんな方法で研究を進めていけばいいのか大きな課題であると思っております。今後とも皆さん方にもよろしくご指導賜りたいと思っております。

○副議長（山本芳男君）

2番、矢野公昭君。

○ 2 番（矢野公昭君）

2 番、2 回目の質問をさせていただきます。

市長からの答弁です、ね、「財源を伴わない分権は地方が疲弊する。」とか、「小規模自治体は難しい」いろいろ答弁があったわけなんです、私の言っておるのは、今後これは避けては通れないことではないかと。そして、今市長の答弁では、国からの施策を前の議会でも一緒のことを言われておりましたが、待ちながら、それを行いながら今は力を蓄えていく、あるいは自立に向ってとこういうことを言いましたけれども、その答弁の中では何か独自で行うという、そういう気持ちとか、姿勢とか、それが見えてこないわけでありまして。

そしてもう1つ、住民サービスを低下をさせてはならないと、このように市長、常々言っておりますけれども、初めにも言いましたように現にサービスが低下をしておりますと私は考えます。そのように考えます。いろんなサービスを低下をさせてはならないと言いながら低下をしていくよりも、重点的に今年度はこの施策をもって望んでいくと。そんな幾つかの重点的な施策をもって、そしてあとのものについてはこれは非常に悪い言い方ではありますが、少しの間こらえてくれと。今年はサービスは低下すると、そのようにもうはっきりと言って今年はこのことをやると、そのような方向で進んでいった方がましやないかとこんなに思うわけですが、1つ考えをお願いいたします。

それからですねこれも市長ですが、それに関連をいたしまして、前には「国政に対していろんな抵抗を感じる時もある」と。しかし「今はやむを得ない」と、「我慢をして」ということで、その「国政に向ってそれを突き破る力はない」と、まだ。このような返答がございましたが、あれから3カ月、月日もたちましたが今どれくらいの力ができておりますか。ちょっとお願いをいたします。

それと、農政課長、この耕作放棄地の解消なんです、先ほど農政課長からもちょっと説明がありましたが市民農園という、こういう言い方もちらっと出たように覚えておりますが、その中で自分は農地は個人の所有でありながら、地域の人々と一緒になって維持管理をし、そして国民への食料供給、それから環境保全と、このようにある意味、観点からとらえますと国民の公共の財産と、このようにもとらえることができるわけですが、そういう面から考えますとこの耕作放棄地、それから遊休地、こういう土地も含めまして公共の管理ということも視野にこれからは入れていかなければならないんじゃないかと、このように思うものでございます。その中でその公共の管理についてはいろいろ方法がありましよう。私もそこまで研究はまだしておりませんが、例えば先ほど農政課長が言われましたように市民農園、これは山口県萩市では今年4月に2カ所目の市民農園が、これは市から補助を受けて農地組合法人が開園をしております。そして、茨城県笠間市、ここではこれは市が直接開園をいたしております。これは市有地であるのかどうなのか、そこまでははっきり把握をしておりますが、市が開園をして、そこでは滞在型市民農園といたしまして行っております。これが非常に人気であると載っておりますが。こういうふうに、そしてまたここではですね、何年間の滞在の後そこへ移

住してくると、こういうことがふえておると、このようにも載っておりましたが、私はやはりその公共で管理ということも含めまして、この農地の放棄地、そして遊休地、こういうこともそれに向けて管理をしていく、そういう気持ちも行政としてこれから持っていかなければならんんじゃないかと、このように思っております。

もう1つには、先ほど「全部の放棄地を把握してはおらない」と、こう言いましたけれども、もし仮にこういうふうには放棄地を公共管理する、あるいは市民農園、まただれかが言ってきたときに農業法人でも、農地法人でも、言ってきたときにすぐここにはこれくらいのまとまったものがありますよと対応ができるような、その対応をするためにもぜひこの耕作放棄地、そういうところは把握してもらいたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、教育長にちょっと伺います。ちょっとです。先ほどもまた妙に、前もそうでしたが、答えはいいんでありますがだんだんとそっちの別の方へ引っ張られて、肝心のところが妙にぼやけておるように聞こえますが、今度はそうはいきません。これは難しいことは聞きません。ただ1つだけ、親の教育が必要か必要でないか、それだけ返答願います。といいますのは、今朝の教育新聞、これに載っておりました。東京都港区、ここで港区教育委員会、ここの中に学校で学校法律相談、これができたと。これは学校の法律ではないんですね。学校の中で法律を先生方が相談すると、こういうところなんですよ。そのできた根拠は何かといいますと、学校以外のですね子ども同士のトラブル、これを学校内の問題として持ち込んでくる保護者の方が多くなったと。そしてもう1つには、香美市もありますように給食の給食費の滞納問題、そしてまた教材費の滞納、こういうことがふえてきたと。そして、学校の中ではそれに対応できないと。だからこういう法律相談、これは弁護士も250万円ですか、予算を組みまして市で、そこで弁護士を雇ってやると、こういうことになって、なぜ私がしつこく、余りしつこく言うと嫌われますが、なぜしつこく言うといいますのは、こういうこともあって、その親の教育が大事ではないかとこのように再三申しているわけで、もうこの返答は必要である、ないと、これだけ返答で結構でございます。

2回目、終わります。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

大変厳しい質問をいただいたと思っておりますが、少し反論をさせていただきます。

矢野議員は、先ほど農業政策の中で攻めの農政より国内での守りの農政の立場をとるべきだというふうな発言をなされましたが、しかしながらこの行政も同じだというふうに思っております。私は、若干違っておりますが、矢野議員のなぜそこで農政を守りに持つのかということ自体が見えないわけですが、この国家戦略の中におきましても、やはり我が国の食料自給度を高めるために攻めの農政をしていくという方針を出しておりますので、やはりここでは守りの農政よりも、やはり攻めの姿勢を示すべきだというふ



うに思います。

しかしながら、先ほどのご質問の中で、私に対する質問の中では、行政の独自の提案性がないとか、国に対する対応はどれくらい度胸ができたかというふうなご質問をいただきました。この点につきましては、大変私の能力の限界もあろうかと思っておりますので、もはや私は脱帽するしかないと思っております。これはもう私の脱帽するところでありまして、能力の限界いっぱいをようやくやっておるというのが私の心情でありますので、それははっきり申し上げさせていただきたいと思っております。

○副議長（山本芳男君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 矢野議員の2度目のご質問にお答えをします。

農地管理、これはもうこれからの香美市としても目先の課題でございます。推進体制というか、耕作放棄地の解消策については、推進体制の中でもその農地を把握するということはもうまずの重要な点でございます。それと、これから地域へその解消意識の醸成ということでも、やはり地域の合意形成、せっかく担い手を地域から認定農業者なり手を挙げていただきました。また、集落営農の芽生えつつ（ある）地域もございます。そういう中で自分たちの農地をこれから心配やという話しの中にはですね、これから行政として前向きに出て、地域と話しをしていきたいとそんなに思います。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 矢野議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

簡単にと言われましたが、ちょっと説明もさせていただきたいと思っております。親の教育は必要であります。きょうの新聞はきちんと読めてないですが、去年NHKでいろいろこの教育問題を取り上げておる中で、大阪の小学校の女性校長が自殺をしたということが取り上げられておりました。それはいろいろある担任の事件について、校長に対していろいろ質問、苦情がきた中で対応をようしなくなって自殺をしたという番組でありました。それから学校に弁護士を置くということは、きょうはよう見てないですが、ここ数日間言われておることでございます。それも香美市はそんなにまではいいないですけれども、初め申しました都会でのこの学校に対する親の要望といいますか、親との関係でそのようになっているのだらうと思っております。

昨日、補導委員の研修会をいたしました。その中でもいろいろ取り組みが話された中で、結論としてはやはの親が変わったからとか、親をどうしたらいいとか、こういうきつい言葉では言いませんでしたけれど、とにかく家庭教育をどうしたらいいだらうか、厳しい状況の中で大変難しいけれども家庭が一番大事であるというような結論になりました。初めにも申しましたように、教育の土台は家庭教育であります。それは生まれてから死ぬまで一生続く家庭教育であります。私の持論は自分の反省も込めまして、子育ては一生続くと思っております。

しかし、子育て、すなわち家庭教育が一番大事で一番難しいことでもあります。私自身

も個人的には十分な点は取れてないと思っています。けれどもこんなことも言えません。皆さん方と一緒にあってまたいろいろと、本当に世の中も変わりましたし、言うに言えない厳しい状況にある親や子どもたちがたくさんいます。そういった中でどのようにしていけばいいかということは、学校教育に課せられた一番の課題であろうと思っています。

○副議長（山本芳男君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野、3回目の質問をさせていただきます。

先ほど言いました弁護士なんですからけれども、これは常備置くではなく、（東京都）港区ですが、週に1回とかこういうことですのでこれは返答はいいです。

それと、市長、市長から言われるばかりじゃいかん、言わないかんというてさっき言われたですが、守りという意味がわからんと。こういう状態やき出ていかないかん、打って出ないかんと、こういうような意味のあれがあったと思うんですが、自分の言う守りというのは、今国が、国も農業もまとまってないと、日本の国が。そういうときに、先ほども言うたと思うんですが、まとまってないときに何でよそへ、外へ目を向けないかんと。もっと国の中でも農業もしっかり中をまとめてから、まとまってから、それから出て行ったらとこういうことですので、ただ守るばかりじゃ能がないと、私も言いつ放しじゃいかんきちよつと言うてみたじゃったけど。

それからもう1つ、能力いっぱいやっておる、私限界ですいうて、そんなに突き上げたように怒ったように言われた次からなんちゃあ言えれんなりますので、やさしゅうに言うてください。私も弱いですので、よろしゅうお願いします。

3回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） まさしく言うとおりであります。守りをするということ、先ほど言われましたように、この自治体も今本当に国も含め大変厳しい状況の中で、どういうふうにしようかという部分があるというふうに思います。そして、我々末端自治体も自立、先ほど言われましたが、自立ということは余り使うたら大変ですけど、そうした方向に向けて頑張ろうというときに何もかもへ目を向けて、おっしゃるとおり、農政も内らがまだできないに外へ向けるのはいかんというふうにおっしゃってましたので、今も行政もそういう状況にあるので、やはり自分たちのまちをやっぱりどういうふうにやっていくのかという、固めるということがまず大事ではないかという部分で、そうした方向、私の限界で今やらさせてもらっているということを言いました。そういうことのでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（山本芳男君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に、23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。

先ほどは、矢野議員さんからの大変レベルの高い、中身の濃い、またユーモラスを交

えて非常に味わいのある質問がありまして、非常に議会の雰囲気は何とか明るい感じがしたところでございます。私は、今回3点の事項について通告してありましたので、順次質問しますのでよろしくお願いいたします。

まず第1点として生活道整備についてであります。香美市も合併後1年と3カ月余りが経りました。市の行政運営に市民は非常に感心を持って注目していると思います。そこで、行政運営の基本的姿勢としては、当然公平、平等を原則として市民の生活基盤、各集落の末端まで目配り、気配り、安心、安全策を第一にまちづくりを目標とすべきであると思います。そうした観点から、香美市には現在タクシーもモーターバイクも、車は一切行けないという、距離的には車道まで急坂な坂道を300メートルから400メートル、500メートル、1,000メートルを超えるところに居住している市民もおります。生活ができる、所得を得る職場がないのでやむなく職を求めて出て行った子どもたちの無事と幸運を念じながら、自力で耐えられる限り頑張っただけで生涯をこの家で終わるつもりであるといひます。中には子どもが退職したら帰ってくるので、それを待って頑張るといひ人もおります。この集落は、もう市長さんもお承知であるように（物部町）岡ノ内百尾集落、市宇野月谷と成山集落、別府の杉熊であります。現在の状態は、まさに合併した香美市に置き去りにされたような感じでありまひます。ここで申し添えておきますが、この生活道開設を求められている4線のうち3線は林地内を開設することになるので、起点から林道としても利用できるものになるので、開設効果は非常に大であると思います。木材の状況も現況では余りよい状況ではないけれども、需要は大分伸びてきているようでありまひますが、世界的な森林、木材の状況次第では、日本の木材、林業関係にも大きく変化が起こるかとも思ひますが、そうしたことにも備えるということもありますが、育林、間伐作業の効率をよくする上からも林道は重要でありまひます。生活道整備と同時に実施できる林業政策でありまひます。

次に、防災工事について。

防災関係については所管の機関で現地視察、調査をされるとは聞いておひますが、次からの3件についてお聞きしたいと思ひます。

1つ、物部町影山崎地区市道上方よりたびたび落石があり、今後も落石の危険性は多分にあると思ひますが、防止策としてネット、金網ですが、設置工ではどうかと思ひまひますが。

次に、物部町日ノ地、国道路側の倉庫下の石積みについてであります。国道を走行する大型ダンプ等の振動の影響で石積みが半分ぐらい崩れたと言ひますが、まだ崩れる危険性も多分にあると思ひます。地権者、所有者だけの責任で対応せよというような意味合いのことがあったようでございますが、妥当なことでありまひしょうか。対応策についてお聞きしたいと思ひます。

物部町岡ノ内（から）百尾間の市道に非常に危険なところがあります。ガードレールを設置を要するところがありますが、現在設置の計画はできているかということについて

てお聞きしたいと思います。

次に、産業振興について。

本市において最も力を入れて取り組まなければならないのが産業振興であります。規模の大小にかかわらず、現在の状況、情勢に適応できると判断できる事業、業種については行政としても積極的に、可能な限り成長すべく対応していくべきであろうかと思いますが、そこでごく最近竹材の粉末加工をする機械を導入し、工場を建設して開業したいという情報があります。ついては、その工場の建設、粉末加工する機械の購入について助成策があれば申請をしたいということですが、対応策についてお聞きしたいと思います。現在の時点で協業か個人かについては確認をしておりません。

以上について1回目の質問を終わります。

ちょっと通告してありました文案で訂正を、おくれましたがしていただきたいと思いますが、生活道整備で、事項で、上から4行目に「各集落端末」とありますが、これは「末端」と書いたつもりでありましたので、そのようにご訂正をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 物部支所長兼参事兼事務管理課長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事兼事務管理課長（萩野泰三君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

生活道整備の対応についてでございますが、ご質問のありました路線につきましては、旧物部村時代より地元からもたびたびの要望もありまして現地の調査もし、また（旧物部村）議会でもご質問をいただいた箇所でございます。これらの地域には独居、また高齢者世帯の方が居住されておりますので、生活の利便性の確保、また豊富な森林資源等を活用して林業振興を図っていく上でも、自動車道の整備は大変必要なところでございます。また、十二分に承知もしておるところでございますが、議員さんもお承知のとおり、地形的条件等が大変不利地域でございますので、早期の着工につきましては困難であろうかと考えております。しかし、住民が安心して住める環境づくりは大変重要なことでございますので、別の方法等も視野に入れながら今後とも開設に向け関係各機関、担当課等とも連携を取っていきたいと考えております。

次に、防災工事の1点目の（物部町）影山崎地区の市道（落石）防止ネットについてでございますが、この箇所につきましては平成17年の台風によりまして山腹崩壊が起き、落石の原因となっておる地区でございます。地区の自治会長さんよりも復旧の要望書が提出されておりました。今月27日の議会の終わった日でございますが、香美市危険箇所のパトロールにおいて関係者において現地調査を行う予定となっておりますので、調査後、上部も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、2番目の（物部町）日ノ地地区の国道路側倉庫の関係でございますが、これにつきましては私も一般質問事項を見て初めて知ったわけでございますが、調査をい

たしましたところ物部支所の方でも「その話は聞いてない。」ということでございます。地権者と、また所有者で対応せえというような答弁があったようでございますが、ちょっと事実関係は承知しておりません。ただ、この箇所につきましても議会終了後、中央東土木事務所と現地調査をして対応に当たりたいと考えております。

3番目の（物部町）岡ノ内から百尾間のガードレール設置についてでございますが、林道岡ノ内別府線、岡ノ内百尾間のガードレールの必要箇所につきましては承知をしてございます。所管内の道路は急傾斜地に設置された箇所も大変多く、ガードレールまた落石防護柵等安全施設の設置必要箇所は多数あるわけでございますが、すべての箇所に対応できてないのが現実でございます。ただ、ご質問の箇所も含め緊急性を要する、緊急性の高いところから順次設置をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 坂本 節議員の産業振興、木竹材加工場の設置についてのご質問にお答えいたします。

個人もしくは企業の竹材の粉末化工場の設置を進めているところの工場建設、機械設備等の助成策についてでございますが、香美市におきましてはご質問の件についての助成はなく、また、国、県につきましても大学との連携事業といった特殊な場合でないと助成は難しいとのことでございます。ただ、融資制度を利用することはできまして、一般金融機関で融資を受けるより0.5%から1%安い金利で融資を受けることができるとのことでございます。個人、企業を問わず融資制度を利用できますが、全く新しく事業を始めるか、今までと異なった事業を始めるのか、また雇用の創出を生み出せるのか、技術、サービスの対応事業であるのかなど細かなことにつきまして一つ一つ伺いながらどの制度が利用できるかを判断するとのことでございますので、いずれにしましても財団法人高知県産業振興センターにご相談いただければと存じます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。2回目の質問をいたします。

集落整備事業についてであります。先ほどある程度のことにつきまして萩野物部支所長の方から答弁はありましたけれども、もうこのあたりでその地区民の心情も考えますと、ある程度具体的に見通しの立った対応策について門脇市長の方から1つお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

先ほど山崎晃子議員からもバスの通ってない道路、それからタクシーも入ってない道路についてその確保という質問もありましたが、これはバスに乗るまで、タクシーの行けるところからまだ向こうの話しでありますので、この制度は当然、もしこの地区外にもこういうところがありましたら早急に対応すべきであろうと思っております。合併もいたし

まして確かに財政的にも余りゆとりがあろうとは思いませんけれども、この程度の事業ができないほどではないというように私は、隠し財源があるとは言いませんが、感じております。だから、これは議員の報酬アップもしたことでありまして、それができないようなら議員の報酬アップもなかったと思います。それである程度の自信は持って行財政運営は門脇市長としてはされておるとお思いますので、要はこれだけの事業なら1カ所1,000万円ずつでも予算をつけてですね、始めることによってこの関係地区の人は安心感、不安感というのがまずなくなるとお思います。であるので、要はこうした事業を始めると。たとえ100メートル抜いても、先ほども申しましたように林道としての利用もできます。私は予測ですけれども、ここ10年のうちには随分こう林業関係も変わってくると思いますが、どう変わってきても基盤になる、基本になる林道がなかったら金にならんわけです。林道さえあれば、その範囲にある、生産できる木材は確実に金になりますし、30年以上前になりますけれどもその時代には業者から木材取引税というのが自治体のかなりの財源になったこともあります。また、山林の所得者からは所得税として地方税、住民税もかなり集まっていた時代もあったわけですが、世界的に今の森林、林業関係の状況を見まして、やはり近い将来はそういう時期に完全ではなくとも戻ってくるのではないかという期待もしておるわけですが、旧物部村だけでも600ヘクタール以上の森林があります。これは毎日成長しております。だから、それが金になってからというのでは遅いわけですので、要は見込みでもそれが利用できるという、いつかはそれが財政にプラスになる、収入になることもあろうかと思えますし、そういうことも見込んで、今必要とするところに投資をし、住民の生活の確保をすべきではないかと。私はこういうように考えますが、その辺につきまして市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

通告の中に「合併した香美市に置き去りにされたような感がある」ということが出ておりますが、大変私としては残念であります。そういう受けとめ方をされておられるということ自体が私自身にとっては心外であります。このことにつきましては副市長も現地を見ながら、そして決してそうした厳しい環境にあるということは承知をいたしております。決して忘れ去っておるつもりはございません。

しかしながら、こうした行政の運営をしていく中では、全部をベストにできていける環境にはない。恐らくこの道も旧物部村の時代にかんがりの検討をし、努力もした上でやはり課題として残ってきたものではないかというふうに理解をいたしております。そうした中で、合併をしたから、じゃあこれがすぐにやれるのかということ自体も、なかなかできるものではないと。できることは努力はしますけれども、即ここでわかりましたと言える状況ではないということは、私自身ここでお答えをせざるを得ないということをご理解をいただきたいと思ひます。

○副議長（山本芳男君） 坂本 節君の質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は、6月20日午前9時から開会をいたします。

どうもご苦労さんでした。

（午後3時41分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 9 年 6 月 2 0 日 水曜日



平成19年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成19年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月20日水曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 數 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	久 保 和 昭
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	阿 部 政 敏
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
財 政 課 長	吉 村 泰 典	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	小 松 清 貴
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	法光院 晶 一	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 九内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成19年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成19年6月20日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 9番 門脇二三夫君
- ② 4番 大岸真弓君
- ③ 11番 片岡守春君
- ④ 7番 千頭洋一君
- ⑤ 17番 竹内俊夫君
- ⑥ 20番 大石綏子君
- ⑦ 8番 小松紀夫君
- ⑧ 12番 久保信彦君
- ⑨ 3番 山崎龍太郎君

会議録署名議員

9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） おはようございます。9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、すいません、1番の「ごみ焼却残渣の仮処分場について」ということで、質問用紙の5行目でございますが、これは調査不足のところがございます、「その後法律が改正され、一時保管庫を建設し」というふうになってますが、これを「厚生省に指摘をされ」というふうにご訂正をお願いをしたいのと、おわびを申し上げます。

それではまず最初に、ごみ焼却残渣の仮処分についてお伺いをいたします。

物部町神池にある市有地には香南清掃組合で焼却処理された灰が埋め立てられていて、その量は明確ではありませんが、8,000トンと言われていています。埋め立て処理を開始したのは平成7年度からで、3～4年ぐらいは地面に大きな穴を掘って、防水シート等の外部との遮断はなく、その処理をせずにそのままの状態です。まず灰を1メートルの厚さで入れ、土で1メートル覆い、さらに灰を1メートル入れ、また土で覆う方法をとっていましたが、先ほど申しましたように厚生省から「地下水汚染の防止施設がなく、処分基準違反のおそれがある。」との指摘を受け、一時保管庫を建設し保管する方法に変更されたのであります。なお、この内容につきましては、平成11年2月22日の高知新聞に載っておりますので少し紹介をいたしますと、「人の気配は全くない。香美郡物部村の北西部の高板山ふもとの林に静かにたたずむ巨大な建物。体育館に似たその建物は山の風景とは何とも不釣り合いで、周囲に溶け込むことを拒んでいるようにも思えた。建物のある敷地内の入口には、香南清掃組合一般廃棄物暫定灰処分場とある。建物自体の説明はかなりややこしい。組合はこう言う。「焼却灰の暫定的な処分場に急遽建てた灰の仮置き場です。」この言葉を正確に理解できるのは関係者ぐらいのものだろう。だが、この回りくどい表現にこそ、広域行政ゆえの難しさが凝縮されている。南国市と香美郡の計9市町村で構成する香南清掃組合は、この地域のごみ処理を広域的に行う組織。各自治体で収集された可燃ごみは、南国市廿枝の組合焼却炉に持ち込まれる。ここで生じる1日当たり約7トンの焼却灰がこの仮置き場まで運ばれているのだ。仮置き場は昨年12月に始まったばかり。以前は暫定処分場の敷地内で埋め立てていたが、昨年3月厚生省から「地下水危険の防止施設がなく、処分基準違反のおそれが強い。」との指摘を受ける。その解決にと急遽建てられたのが仮置き場というわけだ。仮置き場という名称に急場しのぎの苦しさが伺えるが、仮置き場が建てられた処分場自体、何が暫定か不

可解だ。そして、なぜ暫定の場所に仮置き場をつくらねばならなかったのだろう。実は、暫定処分場の稼働前、各自治体の担当者は焼却灰に粗大ごみも含めた最終処分場を広域でつくるの方針で合意していた。地理的な条件から他の市町村に処分場を求めざるを得ない自治体もある中、広域でのごみ処理は必然であり、広域処分場も理想的な選択と思われていた。問題は用地、南国市と香美郡の市町村は、ごみに限らず斎場やし尿処理場などの施設を広域で設置し分け合っている。ある自治体の職員は言う。「何か施設があるところは何でうちばかり。また適地がない。農家が多く合意形成が困難などの事情もある。でも迷惑施設は要らんというのが本音。それは今も変わらない。」結局、候補地も挙がらぬまま従来の灰処分場の契約期限が迫り、やむなく焼却灰専用の処分場の用地確保を物部村に依頼した。驚くべきことに、暫定とはどこかに最終処分場ができるまでという意味なのだ。そんな話は今夢物語としか思えない。今の仮置き場も、やはりほかに用地がなかったのが最大の理由だろう。急いで対処する必要があったとはいえ、暫定処分場が使われ始めて3年近くたっている。その間に暫定ではない処分場用地を見つけておくべきだった。それも暫定と知りつつも、契約期間いっぱい引き延ばしたかったのだろうか。いずれにしても、新設の仮置き場もあと3年で満杯になる。仮に次を見つけたとしても、ごみ処理に劇的な変革がない限りその次が求められる。一方で適材適所という以上に優先される地域のバランス、理想の広域処理は今物部の山深くに閉じ込められている。」

この保管庫にあった灰は三重県に運ばれ二次焼却処分をされ、保管庫も取り壊されましたが、埋め立て処理された灰は同地区に残されたままであり、香南清掃組合では現在のところ掘り取り二次焼却をする計画はないとのことでもあります。しかし、この焼却灰処理につきましては、平成13年6月旧物部村議会で埋め立て処理と保管庫からの移送についてお聞きをしたところではありますが、そのときの旧物部村長の答弁では、「残渣処理についての問題だと思えます。これは13日、冒頭でも申しましたように、平成7年に（旧物部村）神池、楮佐古両部落のご理解とご協力をいただいて、神池に清掃組合が排出される焼却灰の処理と保管庫の建設を行い、以後6年が経過をしたということでご報告申し上げ、その契約の期間というのも最初7年であって、その期間を切るならば、その残渣で保管庫に保管をしているものは全量撤去をすると、他の最終処分場に持って行くということで議会とも協議もして、また、現地も見に行ってもらっております。もちろん、これは現在の（旧物部村）議員ではございません。改選前の（旧物部村）議会でこの神池に保管庫をつくる時の状況で、そのことは議会に説明し、埋め立て処分をしたものを保管庫で処分するというので議会との協議も整え、また地域にも保管庫ですということはお知らせをしておりまして保管庫を建てたわけでございます。ただ、今回の搬出については、清掃組合と業者の関係でございます。だから村（旧物部村）が中継基地を提供して云々ではなくて、搬出をスムーズにするために、その搬出業者がたまたま一部森林組合であり、一部田中石灰であるということだと思えます。この内容に

については、トン何ぼで搬出しているかというような契約事項については承知をしてない面もございますが、清掃組合でも我々清掃組合の議員ではございますけれども、搬出についても予算措置は清掃組合でいたしておりますので、その点、先ほどの答弁の中で（旧物部村）別役の裂岩も一緒に議会で事前に協議をしたというふうに受け取られているかもしれませんが、そういう意味ではなくて、私の言ったのはこの（旧物部村）神池の残渣処理場の灰の焼却灰は、最終処分場へ最初から持って行くということで協議をしております。というのは、最終処分場は天行寺に計画をしておりますけれども、地元の同意が得られなくなり、環境調査などを今進め、近々最終的な協議も整うというふうに聞いておりますけれども、整ったとしても数年はこれらの施設を完了するまでにはかかるわけでございます。そこで、緊急避難的に現在三重県へ持って行っておるといのが実態でございます。そういうことで、ちょっと事前の、前後の説明不足があったかと思いますが、その点ご理解をいただきたいと思っております。」と述べているのであります。

ここのポイントはですね埋め立て処理をしたものは保管庫で処分することで（旧物部村）議会、地域に説明をしている。また、焼却灰は最終処分場に最初から持って行くことで協議済みの2点であろうかと思っております。結果、最終処分場が決定してないから掘り取らないとも受け取れますが、地元の住民としては、この施設はあくまでも仮処分場との説明を受け了解をしているのであります。同地区は地下水脈が多くあって、以前は稲作も行われていましたし、大雨があるとどこに鉄砲水がいくかわからないところであり、処分場下には湧水もあってダイオキシンの流出が心配されます。このため、組合に水質検査の公表について問い合わせをしたところ、「平成16年に敷地内にボーリングをしたところと、下方にある湧水について水質検査をしているが、ダイオキシンの項目がなかったために本年度はダイオキシンの調査を行う」とのことです。ご承知と思いますが、ダイオキシンの環境基準につきましても、大気中で0.6ピコグラム、水では1ピコグラム、土壌では1,000ピコグラムで、ピコグラムの単位は1兆分の1グラムであります。数値が余りにも小さいのでわかりやすく申し上げますと、物部町にあります永瀬ダムの196メートルの高さまで水をためると満水となるようですが、このときの水量が3,600万立法と言われておりますので、これを重量換算しますと3,600万トンで、36キログラムとなるわけでございますので、36キロのダイオキシンが入ると水の環境基準値である1ピコグラムとなるのであります。私は、旧物部村議会当時から山や川の問題に取り組んでまいりましたが、これは常に上流域に住む住民として、下流域に住む物部川を生活用水や農業用水に利用している人たちに、安全できれいな水を供給することが責務であるとの考えからであります。埋め立て処理された灰は一時掘り取って処理をする。そして、その費用は5億円程度必要だとの話も出ていましたが、さきに申し上げましたとおり、6月8日、香南清掃組合に確認をしたところでは、その計画はないとのことでありまして、しかし、再三申し上げておりますが、この地域は地下

水脈が多く、下方には湧水があること。また、この上方、三宝山から高板山にかけての山頂には、通称ユリキリと呼ばれる地震によって発生した断層が見られます。断層の幅は20メートルから30メートル、長さ3～400メートル程度だったと記憶をしています。また、同地区は徐々に山全体が楮佐古川に向けてすべっており、昨年災害復旧をした市道楮佐古線の山腹のふくらみ、また2～3年前からは市道二本松線の道路にも段差ができるなど、長期間現状のまま放置をすることは問題がありますので、計画的な掘り出しと適正処理が大切だと考えています。

また、この処理場は市有地でもあり、問題が発生したときには知っていながらと市の責任も問われかねないので、早急に善後策について香南清掃組合、香南市、南国市とも協議をすることが大切だと考えますが、所信についてお伺いをいたします。

続きまして、入札制度の改善についてでございます。

本市では、指名競争入札が主流となっていますが、近年、マスコミ等を通じ指名競争入札の弊害が報じられているところであり、県も総合評価方式について推進をしているところでもあります。そこで、入札制度の改善、特に総合評価方式の導入について質問をさせていただきます。

平成11年2月に地方自治法施行令が改正をされ、翌年2月1日付けで当時の建設省建設経済局長、自治省行政局長名で各都道府県知事あてに地方公共団体の公共工事に係る入札、契約、手続き及びその運用のさらなる改善の推進についてと、入札制度のあり方について通知をされており、その中に総合評価方式に関し次のような記述がされています。「民間において固有の技術を有する工事等を対象として、個別、具体の民間の技術力を一層広く活用することにより、品質の確保、コスト縮減などを図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受ける多様な入札、契約方式の導入を推進をすること。また平成11年2月に地方自治法施行令が改正され、価格以外の要素も考慮して落札者を決定する総合評価方式が認められることとなったので、工事の対応を勘案しつつ、その採用について検討をすること。なお、技術提案についての審査や価格以外の要素を含む総合評価に対する信頼性の確保が重要であるので、審査体制の整備や審査結果の理由説明など、手続きの透明性の確保に留意すること」との内容であります。県土木部の評価方式の一例を挙げますと、企業評価としてはまず1番目にISOのマネジメントシステム審査登録があるかないか。これはISOの9000、ISOの14000のことです。それから2番目に地域内拠点の有無。3番目に優良工事表彰の有無。4番目にボランティアの有無。5番目に同種類似工事の実績の有無。6番目に同種類似工事の成績評定などとなっています。また、配置予定技術者の評価では、1番目に同種類似工事の実績の有無。2番目に同種類似工事の成績評定。3番目に継続学習制度への取り組み。4番目に優良工事表彰の有無が評価されることになっています。県の場合は、発注金額が大きいことや、大手業者、準大手業者が多いためにこうした評価が必要だと思いますが、市内の土木業者の規模から考えてもっとゆるやかな評価が適

していると考えているところであります。例えば3月議会で坂本議員の質問された林道開設で、「下方の植林に石が転げ樹皮がむけ、山林所用者とのトラブルになった。」との発言がありましたが、これらも評価の対象とすることも可能ですし、永瀬ダムに流入した砂を使った生コンを使用することによって貯水量の確保に努めるなども評価対象とすることも考えられます。このように、総合評価方式は一般競争入札ではあるものの指名競争入札との併用したような制度であり、評価の方法によっては地域内経済に多少でも貢献できる制度と考えていますが、所見についてお伺いをいたします。

3番目に、携帯電話通話エリアの拡大についてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、昨年12月定例会で質問をさせていただいたところですが、本年になって市長、企画課長、担当職員の方3名が携帯電話会社を訪問し、通話エリアの拡大について要請したとお話をお聞きをしております。早速山間地域に住む住民の方の思いをお察しをいただき、行動を起こしていただいたことにこの場をお借りし厚くお礼を申し上げます。12月議会だよりに目を通していただいた携帯電話の通じない地方の方々から、「答弁に「携帯電話事業者への移動通信網鉄塔施設の自主整備の要請も含めて通信手段の確保に向けた調査研究を進める。」となっていたが、その後どうなったのか。」という問い合わせが多くあります。そこで、市長、企画課長、担当者の方が訪問し、要請した結果についてお伺いをするものであります。

4点目に、有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

有害鳥獣対策につきましては、昨年12月の定例会でも質問をさせていただきましたが、5月に再調査した結果、予想以上に被害が大きく、早急な対策をとらないと取り返しのつかないことになるのではと思います、8月に開催を予定をされています県の環境審議会までに問題点などを取りまとめ、県にお願いをすることが大切ではないかと思うから再度考え方についてお伺いをするものであります。

昨年12月には単独で綱附の森を、同じ11月には県の鳥獣対策室自然共生課、市の林政課及び黒岩県議にも同行いただき、白髪山の東側を登り、白髪分かれからカヤハゲまでの尾根筋を調査をし、その被害状況については質問の中で報告をさせていただいたとおりであります。そして、今回は本年5月26日、市長、高知中部森林管理所長、林政課長に同行したのですが、さおりガ原から三嶺へ、三嶺からは葦生越経由で下山をしたところでありますけれども、葦生越鞍部では、ニホンジカの食害によってクマザサはすべて枯れて、この（葦生越）鞍部から7～80メートル下った登山道の左上部では、笹の根は朽ちて裸地化し小崩落が見られ、2～3年後には葦生越鞍部も同様になるのではと心配をされるのであります。また、葦生越登山道には多くの谷がありますが、平成16年の14号台風の被害と思われる崩壊が見られています。もし、葦生越の山腹が大雨で崩壊すると、これらの谷に土砂が流入し大きな被害となることが予想されて、心配をされるのであります。

一方、民有林や山間地域の集落では、ニホンジカによるゆずや植林の食害、猪による

筍、ワラビなどの山菜や家庭菜園の被害が増加をしています。こうした山菜類は高齢者の方が自家用として利用するだけでなく、国民年金だけで生活をされている方たちの中には、家庭菜園でとれた野菜や山菜類を換金をし生活の一部にされている場合もあります。県でも被害の大きさから有害鳥獣捕獲期間を30日を90日ぐらいに延長する予定のようであり、捕獲目標は（平成）20年に定める予定のようであり、市として可能なこと、国、県に要請すべきと思われる4点についてお伺いをいたします。

まず最初に国有林の有害鳥獣を減少させるためには、林野庁はもちろんですが、文部科学省、環境省などの協力を得ることが必要だと考えます。文部科学省では、三嶺から天狗塚までの尾根筋に群生するコメツツジ、ミヤマクマザサを天然記念物に指定していますし、環境省では鳥獣保護区と四国島内の動物が自由に移動できるよう山頂周辺を中心に緑の回廊を設定をしているのであります。先ほど申しましたように国有林内の笹類は三嶺山頂や樹林下で鹿の口が届かないぐらいに伸びたものは残っているものの、ほとんどが食害を受けています。カエデ、モミ、トガの樹皮も一定の高さまで食害を受けています。笹については大部分が手遅れの状態ですが、今後の被害を最小限に食い止めるため、そして天然記念物であるコメツツジ、ミヤマクマザサを守るために、県はもちろん県選出の国会議員の先生方にも協力をいただくことが大切だと考えますが、どう思われるのかお伺いをいたします。

2点目は、有害鳥獣の駆除を促すためには市町村の境界を越えた方策が必要だと考えているところであります。県が現在実施している調査方法では、申請から約2週間を要するとのことであり、関係市町村が直接協議し実施することは問題ないとしています。今後、境界を接する市町村と協議し、トラブルを避け、効果の上がる方策が必要と思われませんがどのように取り組まれるかお伺いをいたします。

3点目には、くくりワナについてであります。ワナの直径が18センチから12センチに変更されましたが、各地域、特に土佐山田町の里山の方々から「12センチでは駆除ができない。」との声が上がっています。人家の多い里山では鉄砲の使用制限があることから、18センチに戻すべきと考えているところであります。この変更は市長の判断で可能とも聞いておりますし、再度18センチに変更されるとも聞くところですが、実情についてお伺いをいたします。

4点目に駆除の担い手育成についてであります。私が親しくさせていただいている（物部町）大枡のグループは、20名から30名ですが50代後半から80代までと高齢化しており、若手の担い手が不足をしています。本年度から県企業局が流城市町村に対しニホンジカ1頭当たり2,000円を上乗せすることとなっていて、目的ではありませんが担い手育成には役立つものと思われ、国では、担い手対策として捕獲体制整備事業を実施をしていますが、農作物被害の軽減を中心に考えた事業であることから、本市には適合してないように思われます。そこで、市として、例えば新規に狩猟免許や自動車無線の受講料の一部負担をすとか、あるいは県の有害鳥獣捕獲対策事業のうち、



捕獲報償金を受けた場合は猟友会に対する補助ができないとしていますが、担い手育成を目的に猟友会への補助は必要と思いますので、県に対しても調整をすることが必要だと考えていますがそういった考え方はないかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） おはようございます。私の方から1点目のごみ焼却残渣の仮処分場についてにお答えをさせていただきます。

この中で、ことに滲出水の水質、また適正処理についてでなからうかというように考えております。ご質問のとおり、香南清掃組合のごみ焼却残渣暫定処分場として、物部町神池地区へ平成7年6月から埋め立てを行ってきたところでございますが、この処分場は埋め立てごみが周辺に流出しないような処置として、擁壁、また覆土を設置しているが遮断工事、遮水工事ですね、及び滲出水の処理施設が不備なために平成10年3月国の、ご質問のとおり一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令によりまして不適正最終処分場の指摘を受け、同年11月埋め立てを停止し、停止までに埋められました焼却灰、約8,100トンと聞いております。これが今現在の埋立地に残っておる量でございます。いわゆる想定でございますが、話しを聞きますと8,150トンとも聞いておりますけれども、今の資料で見えますと大体8,100トンということでございます。同年12月からは同地区に一時保管施設を設置して、平成13年3月まで最終処分の受け入れ先の確定まで、この確定されましたのはご質問のとおり三重県に搬出をしております、その後は。それまで、いわゆるその保管されました、それまで現実問題としては、いわゆる同年12月からはその一時保管施設を設置して平成13年3月までに受け入れの確定した、それまでの間のいわゆる仮置き倉庫への仮置きですね。7,150トンその後搬出をして、平成16年10月には一時保管庫としての役目も終了しご質問のとおり解体をしております。

水質問題でございますが、埋め立て処分場の改善措置として覆土処理、または緑化工事を実施して今日に至っておりますが、滲出水の水質につきましては埋め立て開始から毎年定期的に採水をし、検査を行い監視をしているところでございます。しかし、ご指摘のダイオキシンについては検査項目の中に入れてなかったために、改めて本年度から検査項目に入れ検査するという事となっております。そのことを組合事務局より確認もいたしました。その結果を含めて関係者、または流域の不安の解消には努めてまいりたいというように考えております。

計画的な適正処理についてでございますが、本処分場の閉鎖措置につきましては、処分場からの滲出水による公共水域の汚染防止策を中心に、関係者はもとより将来不安の残らない方法で処置を講ずる必要があると考えます。最終処分場として不十分とされる遮水工及び滲出水の処理設備の方策なども含めてその検討を組合事務局に現在お願いをしているところでございますが、今後香南清掃組合の、香美市も構成員として適正な処

分場のあり方を協議をし、不安払拭に努めてまいりたいというように考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 門協議員の入札制度の改善について総合評価方式を導入する考えはないかというご質問にお答えいたします。

お話しがありました統合評価方式でございますが、議員がおっしゃられておりましたように入札価格だけで落札者を決めるのではなく、入札参加業者の過去へさかのぼっての公共工事等の実績の調査、それから主任技術者の実績等の調べ、そのほか各種評価項目につきまして市町村で設定をして、入札金額でなくこれらの技術的評価を加味して落札業者を決めるものでございます。対象事業に対しましてより必要な技術的能力を有する業者を選定することができる制度ということになりますと思います。そのような利点を考えますと、総合評価方式の導入につきましては検討しなくてはならない時期がくるとは思いますが、本市が発注しております工事は比較的規模が小さく、件数が多く多岐にわたる中で総合評価方式の導入につきましては、今のところ本市での実施は難しいものと考えております。検討はしなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 門協二三夫議員の携帯電話通話エリア拡大についてのご質問についてお答えをいたします。

このことにつきましては、昨年12月議会の経緯を踏まえまして、本年1月15日に市長と私と担当職員3名で株式会社NTTドコモ四国高知支店を訪問いたしまして、（物部町）別府地区への鉄塔施設の自主整備のお願いをし、あわせてNTTドコモのご見解等をお聞かせいただいたところでございます。NTTドコモ四国といたしましては、「現在FOMAエリア拡張のため精力的に鉄塔施設の整備を行っているところであり、別府地区についても整備計画を有している。建設時期については未定であるけれども、整備に向けて調整中である。」とのご返事をいただいたところでございます。前向きなお答えに期待をして帰ったところでございました。その後、3月に電話連絡にて状況確認をいたしましたところ、「NTTドコモで現地調査を行った結果、香北基地局から有線で鉄塔施設を整備する場合数億円単位の事業費を要することから、有線鉄塔整備は断念し香北基地局よりマイクロ波の受信状況のよい（物部町）別役地区に無線鉄塔施設を整備する予定」との回答でございました。その後、5月に入りまして再び電話で確認を行いましたけれども、「建設用地の選定中である。」とのことでございました。そして、今回のご質問をいただいたこともございまして、直近の情報をおつなぎでればと考えて再度NTTドコモ四国に確認を行いました結果、「現在用地選定には一定の目途が立ちつつあるけれども、建設予定地が土砂災害危険箇所となっていることもあり、今後鉄塔施設の整備に向けては地域住民を含め香美市にも協力をお願いすることがあるかもしれ

ない。」とのことであり、種々の問題をクリアすることができれば今年度中には事業着手を図りたいとの意向が示されたこととさせていただきます。N T Tドコモ四国といたしましては、別役地区周辺に鉄塔施設を整備することにより、別府地区に至る物部川沿いの地域のすべての不感地域の解消は困難であるが、広範囲の地域で携帯電話の利用が可能となる見通しであると考えているようでございます。こうした経緯と状況から別府地区につきましては、今回のN T Tドコモ四国の整備計画で不感地域が解消されるかは現段階では不明ですけれども、別府地区はべふ峡温泉を初め山岳観光など多くの観光客でにぎわう観光拠点として認識をしております、今後とも積極的に対応していかなければならないと考えておりますので、議員各位はもとより地域住民の皆様方にはより一層のご協力をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門脇二三夫議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えします。

まず1点目、ニホンジカの頭数削減のための国の省庁への市としての要請の必要性でございますが、林野庁に対しましては昨年12月、本市におきまして要請をいたしました。今後の国の省庁に対するニホンジカ被害対策要望につきましては、県を通じて要請していきたいというふうに考えております。県におきましては、既に環境省につきましては岡山地方事務所に要請済みであり、捕獲に対しての一定の条件整備が整っております。

2点目の市町村界を越える捕獲についてのトラブル対策でございますけれども、市町村界を越える場合につきましては、周辺市町村に担当課の方から連絡を行っております、現在のところトラブルはありません。また、2市町村以上またがって捕獲する場合は、議員のご質問にもございましたように県が許可権者となります。今後、香美市周辺の市町村との連携をし、対策を講じていきたいと考えております。

3点目のくくりワナの直径の件でございますが、4月16日の法改正により18センチになっております。これにつきましては狩猟者からも一定疑問の声も上がっておりでございます。県鳥獣対策室によると、第9次鳥獣保護計画に12センチメートルと明記しておりますが、規制緩和を図るため審議会等を行い検討する予定であり、市の取扱要領もこれに準じて改正、対応いたします。訂正いたします。先ほど「18センチ」と言いましたが、「12センチ」の間違いでございます。

4点目、捕獲の担い手体制整備についてのご質問でございます。本市におきましては、全額国費の広域連携で行う鳥獣害被害対策事業が採択されました。同じ協議会での国庫の重複申請はできません。来年度以降につきましては、検討する余地があるのではないかと考えられます。県単への要望、また市単独事業の創設等につきましては現在のところ考えておりません。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず副市長にちょっとお伺いしたいのは、ダイオキシンの調査の項目がないというのは法的にないという意味でいいのか。それから、そのダイオキシンの検査を清掃組合でしなかったのかということか、それを確認をちょっとお伺いしたいと。というのは、私の心配するのは、これはそのまま副市長のお話しにもありましたように、防水シートとかコンクリで全然処理をしてないがですよ。擁壁があるだけでそのまま、極端に言えば垂れ流しの状態ですから、これは何とかせんとですね、やっぱり議長も市長もいつも言ってます。ほかの議員さんも言ってますが、執行部の皆さん言ってます。香美市は農林業で生きるまち、市ですので、この第一次産業がいかんようになると大変なことになるんじゃないかということを心配してます。特に、さっき言いましたように水は1ピコグラムですね。土は1,000ピコグラムです。土地の環境基準で決められた1,000ピコグラムというのは、灰の処分場で1,000ピコグラム、それから隔離されたところは1,000ピコグラム以上でもえいとなっちゃうがですわ。ところがあそこは隔離をされてない。仮に500ピコグラムが出ても地下水にまじると大きな数字になりますよね、1ピコグラムですから。そのあたりを心配しますので、ぜひ早急にそのダイオキシンの検査はしていただいて、定期的にやっぱり、お金はこれは6～7万円要ると思います。私も先ほど言いましたように平成13年6月議会（旧物部村議会）で質問をさせてもうたときに、何とか自費でもやってみたいなということで会社に問い合わせしてみました。そうすると70万円要るといので、ちょっと自分では負担はようせんなど。そのときの議員歳費の手取りが12～3万円ですから、これはちょっと無理やなということでやめましたけれども、やっぱりそういった焼却残渣を処理をした施設というのは、例えば法律的にその項目がなくてもですね、これは積極的に取り入れていただいて、市民の方に情報提供するというのが私のごみ行政にかかわる基本的な姿勢やというふうに思ってます。

それから、有害鳥獣対策の担い手の問題で国の方の事業をお聞きをしました。これまあ3つの事業があつて、私が今、国の事業がもちろん適合する場合もありますが、本当の意味の担い手をどうやってつくっていったらえいのかなと。その大きな枠の中で、例えば50代の担い手もおるでしょう、60代の担い手もおる。そうじゃなくて若い担い手をどうやってつくっていくかということが、今後のこの有害鳥獣の被害を最小限に食いとめる方法ではないかなというふうに思ってます。それは1つはさっき言いましたように、いろんな講習会があります。無線の講習会がありますよね。そのときには負担を強いられますので、若い人には大変やきにひょっと市の方とか、あるいは県の今やります事業の中で弾代とか、猟友会には県の事業の中で弾代とかいうの派出ます。ところが有害鳥獣の報償金をいただいているところは出ませんよというのが前提になってますので、そうじゃなくて、やっぱりその県の方にもそういった制度の見直しを働きかけを

していただいて猟友会に一定額を入れていただいて、猟友会の方でもそういった担い手の育成をしていく。我々も間接的には援助をしていくという方法がとればということでご質問をしましたので、そのあたり。その2点についてお伺いをいたしたいと思いません。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私の方から第1点目のダイオキシンの調査が法的に、まあ言うたら義務づけてないのかということであったかと思えます。

ことに今日の廃棄物云々にはダイオキシンが一番こう重要な認識を示しておるということは我々認識しておりますけれども、法的にその中に調査の中に入っているかどうかについてはここでは確たる返事はできませんけれども、恐らく法的に検査が抜かっているということではないというように自分は確認しておりますが、そのことについても確認はしてまいります。ことに最近の処分場でのいわゆる排出そのものについても、ダイオキシンについては処理できる方法で焼却処分をしておるというのが原則にあるかというように考えておりますし、なお、何はともあれ一番心配の根本になろうかと思えますので、今回からはいわゆる検査項目の中に入れると。調査項目の中に入れるという確認ができておりますので、この対応はしていただける。また結果も皆さんに周知できるというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門協議員の2回目のご質問にお答えします。

捕獲の担い手につきましては、担当課としては非常に苦慮しているところも事実ではございます。しかし、先ほど申しましたように国の助成事業で捕獲体制整備事業等がございましてですね、この中では研修等の実施、あるいは有害鳥獣捕獲隊の組織化、あるいは有害鳥獣捕獲機材の整備等が盛り込まれております。こういったことを導入しながら体制整備を整えていきたいというのが1点でございます。

また、狩猟免許云々の猟友会への助成でございますが、この件につきましてはですね県鳥獣対策室と今後検討しながら協議を重ねていきたいというように考えております。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で質問を行います。執行部の皆様にはどうかよろしくお願いします。

まず1点目の自衛隊による国民監視活動についてです。

陸上自衛隊の情報保全隊がイラクの自衛隊派遣などに反対する市民団体や政党、議員、地方議会やジャーナリストなどの動向を調査し、本県の2団体を含む全国289の団体、個人を監視していたことが明らかになりました。289団体の中には、医療費負担増の凍結見直しの街宣活動を行ったとする青森県の保健生協や消費税廃止各界連絡会など自

衛隊とは関係のないもの。また、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合長の報告によりますと、地区労の旗開きまで監視をされておりました。内部告発されました文書によると、集会の日時、参加人数、参加者の氏名や発言内容まで詳細に記録をされており、人物が特定できる写真撮影も行われていたことが明らかになっております。これがホームページで取り寄せました資料の全部です。期間が2003年11月から2004年の2月までで、これぐらいの厚さのものが、全国の情報保全隊によって調査された記録がこれです。そして、資料につけておりましたが、私自身大変驚きましたのが、2004年2月に有事法制反対香美連絡会、その日曜市の駐車場のところで行いました集会やデモ行進も監視されて記録をされていたことです。1枚目に拡大した資料をつけておりましたが、米印のついておるのがその有事法制反対香美連絡会の集会デモとしまして、日時がそこにあります。平成16年2月6日、時間が午後6時5分から午後7時20分まで。場所が高知県香美郡土佐山田町（現香美市土佐山田町）、参加人員が60名。そして、どのような内容で行ったかというふうな詳細に記録でございます。私も参加をして発言をした記憶がありますので、あのときに市民の装いをした自衛隊に言動を見張られていたのかと思うと背筋が寒くなり、自由にももの言えない時代になったのかと暗たんたる思いがいたします。そのほかにも、さっき申しました沖縄県の地区労での内容もそこにございますが、このときの参加人員が150名ですので、組合の旗開きといいますと新年会のようなものですが、そこにも組合員のような形で潜入をしていたのかというふうなことになります。

そして、その次のページの米印ですが、これは演習場の近くの民家の方が「射撃で家が震動する。射撃を中止してもらいたい。」という苦情の電話を入れたところ、それに対して住所を調べて、住宅地図等で申告した住所を確認した。苦情の電話をしたら家を調べられたというふうな、これが記録です。こうした国の政治に批判的な意見を持つ国民を監視する行為と、小泉内閣、安倍内閣誕生以来、有事法制やイラク特措法、郵政民営化、教育基本法の改定、国民投票法まで挙げれば切りがありませんけれども、国のあり方をも変える重要法案をやらせの公聴会まで開いて短期間で次々に強行採決していく政治手法とが、今表裏一体で進んでいるのではないのでしょうか。情報保全隊は陸・海・空の3自衛隊ごとに設置されました防衛大臣直轄の情報部隊です。2003年3月にそれまでの調査隊を再編強化して設置したものですが、その際、政府は自衛隊法施行令第32条の規定に基づく訓令によって、情報全体の任務というのを決めております。訓令第3条によりますと、「情報保全隊は部隊及び機関並びに別に定めるところにより、支援する施設等、機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配付を行うことを任務とする。」とありまして、自衛隊の持っている情報が流出したり漏えいしたりすることを防止するために必要な情報収集は許されるというものです。また、2002年4月4日の衆議院安全保障委員会の質疑で、情報保全隊の任務について、「自衛隊だけでなく民間人も情報保全隊による情報収集の対象になり得るか」との質問

に、当時の中谷 元防衛庁長官は、「防衛秘密を取り扱う者しか調査対象にはしない。つまり自衛隊内部が情報収集の対象である。」との趣旨の答弁をしております。これが国会で確認されております事項です。このことからしましても、今回の自衛隊の監視活動は自衛隊法にも根拠を持たず、憲法第21条に定められた集会、結社及び言論、出版、その他の一切の表現の自由の保障を根底から覆すもので、民主主義の危機を強く感じます。「これまで大原則としてきました国民が軍を暴走しないよう監視、コントロールする文民統制を崩壊させて、軍が国民を統制する時代の再来ではないか」との声が一斉に上がっております。

そこでお伺いします。私も地方議会の末端に籍を置く者としてこれを決して許すことができません。自衛隊は全容を明らかにした上で直ちに国民監視の活動を中止すべきものと考えますが、地方自治体のトップとしての市長の見解をお伺いするものです。

次に、学力テストについてです。

4月24日に行われました全国一斉学力学習状況調査は、特に問題もなく実施されたとの行政報告がありました。しかし、実施間近になって国会の質問をきっかけとしてテストの解答用紙や個人情報が大手の受験産業のもとに集められること。また、プライバシーをのぞかれるような設問があることを知った保護者や団体の方々から中止を求める声や、「せめて個人を特定できないように無記名にできないか」などの交渉があったのではないのでしょうか。結果として香美市でも中学校は組、出席番号、性別を記入でよかったようですが、小学校では学年、氏名、ふりがな、性別、出席番号を記入となりました。個人情報保護については、3月議会の私の質問に対し、教育長は「文科省と委託先とで締結した契約書で機密の保持や個人情報の取り扱いにおいて遵守すべき事項について明示するとともに、重ねて個人情報保護等に関する取り組みを求めている。」と文科省の説明を紹介するとどまり、情報が漏えいしないと確約できるともできないとも答弁がございました。

そこでお尋ねいたします。県外では実際途中で紛失したことがあることも3月議会において指摘をしました。個人情報保護の観点からすれば、全部の実施校で番号方式が採用されるべきではなかったのでしょうか。それができなかった経過と、今後の対応についてお伺いするものです。

次に、テスト翌日の新聞報道でも、保護者への通知不足が指摘されました。教育長は、全国学力学習状況調査のリーフレットを、これは文科省のリーフレットですが、「それを活用して説明書を保護者や児童生徒らに配る。」と言われましたが、学力テストともに家庭状況調査があること、その内容は子どもたちのプライバシーに深くかかわる内容であることも文書通知するだけでなく、納得のいく説明を行うべきではなかったのでしょうか。教育委員会のとった対応についてお伺いするものです。

次に、テスト結果の返却が9月ということですが、新聞によりますと「中学校では11月には高校受験の準備が始まり、秋には体育祭の行事も重なる。つまりいている子ども

もたちを支援するには時間がなさ過ぎる。調査を受ける子どもたちの本人のために実施するという考えが文科省にはないのでは。」との現場の先生方の声には共感するものがあります。小学校においても同様です。卒業までの最終学年の短期間に子どもたちの家庭環境の改善も含めて学力の向上がどの程度図れるものか。学校がどこまで対応できるのかをお聞きします。

次に、今年実施をされました学校評価システム構築事業では、C R Tの結果を学力の評価基準に加えられていると聞きました。学力テストの結果も同様の扱いとなるのでしょうか、お尋ねします。

次に、結果の公表については、県平均を文科省が行い、各自治体については学校の結果の公表も含めそれぞれの自治体にゆだねられております。教育長は3月の議会で「調査結果の公表について、学校の序列化等につながることは避けたい。」と答弁をされました。どんな形であれ結果を公表するということは、公表した時点でもう序列化されているということにならないでしょうか。これまでも指摘しましたように、安倍首相が手本としておりますイギリスや、先取りしている東京都では、公表の結果、競争の激化を生み、義務教育であるのに学校が定員割れしたり、逆にオーバーして抽せんでない入れない学校が生まれたり、教育上多くの弊害が出ております。公表されると学力テストの順位で学校や子どもたちが見られるようになってしまいます。学校名を伏せるなどしても情報はどこからか漏れるということをご想定しておく必要があります。公表はすべきではありません。重ねて見解をお尋ねいたします。

次に、子どもと教育を守る高知県連絡会と県教育長との懇談で実施しました「学力テストの総括をしっかりと行い、来年度は中止を。」との参加者の求めに対し、県教育長は、「総括はしっかりとするつもりでいます。来年度はその総括を踏まえて考えていきたい。」と答えられております。学力テストの参加、不参加は地教委に任されています。香美市では来年度の対応をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、教育長は今どのような教育理念を持って教育行政に当たられているのでしょうか。以前のご答弁のように教育行政は子どもたちの人格の完成を目指し、教育条件の整備を粛々とするスタンスでしょうか。今国会で審議されております、きょうの新聞によりますと教育関連3法案、委員会を通過したということですので多分成立の見込みですが、この3法案の中身は今までの教育理念を180度転換しまして、これまで禁じてきた教育への国家の介入を合法化するものと公聴会でも反対の声が上がっております。教育3法案は学校教育法を改定して、義務教育の目標を次のように見直すとしております。「規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度。生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度。伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度。他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度。」これを教育の目標に掲げて、そしてこれがまた通知表などに出てくることになるのでしょうか。このような目標のもと、幼稚園を学校種の最初に規定します。そして幼



稚園、小・中学校などに副校長、主幹教諭、指導教諭を置き、さらに学校管理体制を強めていく方向です。そして、学校評価システム構築事業も、教員免許に10年の期限を設ける教員免許法改定も、改定されました教育基本法の具体化としてこの3法案の中に掲げられております。愛国心を強要し、管理統制を強めていく国のこうした方向で、学校が子どもたちが勇んで行きたい、そのようなところになるでしょうか。もし、この方向が打ち出されましたら、地教委として全面的に受け入れていくのかどうかお伺いをするものです。教育問題は以上です。

続いて、少子化対策の質問を行います。

政府は、新しい少子化対策に昨年6月、出産育児一時金の支払い手続きの改善や妊娠中の検診費用の負担軽減、また不妊治療の公的助成の拡大など7項目を子育て支援策として打ち出しております。そして、今年1月には厚労省から妊婦検診の回数増が可能となるような財政措置が、総額として拡充されたので、つまり交付税に参入されてきたのだということだと思いますが、少子化対策としてこれを積極的に役立てるようにとの各自治体に指導がっております。厚労省の通知によりますと、「近年高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦も見られるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。」と前置きしまして、その妊婦が受けるべき健康診査の回数についてこういうふうに規定しております。「妊娠初期より第23週までは4週間に1回。そして、妊娠第24週から第35週までは2週間に1回。妊娠第36週から以降、分娩までは週に1回がこの健診が必要である。そうすると、必要回数は13回から4回程度」となっております。しかし、「自治体の財政が厳しくて全部の公費負担が無理であると言うのであれば、最低5回は受けるべき」と、そのポイントの時期や目的を明記しまして健診の重要性を説いております。県下の状況を見てみますと、5回行っておりますのは南国市や香南市（など）の4市と、そしていの町、佐川町、梶原町など4町です。あとは香美市も含めまして残り全部の市町村が2回と乏しいものにとどまっております。妊婦健診は保険適用がないため高額です。次に何日に来なさいと医師に言われてもお金がなくて行くことができず、特に2人目、3人目になるとお母さんが自分で大体判断して健診の回数を少なく調整するようになってきます。出産のリスクを減らすことは母子保健の面からも重要でお母さんを励ます少子化対策としても有効です。

そこでお尋ねをいたします。香美市の現在2回の健診を最低限でも国基準の5回に直ちに引き上げるべきでないかお尋ねをするものです。

次に、厚労省は健診回数増の助成とともに、不妊治療の負担軽減についても公的助成を拡大するとしております。これについて具体的に検討されているでしょうか。以前取り上げました一般質問で私も詳しく紹介をいたしましたが、不妊治療は精神的にも肉体的にも女性への負担によるところが大きく、何より経済的な理由で治療を望んでもその

スタートラインにつけない方も多くいらっしゃいます。また、聞き取ったところによりますと、医師の指定する日に確実に行こうとすれば、フルタイムで働く女性には厳しい。治療を優先してパート労働などに変えるとすると、今度は治療費が捻出できなくて治療を継続できないのだということも聞きました。不妊治療はまだまだハードルが高過ぎます。香美市としても踏み込んだ軽減策をして、検討して少子化対策に充てるべきと思いますがこの点をお伺いいたします。

次に、合併についてです。

合併して1年以上が経過しました。一度破綻しました合併が特例法期限間近になって、旧香北町、旧物部村で署名が起こりまして、市長はそれを受容して合併協議会の設置を臨時議会に提案し、今日に至っています。現時点で合併を推進されました市長として、合併のもたらした影響についてどのように総括されているのかお尋ねをするものです。

次に、県から一方的に高知県を6ブロックに分けた新たな合併構想が示されました。知事は合併によって地域がなくなるという見方を変えて、これからは合併して地域を残すとして、香美市は物部川流域ブロックで香南市、南国市が合併の相手になっています。今まで合併で周辺部の地域が不便になったり寂れていくのは、昭和の合併でも農協の合併でも経験してきた事実です。見方の問題で解決のつく問題ではありません。知事の構想には合併したところの実態の周辺部の、特に実態の検証がなく驚きました。

そこでお尋ねします。そもそも、どこで合併するのかという枠組みや合併するかどうかは、合併しないことも含めてその選択権は住民にあると思います。市長はそのスタンスに立つのでしょうか。また、期限を特例措置が終わる2015年度としておりますが、交付税が一本算定になった後、つまり15年後を見ないと財政面から見ての合併の良否は判断できません。財政問題を最大の理由に合併したのですから、ここの検証は欠かせません。また、住民サービスも住民説明会で言ったように質を落とさずに済んだのか。周辺部も寂れずに済んだかどうか。職員を減らすなどしてスケールメリットが働いて10年間で27億円節減できたかどうか。合併という手法が市民にとってどうだったか検証しなければ、これより先に進むべきではないと思いますがどうでしょうか。

以上のことから、今の合併の検証を十分に行うことが先決と考えますが、どうでしょうか。お尋ねをします。

次に、県は道州制もにらんで合併ありきのスタンスで香美市に対しても今後強力に働きかけてくることが予測されます。県に対してどのように臨んでいかれますか、お尋ねをします。

次に、新庁舎建設の準備が今急ピッチで進んでおりますが、市民の中には「次の合併に進むのなら、新庁舎建設はむだになるのではないか。」という声があります。市としては県の動きも視野に入れ、中止も含めて検討すべきではないのかをお尋ねいたします。

香美市の公契約についてです。

さきの3月議会におきまして追加提案をされました議案第50号は可決されましたが、

議会や監査からも厳しい指摘を受けました。この経過の詳細は省きますが、訴訟にまで発展した背景には契約内容が民法上区別できていなかったことに起因するのではないのでしょうか。民法では労働契約、請負契約、業務委託契約ははっきりと区別をされております。労働契約とは、それによりますと労働契約とは契約の当事者の一方が相手方に労務に服することを約束し、相手方がこれに対して報酬を支払うことを約束する契約のことです。労務契約の目的は、この場合労務の提供そのものにあります。請負契約は仕事を完成させることを約束し、仕事の結果に対して報酬をもらう契約です。業務委託契約は、法律行為以外の事務を行うことを受託したものが、自分の責任、管理のもとで事務の処理を行うことを約束する契約です。ここで言う事務とは仕事の意味で解釈をされます。つまり請負契約は仕事の完成が、業務委託契約は任された仕事の処理が目的で、労務の提供そのものは目的となりません。このように民法上は契約の目的で区別をされますが、労働基準法ではこれに関係なく労働契約について労働条件の最低基準を規律しております。労働基準法ではどんな契約で働いても、事業または事務所に使用され賃金の支払いを受けていると見なされる者は、労働法による保護の対象となります。民法上や労働基準法の規定に照らせば、議案第50号の原告に対し、使用者、つまり村（旧物部村）は解雇についての予告の義務など労働法による各種の義務が課せられ、解雇権乱用の制約も受けることとなります。議案第50号の業務委託契約書によりますと、調理業務の委託契約で年間の委託料も決められているところです。ところが、添付の別紙で調理員の職務内容の中に、「調理業務だけでなく延長保育でパートが休んだ場合も対応してもらう。」と、このように付されております。給食業務の委託契約、業務委託契約ですので、受託した方は原告である受託業者に当たる方が自分の責任管理のもとで給食業務の完成を行えばそれでいいわけです。民法上は業務委託についても請負とほぼ同じに見なされるというのは、添付しております資料にありますのでその1枚目のところを、自衛隊の資料の次の1枚目の表がありますのでごらんください。その労働者派遣事業と請負事業との違いを示した図がありまして、業務委託というふうに上の方にありまして、民法では委任契約、民法第643、第656条についても請負とほぼ同じ形態、業務委託と請負はほぼ同じ形態と、民法上は規定しているよということをこれに書いております。それですので、民法と労働基準法のたてりからいけば、注文主、つまり村（旧物部村）と受託者の間に指揮命令は発生しません。それをやると派遣になってしまいますよというのがこの資料の2枚目により詳しく出ておりますけれども、ごらんください。派遣事業、労働者派遣事業、請負事業の区別がされておりますが、派遣先と派遣労働者との間には指揮命令関係は発生しますが、請負になりますと請負業者と労働者との間が雇用関係になるのであって、発注者、つまり村（旧物部村）と労働者、原告との間に指揮命令関係が発生しないのが請負であると。これを侵しますと派遣事業、偽装請負というふうなくくりを受けるという資料がその3枚目に、形式、実質はこうである。この内容が偽装請負であるというふうを示されておりますが、発注者の従業員と

混在、発注者の指揮命令に従う。発注者の業務に従事、これは偽装請負であるというふうに指摘をされているわけです。

受託業務の中のそのパートの保育というのは、園長の指揮監督のもとにやることになるわけですので、労務の提供である労働契約に該当してしまいます。そして、発注者との従業員との混在ですね。偽装請負であると示されておりました。これが混在した状態で働くことになってしまうわけです。形態は派遣です。訴訟の直接の原因というのはこのことではありませんでして、契約解除をめぐって双方の認識が食い違っていたことによるものなのですが、裁判では原告の主張が全面的に認められております。さまざまな問題点が発覚したのを受けまして、現在は臨時職員に改善されたと聞きました。行財政改革の名のもとに、公の仕事が民間に委託されることが常となりました。ただ、公の仕事は税金を使って、やはり住民の福祉の向上を目的として公正に果たされるべきものです。

そこでお尋ねします。労働基準法や民法上抵触する委託契約などがあるとしたら、公契約として極めて不適切です。他の契約も直ちに調査をし、あれば改善すべきではないでしょうか、お答えください。

最後、関連しますけれども、学校給食の運営のあり方について質問をいたします。

通告書に添付をしております資料のとおり、兵庫県丹波市は学校給食センターの民間委託を検討しておりましたが、今年2月兵庫労働局からの「市が購入した食材を受託業者に提供する方法が国の基準に合わない。」との指導によりまして、調理部門の委託を見送り直営としました。配送のみの委託ということです。国のその基準の根拠は、昭和61年労働省告示第37条第7号、労働者派遣事業と請負事業により行われる事業との区分に関する基準です。その第2条中の第2号で経理上の独立、法律上の独立、業務上の独立が義務づけられております。給食受託業務の場合の業務上の独立とは、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。それを判断できる具体的要件として、みずから提供する機械、設備、機材もしくはその作業に必要な材料、資材を使用することの物理的要件と技術的要件のいずれか1つを具備していなければならないとなっております。丹波市で問題にされましたのは物理的要件でして、市が購入しました食材を受託業者に提供する方法が国基準に合わないとして指摘を受けたものです。告示第37号の物理的要件のところではこのように示されております。「自己の責任と負担で準備し調達するとは、機械、設備、機材または作業に必要な材料、資材を請負業者自身の責任と負担において準備調達しその作業に使用することを言い、所有関係や購入経路等の如何を問うものではない。したがって、その機材等が自己の所有物であることはもちろん、発注者から借り入れ、または購入したものでも、請負契約に関係ない双務契約の上に立つ正当なものを提供、使用する場合も含むものである。」と指摘されております。つまり、受託業者は調理道具、炊飯器とかフライヤーとかボウルとか調理台、水道水に至るまでですね、これらも、そして食材も自己の責任と負担で調達することが請負業務、委託業務のくくりというか、その自分で調達することが条件となっています。ですから、市のも

のを使う場合は、委託契約とは別に双務契約を結ぶ必要があります。経理上の独立の原則からしましても有償で対応すべきとされていますので、市のものを受託業者が使って仕事をするのであれば委託契約と別に賃貸契約が要ることになるのです。そうでなければ業務委託でなく派遣になるという説明は、今行いましたとおりです。

そこでお尋ねします。香美市も給食が民間委託され大分になりますが、食材の仕入れは市が行ってきました。調理道具なども市のものをそのまま使用していると思います。丹波市の例が判明しましたので学校給食業務のあり方を香美市においても検討し、法的に適正な運営を期さなければならぬと思います。どのように対応するのかをお尋ねいたしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸眞弓議員さんにお答えをさせていただきます。

まず、自衛隊による国民監視活動についてであります。先日の新聞にも報道をされておりました。私自身勉強不足でございまして、自衛隊に情報保全隊があるということ自体も知らなかったわけでありまして、調べてみますと、情報保全隊の任務は陸上幕僚幹部、陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに別に定めるところにより支援する施設など、機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集、整理及び配付を行うことを任務とするというふうになっております。そうしたことの中で、先ほど言われましたようにあらゆる活動を監視をしたということになれば問題ではなかろうかというふうにも思われますが、いずれにせよ、やはり法律にのっとった、法律に沿った活動が求められるとは思いますが。

なお、今後そうした事実、また報道もあっておりますので、十分に国会等でも論議があるというふうに思っておりますので、そういうことが必要ではなかろうかというふうに私自身は考えております。

次に、合併問題についてでございます。合併についてであります。さきの合併をいたしましてから1年が経過したわけでありまして、その時点で合併のもたらした影響についてどう総括をしているかということでございます。合併の目標は単独自立では困難であったと思われまして今日までの行政サービスを維持したままの、安定的な行財政の運営をすることでありまして、市町村合併により劇的な飛躍を望むものではございません。また、よく合併してよくなったことはないとか、また悪くなるばかりであるというふうなことを聞くということが、聞かされますが、合併の効果が直ちに住民生活に反映をされているといった状況ではありません。新市移行に伴う電算システムや各種手続き等で大きな問題の発生もなく、スムーズな移行ができた段階であります。

福祉面におきましては、法改正や県の施設廃止等によりましてサービスが低下している面がございますが、合併と同時期であったために合併によるサービスの低下と思われる面や、合併協議会破たん後に各町村とも単独自立のために行財政改革を行いましたので、行財政改革によって縮小されたまま引き継がれた事務事業もございまして、合併

後まだ1年が経過したばかりでありますので、今後も安定的な行財政運営に努力し、香美市まちづくり計画を軸にしたまちづくりに取り組むことによって合併の目的達成と香美市の発展ができればというふうに考えております。

次に、さきの知事からの、県からの6つに分けた今後の合併構想が示され、また説明会もあったわけではありますが、これについて合併するかどうかは県が押しつけるものではなく、合併しないということも含めてその選択肢は住民にあると思うが、そのスタンスについてはというふうなことでございますが、平成19年5月20日に開催をされました知事説明会では、知事は「合併は国や県が押しつけるものではない。」といった見解を述べておりますし、香美市としましても押しつけによる選択をするものではなく、住民の対話と合意によってなすべきものであるというふうに考えております。また、ご指摘がございました今回の合併の検証につきましては、当然必要であるというふうに考えております。

そして、次に県は道州制もにらんで合併ありきのスタンスで香美市に対しても今後強力に働きかけていくことが予想されるが、どのように臨んでいくのかということでございますが、さきの合併では、県はアドバイザー的な立場からの働きかけでございましたが、今回は合併の当事者としての立場からより積極的に働きかけてくることが予測をされます。香美市としましては、県下全体の流れを見通しながら、香美市まちづくり計画などを軸とした合併後の取り組みや合併の検証の必要性を訴え、またまずは合併の前段の広域行政の検討を深めることも大切ではないかというふうに思っております。

そうした動きをもって新庁舎建設は中止も含めて検討すべきではないかというふうなことでございますが、合併構想では合併の目標を2015年といたしておりますが、これはあくまでも目標でありますので、必ずしも2015年までに合併することが決まっているわけではございません。合併構想では、各自治体に自治区を置き、地域の特色を生かした施策の実現をうたっておりますので、合併した場合でもその機能を担っていく施設が必要であります。また、現庁舎には耐震性の問題もございます。今後、大規模な災害が発生した場合に、香美市の中心的な施設として機能が果たせるのか疑問でございます。庁舎建設には多大な予算を要しますし、さまざまな検討事項につきまして慎重に審議する必要がありますが、現在、庁舎建設委員会、庁舎位置検討委員会で建設を前提に検討をいたしておりますので、今後も検討を深め、庁舎建設に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸眞弓議員さんの学力テストについてお答えさせていただきます。

4月24日、小学校9校の6年生211人、中学校4校の3年生178人を対象に実施し無事終了いたしました。最終的に病気などで受けてない者は小学校3校で3人、中

学校1校で3人です。個人情報のことからご質問もありました番号方式にするか、記名方式にするかという点でございますが、委託先の関係で中学校は番号方式でよいと決まっておりました。小学校は記名方式とされておりました。私もできるだけ記名方式でなく番号方式にできないかと検討もいたし、皆さんにもご意見もお聞きいたしました。個人情報保護審議会からの指摘があった場合と、従来のCRTを番号方式で実施した場合につき小学校も番号方式に変更できるということでございました。我が市はそれに該当をしなかったわけですので、記名方式をとったわけでございます。なお、本年度のCRTにつきましてはもうほとんどの学校で済んでおりますが、番号方式を採用いたしました。早くからCRTも番号方式にしておけばよかったと反省もいたしたところでございます。ご指摘のとおり、個人情報は絶対に漏れてはならないものであります。そのためにはできる範囲の最善の方策を、今後ともいろんな面とっていききたいと考えております。

保護者への周知につきましては、4月9日の始業式の日に対象の保護者に児童生徒を通しました文部科学省から出されましたリーフレットのコピーと、文部科学省全国学力学習状況調査と書いた、これです。このコピーと教育長名のお知らせ分を配付いたしました。その後、問い合わせが1件ございました。そして、その1件あった方と同席された方あわせて3人の方がおられまして、学力調査についての話し合いをもちました。これで説明が十分であったかどうかというご指摘でございますが、ほかに質問等はありませんでした。返却されるのが9月になるということでございます。9月にはその結果が返却されるだけでなく、これをどのように生かすかという方策も一緒に送られてくると県教委は申しております。確かに9月の返却では遅過ぎると思いますが、返却された段階でどのように有効に活用したらいいのかということは、また学校現場の意見も校長会等を通して聞きながら最善の方策を考えていきたいと思っております。

次、CRTの結果が学校評価システム構築事業の評価項目に加えられたという件でございます。昨年度は6項目で評価をいたしました。本年度は10項目すべてで学校評価をするようになっております。そのうちの1つであります教育課程・学習指導という項目がありますが、その中の評価項目の1つにCRTの結果も入っておるのが現状でございます。基本的に学力テストを受けた学年、小学校6年と中学校3年は、CRTを今年受けていません。なお、受けた学校も希望してありますけれども、それは数校でございます。が、学力テストをそういった評価項目に入れるかどうかというようなことは決定はしていません。子どもたちのためになるような方法でやっていきたいと原則的には考えております。

学力テスト学習状況の公表についてでございます。CRTにつきましては、平成15年度から旧土佐山田町として広報を通して平均値を公表してまいりました。香美市になりました昨年度も同様の取り組みをいたしました。学校の平均値であります。学校ごとの結果は保護者を通してそれぞれの学校が返しました。学校だよりや特別な資料を

もって返しました。その返したものについては全部私の方で集め、校長会でお互い研究もし合っております。個人につきましては教育面談なので面談もしながら、個人に返しております。そういったC R Tの使い方でございますので、今度学力テストをどうするかということでございますが、即C R Tと同じようにするとは考えていません。が、先ほども申しましたように学力テストをした学年は基本的にはC R Tを実施していないということも考慮しながら、どのようにしたらいいのか、今後検討をしていきたいと、7月の校長会でも話し合いたいと考えております。

なお、ご指摘がございましたけれども、私自身は今も言いましたように学力テストを学校別に公表するとは考えていませんが、C R Tの結果とかそういったものだけで、この香美市の学校の序列化が決まるとは思っておりません。学校教育はいろんなことがございます。また、学校の置かれた実態、地域性、何よりも学校規模も違いますので、それが即序列化につながるとは考えていませんが、序列化につながるようなことがあってはならないと考えています。

来年度のことにつきましては、来年度ですから、今のところは全く白紙でございます。来年度どのように学力テスト、学習状況調査をするかは決めてはおりません。

次、教育理念についてお答えをさせていただきます。今年も教育行政方針にも示しましたが、日本国憲法、教育基本法にのっとり人権尊重を核としたまちづくりを推進する。心身ともに健康で調和のとれた人間形成をみずからがなしとげられる人づくりに努めるために条件を整備し、学びを楽しむ人々が育つ風土をつくりたいと考えております。要は、市民一人一人が自由で平等で平和を希求する人であってほしい。そういう人づくりをしたいと考えております。

最後に、議員さんもおっしゃいましたように教育3法案も本日国会で可決されると思われま。安倍内閣は、教育問題を最重要課題と位置づけられました。そして、今まであった中央教育審議会とは別に教育再生会議も設け、いろいろなことを提案をしておられます。そういったことにつきまして勉強不足ではありますが、私なりの考えはあります。戦後60数年、今の時代を考えましたとき、その職務の重大さに身の引き締まる思いがいたします。将来に禍根を残さない教育行政に当たりたいと考えております。しかし、議員さんも先ほどのご質問でもいろいろおっしゃいましたように、我が国は法治国家であります。法治国家であるということを肝に銘じ、法的に適性に対応する地教委とならなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 4番、大岸眞弓議員の少子化労働基準法対策についてのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の妊婦健診の負担軽減についてのご質問にお答えいたします。本年1月16日付で厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長より妊婦健康診査の公費負担の望



ましいあり方について通知がございました。通知の内容は先ほど大岸議員がご質問の中で述べられましたけれど、「第1に妊婦が受けるべき健康診査の回数について厚生労働省通知に従って受診した場合13回から14回になることから、公費負担についても14回程度行われることが望ましいこと。第2に財政厳しい折、第1に示された公費負担が困難な場合、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限5回程度の公費負担の実施が原則と考えられること。第3に公費負担の充実を図るために、国は財政措置を行うこと。」などといった内容でございました。健康づくり推進課といたしましては少子化対策のための施策といたしまして、現在公費負担で2回実施している妊婦健康診査を5回に拡充する方向で検討をしております。なお、実施時期につきましては、財政課等とも協議をしながら早期の実施を図りたいと考えております。

次に、2点目の不妊治療の負担軽減についてのご質問にお答えをいたします。現在県におきまして、特定不妊治療費助成制度を実施しております。これは平成16年度から実施されているものでございまして、保険対象外の体外受精治療と、顕微受精治療が助成対象となります。給付内容は平成18年度までは1年度当たり1回につき10万円を限度額といたしておりましたが、平成19年度からは1年度当たり2回まで、1回につき限度額が20万円に増額しております。このように県の助成制度が充実したこともあり、香美市として単独助成についての具体的な検討はいたしておりません。しかしながら、少子化対策は香美市の大きな課題でございます。少子化対策については、市全体のさまざまな分野において積極的な施策を講じていく必要があるかと存じます。ご質問いただいた不妊治療費助成制度も含めまして、香美市として取り組むべき施策について関係課や関係機関とも協議を重ねていければと考えております。

以上、どうかよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大岸議員の香美市の公契約について、私の方からご答弁申し上げます。

まず、基本的な事項でございますが、先ほど大岸議員さんのご質問のとおりでございますが、雇用契約か委託契約かの違いにつきましては、まず雇用計画の場合につきましては指揮監督下での労働、これが1点。それから報酬が労務の対象として支払われる、これが2点。この2点から判断を行いまして、2つの条件を満たした場合に使用従属関係が認められる。いわゆる雇用契約、労働契約という形になります。それから委託契約の場合につきましては、事業主としての契約で特定の業務の処理を独立して処理することになります。この場合、一般的指揮監督関係は受けないことになります。この2つの違いにつきましては、特定の仕事を依頼をするのか。これが業務委託でございます。そうでなく、市役所の指揮命令下で従事、雇用させるか。これは雇用計画。仕事についての指示も包括的な、限定的な指揮というのが、これはまあ業務委託の中ではやはり一般的な指揮命令関係じゃなくてですね、包括的な指示というのは業務委託の中でもござい

ます。ご質問の労働基準法に抵触する雇用形態や委託契約が残っているのかということでございますが、さきの3月議会におきますところの保育所の給食業務につきましては、基本的にはその契約の解除の意思が十分に伝わってなかったということが論点になっておったことでございますが、ただ、その確かに裏に隠れておるその契約の形態が雇用契約の形態であったということで、今年4月1日からは臨時職員として対応させていただいております。そのほかに今年4月から改善がされておるのが、小・中学校の用務員さん、あるいは寄宿舎の寮母の委託、これにつきましては4月1日から改善がされております。仮に「業務委託契約書」と契約書の題名がなっておったといたしましても、実態が雇用契約と何ら変わらない場合については労働法の適用がされるわけでありまして、これは雇用契約という形になります。業務委託契約では、一般的な指揮監督関係には配達、事業主として独立して仕事を処理をするということになりますので、一般的には仕事の完結を目的とする契約というふうなことでございます。なお、委託契約の中には、業務内容がある、いろいろ複雑に業務内容として絡んでおるケースがございますので、見直しをしなければならぬ内容も考えられます。あれば改善をしていきたいと、順次改善をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。
- 学校給食課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸眞弓議員の学校給食センターの運営のあり方についてということにお答えしたいと思います。

3つの学校給食センターがあるわけですが、香北学校給食センター及び物部学校給食センターについては直営方式で行っております。土佐山田学校給食センターについては昭和56年9月に開設。9つの小・中学校分、約1,615食を提供しております。平成12年4月より調理及び配送などの業務を株式会社ニッコトラストに委託しております。栄養価や栄養バランス、食材料の品質や安全性を確保するため、献立表の作成や食材料の購入については責任を持って市が行っているような状況にあります。国、昭和60年当時の文部省ですけれども、学校給食業務の運営の合理化についてという通知の中で民間委託の実施について触れられておりますが、献立の作成は設置者が直接責任を持って実施すべきものであるから委託の対象にしないということになっておりますが、その他のことについては特に触れられておりません。請負契約についてはさまざまなケースがあると思われまして、ケースバイケースでいろいろ変わってくることもあろうかと思われまして、本市の学校給食センターの運営についても、今後よりよい方向で研究していく必要があるかと考えています。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。  
(午前10時45分 休憩)  
(午前10時57分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸。2回目の質問を行います。

まず、学力テストのことですが、その中学校だけが番号方式でというふうに、委託先の関係でそうなったというふうにおっしゃったわけですが、教育長が気にかけて、教育長に気にかけていただきたいのは、委託先の都合ではなくて子どものプライバシーをどう守るかということの優先をすべきでなかったか、（優先すべきだった）のではないかと思うわけです。全国各地の教育委員会では、4月初めにそのプライバシー保護のため、子どもに氏名を記入させないでくださいと、そういうふうな要望も相次ぎまして番号方式で実施しようとする市区町村の教育委員会で相次いであらわれました。これに対して文科省が急遽「番号方式で実施することは、特別の事情がある場合だけ例外措置として認める。」というふうに言い出しました。特別の事情というのは、さっき教育長もご説明くださったんですがCRTを番号でやったことがあるところと、それから当該市町村の個人情報保護審議会等から氏名を書かせることに支障がある旨の指摘がある場合。この個人情報保護審議会等の等の中に団体とか議会の質問は入らないということで、どうしても個人情報保護審議会を開かなければならないと。ただし、これに該当する市区町村の教育委員会も全国で相次ぎますと、今度は4月10日に開催する東京での文科省の説明会に出席して、条件に該当していることを示す資料を提出するように都道府県教育委員会に伝えてきたというふうに聞いております。香美市では個人情報保護審議会を開くためには、通知等を含めまして最低でも2週間はかかるとお聞きしました。文科省が4月5日に連絡をしてきて、10日の説明会に該当する資料を出せと言っても物理的に無理な話でありまして、教育長がおっしゃったような結果となったわけです。来年は、するのであれば教育長もおっしゃったようにCRT、番号方式でやるようにしたということですので、やるのであれば子どものプライバシーを優先して、全員番号方式で実現されるように求めたいと思います。

そして、保護者への通知ですけれども、文科省から配付されましたリーフレット、これはちょっとコピーしたものですけど、ここに裏表、私も見ましたけれども、その家庭状況調査の設問のところでごく簡単に3行程度で触れられておりまして、これからはプライバシー保護上の問題があるというふうにはなかなか読み取れない。それからまた、番号を先生が採点するのではなくて、委託されたベネッセとかNTTが採点をするんだと。ところが、きのうの国会だと思いますが、わかったことでは、このベネッセとNTTがさらにパート雇用の人に委託をして、約3,000人がこの採点にかかわるそうです。そして、この採点を受けた派遣会社が、ここから派遣労働者が来て採点するわけですが、派遣会社の派遣社員の8割がグッドウィル。グッドウィルというのは、今問題になってます介護で不正をしましたコムスの親会社ですね。消えた年金で問題に

なりましたNTTデータも入っております。こうしたところのパートの派遣社員が採点をする。しかも、採点をするためのそのマニュアルが、正誤がたびたび変わるということで採点に迷うと、こういうふうなことが国会できのうの時点で明らかにされております。こういうことを知れば知るほど保護者にとったら不安に思うことばかりです。こういう情報をやはり保護者にきちっと説明しなければならない、こういうふうに思いすがいかがでしょうか。

そして、テスト結果の公表ですけれども、序列につながるような公表にならないように気をつけられるというのはよくわかりましたけれども、CRTと学力テストでは注目度が全然違います。私自身学力テストを調べたときに、CRTというテストを学校でやっていることすら知りませんでした。学力テストの結果は、学校とか教育委員会が公表しなくても、テレビがやったり週刊誌でやったりとかいうふうなことも十分に考え得ることだと思えます。本当にこの扱いについては慎重にしなければならないと思うわけですが、どうでしょうか。

教育理念の問題です。

まさに教育長のお立場で、教育長の今おっしゃったとおりであると思えますが、その教育長の理念を実現をされるということと、国の方向が同じというふうに思われるでしょうか。「私は（答弁は「我が国は」）法治国家であるので法に従わなければならない。」というふうに教育長はおっしゃったわけですが、法律内でもできることがあるのではないかと。こうした時代であるからこそ地教委独自の教育理念、学校独自の運営、教育方針を現場の先生方も含めてみんなでしっかり議論をされてですね、その足場が確立されることが今とても大切ではないでしょうか。学力テスト不参加を表明した（愛知県）犬山市のことは前回の議会でもご紹介しましたが、なぜここが学力テストの不参加を決めたのか。それは市（愛知県犬山市）がずっと積み上げてきた教育の成果の上に立った場合、学力テストが生徒にとって有害であるとの判断をくだして不参加を選んだものです。これは参加、不参加は地教委の選択に任せられておりますので、不参加という道もあるわけです。そして、6月17日の新聞で紹介をされておりましたが、神奈川県（相模原）市立川尻小学校というのでしょうか。こういう記事が載りまして、「ここでは教育法改正案とは対極の学校運営をしておる。」と。「教育3法にあるその学校教育法を変えて、校長の下に副校長、主幹教諭など置き、民間企業に似たトップダウン型の組織をつくるのではなくて、校長と教頭のもとに教員が横一斉に並ぶ鍋ぶた型の組織のまま、公務分担をみんなで手分けしてやって効率を上げている。」と。実際やりました現場では、教員の間では「効率よく濃密な話し合いができるようになり残業が減った。」「やる気のあるメンバーで構成するから活気がある。」そして、そのほかにも「教員全体で方針を決めるので、校長の異動で方針ががらりと変わるトップダウン型と違い安定した運営ができる。」こういうふうな取り組みをしておる学校があるわけですが、教育長には教育長の思いもおありと思えますけれども、ぜひその、こういう時代

であるからこそ国の言ってくることを全部取り入れてやるのではなくて、一たんみんな  
で議論をした上で積み上げたものの上に立って選択をしていく、こういった方法がとれ  
ないものかどうか、再度お伺いをするものです。

そして、少子化対策についてです。

さっき不妊治療の負担軽減についてですが、「県の方（助成制度）が充実してきたの  
でまた十分に考えていく。」というふうなご答弁だったかと思うんですけども、不妊  
治療というのは大変根気の要る治療です。そして、1回につき20万円の助成というの  
はものすごくありがたいことなんですけれども、かかる方は100万円を越してかかる  
場合があるわけですね。ぜひこういうこともご検討の上、さらに現在制度としてあるわ  
けですから、上乘せして何か不妊治療に当たりたい方が、すべての当たりたい方が不妊  
治療に取りかけられるような、そういう枠を広げて政策ができないものか。これについ  
ては、健診の回数のご含めて財政課長にもぜひお願いをしておきたいと思います。財  
政課長のご答弁は結構です。

それからもう1つ、なぜその不妊治療、それから少子化対策。もうるるおわかりかと  
思いますけれども、この広報香美6月号の、広報の末尾にいつもご冥福をお祈りします  
と、お誕生おめでとうというのが載ります。この長さを比べてみたときに、すごく深刻  
なんですね。人口が減り続けておりますし、これを見ただけでも少子化対策、本当に本  
腰を入れてやるべきではないかと、香美市にとっても思うわけですね。それもつけ加えて  
おきます。

それと、合併に関してです。

まだ1年を経たばかりですので、総括といいましてもまちづくりの経過を見ていくと  
いうふうなことであったかと思っておりますけれども、まず、この前の県の知事の説明では、  
もうこの6ブロックの合併が一番いいんだと、まあそうはおっしゃいませんでしたけれ  
ども、知事が場合によっては勧告権も使って強力的に指導するよというふうに感じまし  
た。でも、やはり今大事なことは、一たん合併を、今平成の第一陣が終わって合併の、した  
ところとしてないところがあるわけですね。その両方を見比べて次の合併を議論するの  
であれば、両方見比べた上でその結果も見てみてという足場に立つことが大事。そして  
住民間でぜひ、是非の議論をする保証をすることが一番大事なことでと思います。この  
是非の議論を市長としても保証される、そういうスタンスに立たれるかどうかお伺いを  
します。そして、知事もたびたび、あれからもまた市長と懇談をされたというふうにも  
お聞きしておりますが、この香美市まちづくり計画の中に、最後の方に新しい市におけ  
る高知県のかかわりというのがあります。この中に県の支援策として考えられるもの  
が列記をされております。そして、知事ご自身も口にされておりました、旧物部村の  
（合併）説明会でテレビの難視聴対策、地上波デジタル化対策への支援、その他もろも  
ろ挙げられておりますけれども、この支援策を知事に今のところ強めていただくように、  
市長からもやはりそうした機会には要望することがまず今大事なことでないかと思

ます。県全体の流れも見ながらというふうにおっしゃられたわけですが、さっきも言いましたように自立、2,000人ぐらいの人口でも自立したところがたくさんあります。そうしたところは、覚悟を持ってスリム化して、逆にサービスを充実させたところがたくさんあります。ここに1つ資料がありますが、この前のまちづくり振興計画の中で住民意識調査というのがありまして、香美市の市民の意識を調査したもので、行政に対して今満足かというのが5割強でした。数字が示されていたのが。ここに福島県（東白川郡）矢祭町、合併しない宣言を一番先にしたところですが、ここでは大変な行革をやりまして、まず大型公共事業を削りまして、いろいろな子育て支援策とか出張役場とか対策をとったところ、行政、政治に満足な住民が82%、全国平均が43%です。こうした自立をしたところでも頑張っているところが財政破綻にも陥らずやっているとところがあるわけですので、今、また次の合併をしようというふうに、そのいかんを考えるときに、やはりこうしたところも研究の中に入れるべきではないかと思うわけです。その辺をお伺いします。

最後に、学校給食の運営についてですが、この前資料もお持ちしまして大分学校教育課長にもお話しをさせていただいたんですけれども、やっぱり双務契約のことには直接触れられませんでした。かなり。旧香北町、旧物部村は直営方式ということで、旧土佐山田町の場合は無理があります、どう考えましても。この際根本的に見直しを、学校給食の運営の、されたらどうでしょうか。例えば調理道具とか車は双務契約、車も市のものですね、配送のね。そしたら調理道具とか車も受託業者が本当は構えないかん。市のものを使うときは双務契約を結ばないかんというふうに、法律どおりにやりますと新たに業者側の負担がふえますので、委託契約料にはね返りますね、必ず。そして、その食材ですが、もちろんこれは食材は委託の対象にすべきでないというふうにあるように、食材は市が購入して給食の質を下げない。食の安全が第一ですね。それは大事ですので、この市が購入したのもまた業者が双務契約で買い取ってとかいうふうなことを、利潤追求をしなければいけない業者は食材を別から購入しなければいけないことになったら高くつく、市の方は選ばないと思います。そうすると食の安全が二の次になる。とても矛盾をします。学校給食というのは教育の一貫でもあります。やむなく業務委託をしているわけですが、例えば中学校だけをまず自校方式にする。今、調理部などもあります。そしたら、今行程上2回に分けてつくっておりますね。遠いところは2時間以内の喫食が無理とこういう状況なわけですが、分けますと小学生向けと中学生のメニューの量とかの工夫もできます。そして、調理員さんをもうパート雇用、前みたいに全部抱える、休み中も抱えるんじゃないかと、パート雇用というふうな形にすれば、例えば今食材の点検のときに市の職員と業者の職員の方が混在して点検してますが、これも違法状態ですので、その混在状態も解消されます。そして、こういうふうなパート雇用という形にすれば、委託より安く上がるんじゃないかと思うわけです。そして、双務契約の必要もなくなるし、何よりも市の直営で子どもたちに生きた食教育、おいしい給

食が、安全な給食ができるというふうに思うわけですが、一度試算をされまして、ぜひこういったことの検討もお願いをしたいと思うものですが、これを持ちまして私の2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、学力テスト、学習状況調査についてでございます。私も何とかして小学校も番号方式にできないものかと思ひまして、臨時の教育委員会も開きました。CRTを今まで番号方式でやったということは、もう事実があるわけで覆せられませんので、個人情報保護審議会のほうへ働きかけて何かご指導いただくというようなこともできないんだろうかとも思ひまして、臨時の教育委員会も開き、本庁ともちょっと連絡も取り合いましたが、日程的とかいろんな面でできませんでした。以後、議員さんがおっしゃったように、何か高知県では高知市と土佐市が番号方式をとったわけです。それはCRTをしておったということでございました。そのことにつきましても、文科省の何か東京のほうへ出向いて説明に行かなければいけないとかいうような書類は、該当しない私のもとへも来ておりました。大変いろいろ複雑な手続きが要ったようでございます。個人情報につきましても、このことに限りません。本当に慎重に取り扱わなければならないと思ひます。そして、当日、私は鏡野中学校へ行っておりました。そこで初めて、翌日は新聞にも紹介されたわけですが、ちらっとそのテストや状況調査も目にしましたし、それから校長や教頭とも話し合いました。確かに何か言っておりました。学力テストも2段階に分かれておりました、大変AとBと言っておりましたが、どちらかは忘れましたが、大変難しいというようなことも言っておりました。それから学習状況調査につきましても、ある段階でちょっと改善もされたようにも聞きましたけれども、私も詳しいことはよう把握しておりません。今後ともに、確かに地教委が参加すべきかどうかということは決定するようになっておりますので、その辺はまた考えていきたいと思ひます。

教育理念について、その今言ったこととも関係しますが、お尋ねがありました。少し長くなりますがお尋ねいただいたので、私も先ほどいろいろ考えると言ひましたが、本当にこんな身でありながら長らくいろんな立場で教育に携わらせていただけてまいりました。その中で明治、大正、昭和の歴史の流れも子どもたちにも伝えてまいりました。そして、今も課題になっておりますように、戦後の教育の中で確かに個人を尊重し、自由、平等を軸とした教育を進めてまいった中で、規範意識が薄れ、自分やふるさと、国に誇りを持ち愛情を持つという意識は少なくなっておると私自身も思ひます。それは戦後の先ほど申しました個人尊重の教育のよい面ではなく、弊害と言えれば言い過ぎですが、ある一面がそうさせたのではないかと、学校にも長らく携わっておりましたので反省もしております。

次、学校の組織についてでございますが、確かにこのいわゆる会社や役所と違ひまし

て、学校は鍋ぶたの形式でございます。ボトムアップ形式をとっていると言えはいいですけれども、やはり最終的にはトップダウン方式で校長が責任を持って事に当たらなければならないピラミッド型も必要だと思います。職員会が決定機関ではないということはしよっちゅう私も指導はしております。そういった意識は大分なくなってきたと思いますが、学校の組織もピラミッド型、鍋ぶた型を併用しながらやっていかなければいけないと思って、校長や現場の者には言っております。

「理念が慎重な答えであった。」というお話しがございました。いろいろ答弁とかを聞いていただいてもわかると思いますが、画一慣例から自主創造でなければならないというのは、私の、何と言いますか、強く思っているところでございます、いろんな面で。昨日も教頭会でちらっと出まして言いました。護送船団方式はいけないということを行いました、自主創造でなければならないと思いますけれども、もとははいろんな法律とか、いろんな位置づけとかございますので、そういったことは外さないように、しっかりと押さえて教育に当たりたいと考えております。

最後、給食についてでございます。ちょうど私が就任をさせていただいたときから、土佐山田学校給食センターは民間委託になりました。その前の教育長のときに当時の助役や担当の者たちが夜間、十数回といいますか数十回地域に出向きまして説明を開いたというような記録もございましたし、話しも聞きました。また、私が就任させていただいた当時は、給食をよくする会という会もありまして、いろいろご心配をかけ、一緒に検討もしてまいりました。そのときにずっと言われておったことが、「食材がどうか。」ということ。「栄養面がどうか。」そして、「衛生的にはどうか。」「2時間以内に配送ができるか。」というような点が議論になっておりました。そういったことをクリアするためにも保冷車を構えるとか、いろいろ給食センターの方も整備を整えてまいりまして、今のような状態になっております。そのときは、その食材は市の職員で構えるとかいうようなことでその不安を解消するといいますか、ようなことでそのようになっておったと思いますが、ご指摘いただきましたような法律もあるということも十分研究いたしまして、今後どのようにするかということはみんな考え、また市長とも連携をとりまして、市全体として考えていく方式をとらせていただきたいと思います。

最後につけ加えますが、鏡野中学校を自校方式にするのは私の夢で、数年来からもう言っておることでございます。そんなになればすばらしいなと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 大岸眞弓議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

不妊治療につきましては、大変なご負担、ご苦勞をされていることと思っております。1回目の答弁とちょっと重複いたしますけれど、財政厳しい中ではございますけれど、少子



化対策に向けまして、市全体でさまざまな視点から積極的な施策を検討しなければならないと考えております。もちろんその中で不妊治療費助成制度も含めまして検討をさせていただければと考えております。そういった検討の中で有効な方策を講じていかなければならないと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

合併についてでございますが、さきの5月20日に行われました県からの今後の、これからの市町村のあり方、県のあり方という形の中での説明会、多くの議員の皆様方がご参加をいただきましたので詳しくお話しを聞いたと思っておりますのでこれについては余りご紹介しませんでした。その前に少し半時間だけ知事と3首長で話し合いをしました。そうした話しの中では、特に今回の、次回の合併についての1つの試金石と言ったらおかしいですけど、なるのがやはり中山間地域の、今回の合併によってどういうふうな形になっていくのかというのが次の合併へ向けての1つの大きな試金石と言いましょうか、そうした形になるということ。私どももそうした話しもさせていただきましたが、高知県の80%の中山間地域がございますので、そうした中でどういうふうな状況に変化していったのかということが大きな課題になるという意味では、香美市を含め四万十町、今回合併しました、そうした町の、市の、市町村の結果というものが大きな参考になるというふうな思いがあったと思います。同時に、今回のこの合併、次の合併につきまして、やはり少子高齢化であるとか、あるいはまた今回合併ができていない小規模な、まだ町村が多いということ。また同時に財政の問題も大変厳しくなっております。特に県の財政においても、今後町村が事業をするにしてもなかなか県の応援が追いつかないというふうな状況にあるので、やはり、次の合併へ向けて慎重に取り組んでいただきたいということが大きなことであったと思います。

そうした中で、特に次の合併に対する大きな考えの1つの点としては、やはり、今日、今回の合併では合併した後のチェック機能として地域審議会を設置をしているわけですが、次の新しい合併へ向けては、やはりそうしたことと同時に自治区というものを設定をするということが大きな形になってきておるといふふうに思っています。といいますのも、やはり中山間地域を初め、さまざまな環境の違うところが6つという大きな構想でございますので、そうした中で状況の違う部分が大きく出てくるであろうということの中で、そうした自治区というものを、旧町村単位で自治区というものをつくって、そこで旧町村の自治が確立できるようなやり方を進めるということでもあります。きのうの質問の中でも、山崎議員、そして坂本議員さんからも物部町の特殊性というものもご紹介があり、それになかなか現在の段階で十分な対応ができないという歯がゆい面が私自身もあるわけで、申しわけないという思いがいっぱいあるわけですが、そうした特殊な部分、厳しい環境がある部分については、この自治区の中で、いわゆる自治体内の中での自治体内分権という仕組み、これを打ち出しております。その自治体内、旧自治体の、

自治区の中で一定の予算を持って、そしてその中でその自治区の事業を進めていくという、これが自治体内分権ということですが、そうしたことを次回の合併には重点的に置いていくというふうな話があったわけです。そうしたことを含め、何はともあれ、今回の合併というものをやはりどうとらえていくのかということでもありますので、今、進行しておりますまちづくりを含めて十分に検証しながら考えていかなければならないことであろうというふうに考えております。先ほどありましたデジタル（放送）の問題につきましても、先般の県の市長会の中でも香美市として提出をしまして、全国の市長会まで上がってっております。これは私どものこのまちだけではなく、今回のデジタル化へ向けての課題ではございますので、各地域からも同じような課題として取り上げられておりますのでそうしたことを積極的に今後も発信をしながら進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いをしたいうふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） それぞれに丁寧なご答弁をありがとうございました。

まず、教育理念の問題につきましてもですが、大変教育長に対しましておこがましいことを申しました。ですが、その教育長ご自身がこれまでのことを振り返られて、今の学校というか教育がどうなっているかというところで、「個人の尊重が余りに過ぎて規範意識が崩れた。」とこういうふうにおっしゃったんですけれども、私は、そういうふうに思われるのは、日本の社会全体のその民主主義というか、きちっとしたヨーロッパのような個人主義が確立されてない、まだ未成熟なんだと思います。きちっとした教育がされておれば規範意識がないというふうなことはありません。今、子どもたちにこういうふうに規範、規範というわけですが、今の政府のやっていることには規範があるとは私は到底思えません。国がそういう状態で子どもたちに規範、規範と言うこと自体が私としても嫌なんですけれども、旧教育基本法の戦後理念がきちんと生かされて、子どもたちが健全に成長できる環境で教育を受け、成長しておれば、規範意識が崩れということとはなかったというふうに思います。これは実践上の問題ではないかと、現場の、そういうふうに思うわけです。ご答弁は結構です。

合併のことですけれども、ずっと初めから違っておるのは、次の合併をどうかということではなくて、合併か自立かという、その両方の選択肢があるというところがスタート点でないといかんとします。合併できないところもあるからというふうにおっしゃったんですけれども、合併を民意に沿って、ここは、（合併を）してないところは選ばなかったんです。自立を選んだんです。そして、合併という問題は、まちの形を大きく変える問題ですので、将来の市民に対して私たちも大変な責任を負っているわけです。慎重に検討をする問題であると思いますし、財政問題というのは国が地方軽視のですね、こういう兵糧攻めをやめることがまず一番の解決策ではなかろうかと思います。その合併の話のスタートラインがどういう合併をするかでないということも確認を、合併か自立かどちらかの両方あわせて議論すべきということを再度お伺いしまして、私のすべ

ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

合併できていないというふうな表現と言いますが、これは県の見解でございますので、県の見解を紹介をしたことでございますのでご了解をいただきたいと思っております。自立、それぞれ合併、自立、その課題はあろうと思っております。考えてみますと、この香美市も合併を選択するのか、自立をするのかということで随分議会でもまた議論があったところでもありますし、そうしたことを踏まえて結論として合併を選んだ、選択をしたということが事実でありますので、そうしたプロセス、過程というものは大変大事にせないかと理解はいたしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に多重債務の問題についてお伺いをします。

昨年12月に貸金業法が改正され、2009年を目途に出資法の上限金利を現在の29.2%から利息制限法の上限と同水準の20%に下げる、いわゆるグレーゾーン金利が廃止されることになりました。同時に改正法では、附帯決議として自治体にも多重債務者に対する支援体制を整備することが求められています。全国信用情報センター連合会の調査によりますと、消費者金融利用者は少なくとも全国に約1,400万人おり、そのうち5件以上から借りている多重債務者は、全国に230万人いると推定されています。1人当たり借金は約230万円となっているようであり、多重債務者230万人のうち、法的整理にたどり着いた人は約20%に過ぎず、残り80%に当たる200万人がいまだ解決の方法等を見つけられず、家族崩壊、自殺、犯罪危機の渦の中でもがいています。改正貸金業規制法は、金利の引き下げ、借り手の年収の3分の1を超える貸し付けの現存禁止、強引な取り立てへの規制強化等を盛り込んでいますが、それで直ちに多重債務者問題が解決するだけではありません。多重債務に陥った人の多くは、みずからの問題を抱え込み、さらに泥沼化していると見られます。このため、有識者会議の提言は債務の整理や生活再建に向けた相談ができる体制の強化を柱に据えています。全国の先進地と言われる自治体の取り組みの中で、なぜ行政が多重債務者の救済に関与するのか、次の4点についてその意義とメリットが明らかになっています。

まず1つ目として、困窮した市民に支援の手を差し伸べるのは自治体として当然の価値ある仕事であること。2つ目に、本来市内で消費されるべき莫大な資金が高金利の貸金業者に支払われていることは、市全体の損失、健全な消費生活を確保し、地域の窮乏化を防止する大きなメリットがある。3つ目として、多重債務の借金整理と生活再建は、自殺や犯罪を防ぎ、安定した市民生活を守る課題であること。4つ目として、市民を困難から解放し、借金返済、偏重から納税市民、消費市民に変えることによって、生活の

安全、安心が図られると指摘をされています。多重債務者の中には、国民健康保険料を初めとする各種税金や公営住宅の家賃、保育料、給食費等の滞納も含まれています。そればかりではなく、年金の未納、免除、就学援助、児童手当、生活保護費の増加につながり、自治体や国の財政にも大きな悪影響を及ぼしています。多重債務者の救済を図ることでこれらを緩和することができ、債務整理によって滞納を減少させることができるわけでありです。

多重債務者の解決に向けた取り組みでは、全国でも注目されている滋賀県野洲市では、相談窓口だけでなく、例えば都市計画課の職員が家賃の滞納のある人に回収に行って、その人に借金があることがわかったら相談窓口につながる。生活保護の申請に来た人が借金を抱えていることがわかれば担当窓口につながるというように、相談窓口と関係各課とが密に連携して多重債務者の相談に乗れるシステムになっているそうです。そればかりでなく、弁護士や司法書士会はもちろんのこと、多重債務者被害者の会、警察や病院、福祉施設、民生委員など市民に接することのある組織と連携して多重債務者を行政の窓口から専門の相談機関に確実に誘導できる体制が整っています。「多重債務者のほとんどの人が家賃や税金を滞納してでも借金の方を優先して返納しています。自治体が多重債務相談に取り組むことは、回収できなかった税金等が、債務整理することによってサラ金に流れていたお金を回収することができ、相談者にとっても市に相談して借金の整理ができれば世話になったという気持ちを持ってくれ、約束どおり自発的に払ってくれるようになります。市にも、市民にもどちらにも得になる。これこそが市役所が多重債務相談に取り組む最大のメリットだ。」と職員は述べています。

そこでお尋ねをします。本市における支援体制、相談窓口設置に対する取り組みの状況、見通しについて伺うものです。

この問題に取り組むに当たっては、職員の多重債務に対する認識が重要であります。そのためには職員が多重債務整理の知識を身につけるための研修体制を整備し、多重債務を個人の責任と見ず、社会的、経済的環境の悪化により発生した被害者であるという認識を職員共通のものとしなければなりません。この問題をどのように受けとめているのか。また、職員の研修、学習会等が必要となるが見解を伺います。

国民生活センターが弁護士事務所等への相談者に対して行った多重債務問題、現状と対応に関する調査研究では、利息制限法の金利の制限について知らなかったと答えた人が90.3%。また、金利に対する意識では複数回答で貸し付けの金利はわかっていたが返せると思った、51.5%。貸し付けの金利はよくわからなかった、32.1%。貸し付けの金利に関心がなかった、21.5%であり、金融知識の乏しさが多重債務を生む原因にもなっていると考えられるわけでありです。

そこで、小学5・6年、中学生の段階から金銭の計画的な使い方、身近な消費や経済活動など金融問題について、お金の問題についての教育が必要であると思いますが、対応を伺うものであります。

市民に多重債務について周知することは非常に重要となります。先進地では広報で3ページにわたって多重債務についての特集を組み、多重債務の解説や解決方法、相談先について記載しています。本市での広報活動の見通し、ホームページや広報香美等で広く市民に周知すべきではないか、対応を伺うものであります。

2点目は、環境保全対策についてお伺いします。

これは前議会でも問題にしましたけれども、品目横断との関係で非常に農業者に厳しい施策が今後とられるという「ムチの政策」に対して、環境保全対策は、言葉は悪いですが「アメの政策」という形として理解することができるわけですが、県下ではこれが非常に進んでいないと。この香美市でも、農政課長の答弁があろうと思えますけれども、本当に私たちも驚くほどしかこれが進んでいないということで、もう1回内容をはっきりさし、どこに問題点があるのかをご答弁をお願いするものであります。

農地・水・環境保全向上対策については、3月議会での質問に対して、「国や県の方針ははっきりしないので、決まり次第周知して取り組みたい。」との答弁でありました。この取り組みは、全県的に見ても進んでいないのが実情のようです。進まない主な原因はどこにあるのか。対象となる方々への周知は十分なのかも含めて質問をします。この件については、本市は平成18年度にモデル事業として（土佐山田町）佐野地区であったと思えますけれども事業を進めてきた経験もあります。この事業は品目横断対策の担い手を限定するのに対し、農地や農業用水などを社会共通の資本として集落ぐるみで保全する活動を援助し、農地の荒廃や環境の破壊を防ぐものとしています。集落で協定を結ぶことを条件として10アール当たり水田で4,400円、畑で2,800円、草地とか草地で400円を支援するものです。国が半分出して、残りを県と自治体が25%を負担することになっておるわけです。中身は現行の助成制度ある中山間地域直接支払いとも重複して受けられる制度であり、米生産調整の実施を条件にしないことになっています。問題点は、生産活動を保障せずに農地と用水だけを保全することには、非常に非現実的な面がありますが、苦境を少しでもやわらげようと希望をする集落が少なくないと全国的には報道されています。日本農業新聞、'06年11月21日付けがまとめた対応状況によると、集落からの要望が計画を上回っている自治体が多くなっていると報道されています。ところが県と市町村が財政難を理由に交付金単価、今申し上げました田んぼで4,400円とか、畑で2,800円、その他を引き下げるといいます。中山間地直接支払いとの重複は認めない。また生産調整を実施していることを条件とする等々、適用条件を厳しくする動きも全国的に目立っているということです。政府はこれらの動きに対して、「中山間地域直接支払いとは趣旨が違う。ルールに外れたものがあれば好ましくない。」と言って、こういう条件を厳しくすることに対しては一定の規制の意見を持っているわけですが、しかし、財政措置の半分を県と市町村に押し付けたままでは、地方の財政状況から見ても十分とは言えません。品目横断対策の二本柱

の1つという位置づけにはほど遠いのが実態です。ちょっとすいません。

そこでお尋ねをします。本市は平成18年度のモデル事業ということで行って、いろんな課題が見えてきたという答弁を伺っておりますけれども、そういうことを踏まえての平成19年度の実施状況をお尋ねをします。これは、財政的には国が50%、県が25%、市が25%ということで、田んぼについては1,100円の負担が市の方にあるわけがございますけれども、隣の南国市では2,000万円を予算化しているということを知っておりますけれども、香美市での財政的な裏づけとしてはどのような位置づけをしたのかをお伺いするものであります。

それから、先ほど詳しく述べましたが、適用条件ということについては、本市はどのような対応をしているのかをお伺いします。

それから、僕はこの問題を本当に土佐山田町民というか、香美市の農業者が実際この問題、こんなことがあるということを知っているかどうかということが非常に疑問視されるわけなんです。私たちが非常にこの問題は、言うたら不勉強と言われるかもしれませんが、そういうことがあるのかよというような形でしか理解をえいしなかった面もあるんですが、この香美市の広報とかそういうもので本当にこの対象者、特にその環境を守るということになれば、地域の自治会組織とか婦人会とかそういうものとの協定なんかも結ばなければいけないが、そういうものへの周知徹底はどのような形で行われたのかをお伺いするものであります。

続きまして消防の関係でお尋ねをします。

本年2月21日午前1時過ぎに（土佐山田町）百石町2丁目で発生した住宅火災に関しては、さきの3月議会でも幾つかの疑問点についてお伺いしましたが、その後、私どもの事務所に地域の住民から新たな情報と相談が寄せられましたので、その情報と声をもとに再度質問いたします。なお、住民からお聞きした情報の中には個人を名指した内容のものもありますので、これらの個人情報にかかわる部分については伏せさせていただきます。本日の質問は住民からの情報の事実関係を確認した上で、今後の問題解決の一助とするためにお伺いするものであります。私どもに寄せられました住民からの情報、相談の内容は多岐にわたっております。例えば「通報してしばらくの時間がたってから本署の隊員が来て消火活動に当たっていたが、その服装は紺系統で肩の部分が色違いの通常着用している制服であった。」といます。「耐火服もヘルメットも着用しないまま消火活動に従事していた。」とのことでした。また、「消防車を道路の真ん中に駐車し、後から来た分団の車が火元に近寄ることができなかった。」ということなども聞きました。その他にも、署員が発した言動なども含めて数々のことを聞いておりますが、きょうは中でも特に疑問な点についてお尋ねします。

まず、消火用水についてお尋ねをいたします。3月議会では「水の確保は十分であった。」と聞いておりましたが、地域住民からはそれを否定するような情報が寄せられました。その情報によりますと、「消火栓と消防の給水ホースとの接続不良からか、

その接続部分から水が長時間にわたりあふれ出し、付近一帯の道路が冠水する大変な状況だった。」ということでした。後日、住民が消防署に事態の説明を求めると、「あれは砂抜きをしていたのだ。」との返事が返ってきたそうです。

まずここで1つ目の疑問ですが、消防は消火活動の真っ最中に消火栓の砂抜き作業を行っているのでしょうか。このような作業は日ごろからの管理業務の中で行われるべきことではないのでしょうか。このことに対する消防長としての見解をお伺いしますとともに事実関係の説明を求めるものであります。

そしてもう1つの疑問は、消防車からの水漏れについてです。ポンプ等の操作ミスが原因かどうかはつきりしませんが、消防車本体の接続部分からも水があふれていたそうです。そのため、消火ホースからは全く取水しない状態だったそうです。この件について住民から消防署に説明を求めたところ、「オーバーフローのため」との返事だったようです。本来オーバーフローの意味は、余分な水があふれることだと理解していますが、消防車の場合のオーバーフローとは許容量を超えた水圧がポンプに過大な負荷をかけないように自動コントロールされるシステムだと聞き及んでいます。しかし、このときには消火用のホースからは水が全く出ていなかったのですから、オーバーフロー機能が作動したとは考えにくく、住民が言っているように単純な接続ミスの可能性も考えられる状況であります。このことに関する消防長の見解と事実関係の説明を求めます。また、もしそのようなことが事実であるならば、原因の究明を行っているのかどうかということもあわせてお答えを願います。

もう1点は消火栓の位置の把握についてですが、住民の話によりますと、「この日、消防署員はすぐ近くにある消火栓に気づけなかった。」と言います。私はまさかと自分の耳を疑いましたが、消防署に私がクレームの電話をしたという方の声を聞き、事実が裏づけられたような気がしました。このように消防署員が消火栓の位置を把握していないなどということが現実であり得るのでしょうか。通常認識では当然考えられないことですが、そのことの実事関係と認識をお聞かせください。

1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時昼食のため1時まで休憩をいたします。

（午前 11時54分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 片岡守春議員の多重債務問題についてお答えいたします。

まず1点目の支援体制及び相談窓口設置に対する認識と取り組み状況についてでございます。昨今の多重債務問題の深刻化を受け、昨年12月に貸金業の規制等に関する法

律等の一部改正法が成立し、過剰貸し付けの抑制や金利体系の適正化を図るなどの改正が行われたところでございます。そして、政府に多重債務者対策本部が設置され、地方公共団体の役割も検討が進められているところで、国、県からは本年2月に多重債務問題に係る地方自治体における取り組みについてのアンケート調査がございましたが、説明会等はまだ行われていない状況です。香美市におきましては、現在のところ多重債務問題を扱う専任者を置いて対応する常設相談窓口とはなっておりませんが、金融庁が本年6月に作成しました多重債務相談マニュアル案に従って商工観光課で取り組むこととしております。相談者にとってより身近な市町村で迅速に気軽に相談していただく必要性もございます。話を聞き頼りになること、安心して話していただくことが大事であると認識しております。また、各課と連携する必要もあると考えております。まだ相談事例はございませんが、相談カードなどで状況把握、整理をしまして、その後に法律専門家に引き継ぐこととなります。

次に2点目の研修、学習会等が必要であるとの見解でございますが、支所の担当者を含む課員全員が高知県立消費生活センター主催の研修や多重債務を専門とされている弁護士や司法書士による研修会にも参加し学習をしております。また、本年度の事業としまして、年末を控えた11月下旬から12月上旬の間で一般住民対象向けの多重債務に対する講演会を予定しております。この事業は金融庁の助成を受けて実施するもので、多重債務専門の弁護士により講師をお願いをしまして、広く住民への啓発も含めお話しをしていただく予定でございます。また、行政職員の研修の位置づけも予定しております。

最後に4点目、広報香美や市のホームページを活用し広く市民に周知するべきではないかのご質問でございますが、香美市のホームページの暮らしの情報欄に「お金を借り方へ」と題しまして情報を載せております。また、高知県発行のパンフレット、ヤミ金融にご用心や暮らしネットで多重債務を取り扱っており、婦人会等の総会での配付や集客の多い場所に置かせていただいております。今後、片岡議員のご提案いただきましたように、なお一層広報香美やホームページでもより広く住民へ周知を図っていきたくと存じます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 片岡守春議員さんの小・中学校に対する金融問題の教育についてお答えさせていただきます。

昨年度、命の問題が大きく検証されました。命の大切さが浮き彫りにされた1年でありました。金銭を大事にすることは、物を大事にすること。物を大事にするということは、人を大事にすること。究極的には人権を尊重する人権教育につながるものだと考えております。ご質問くださいました問題に対しましては、2つの教育の方法がございます。1つは日本銀行が主体となっております金銭教育という指定研究がございます。環



境教育と体験活動に一定の成果を上げました香長小学校がどうだろうと思ひまして声をかけました。この金銭教育は、保護者と一体となって金銭に対する取り組みを研究していくものでございます。残念ながら指定からは外れましたけれども、学校が独自に取り組もうと校内に生活部を設けて研究を始めています。この学校が先進地的取り組みになれば市全体へ広げられると思ひ、指導していくつもりでございます。

もう1つは、南国税務署と県税事務所のかかわりで租税教育という制度がございます。これは平成5年度からありまして、各学校で納税についての学習をしております。大体小学校6年生と中学校3年生が対象となっております。ご質問もいただきましたので平成17年度、平成18年度の取り組み状況を調査いたしましたところ、小学校で2校、中学校で3校、2学年とも取り組んでいないという学校もございましたので、指導をしていきたいと考えております。お金の使い方、労働の大切さについては、あらゆる機会に学習する必要があるかと考えております。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 片岡守春議員の農地・水・環境保全向上対策についてお答えをさせていただきます。

農地や農業用水などの資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える社会共通資本で、特に農地や周辺水路、道路などの多くは地域の共同活動により保管理がなされ、近年の集落機能、また地域共同活動の変化もあり、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に大きな支障であります。そのような状況下で当事業のモデル事業検証中に事業スタートされました。実施状況は、予定の活動組織は現時点で2地区であります。1地区はモデル事業実施地区でありました（土佐山田町）佐野地区、面積44.2ヘクタール、参加者105名です。新規地区は面積20.8ヘクタール、参加者50名です。平成18年度モデル地区においてまず課題となったのは煩雑な事務手続き、国もでき得る限り事務作業の簡素化を図り取り組みやすい環境を整備されました。

次に、活動母体の組織づくりであります。まず組織リーダーを決めなければなりません。組織役員でそれぞれの重要な役割を担うこととなり、人選にも時間を要し、この事業の課題がいかに関地域の足並みを先導するかが重要であり、幾つかの集落への説明会や電話相談、窓口対応の中で感じております。これからの課題としては、確実な情報、広報、また今現在整備してありますホームページ、この部分では準備をしております。また、説明要請等ありましたら夜でも出ていくようにはしております。

2点目の本市の場合の財政的裏づけについてでございますが、市の25%負担については、ちょうどそのモデル事業実施のときに、平成18年の中旬以降やっと思ひますけど、香美市全体で取り組んだ場合のシミュレーションをしました。当時、財政当局を含む執行部との対応を協議しまして、新規地区については補正提案をし、財源確保を進めていくということで協議をしております。また、その後です。非常に不確定な部分で総務省よりこの事業に対する地方負担を軽減する地方交付税措置を講ずることが決定さ

れました。この事業へ支援できる体制は、この交付税措置により体制が整ったと思っております。また、提案時にはご理解いただきたいと思っております。

もう1点ご指摘の適用条件を厳しくする動きという点ですが、質問の中では直接支払制度等の重複する部分のことと思っております。高知県の方針は、「直接支払制度と重複する地域については、1つには環境農業、減農薬、環境を重視する目的が入ってないと対象としない。」という見解をしております。まだこの部分もしばらくの間、不確定要素でございました。市も県と同様の方向で進めたいと考えております。現在市として、まだ佐野地区については香美市の検証中の部分もございます。事業効果を把握するためにも効果を見てまいるつもりです。また、活動組織に対して適用条件がこれ以上厳しくなることがこの事業のプラスにならないことは、国の方も実験事業で承知していると思っておりますので、そのようなことがあれば地域とともに改善を求めていきたいと思っております。

対象者への周知、十分になされたかということでございますが、国制度の動向、今までの高知県の動向、また支援の負担割合など幾つかの未確定な部分の状況の中で推進事業の説明をした場合、地域も混乱を招くというおそれも考慮しまして、まずは広報紙にて掲載をして、問い合わせや集落の説明要請に対応する体制でスタートしています。これからも確実な情報を収集して、混乱を招かないように努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 11番、片岡議員さんの消防活動についてのご質問につきましてお答えを申し上げたいと思っております。

この件につきましては、先ほども出ておりましたように3月議会で詳しくお答えをいたしました。私の説明が不十分であったのか、ご理解いただけなかったようでございますので、同じ答えになろうかと思っておりますがお答えを申し上げます。

まず、3月には「消火に当たり水の確保は十分であったか。」とのご質問に対しましては、再度かいつまんで申し上げますと、「水利統制をかけ消火栓、そして防火水槽、またプールなどから給水するよう水利の分散措置を講じたことにより著しく水量が不足し、消火活動に支障を来すという事態には至らず、十分ではなかったかもしれないが不足はしなかった。」というふうにお答えをさせていただきました。そこで今回のご質問につきまして順を追ってお答え申し上げますと、まず消火栓へのホースの接続部分から水が長時間にわたりあふれ出し、一帯の道路が冠水する状況だったということでございますが、ホースの接続部分からは水が漏れた、あふれたとかいうことではございません。火災のときに消防車両が消火に当たりましたが、当たった消防車両は1.8トンの水を積載しております水槽付きの車両でございまして、現着後直ちに現地火災現場の前の消火栓に部署した。そして放水と給水をしながら放水をするわけでございますが、この水の調整等ございますので、過不足が生じたときにオーバーフローが生じるということで、

放水を若干絞るとかそういう状況のときに給水が上回りますので、そのときにオーバーフローするというそういう現象は起こりますが、当日の消火活動時も一時的にそういう現象はあったという報告は受けております。しかし、それは消火活動に何ら影響があるようなことではなく、ましてや長時間にわたってそういうことがあったということではございません。また、消防車両、いわゆるポンプ自動車は、放水時にエンジンをずっとかけておりますので、エンジンを冷却するため給水した水の一部が冷却水としてエンジンを冷却して、そしてそれが車両の下、下部に排出されるという仕組みとなっておりますので、この冷却水の排出される水とオーバーフローを見てそういうふうにしたのではないかというふうに推測ですが、そういうふうに思います。

また、それが長時間にわたりあふれ出し道路が冠水する状況だったということでございますが、先ほど申し上げましたように消火栓への接続部分から水が長時間にわたりあふれ出すということで道路が冠水する状況だということでございましょうが、道路が冠水とまではいかないまでも、火災現場の地形的な状況からいたしますと、消火活動によって使用された、いわゆる放水された水です。それが道路にあふれ、流れ出てきたのを見てそのように感じたのではないかと、これも推測です。当日の火災現場での消火につきましては、これも3月議会で申し上げましたが、最盛期には19口の放水を行っております。通常火災で消火する場合、ホース1本から1分間に約0.5ないし0.6トンの水が出ております。つまり、今回の火災の最盛期には少なくとも1分間に5トンの水が放水されておりますので、その水が南側の道路にあふれ出すというのは当然でありましょうし、一時的に道路が冠水状態になるということも考えられます。また、その流れ出た水を水利としてそれを利用した放水も実際行っております。そして、またポンプの操作ミスからか消防車の接続部分からも水があふれ、つないだ消火ホースから全く水が出ていない状態であったということでございますが、このようなことも全くございませんし、いつどこで何を見てそのように言っているのかちょっと理解はできません。つないだ消火ホースから水が出ていないというのをたまたま見たのであれば、多分それは後着、後から来た消防団は、火災現場と水利の距離が後に来るに従って遠くなりますので、ホースの準備をして、筒先の準備をし、そして放水開始の合図をする間にそれを見た場合にですね、水が出てないホースを持ちゅうということにはなろうかと思いませんけど、それもわずか数分のことやと思えますけど、そういうことでございます。

次に2点目でございますが、すぐ近くにある消火栓に署員が気づかなかったことから消防署に住民がクレームの電話をしたということでございます。署員が消火栓の位置を把握をしていないというのは通常考えられないということでございますが、そういうことはございません。このことも3月議会でも申し上げましたが、消火栓につきましては消防本部が管理をしておりますので、定期的に、土佐山田町内ですと580カ所を地図にプロットしておりますして、職員が定期的に巡回と点検を行っております。このため職員が場所を知らないというのはということとはございません。どう考えましても。消防署

員が火災現場直近の市道の消火栓に当初より部署しておりますので、他の消火栓云々というのは何かの勘違いではないかというふうに考えられます。また、仮に後着の消防団の団員の方でありましても、やはりすぐ近くで消防署がポンプ車を置いて消火栓に部署して消火活動のため放水をしているのを見ればですね、当然消火栓から、近くの消火栓から接続して消火活動に当たるといのは水量が低下して、いわゆるその消火活動に支障を来すということは当然予想されますので、他の水利を求めるといのが一般的な定石でございますので、ご近所の方が「近くに、ここに消火栓が。」と言われても、それを利用することはまずないということでございます。3月で申し上げましたが、火災現場を包囲した後、状況判断によりまして水利統制をかけ、非常に水量を必要とするという判断をもって消火栓、また防火水槽2カ所、そして中学校のプールというふうに水利の分散措置をすることによって支障なく消火活動ができたというふうに考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をさせていただきます。

多重債務の件でございますけれども、香美市の中では香美民主商工会という中小企業の営業と暮らしを守って頑張っている組織があります。その中におおぞら道場というものを立ち上げまして、この多重債務の被害者を救援して市民生活を確立していくということで、同僚の山崎龍太郎議員、また私もささやかではありますけれども力添えをさせてもらっておるわけでございますけれども、何と言いましても、やはり行政と違いまして宣伝の力、掘り起こしの力というものは非常に規模がちっちゃいわけです。私たちは、毎週月曜日に（土佐山田町）宝町において多重債務の救援ということで行っているわけでございますけれども、このおおぞら道場の特徴は、自分が多重債務になって問題を解決した場合は、今度は援助者に回るといということで、無料で夜遅くまで被害者につき合っ解決方法をお互いのノウハウを出し合っ助け合っっていくといということで、非常に緊密な援助がなされておるわけでございます。香美市におきましてもこの対応が初めてといことなので、いろいろと問題点はあるかと思ひます。ましてや商工観光課がこれに対応しているといことについてはよね、そこを本当に窓口として対応していけるのかどうか。簡単に言えば一番収納管理課のほうがよね、この内容から言ってもよね、ノウハウも一番持ち合わせているんじゃないかというように私は思っわけでございますけれども、そのあたりについては検討する余地があるのではないか。

まず1つには、相談窓口として多重債務のこの被害者の会から見た場合、相談窓口としてよね多重債務者の実態はどんなものであるかといことから話しをさせていただきますと、どこに相談窓口があるのかがわからない、多重債務者は。すぐに相談してもらえるのかどうか。信頼できるところなのかどうか。費用はどのくらいかかるのか。どんな債務整理があるのか。もう多重債務者としては生きていくのはとてもつらいといような内容を持ち合わせておるわけでございます。じゃあ、その多重債務者を救済するのに

行政はどんな力を持っているかということについてはよね、全市民に向けての宣伝手段を持っている。信頼性が確保できる。ここに行政の持つ大きなウエートというか、力があるわけでございます。既にある相談窓口、括弧して「消費生活センター」市民相談などと市民との接点があるさまざまな窓口のネットワークを構築することで、被害の掘り起しが容易になる。専門家と連携することによって、市の相談窓口でも個々の債務整理について援助が可能になる。また、生活建て直しの場合としては、この行政というものは生活保護、医療、住宅、低利融資制度など生きていくために必要なサービスはそろっているので、緊急事態にも対応できると。敏速な対応ができると。民間自助グループ、被害者の会と協力していくことで生活や人間性の回復を図ることができる。民間の被害者グループへの会場の提供や援助が行政としてできるのではないかと。多重債務者への支援をしている官・民の団体のネットワークづくりが容易に行政としてできるのではないかと。それから、被害をなくす活動としては、学校などでの消費者教育の推進、専門家の講師派遣、広報紙などを利用しての情報の提供、ヤミ金対策、銀行口座や電話の差し止め、看板広告の撤去等警察とも連携して速やかにできるシステムづくりが行政としては可能であること。相談状況などの分析。情報公開をすることで多重債務者の実態を把握し、国などに対策を提言していく緊急小口融資制度の充実もやろうと思えば、行政としてできるのではないかとということでございます。

まず、この立ち上げていくには、やはりノウハウを知ってる職員研修ということについてももう商工観光課としてやってるといことは言われましたので、私はそのことも大変大事だとは思いますが、今、香美市では住宅新築資金等の対応ということで司法書士さんを雇っておりますけれども、この雇っている司法書士さんはサラ金業界からも一目置かれている方も参加をしております。私たちがその人の助言も受けてのあおぞら道場での活動もしておるわけでございますけれども、ぜひともそういう人も含めて研修の講師にお招きをしてやっていったらどうかと。また、あおぞら道場としましても、行政がそういう姿勢で臨む場合については、実際問題として被害者を前にしてどのようなことがなされているかについての研修には、ぜひとも参加していただければ持っているノウハウはすべて提供していくということでございますので、官・民の協力体制で今後どのようにやっていこうとしているのかについての決意をひとつご披露申し述べていただきとうございます。

続いて、環境保全の関係でございますけれども、私の暮らしている（土佐山田町）南組というところには田役組合というものがあるわけなんです。そういうところとよね、この自治会とが協定を結べばこういうことについて、この農地・水・環境の関係ではよね、1つの団体と認めてもらえるのかどうか、具体的にお答えを願いたいと思います。というのは、南国市の場合、お話を聞きますと、南国市の場合はそのことをお百姓さんが知らなかったけれども、ある人が初寄の中でね、こういう施策が今度しかれるということで初寄で説明を受けて、そこからその地域の対象者がよね、それを受けようという

ことで話しができた。それまでは役場（市役所）のほうからも何も説明なかったけど、ある1人の人のそういう施策があるぜよという話から出発したということを知りたかったです。私は本庁でのこの問題に対しては、いろいろ政府の方針というのが確定もしてないとは言いながらもよね、春行われた行政連絡会などでもよ、こういう問題は、こういう施策はあるんだということ、やはり僕は部落長なり町内会長（自治会長）なりが参加しちゅう中ではよね、やっぱり発表して多くの人にこれに対する、そのまあ言うたら理解言いますか、こういうこともやっぱり今後考えていくべきではないかと思いますが、その点1つご答弁をお願いします。

消防については、私は深く問題を追及する気持ちはございません。随分努力をさせていただいているということは十分理解をしております。ただ、この問題については、やはり地域住民の方、特にあそこの地域の人から見たら、やはり問題を残したという点については、率直に消防署も検討していく必要があるのではないかとこのように思います。なぜかといえば、やっぱり類焼をこの近くでよね、とめることができなかったという1つの課題は僕は重たいものがあるのではないかとこのように思うわけです。これは答弁は要りませんが、今後の消防活動の1つの基本として考えていただければ幸いです。

以上で2問目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

多重債務問題でございますが、香美市民商工会の皆様にはあおぞら道場で救援していただいておりますことに大変感謝申し上げます。あおぞら道場の方に講師としてもお願いすることもございますし、また、私ども職員が研修にまいりたいとも考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。また、官・民協力し合って、今後この問題について携わっていきたく思います。

また、商工観光課が消費者相談を扱っているため現在相談窓口となっておりますが、国の動向を見ましてどこに相談窓口を置くべきなのか、庁内で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 片岡議員の2回目のご質問の中で、集落を例に出されてお問いを掛けられましたが、基本的には農家だけの活動ではございません。地域住民、そしてまたPTAあり、JAあり、それからその地域の住民ですので、その地区にこだわっていません。NPO団体に入ってくださいことも結構です。これについてはですね、社会的な自然の中の財産やという位置づけの中で地域活動をしていただくと。個人にお金が入るわけではございません。地域共同活動に対しての支援でございます。カウントについては反当、農地、水田であれば4,400円、この部分についてはですね地

域の共同活動のもとに使えるということでございます。集落の地域の自治会長さんに直接話しをしますと、やっぱり自治会長さんにある程度の責任というか、足かせというか、いう部分が出てきます。今の状態では地域でそういう動きが出てきたときに対応していきたいと、そういう思いです。

もう1点、広報的な、地域へ入っての活動については、やはり今までもまず主だった土地改良区の方の方へは周知をされております。やはり農家の方が思うことでいくと、農家方だけに負担がかかる部分もありますので、やはり地域で話されるという場の中で、だれかの声が上がってくる。もしくはこういう中心になろうという方がおる地域については、早く活動できるような体制にできるかと思えます。今、香美市が地区単位で入ると、いろんな誤解を招く部分も多々あります。これについては、まだ決まってない部分、幾つかの課題がありましたのでお知らせをできる場がなかった。これからは広報等、今の情報で確定した部分はある程度流していけると、こんなに思っています。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 答弁が要らんということでしたけど、一言。

ご理解いただけてありがとうございます。確かに今現在のところ、ご存じのように香美市消防本部は、全国でも職員の年齢は多分一番若いというふうに思います。平均年齢が30歳ないし31歳だということで、3月（定例会）にも1回申し上げました。若いからといって仕事とかそういう任務が足りないとかいうことではございません。今回の火災の場合も、やはり戦略的に考えて東、北の密集地への類焼、当然西の家も同じですけど、やはりそういう戦略的なもんもございまして、いわゆるその火事の勢いですね、そういうものと消防力との戦いだったと思います。職員につきましては、先ほども申し上げましたようにもう最大限の努力をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 3回目の質問をさせていただきます。

6月17日の朝日新聞でございますけれども、厚生労働省としましてはこの多重債務の問題を私が一般質問でお話ししましたように、国保滞納をやはり多重債務者が過払い金で支払っていくと、その努力をやっぱり地方自治体というか、にも課せられているということ。ここの議会の中でも今までこの多重債務の問題は自分の身の丈に合った暮らしをしてもろたらえんだということで一概に切り捨てられておりましたけれども、やはり国全体として、やはりこの問題は大きくやっぱり市民生活を取り戻すためにも大事であるということが取り上げられております。モデル事業として6月の末から東京都、千葉県、岐阜県、愛知県、島根県の5府県でモデル事業を開始するということでございます。今度担当する商工観光課長さんもお承知かと思えますけれども、鹿児島県奄美市の禧久係長という人が（香川県）高松市でのクレジットサラ金の会へ来てお話しされた

中で、非常に大事なことを言われております。「解決できない借金はない。借金に苦しむ自殺は必ず防げると確信をしている。多重債務者対策は自殺予防策でもある。」実際、これ禧久という係長さんですが、禧久係長が担当してきた18年間で「多重債務の相談に訪れた市民が自殺した例は1件もない。」と言う。「多重債務者にとっては、相談に至ることが問題解決の第一歩である。」と言うてる。このことは僕もおおぞら道場に顔を、まあ言うたらおおぞら道場で対応する中で非常に強く感じております。本当に来たときにはしよげきってくるわけよ、困りきってね。しかし、その中で私たちが「生活を立て直すのはあなただ。」と。「私たちがあなたたちの生活を立て直すのではない。」と。自分が、やはり再建に向かってどういう方向を立てるかという、やはりこの再建の方向を位置づけて問題をお話しをすることによって、非常に明るくなって帰っていくと。方向性を見出した場合は本当に元気を取り戻すということで、この禧久さんも言うてるように、まず相談に来ることから出発なんだということです。そのためには住民に一番身近な市町村がこれまでの認識を変えてこの問題に取り組まねばならないと。相談窓口づくりは少々の予算と法律知識、多少の情熱があればさほど難しいことはありません。(鹿児島県)奄美市もそうですが、財政難の市町村でも職員のハートがあればやれる。将来に希望を持って生活したいという住民のささやかな望みを大切にしたいということで講演を結んでおりますけれども、私たちも本当に大切なことだと思っております。この過払い金を受け取ったときに、行政がやった今までの悪い例としましては、兵庫県芦屋市じゃったと思いますけれども、過払い金を支払ってもらったときにその人が役場に税金を滞納していたということで、それを全部その滞納の方に振り向けたと。ほいたらその人の生活する資本は一切なくなったということでね、大変問題をはらんだ解決法があったわけなんです。このことについて今度の厚労省の考え方いうものは非常にすっきりした方向づけを出しております。例えば、もしここでそういう「過払い金を行政の力によって受け取ったときに、すべてをそういう費用に使ってはいけない。」と。「回収できた過払い金から弁護士費用と国保料を払い、残りは滞納者に渡す。多重債務者の生活再建のため、本人の受け取る分が必ず残るようにしなければならない。」という非常に明確な位置づけがね、今までのこの行政がこれから対応していく中で、1つの柱が据わってきたんではないかと私は思っておりますけれども、どのように担当する課は理解しているのか、ご意見がございましたらひとつよろしく。

これで3回目を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 片岡議員の3回目のご質問にお答えいたします。

香美市の担当課の商工観光課としましては、過払い金も含めましてこの問題については専任者を置いて担当したい。そして、その解決方法や予防の指導を行うべきであると考えております。また、当然経験が必要であることから、専門の嘱託職員を雇うことがベストであるとは考えております。このことは財政上も、それから人事面でも大変厳し



いところがありますけれども、このことについては訴えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭でございます。平成19年度第2回定例会で一般質問につきまして、質問の許しを得ましたので通告書に従いまして質問をさせていただきます。本日、午後一番こう眠い時間帯で執行部の皆さんも大変お疲れのことと思ひますが、誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。

まず第1点目の新たな市町村合併と新庁舎建設についてでございますが、この件につきまして門脇市長及び前田庁舎建設担当参事にお伺ひさせていただきます。先ほど大岸議員が大変詳しく同様の質問をされましたので重複することもあるかと思ひますが、庁舎建設につきましては少し違つた角度でお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

去る5月20日、南国市の農協会館におきまして橋本知事による高知県市町村合併推進構想物部川流域ブロックの説明会が開かれました。その説明によりますと、およそ2015年ごろを目途に県内を6ブロックの基礎自治体に再編する構想について、知事が理念や基礎自治体としての県の役割を説明されました。「法律に基づいた自治区を旧町村単位ごとに設け、住民の声を反映する特色あることを担保とする。」と。「今までの合併は合併の当事者の市町村だけでございましたが、これからは県も合併の当事者である。」と。また、「6自治体には県の業務や財源、人員を移管し強い自治体をつくれれば将来行われるであろう道州制導入にも十分対処していける。」ということでもございました。この説明会には門脇市長を初め執行部の方々、また議員の方々もたくさん参加しておられましたので詳細な内容は省略させていただきますが、私が受けました感じでは、今回の説明会と前回、1月16日に同じ南国市で開催されました20年後のまちと暮らしの説明会よりも数段合併に踏み込んだ、前進した県の積極的な6自治体構想であったと思ひました。合併して1年3カ月、合併が緒についたばかりの本市、香南市、南国市、3市の合併構想について市長としてはどのようなお考えを持っているか。さきの合併の検証が進まないとなつて議論も進まない。また、中山間の維持は合併構想の中でも最も重要であるということをお考えいただきまして、その所見についてお伺ひしたいと思ひます。

また、近い将来に3市合併構想がある中で、新庁舎建設計画が庁舎建設委員会、位置検討委員会、職員による建設チームを立ち上げ本各的な協議に入ったばかりで、委員の皆様方は公私とも大変お忙しい中ご苦勞でございます。過日、本定例会の初日、6月13日ですが、本会議終了後に議員協議会で庁舎位置検討に関する4つの前提と工程等につきまして前田庁舎建設担当参事より説明を受け質疑を行いまして、重複する質問になるかと思ひますがよろしくお願ひいたします。

本庁舎は昭和37年の建築で、建築後45年を経過しておりまして老朽化も進み、大型地震が来れば倒壊のおそれ、一部コンクリートのはく離、雨漏り等々があり、早急な建てかえが必要なことは十分認識しておりますが、前段で述べましたような新しい合併構想、道州制導入も考慮した上での庁舎建設検討をするため、財政の厳しい現状を踏まえて多大な経費を費やした建築は、今一度この見直しを、考えはないかをお伺いいたします。この件につきましても、平成18年10月定例会におきましても質問し、市長の方からは、「新庁舎の面積、規模、財政状況を考え、余り無理をせずコンパクトな機能に富み、身の丈に合った庁舎を建設する。」というご答弁をいただきました。いずれにしろ現在の本庁舎は手狭であり、老朽化が進み安全性や維持管理に大きな問題、また大型地震が来れば倒壊のおそれもあると。災害時の拠点施設である当庁舎が崩壊するということがあってはならないので、新庁舎建設につきましてもその必要性は承知をしておるところではございます。そこで、この合併協定24項目に基づき、「合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する。」ということになっております。合併協議会で多くの時間を費やし、協議内容や1,000項目を超える確認事項等々、協定書としては詳細な記載はされていないこともあろうと思いますが、庁舎建設委員会の委員さん、特に大変重要である位置検討委員会の委員さんは、特に旧3町村同数の委員で構成するとなっております。その委員は地域審議会の委員さんより委嘱され、現在の庁舎建設委員2名にそれぞれ各地域から3名を追加し、おのおの5名、総数15名で構成され、新たに追加されました3名の委員さんは公募により選任された委員ということでございます。庁舎建設委員及び位置検討委員会に合併協議会での新庁舎建設に関する協議内容の議事録等資料提供をし、協議されているかお伺いいたします。特に公募された委員さんの中にはその具体的な内容を余り知らない、どうだろうかというご心配もされておる委員さんもおいでたようでございますが、そういった方々に対してその協議内容を十分理解、認識しておられるかお伺いいたします。

合併後、既に1年3カ月が経過した今日、合併後おおむね5年以内に建設するとなっておりますが、先日の議員協議会でも説明を受けましたが、位置について考えただけでも本年の9月末までには（位置を）決定し、10月には意見書を提出と言いますと、残された時間はあと3カ月ぐらいしかございません。大変この厳しい行程、日程でございますが、平成23年3月の竣工から逆算するとそのようなことも考えられますが、合併後おおむね5年以内の建設は非常に危惧されるところでございますが、今後の審議予定、見通し等をお伺いさせていただきます。

2点目に高知テクノパークの今後の企業誘致と支援体制、分譲計画、予定等についてお伺いさせていただきます。

いざなぎを超えたと言われる景気拡大面の中で、まだ設備投資も16期連続で前年度を上回り、金額はバブル経済末期の1991年の1、3月期を超えた過去最高で企業の設備投資意欲も引き続き強いと報道されてきましたが、本県の経済界は一向に浮上の気

配を見せておりません。本市の基本理念でございます、輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりは皆さん方もご承知のとおりではございますが、少子高齢化の中若者が働ける雇用機会の確保の目玉として高知工科大学と、教育研究機関と連携し立地環境を生かした高知テクノパークが、平成16年度に分譲が開始されました。現在7区画中4区画が分譲され、そのうち2社は県内企業、残る2社は県外企業でございます。まだ分譲されていない区画は3区画ということでございますが、県外企業では半導体製造メーカーはクリーンロボットの電子機器の製造、半導体用ロボット、液晶用ガラス基板搬送ロボットの製造販売等で本年4月に完成、6月に従業員12名の体制で操業を開始され、平成21年を目途に工場を4,000平米にまで拡大し、従業員も35名に増員する予定とお聞きしております。なお、他の一方の企業は、カーボン、ナノチューブの製造、これは工科大学との研究による誘致第1号とお聞きしました。本年12月に操業開始で従業員は13人でスタート、5年後には従業員40人で売上高50億円までに拡大したいとしております。県内はもとより本市にとりましてもこのような最先端技術の県外企業が進出されたことは非常に喜ばしいことであり、高知工科大学との共同開発、産・学一体の研究を開発し、新産業創出を図ることができることは他の産業団地、工業団地とは異なったすばらしい環境の中にある団地だと確信しております。このような団地があるにもかかわらず、行政、執行部、議会も含めてですが、さらに企業誘致に対してシティセールスが行われていないような感じもいたします。進出企業を訪問し、経営者と会社概況等の情報交換を積極的に行い、待ちの体制から攻めの体制にして、残る3区画の早期分譲を期待するものであるが、今後の企業誘致の支援体制、分譲計画等わかりになればお伺いさせていただきたいと思っております。

最後に3点目でございますが、小・中学校の施設の耐震化の現状についてお伺いさせていただきます。

本年4月1日、震度6強の地震に耐えられる現行の耐震基準を満たしていない建物は、全国で34.8%の4万5,041棟にのぼることが文部科学省の調査でわかりました。学校施設の耐震化は子どもたちの安全に欠かせない、1日の3分の1ほどを過ごす場所でもあり、災害発生時には近隣住民の避難場所として地域の安全にかかわる重要な役割を担っている施設でもあります。本県については耐震診断はすべての市町村で実施済みとの新聞報道がございましたが、その結果、本県では耐震化率は49.2%で、四国では最も低い現状だお聞きしております。それに対しまして、香美市13小・中学校の耐震化の現状をお聞かせいただきたいと思います。地震調査委員会は、本県の確率は、地震到来は52.3%でこの30年以内には襲来するのではないかとということで引き上げられましたが、何より財政難と耐震化へはすぐ取りかかれない事情が挙げられておりますが、この耐震化には費用もかかることは事実でございます。このことについてわかっている範囲でひとつお知らせ願いたいと思っております。

以上で第1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新たな市町村合併と庁舎建設についてでございますが、せんだっての説明会がございました新たな合併構想は、ご承知のとおり急速に進んでおります地方の厳しいさまざまな環境を踏まえた上で、今後の地方の、また地域の生き残りをかけた県の方針決定であろうというふうに理解をいたしております。知事の説明を聞かれたとおり、以前の合併説明会とはまた違った認識を持って臨んでいるということが伺えたわけでありまして、今回の市町村合併推進構想は、県内の自治体を再編し、県と市の業務の見直し、広域行政の取り組みによる体力のある自体づくりのための構想であると認識いたしておりますが、合併構想の物部川流域では、香美市、香南市が発足したばかりでありまして、香美市におきましてもさきの町村合併の成果が問われている段階にあります。県は2015年の合併を目標といたしておりますが、当面の間は合併の成果を上げるための努力と合併効果の検証をしていかなきゃならないというふうに考えております。まず、合併構想の1つにもなっております広域的な行政サービスの取り組みについて検討をすることも必要であるというふうにも思っております。

次に、庁舎建設でございますが、先ほどの大岸議員のご質問にもお答えをさせていただいておりますが、千頭議員も新庁舎の建設というものについての必要性というものは、先ほどのお話しの中で認めておるといふようなお話をいただきました。今回のこの新たな合併構想の進んでいく中におきましても、やはりこれからの合併がもし頓挫するような形に進みましても、今後の自治体の運営の中では、構想の中にもありましたように自治区を置き、そしてその地域の特色を生かした政策、施策を実現をしていくというふうな大変重要な部分もございまして、そうした中では、やはり地域を担っていくだけの施設が必要である、そういうふうな認識でおりますので、この庁舎建設につきましては予定どおり進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、庁舎建設に関する協議内容を位置検討委員会の皆さん方等にもお話しをしているかということにつきましては、庁舎建設委員会及び庁舎位置検討委員会の皆さん方には、事務局の方から合併協議の内容につきまして説明をさせていただいておりますので、委員の皆さん方はその経過につきましてはご理解いただいております。また、おおむね5年以内という部分であります。先ほど申し上げましたようにやはりこうした合併協議の中で進めておりますので、5年以内に建築を行うということを1つの目標として進んでいくことが私たちに課せられた責務であるというふうに理解をいたしております。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 千頭議員さんの3点目の合併協議の確認事項に基づき庁舎建設委員会及び位置検討委員会で協議されているが、今後の審議予定、見通しはどうかということにつきましてお答えをさせていただきます。

千頭議員さんは毎回建設委員会を傍聴していただいております、内容については十分ご認識いただいているというふうに考えますけれども、4つの、先ほども出てきましたように4つの前提条件というものを今2つの委員会にお示しをしております。その4つの前提条件というものの1つが地方自治法第4条、住民の利便性のいいところに建てなさいよという第4条。それから30億円以内で市がすべてを賄うという予算、総枠予算ですね。それから5年内に建てるという期限。そして、場所は土佐山田町内に建てるという場所、こういう前提に基づいて現在ですね、庁舎位置検討委員会及び庁舎建設委員会、そしてまた職員の庁舎建設チームがそれぞれの分野で具体的な協議に入っております。時間的には非常に厳しいものがあるかと思っておりますけれども、一応この秋には建設位置、そして建設方針の決定が出るものというふうに考えておりますし、また、各委員さんも「鋭意審議をする」とこのようにおっしゃってくださっておりますので、事務局としましても事務作業を急ピッチで進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭洋一議員の高知テクノパークの今後の分譲予定等についてのご質問にお答えいたします。

高知テクノパークは高知県が事業主体となり、7区画の造成工事が完成し現在4企業が進出しております。従いまして現在残り3区画が分譲の対象となっております。この3区画に対する誘致活動につきましては、県の企業立地課を中心に高知県東京事務所など県の出先機関等と情報を密に取りながら協働で推進しております、よい情報が入りましたら直ちに県と訪問セールスを行う体制であります、現在のところ新たな進出企業の情報はございません。しかしながら、1日でも早く残りの区画に企業を誘致することで地元雇用の確保、地域の発展等に努めなければならないと考えております。

また、千頭議員のご提案の執行部や議会と進出企業の経営者との交流等の機会づくりについてでございますが、高知工科大学や高知工業高等専門学校が近くにあり、優秀な人材確保が可能であることや、香美市における企業立地に対する優遇措置などの香美市のシティセールスを行い、進出企業に新たな企業を紹介していただくといった誘致施策も大事でありますので、企業、県と協議をしながら前向きに進めたいと思います。時期としましては、4企業の操業が開始してからと考えております。その節はよろしく願います。

また、誘致企業が地域に密着した企業となっていくためには、相互の情報提供や企業の要望を聞くといったアフターケアが大事でありますので、県と市の担当者レベルによる定期的な企業訪問も実施してまいります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 千頭洋一議員の広域小・中学校施設の耐震化の現状について

てお答えさせていただきます。

現在、校舎、体育館につきまして繁藤小・中学校、大宮小学校、香北中学校を除いた学校は緊急避難場所にも指定されております。楠目小学校、大栃小学校、大栃中学校は校舎、体育館ともに耐震性があります。香長小学校、舟入小学校、佐岡小学校、片地小学校は校舎は（耐震性は）ありませんが体育館は新しいので耐震性がございます。なお、大宮小学校につきましては、立派な校舎に続きまして本年度中に立派な体育館も完成する予定となっております。昨年12月議会で別の議員さんからご質問をいただきました。それ以後、進展しているのは1校だけであります。今年度、まず児童数が最も多く、また多くの住民の避難場所となっております山田小学校から耐震二次診断を行い、順次補強工事を実施していく予定となっております。香北中学校もあります。土佐山田町の多くの学校の耐震化が予定よりおくれおることにつきましては、何よりも私自身に大きな責任があると感じております。子どもにも済まないと思っております。順次耐震化は進めていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、新たな市町村合併につきましては、先ほど大岸議員さんに対しても詳細な答弁をしていただきましたし、私の考えておるものと大体似たことでございます。ただ、庁舎建設につきましてでございますけれども、その日程、工程ですか。先ほど申しましたようにおおむね5年以内に建てるということになっております。確かに先ほど前田庁舎建設担当参事さんもお説明されましたように、非常に厳しい現状であろうかと思いますが、まず位置検討委員会での結果がこの9月ごろまでにできないと、5年後、平成23年3月には竣工ができないんじゃないだろうか、逆算されたということをお聞きしましたんですが、9月といいますと、本当にもう3カ月あるかなといったこととございまして、その場所選定にしましても、場所が決まってもそれが民有地であれば地権者との交渉、こういったことにも相当な時間がかかるんじゃないだろうかということも考えられますし、なかなかこの3カ月間で本当にできるのかなと非常に危惧しておるところでございますが、委員の皆さんは熱心にやっていただけたということがご答弁もいただきましたんですが、それをそのまま理解していいのかな、ちょっと疑問な点もございまして。

それと、高知テクノパークの分譲計画でございますが、今現在具体的には決まってないということとでございます。このことにつきましては、既に4企業に分譲され、一部は稼働しているといったところで、この4企業が操業が整った時点でいろいろ意見交換会もしたいというふうなお話もいただきましたんですが、できるだけ早く、何でもいいと思うんです。とにかくもう企業に対しては早い者勝ちで、1つの例をしますと、この耐震化の件でございますけれども、大宮小学校が今、こないだ3月には小学校が耐震化で

一部完成して、今2次の体育館等の（工事を）しておりますが、そのところへも相当の建設現場の従業員の方なんかもおいでます。そこにもう高知の方からお昼にはお弁当屋さんが来て、お昼にはもうちょっとその目の前で来て販売してると。相当なそういった人数も、従業員さんもおいでますし、そういったところ、なかなか他の企業さんは積極的に前向きに進んでやっておるといったところがございますので、既に操業している企業に対しては何かその要望がないだろうかとか、それから1つ、消耗品でもいいです。何でもとにかく1つの小さなことから取っ掛かりがあって、また大きな商売にもなっていくんではないだろうかと思っておりますので、そういったところ、また商工会なんかともよく連携をとりながら早目に話し合いをされてはいかがかと思っております。

それから、3点目の学校の耐震化でございますが、お聞きしますと大半のところは耐震化ができておるといことでございますが、いずれにしろ、この耐震化に対してはお金がかかることでございます。そのためには、国においても2006年から2010年までの第3次地震防災緊急事業5箇年計画、こういうのがありまして、地震防災対策特別措置法に基づきまして、道路とか砂防設備、学校の設備、医療機関、福祉施設の改善、改修等が、県が作成して政府の同意を得て実施するといったことでございますが、このようなことを早急に県とも相談して、1日も早い耐震化にしていただければと思います。ひとつまたよろしくお願いいたします。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 合併構想の中での庁舎建設についてでございますが、先ほど庁舎建設担当参事の方から日程等についての今後の説明をしたわけでありまして。確かに、5年と言いましてももう正味4年を切ってますので、大変厳しいことはもうおわかりのとおりでございます。そうした中で、鋭意精力的に作業を進めていかなければなりませんので、その体制はやはり整えていきながら、やはり最大限努力をしてまいりたいというふうに考えております。ただ、おおむねという意味をどういうふうにとらえるかでございますけれども、おおむねということは別にしまして、やはりこれに最大限努力をし近づけるといことが、先ほど申し上げましたように私どもの責務だというふうに考えております。

また、テクノパークの件でございますが、ご提案もいただいております。今、進出をさせていただいております企業の経営者との交流であるとか、また情報交換の場づくりというものも大変必要だというふうに思います。そうしたことも検討していきたいというふうに思いますが、そうすることによって残る場所の誘致企業へのピーアール、また同時に道も開けるのではないかと思いますし、また同時に行政に対する要望等も聞けるのではないかとこのように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 千頭洋一議員の小・中学校の施設の耐震化についての2回目のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、一次診断は済んでおりますけれども二次診断とか補強工事につきましてはまだまだ実施できない学校がたくさんあります。そこで順次耐震化も進めていかなければなりません。議員さんがおっしゃいました地震対策特別措置法ですか、そういうことも利用してやっていかなければならないのですが、実はここに隠れた大きな課題もございます。それは何かと言いますと、ご承知のように昨年度、今年度、県の1地域として指定を受けまして学校評価システム推進事業を行っております。その今年度は10項目すべてしておるんですが、その10項目目が実は施設・設備という項目になっております。そういう項目もいろいろ評価項目がありますが、外部評価委員さんや運営委員さんにご検討いただきましたら、耐震性も含めていろいろ課題が現実的に浮き彫りに実際になってくると。今年度末には、1月ごろには、来年の、思っております。ところが、学校の数といいますか、学校の教育の内容といいますか、先ほど来も答弁をさせていただいておる中でいろいろソフト面、ハード面でお気づきの点もあろうかと思いますが、合併をしまして旧3町村それぞれ特色ある学校経営ができるようにというので、私もそれなりといいますか、自分なりに精いっぱい指導、助言はしているとは思いますが、今までに置かれました各地教委の特色もございまして、香美市となったからといってすぐ全部を改めるといふか、一律にする必要はないと思うんですが、することもできません。私としましては、この学校評価システム推進事業が終わりましたら、名前はわかりませんが、学校教育検討委員会とでも申しませうか、各いろいろな方に委員さんになっていただいて、ソフト面、ハード面も含めてですねどのように香美市の教育をしていけばいいかということをお考えいただく会をつくりたいなど、その方向がいいのではないかなど、だんだんと話し合っていると思っております。実は平山小学校が休校になりまして、今度（平成19年）7月1日に「ほっと平山」でオープンするという例もございまして、佐岡小学校へ適正規模の説明会に行ったこともございまして、そういう学校を名指しではなくて、全体として、子どもの数は実際に減っておりますので。本年度も小学校1年生の入学が大柵小学校が7人、香長小学校が5人、佐岡小学校が3人、繁藤小学校が1人とかいうような状況もあります。毎年のように子どもも減っております。そういった状況の中でどのような教育を香美市でやっていけばいいかということ、実はもう早く、今年度中にその学校評価システム事業と並行してやればいいのではないかと、ご検討いただくような方向にすればいいのではないかとというような県からのご指導もいただいております。今から県と準備もして行って、そのような方向にしたいなど、ご承知のように幼・保につきましてはすこやか子育てプランでやっておりますので、考えてもおります。長くなりましたが、いろんところから考えまして、耐震化は進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。



次に、17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） はい。17番、竹内です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点の質問をいたします。

まず1点目には、市有林の管理、また手入れについてを質問をいたします。

香美市の面積の80%以上が山であり、その中でもほとんどが人工林であります。昭和30年ごろには山間地に入ったところまで集落があり、農作業をしながら冬の時期には木材の伐採、また搬出などで生活をしておりましたが、時代の流れとともに住む人はいなくなり、それと同時に耕作をしておりました田畑には杉やヒノキを植え、今は山林となっております。そのようなこともあわせて、市内の山がほとんどが戦後の植林で、齢級で言いますと10齢級、約50年生の山林であります。最近では、2つの森林組合の事業で、また世話で植林や下刈り、除伐、間伐、収入間伐等を進めており、また、個人の持ち山は大部分がその手入れをされておるところであります。特に間伐をすることによって木の成長はよくなり、小さな雑木が生え出し、保水力はよくなり、野鳥も多くなり始める。特に山崩れなどの災害は少なくなると思います。既に数年前から個人の山を壊した。手入れはできているが旧物部村の村有林、旧香北町、旧土佐山田町の町有林をあわせて広い面積を持つ市有林は、市民の山、また林家の模範となるような山にしていかなければならないと思っております。今後、市有林の手入れはどのような形で進めていくのかお伺いをいたします。

2点目に、急傾斜地崩壊危険箇所の今後の取り組みについてを質問をいたします。特に住家防災についてを質問をいたします。

中山間地を多く持つ香美市は急傾斜地が多く、夏の集中豪雨や台風などで災害が起こりやすい地域でもあります。特に、南向きの斜面のところは災害が発生しやすいと思います。あの旧香北町のときには、年に1回南国土木事務所、今は中央東土木事務所と言われておりますが、そこと旧香北町役場の担当職員、警察、消防団合同で旧香北町内の危険箇所と思われるところの河川、道路、家屋の裏山などを巡回をして調査をしたことがあります。今現在、香北町内で行われている急傾斜地住家防災工事も危険箇所巡回の結果、工事ができていると思います。既に工事が終わったところでは、本当に丈夫な擁壁、また落石防護の網が張られ、今では雨のとき、また台風のときの大きな不安もなくなったというところでありまして、安心をして毎日が過ごせるようになったところではありますが、まだまだ中山間地域の特に南向きの斜面に位置するところでは、危険箇所は市内でまだまだ各地にあると思います。今後、市としてどのような対応をしていくか、まず1回目のお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 竹内議員の市有林の手入れ、管理についてのご質問にお答えいたします。

香美市の市有林の管理についてでございますが、まず物部町地区の市有林につきまし

ては物部森林組合に委託しまして、森林の健全な育成管理に努めてもらっているところでございます。間伐等も順次行い、大体管理されていると聞いております。香北町地区は香美森林組合へ管理委託しておりますが、こちらの方の間伐等森林の手入れにつきましてはまだ進んでいないところでございますが、順次実施していきたいと思っております。また、本年度から5年間でございますが、株式会社ルネサステクノロジーの企業の協力をいただきまして、協働の森づくりといたしまして香北町内の市有林の間伐、植樹を行うように予定しております。一方、土佐山田町地区におきましては、現在市有林の管理作業をようやくやっていないところでございます。香美市は1,000ヘクタールを超す広大な市有林を持っておりますが、できる限り順番に手入れ、管理を進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 竹内議員の急傾斜地関係のご質問にお答えを申し上げます。

今年の入梅は平年より遅く水不足が心配されておりましたけども、ようやく雨が降っております。しかし、まだ水不足の解消とまでは至っておらないという状況であります。お尋ねの集中豪雨等によります災害の心配でございます。本市は災害発生の危険性のある中山間地域が非常に広く、たびたびの被害にあっております。また、中山間地だけでなく市街地でも床下浸水などの被害が出ております。香美市では雨季に入りますこの時期に、防災対策課を中心にしまして防災パトロールを行っております。そのパトロールによりまして危険箇所を巡回調査をし、これらで調査した箇所、あるいは地元からの要望のあった箇所については、予算の許す限りで危険箇所等の解消を図っております。お気づきの箇所がありましたら市役所の方にご連絡をいただきたいと思いますというふうに思います。

なお、住家関係の事業でございますが、県執行の事業では急傾斜地崩壊対策事業というのがございます。採択要件としましては、高さが10メートル以上、対象戸数が10戸以上ということではございますが、要件に該当すれば5戸以上も対象となるということではございます。県事業ではありますが受益者負担金がありまして、合併協議の中では新規採択には個人負担もかかるということで協議がされてございます。また、市の施行しますがけ地住家防災対策事業というのがございます。これは県単の補助事業ではございますが、これも傾斜が30度以上、高さが5メートル以上というような条件がございまして、災害と予防という2つの種類がございまして、いずれも該当しましたら、申請をして県と協議をしてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 物部町、香北町ではそれぞれ森林組合をお願いをして間伐

をしており、（間伐をし）かけておるといことですが、森林組合のお世話になるというのは、いわゆる分収林といこと山の手入れですか。香美市単独の、香美市の本当の初めから裏まで香美市が持つておる、分収林となつたらいわゆる昔は50年たつて木を切るといときに、四分六の割合で四分が山主、六分が世話をしたとい形の分収林であつたと思ひますが。今は木のいわゆる齡級が若いと値段が安いといこと、50年ではなく60年も80年も置くと。そして代栽をするといような理屈になつておるようでありますが、香美市単独のこう、一番僕の近いところで言ひますと（香北町）谷相といところに、ここも香北町でやるといのも谷相ですけども、そこは谷相地区の尾根の東側が昔の旧香北町有林で、今森林組合との分収林であるといふに思つておりますが。そのそこまでいく前に旧香北町の町有林であつて、またかなり木も大きくなつておるとい山があります。そこは、その購入をした當時には絶対に切らんとい山、また旧香北町民がそこで研修をしたり、いろいろ山のことについて学ぶといような山であるといようなことでありました。そういうようかなり広い山でありますが、そのところの間伐などはどうなつておるまいとお聞きをいたします。

それから、災害地域を、災害が起りやすい地域を回ると。年に1回は回つておるようですが、回る前にそれぞれの団体の方に出席をしてもらふといことであるようですが、前もつてこことこことは絶対に見て回つてくれといような要望があると思ひます。特に消防団となりますと、それぞれの地区に消防分団員がおるわけであり、そのよう方たちは自分の持ち場所の地区で危険箇所が大体どこどこがあるといよに把握をしておるはずであります。そのようことからして、危険箇所を見回るときには絶対にその箇所を抜かさぬよにして回つてもらいたいといところ、絶対に、回つた後では一番危険なところはどこじゃつたといよな後の話し合ひはしてもらいたいと思ひます。今、やつておる場所はそういう旧香北町のときの役場のほうのやり方で今の事業ができております。香美市内で今幾つ、何カ所危険箇所の住家防災の地域があるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。今まで聞いたところによりますと1つの町で、合併する前の町で絶対に1年に1カ所はできると。5年の継続の工事があつたら、6年目からは次の場所に行くことができるといよなことがあつて、自分たちが今見ておる場所は続けてやつておるして今3年目になつております。その前には5年の事業が継続をせられて、それが終わると一緒に6年目からそれをしております。そんなことであるので、絶対にこう危険箇所がかなりあると思ひますので、切れ目のないよに継続が次から次へできていくよな形にさせていただいたらええかと思ひますので、そのよにお願いをしまつた少しの質問とさせていただきます。

2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えいたします。

市有林の管理、森林組合に委託している分、単独の市の所有の分とい、そちらを

やっているかということだったと思いますが、それは委託してございます。ただ、市有林が大変広い面積があるため、年を追って順次やるというふうなことで進めているところでございまして、その分収林、不伐の森につきまして申し上げます。この委託の範囲に入っているか調べてみたいと思いますが、香美市のこの市有林の手入れ、管理につきましては、林家に手本となるように心がけて手入れをしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

点検で回っているということでございます。その検証をしているのかということですが、現場で担当課のほうからこのような方法でとか、このような対応をとというようなこともお話しをさせていただいておりますし、後で皆が集まって協議をしております。

それから、何カ所あるのかということでございますが、急傾斜地の危険箇所につきましては指定があつて、かなり箇所数はございます。地図の上に落としたものがありますけれども、きょうは持ち合わせておりませんけれどもそういうものがございます。現在、香北町では五百蔵地区で工事をしておりますし、土佐山田町では繁藤地区で急傾斜地の工事を県施行でやっております。また、（香北町）永野地区の方からも要望があるというふうに存じております。毎年継続をとということでございますが危険度が高く、また基準に合えばそれに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時37分 休憩）

（午後2時51分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、20番、大石 綏子君。

○20番（大石 綏子君） 20番、大石 綏子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

国が新たに創設しました地域活性化対策についてでございますが、この地域活性化対策につきましては、地域のやる気や知恵と工夫を引き出し、地域がみずから考え挑戦する取り組みを支援するという新しい哲学と新しい手法による政策とのことです。今、盛んに言われております地域力や住民力の発掘支援のための新しい戦略としてまちづくりに取り組む市町村には支援をしましょうということですが、現在、県にしましてもこの市にしましても、やるところにはお金をあげましょうというふうな取り組み方がされるようになりました。国の方も財政難の折、こういうやるところには支援をしましょうという新しい政策です。この多くの支援策につきまして市長の見解をお伺いしたいと思

ます。

次に、頑張る地方応援プログラムとしまして、これらの政策は頑張りの成果を交付税の算定に反映されてるとのことです。目的としまして、地域の歴史、文化、自然環境の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることとなっております。これに対する概要や交付税対象などなど読んでみますと、香美市には手を挙げる素材がたくさんあると思います。香美市としまして、庁舎内ではこの政策につきまして意識づけを初め検討は今後どのようにされるのでしょうか。早い者勝ちのような面もあると思いますし、また反面、新聞紙上等にも出ておりますように全国的にぼつぼつ不評であるという声も聞こえてきております。特に交付税上乘せ指標の見直しなど、条件ですね、年数とかそういった見直しなど、まだかたまっていない面もあるようですが、まちづくりには財源も必要ですので検討は必要だと思います。今後の取り組みをお伺いします。

次に、地域活性化に関する国の相談窓口を始めてワンストップ化した地域活性化総合相談窓口を内閣官房に設置し、どんな相談でも受けとめる体制を整備したとのこと。さらに各地域からの問い合わせを待つだけでなく、地域活性化の専門化が各地域に出向き地域の人々と一緒に具体策を探る地域活性化応援隊派遣制度を創設しております。この制度派遣につきまして、最近ではある自治体の要請に応じて総務省の職員の市町村への派遣の拡大をもっとするという事を総務省は示したようです。この制度の利用についてはいかがでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 大石議員のご質問にお答えをいたします。

国の進める地域活性化施策についてどのような、市長の見解を求めるということでございます。ご承知のとおり長期の不況風によりまして、国と地方の経済悪化が生じてきました。そして、それをようやく脱して、今度はいざなぎ景気を超えたと言われるようなこの景気回復基調の中で、都市と今度は地方の格差を生むというふうな、大変バブル崩壊後の国のありよう、またあり方を変えるほどの大変大きな衝撃と苦難の道を歩んできたというふうに思います。さらに出口の見えない地方は一層厳しさが増し、まさに閉塞感の漂う活力感の乏しい状況を生んでいるのが現実であろうというふうに思います。そのような中、自民党を中心とする政府は「地域の活力なくして、国の活力は生まれない」の方針のもとで、各種の政策を立案をしております。それも先ほど議員も言われましたように、地域みずからの自発的活性化施策を応援する方針を示しておるものでございまして、そのためのメニューが多く取りそろえておられます。このメニューの中には、何も新たなものでなくても従来取り組んでいる政策も適用になることから、有利な制度として活用できるものにつきましては大いに活用していく必要があるというふうに認識をいたしております。しかしながら、財政的に厳しい環境の中で事業をするにしても予

算をつける体力のない自治体もあることも政府は十分認識をする必要があるというふうに思っております。ともかく、こうした変化の中でこれからは自治体の浮沈を賭けた競争の時代でございます、知恵とやる気のある自治体の差が生じてくることも認識をして、今後行政運営に取り組む必要があるというふうに思っております。先般いただきました資料の中におきますと、地域活性化施策の体系としましては、都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生と市場化テストなどさまざまな、先ほど言いましたようなものがございまして、それには交付金等の手当てもなるような形でございます。こうしたものが、やはり地域の活力を生む1つの材料として大いに活用ができるようにしていかなければならないというふうに思っておりますが、あと具体的な取り組みにつきましては企画課の方で答弁をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員の国の進める地域活性化政策についてというご質問について、2点についてご答弁をさせていただきます。

私どもが正規に説明を受けていない情報につきましても、こういった機会に先行して情報をいただきましてまことにありがとうございます。現在私どもが把握しておる情報について、そういったものをもってお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、頑張る地方応援プログラムですけれども、これは本年度からスタートいたしました総務省の事業で、平成19年度から平成21年度の間に地方公共団体が地域の特色を生かした独自の具体的な成果を掲げて策定し、住民に公表したプロジェクトを総務省のホームページ上に公表し、支援するというものです。支援措置といたしましては、プロジェクト経費の一般財源部分に対し年間最高3,000万円の特別交付税が3年間交付されることになっております。なお、プロジェクトにつきましては既存の事業でも、先ほど市長が言いましたように既存の事業でもプロジェクトとして位置づけることもよしとされておりまして、平成19年度におきましては5月25日を期限として第1次募集がありましたので、企画課から各課に周知をするとともに企画課においても事業選定作業を行ったところでございます。残念ながら各課からはプロジェクトとしての応募がなく、企画課において選定した事業の中から地域の特色として最大の支援措置が受けられるという2つの観点から、林政課事業の森林整備事業と有害鳥獣被害対策事業をプロジェクトとして位置づけ、ホームページに掲載、公表いたしました第1次募集に応募いたしました。なお、第1次募集分のプロジェクトにつきましては、6月下旬に総務省のホームページに公表される予定となっております。

次に、地域活性化応援隊ですけれども、これはさっき教えていただきましたように省庁等が連携をし、職員がみずから地域に出向くとともに専門家を積極的に地域に派遣し、これまでの支援策を通じたノウハウを活用して出張相談を行い、取り組みを具体的かつ実質的なものへと後押しするために創設されて制度でございます、制度ということでご

ございますけれども、専門家、やはりその行政関係者や政府関係機関職員、1,342名が応援隊員として登録をされておるようでございます。この地域活性化応援隊の派遣につきましては本年度本格的に開始をされたものでして、本年度におきましては全国に広く周知することを目指して、各県ごとの説明会の開催が予定されておるようでございます。そういったことで現時点では市町村への相談員派遣は計画をしていないとの状況のようでございます。高知県におきましては、7月以降に説明会の開催に向けて調整中とのことでございます。こうした説明会の開催を受けた後、職員に周知をいたしまして、今後の派遣制度利用に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。2回目の質問をさせていただきます。

まず、企画課長さん、まだできたばかりのこういう制度です。また、今までの制度の中でも先ほどのご質問の中の水資源の環境保全、そういったことなんかも交付税の、今度は（それ）が入ってくるということ、新たなそういうことですので、これからは、今までは執行部の方がそういう情報を知ってましたけども、これからはこちら側がたくさん情報をいただいて一緒に考える、一緒にまた行動する、これが一番大事なことはないかと思えます。それで、今後、その8月の勉強会、説明会、いろんなそういう段階的なものを追って、やはり大きな勉強会を、そのまちづくりに対する熱い思いを持っておいでる地域の方々もいらっしゃいます。また、もちろん議員にも、皆さん方と一緒に勉強会をしていくということは必要かと思えますので今後いかがでしょうか。

それにあわせまして、市長さん、合併して1年以上たちましたけども、やはり市長さんは大変お人柄いいということはよくわかります。しかし、それプラス、やはりこれからは門脇カラーといいますか、合併前から携わっておられましたので、こういうことに一緒に取り組む、その姿勢が非常に大事だと思います。これからは市長としまして、やはり輝き・やすらぎ・賑わいという、そういった抽象的な言葉のまちづくりではなくて具体的なまちづくりを進めていっていただきたいと思えますが、これは1つの、やはり市長が今おっしゃいましたような日本の状況の中で、これをマイナス面をやっぱりプラスにしていく、それくらいの気持ちを持って取り組んでいただきたいと思えます。もう一度そういう前向きな姿勢というお言葉をお聞かせいただきたいと思えます。私は常日ごろ、個人的にも、また家庭でも夢の描ける生活、それが一番大事じゃないかと思っております。夢が描けるということはどういうことかお考えいただきたいと思えますけども、お金がなくても夢を描くことはできます。それがないと生きていけません。しかし、今のこの合併した、合併して1年ですから仕方がない面もありますけども、夢の描けるまちづくり、行政、そういったものに積極的にこれからは取り組んでいってほしいと思えますので、そういう面から再度決意をお伺いしたいと思えます。やはり、そういう一緒になって、皆さんと一緒に一緒になって取り組んでいくという、そういうあれがまだ見

えないものですから、執行部に対しましても、もちろん議会に対しましても非常に厳しいそういう目があると思います。これを皆さん方と一緒にまちづくりに取り組んでいくことができれば、こういったメニューはたくさんありますから、共有してやっていきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどご紹介をさせていただきましたとおり、大変これからの行政というものが、いわゆるこの地域の中で地域力、そうしたものを掘り出しながら、そして総合力を高めていくという、そうした部分に大きくウエートが置かれてきておりまし、また、そういうふうな政策になりつつあるわけでありませう。香美市が合併をしまして1年が経過をいたしました。そうした中で、今回のご質問の中でも幾つかございました。総括をしなければならない部分もたくさんあるわけでありませう。そうした中で、この1年間、私自身、行政をあずからさせていただきますして取り組んできましたが、本当に目の前のことを消化することがようようございまして、本当に向うへ向けての前進、前向きな姿勢ではなかった部分もたくさんあるかというふうに思ひませう。元来私自身、自分の力を評価、大変それほど評価をしておりませぬので、限界が常にあることを自分自身承知をしながら職員の皆さん方の力を借りて、そして総合的に飛躍を図っていく。そういう運営方法を私自身は持っており、また職員にも求めております。そうした分、議員の皆さん方から見られますと市長のリーダーシップが足りない部分を見ておられると思ひませう。当然のことだというふうに、私自身も思ひしております。至らない部分はお容赦をいただきますが、しかしながら、そうした背景のある中で大変大きな責任を背負っておるということは、毎日、毎時間、毎分のように常にこの背中で私自身自問自答しながら毎日を送っておるわけでありませうが、いかんせん力不足でございまして、まことに市民の皆さん方に申しわけないということはいっぱいございませう。何とかこの与えられた期間は全力で突っ走っていかんせんならない、そんなことを思ひながらやっておりますので、ぜひ議員の皆さん方にもお力をお貸しいただきたいというふうに思ひませう。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の大石議員の、ご質問といひませうか、ご提案をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

合同の勉強会をしてはどうかということだったと思ひませうけども、まさに情報を先取りするということは、これからの行政を進める中で非常に大事なことだというふうに認識をしております。ほかの自治体にも増してという言い方は適切かどうかわかりませうけども、本市ではこれまでもさまざまに議員の皆さんとは一緒に、作業をいろんなことをしてきたというふうに私は思ひしております。それはやっぱり議会と執行部との協同作業という言い方もできるかと思ひませうけども、議会ともこれまでと同じように相談をし



ながらですね、折に触れて今後もぜひ一緒に取り組みをしていきたいというふうに思っておりますのでまたご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

次に、8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思いますが、先ほどの千頭洋一議員さんの質問と一部重複をする部分がございます。ただ、私、今回質問事項はこの1点でございますので、省きますと非常に質問がすぐに終わってしまうわけでございますので、ご面倒とは思いますがご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、新庁舎建設の取り組みにさきのこうほく3町村合併協議会の意思は反映されているのか、いないのか。また、今後反映されるのかという点につきまして、こうほく3町村合併協議会に委員として、また会長としてかかわっておられました門脇市長に数点お伺いをしたいと思います。

ここに合併協定書がございます。この中には門脇、当時の旧土佐山田町長の調印もございますし、当時の土佐山田町議長、また香北町議会議長等の立会人としての署名等もあるわけでございます。私は、この合併協定書に記されております協定項目のこの調整方針と、それに付随をするこうほく3町村合併協議会での協議内容や確認事項は、合併新市の行政運営の根幹とそういうふうに考えております。と申しますのも、さきの合併協議会におきましては、旧3町村の市（町村）長、助役、議会代表、住民代表がそれぞれの町村を代表いたしまして新市の行政運営や方針等について協議をして、そしてその内容を住民の皆様方に座談会や広報紙を通じてご報告をして、また説明をして、そしてその後合併に至ったとそういう経緯があるからでございます。このことを踏まえまして順次お伺いをいたします。

この合併協定書がございます協定項目の調整方針は、合併協議会において最終確認をされたものでございます。この協定項目の4番目に新市の事務所の位置に関する項目がございます。読み上げてみますと、「4、新市の事務所の位置に関すること。新市の事務所の位置は新庁舎建設までの間、現在の土佐山田町役場とする。合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する。本庁方式とし、住民サービスの確保の視点から支所機能を充実させる。一部分庁方式の導入も検討する。」と、わずか数行、4行でございます。ただ、協定項目によっては、この合併協定書の調整方針に文言としては明記をされてはおりませんが、合併協議会の中で確認をされた事項というのでも幾つかございます。合併協議会で多くの時間をかけた協議内容や調整方針に付随する確認事項は、この協定書には明記をされていない部分についても同様に新市においては尊重されなければならない。また、反映をされなければならないと、私はそのように考えております。しかし、新庁舎建設、この取り組みに関して言いますと執行部の皆様の中には

この協定書の文言、これに明記をされている文言のみを尊重するというふうな考え方、言いかえれば協定書に明記されていないことについては、合併協議会でいかに議論をされていようとも尊重しなくてもよいというような考え方があるように感じるところでございます。実際、これは協定書には明記をされておりませんからというようなことも耳にしたことはございます。このことについて市長のお考えをお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたように、私はこの合併協議会での確認事項は、協定書に明記をされていなくても協定書と同様に尊重されなければならないとそういうふうに思っておりますので、そういう前提でお配りをいたしております資料をもとに次の質問をいたしたいと思っております。

資料にちょっと目を落としていただきまして、向って左半分でございますけれども、これは第18回3町村合併協議会の会議録、平成16年7月13日で、現在の物部町において行われた協議会の会議録の抜粋でございます。全部ではございません、一部でございます。ちょっと間違った言い方をしたらいけませんので、すいません、時間がかかりますけどちょっと読ませていただきますので目を通してください。発言者は野島副会長、当時の旧香北町長でございます。「大事な時間でございますけれども、実は今後の作業の見通しの以前にその他の件につきまして香北町のほうから提案をさせていただくことにいたします。この提案の内容につきましては、過日行われました地域説明会におきまして住民から出てまいりましたところの用件でございますので、これは伏せこんでおくというわけにはいかなくなってまいったところでございますので、本協議会におきまして提案をいたしまして皆様方にご審議をいただいて、できることであるならば私の提案のようにぜひともご賛同いただきたいと、このように思いまして提案するところでございますので、どうぞひとつお認めをいただきたいと思いますところでございます。さて、この協定項目の4番でございます。お手元に資料がないと思いますが、新市の事務所の位置、つまり庁舎の位置の件でございます。新市の事務所の位置は、協定項目には「新庁舎建設までの間、現在の土佐山田町役場に置く。」と、こういうことございまして、この件につきましては香北町の住民は異存がございません。また、その「合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する。」ということにつきましても、これは座談会におきまして香北町民には異存がございません。ただ、その際におきまして位置の決定を土佐山田町内に決めなければならないところでございますが、その際に諸々の意見が出たところでございますけれども、やはりこれを、位置決定に当たりましては1つの組織をつくりまして、そして当然検討いたしていかなければならないとこのように思うところございまして、その組織の構成でございます。現在の3カ町村それぞれ同数の位置決定の委員を選出いたしまして、そしてその組織をつくり、その組織において協議をしていただいて位置決定を行っていただくということございまして、現在の協議会のように10名ずつでございますがこのような組織をつくってそこで検討していただくと、こういうことでございます。この提案をさせていただくところございまして、

これは住民から挙がりました要求であるわけですので何とかお認めをしていただきたい、このように申し上げるところでございます。」と提案が出されております。ここで、この間に各委員さんからいろいろな意見がありました、その部分が多くなりますので割愛をしております。そして、それを受けまして最終的に今の門脇市長（旧土佐山田町長）さんでございますが、「合併後に組織をすると。委員は同数、各町村、旧町村同数とするということで確認をいたしたいと思いますが、そのように構いませんか。異議なしという声あり。続けて門脇会長がご異議がないようでございますので、それでは合併後において庁舎建設の委員会なり審議会のようなものを組織し、そして委員は各旧町村から同数の委員によって構成をすることを確認をしたいと思います。」でございます。

ただいまご紹介をしましたこの議事録のとおり、合併協議会の協議内容の中身が、新庁舎の位置に関しては旧3町村同数の委員によって構成する組織によって検討をすると、こういう確認がされております。しかし、それにもかかわらず、昨年末に設置をされた庁舎建設委員会、これは旧3町村同数の委員ではございませんでした。設置をされた庁舎建設委員会の委員構成はといいますと、土佐山田町から7名、香北町から2名、物部町から3名の合計12名がその最終的なメンバー構成でございます。その後、今年の1月に旧3町村各地域にございます地域審議会から要望が出まして、その要望によりまして先月、5月ですけれども、先月ようやく庁舎建設委員会とは別組織の旧3町村同数の委員による庁舎位置検討委員会が設置をされたとお聞きをしたところでございます。実はこの要望を出した地域審議会のメンバーの中に、合併前の旧香北町長野島民雄さんが入っておられまして、この野島さんが中心となって地域審議会からの要望が出された、そういうことでございますけれども、ご紹介をしました先ほどのこの合併協議会でのこの協議経過から野島さんが異議を申し立てて、同数の委員による委員会の設置を要望したことはこれは当然のことじゃないか、そういうふうに思うところでございます。この地域審議会の要望によって初めて同数のこの位置検討委員会をこう設置をする前に、当初に設置をしました庁舎建設委員会、これを合併協議会の意思を反映をして旧3町村同数の委員で構成するのが本来の姿ではないかと思っておりますけれども、そうはなっておりませんでした。その理由をお伺いをいたします。

続きまして、次に現在設置をされております庁舎建設委員会、委員さんは12名です。また、位置検討委員会、これは15名。旧3町村5名ずつ同数ということで15名。この委員さん、この中にさきの合併協議会でのこの庁舎建設、新庁舎建設に関する協議内容を認識をされている委員さん、何名おられるのかということをお伺いいたしますが、これは先ほど千頭洋一議員さん、同様の質問がありまして、「皆さんに知っていただいている。」というようなご答弁がございましたが、じゃあその皆さんに認識をしていただいているその範囲、例えば協定書に書かれている4行の部分なのか。また先ほどちょっと紹介した議事録にあるように、このように協議会の中で協定書には載っており

ませんけれども確認をされた部分、そういう部分も含めて認識をされているのか、そういう方は何名おられるのかということをお伺いをいたします。

最後になりますけれども、最後の質問になります。合併協定書には「合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する。」と、こういうことになっております。しかし、財政計画に、この策定の一定のこの時間を要しました。また、位置検討委員会が設置されたのは先月、今年5月でございます。まさに今からこの協議が、これから本格化をしたいと、こういうところでございますけれども、現時点で既に合併後1年余りが経過をしております、残すところは4年を切っております。先ほど言われていたとおりでございます。合併後もこの5年以内と、こういう期限に余りに固執をし過ぎますと拙速な協議になりはしないかと、そういうふうにとちょっと危惧をするところはございます。先日の議員協議会においてお示しをしていただきました新庁舎建設工程表によりますと、庁舎位置の選考を今年9月末までに終了をして、10月には報告書を提出をする、こういうふうなタイムスケジュールになっているところでございますけれども、仮に現庁舎位置以外の場所と、そういうことが検討された場合は、地権者との交渉という作業も含めて今から3カ月余りの時間しかない、ということになります。これでは検討を始める前からちょっと不可能なことではないかと、そういうふうを考えるところはございます。先ほども千頭議員の質問にもございましたが、この作業を進めるに当たっては期限を設定をしてそれに向けたタイムスケジュールを作成してことに当たるということは、当然であって不可欠なことでございますけれども、先ほど申し上げましたように5年の期限に余りにも縛られますと、拙速な協議になってしまつて後々に後悔をすることになりかねない。そういうふうを考える次第でございます。協定書の調整方針の中にも「おおむね」との文言があるのもそのような理由もあつてからかなと、そういうふうにと考えると、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松紀夫議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、庁舎建設への取り組みに合併協議会の意思は反映をされているかという大題の中での、合併協定書の調整方針は、合併協議会において最終確認されたものであるという云々の中で、最終的にこのことが尊重されておるのかどうかという、全体的な合併協定書の文言であろうというふうにとらえております。合併協定書及び合併協定に至った協議というものは、これを遵守するということが基本に置くべきであるというふうにと認識をいたしております。なぜなら、合併協定書が協定されるに当たりましては、それまでにいろいろな協議、プロセスがあつて初めて協定が結ばれるわけでありますので、その過程のことについてはやはり重要視はしなければならないということは認識をいたしております。

しかしながら、現在の三位一体の改革などによりますところの地方財政状況の変化に

見られますように、合併協議時から相当の年月を経過いたしてきておりますので、この間に既に変化も起こっております。このような変化につきましては、これからも発生することが予測をされます。我々行政としましては、これらの変化への対応につきましては地域審議会のご意見を聞きながら、住民の理解が得られますように説明責任を果たしていかなければならないというふうに考えております。

次に、そういう合併協議の協議事項について遵守をするならば、なぜ今回の位置検討委員会についての、建設委員会の同数の配慮ができていなかったかということですが、執行部としまして、私としましては、当初、合併協議の過程で確認をしました庁舎位置は旧3町村同数の委員で決定するという事は、庁舎建設委員会の委員さんの推薦を3地域審議会に依頼し、同数の委員さんを選任をさせていただきました。このことは諸般の報告でも述べましたが、一定、この要件をクリアしているというふうな認識を持っておったわけでありまして、そして、その中によりよい庁舎を建設するためには、この市全体で選んでいただいております議員さんの意見も聞くことが必要であるということと、執行部からの代表も参加させていただくこと。そして、建築の専門家の方に入ってくださいということも必要というふうに考えまして、市民、議会、執行部、そして専門家で協同して検討していただくという意味を持って委員会を立ち上げたわけでありまして。しかしながら、先ほどご指摘をいただきましたとおり、庁舎建設委員会の委員は市全体で選ばれた議員さんといえども、そうした位置づけにいないというふうな理解もあるわけでありまして、純粋な意味で旧町村同数の委員ではないというふうなご議論があったわけでありまして。そうした地域審議会からのご意見、あるいは庁舎建設委員会の中での委員さんのご意見などをお聞きをした中で、やはり先ほど述べましたように庁舎位置検討会を、同数による委員会を新たに設立をしたというのが経過でございます。

次に、建設委員会及び位置建設委員会の委員の中に、さきの合併協議会での新庁舎建設に関する協議内容を認識している委員は何名いるかということですが、庁舎建設委員会及び庁舎位置建設委員会の委員の中には、合併協議に参加されておりました委員さんの方は、庁舎建設委員会では12名中4名、位置検討委員会では15名中2名でございます。しかし、先ほど千頭議員さんにも答弁させていただきましたように、両委員会の委員さんにつきましては事務局の方から合併協議内容につきましての説明を、経過を説明をし、そして、委員さんにはご理解をいただいておりますものというふうに理解をいたしております。

次に、合併協定書には合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設することになっておるが、もう時期的にも大変厳しいがということですが、今申し上げましたように合併協定の合意事項は尊重されなければならないというふうに考えております。さきにお示しをいたしました中期財政計画でも施策の柱の一番に合併協議事項の実現を挙げておりますし、また今年3月に策定しました第1次香美市振興計画も合併協定書にあります香美市まちづくり計画をベースにいたしております。現在進めて

おります香美市のまちづくりの基本が合併協定に基づくものでありますので、現在5年以内ということで、（それを）目標に事務を進めておるところでございます。おおむねという事態もございますけれどもこの5年以内にできるように最大限努力を今しておると、体制を整えつつ努力をしておるとというのが現状であります。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。2回目の質問をいたします。

ちょっと私の質問の真意が届いてなかったのかと思いますけど、一番最初のその1番目の質問は、合併協定書に明記をされてといる文言についてはこれはもちろん尊重すると。ただ、協定書には明記されておりませんが、今議事録を紹介したように、この議事録の中のように全員で確認をされたような事項、こういうことについては何か協定書に明記されていないということで余り尊重する必要がないというふうな、そういう考え方が若干議員協議会とかの話の中でそういうふうに分が感じたものですから、その協議された、確認されたことも協定書に書いてある文言と同様に尊重されるのかどうかということをお聞きをしたかったところでございます。私もちょっとそういう不安な部分がありましたんで、先日県の方に行きまして、当時の合併室長の隅田さん、現在高知県企画振興部の副部長になられておりますけども、その隅田さんとお会いをしまして先ほどの1番目の質問と同じ質問をさせていただきました。「協定書には明記をされておりませんが協議会の中でみんなで確認をした、そういう事項については同様に尊重されなければいけないんじゃないですか。」と。「どうもそうじゃないような雰囲気がありますがどう思いますか。」と、そういう質問をさせていただきましたところ、その隅田企画振興部副部長は、「合併協定書に記載をされていなくても、合併協議会で確認をされた部分については協定書と同様に尊重されなくてはならないことは当然のことです。そのことが尊重されないとなると、こうほく3町村合併協議会にかかわった者として非常に困りますし、県としても困ります。香美市において合併協議会の確認事項が協定書にないからとの理由で尊重されないようでは、今後協議を進めようとする他の合併協議会にも大きな影響が出る可能性があります。私の名前を出していただいて結構ですのでしっかりと認識をしていただくようお願いをします。」と、こういうお答えでございました。自分もそのとおりで思っております。市長さんの先ほどのご答弁も、そうなのかちょっとわかりにくかったですけども、そういう思いでいていただけるのかなというふうには思いましたけれども、再度その部分をご確認をしたいと思っております。

続きまして、3番目にご質問をさせていただきました協議内容等を庁舎建設委員会の委員さん、また位置検討委員の委員さんがどんだけ把握しているか、認識をしているか。そういう分につきまして、庁舎建設委員さんの中では4名の方が合併協に参加していた。また位置検討委員会の方は2名参加していた。一定理解はしてもらっていると、そういうことでございますが、自分が聞きたかったのはその合併協の内容を理解をしてもらっ

ていると、委員さんに（理解）してもらっているという、それは協定書に書かれているこの4行の部分、明記されている文言だけなのか、そうではなくて協議会で確認をされた、一字一句とか、委員さんそんなところまでは構いませんけれども重要な、全員で確認をされた部分についてはこの位置検討委員さん、それから庁舎建設委員さんは知っておいていただきたいとそう思いまして、そういうことをどこまで周知をしていただいているか、その部分をもう一度ご答弁をお願いします。

また、そのタイムスケジュールの5年ですけども、市長さんはこの5年を尊重して精いっぱい頑張っていくということでございますので、それはその部分もある程度そのとおりであるというふうに思いますが、先ほどの質問で申し上げましたとおり、現在地以外の仮に場所になった場合は、その地権者との交渉ということもあります。それも含めて今から3カ月余りでそういう決定ができると思いでしょいか。どうでしょうか。その点をお伺いをいたします。

また、先日の議員協議会の折にタイムスケジュールとともに示していただきました、この各委員会の工程明細、庁舎建設位置検討委員会、また庁舎建設チーム、これは職員の方、それと庁舎建設委員会、これがありますけれども、この中で課題ということでそれこそ明記をされておるんですけども、課題として「合併協議の建設期間を遵守するためには、各委員会で精力的に審議をこなしていただかなければなりません、審議資料の調整が事務局の現体制では対応しきれない状況にあります。」ということで、課題ということで書かれております。この庁舎建設、30億円をかけたこの新市の最も大きなプロジェクトであろうし、おっしゃったように期限も設定をされていると、そういう状況でこのような課題があると。もしこれが本当にこういう課題があるのでしたら、早急に解決をして事務局の体制を整えて期限内に十分な審議ができるような体制をつくるべきだと思いますけれども、お考えをお伺いをいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松議員さんの2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

私の真意が小松議員にはお伝えができなかったというふうに思います。そうした再質問だと思いますが、私が答弁させていただきましたように合併協定書にやはり協定書を合意をされたということは、合併協定に至ったまでのプロセスの合意によって協定が合意されたものであるというふうに理解をいたしておりますので、そういう面では当然そうした過程を大事にするということは当然でありますし、またそれを遵守するということが基本に置いて進めておるといことはご理解をいただきたいというふうに思います。

また、この庁舎の位置検討委員会、また建設委員会の皆さんが理解していただいておりますかということにつきましては、事務局の方からどういうふうに対応してきたのかということ、報告をここでさせていただきます。

そして、この5年以内での竣工が大変時間的な部分からして、また拙速過ぎるのではないかというふうなご質問でございますが、確かに大変スケジュール的には厳しいわけでありまして。そうした位置の問題等を含めまだ全然不透明な部分があるわけでありまして。そうした事態が発生すれば発生したでそうしたことに對してきちっとクリアをしながら、これはどうしても5年以内にできない部分になればそれなりのやっぱり対応はしていかないかというのは当然でありますし、また最初から5年じゃ無理じゃきほしたら7年にするかよ、8年にするかよで取り組むべきではないと、私はそういう認識をして今取り組んでおりますので、ご理解をいただきたい。

○8番（小松紀夫君） 課題について。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 小松議員さんの2回目のご質問にお答えします。

まず、建設委員会の委員さん、また位置検討委員会の委員さんがどの程度ご理解いただいちゃうかということでございますけれども、まず建設委員会の委員さんにつきましては、議員さんがおっしゃられたようにこの建設委員会が（旧3町村で）同数ではないというその一部の委員さんから発言もありまして、じゃあ、合併協議の中でどのようなことが話されてきたのかと、そのことを知りたいということもございまして、合併協議の中で庁舎建設に関する審議をした議事録が、保存されている限りの議事録の関連する部分をすべて抽出しまして、それを提示しましてご説明もし、そしてその資料もお渡ししてあります。小松議員さんからきょうお示しになっている部分だけではなくて、ほかにも何回かですね庁舎位置に関してはいろいろな場面で議事録に残っておりますので、そういう部分についてご説明もし、そしてこういう経過のもとに今こういう状況にあるというご説明もしてまいりました。そして、その中で生まれたきたことが、じゃあ別組織でとかいう形が建設委員会の中からも出てきたと、こういう過程でございます。そしてまた、位置検討委員会の委員さんにつきましては、合併協議と違うという、その地域審議会からご意見をいただきました。1月10何日ですとか。その地域審議会の委員さんの中から位置検討委員会の委員さんは選出をさせていただいております。ということは、地域審議会の委員さんの中からですね庁舎位置検討委員会の委員さんを選出させていただいちゃうということは、この問題についてかなり詳しくご存じの上で位置検討委員会の委員さんに就任いただいているというふうに理解してますし、また、5月、それから先日第2回目の会議もしましたけれども、そういうことを十分認識された上でのご発言等もあっておりますし、また、そういうことで議事も進んでおります。ですから、建設委員会、そして位置検討委員会につきましては、委員さんは合併協議のことについてはかなり詳細に理解していると、それを把握した上で審議をしていただきゅうと、こういうことでございます。

それからもう1点課題についてですけれども、その課題は、先日お示ししました資料につきましては、位置検討委員会、そしてまた建設委員会にお示しした資料を議会にも



お示したわけですが、そういう課題があるということでその課題を克服しないといけませんので、その克服する方策を今現在準備中ということでございます。千頭議員さんにも答弁させていただきましたけれども、両委員会の委員さんはですね「精力的に審議をする。」と、「こういう日程であればこの日程に即して審議しよう。」という意思のもとにやったださるということをご発言いただいております。そのために資料も、頻繁に会をするためには資料が要りますので、そういう資料が滞ることのないように事務局としても万全を期したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 3回目の質問をさせていただきます。

ただいまの市長さんの答弁、また庁舎建設担当参事さんの答弁、ほぼそのような方向で進めていただければというふうに思いました。また、特に市長さんにつきましては、「合併協定書に至る過程、プロセスにおいても同様に重要であり、尊重しなければならない。」と、そういう答弁をいただきました。安心をしたところでございます。これ、最後になりますけれども、お配りをしております資料の右側でございますけれども、再度この資料に基づきまして最後に1点、2点ほどお伺いをしたいと思います。

これは第5回の協議会の会議録の抜粋でございます。平成15年6月3日で土佐山田町中央公民館で行われた会議の議事録を読ませていただきます。武内会長は当時の旧土佐山田町長です。武内会長、これはこの前段は庁舎建設の小委員会が合計3回開催をされておりまして、門脇市長さんもその小委員会の委員であったわけですがけれども、その建設の小委員会からの報告、3回行った会議の報告を受けてこの合併協議会で調整方針を決めると、そういう部分最後の部分でございますが、「ご意見も出尽くしたようでございますから、それではお諮りをしたいと思います。合併後時期を見てというのをおおむね5年ということにして、庁舎を土佐山田町内に建てるということでご異議がございませんでしょうか。おおむねですから、財政事情が悪いとこれが8年になることもあります。あり得ることですから、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。ご意見ございませんか。ご意見じゃない、ご異議ございませんでしょうか。それでは、大方の方のご異議もないようでございますから、この合併後おおむね5年を新庁舎を土佐山田町内に建設をするということで、特に香北町、物部村にできるだけ近い位置を選定するように努力はしていきたいと思っております。それから、次に本庁方式は従来どおり住民サービスということは、これのとおりでええと思っておりますがどうでございましょう。ご異議がございませんでしょうか。」と、こういう武内会長の言葉がありまして、次は当時の西村旧土佐山田町議長さんでございます。「今、会長の言われたことにつきましては賛成ですけど、そのことを発言するとまたあすの新聞に載ったら大事ですので、やっぱりそれは土佐山田町内に置くだけにとめてもらいたいと思っております。土佐山田町内に置くということで、できるだけ香北町、物部村へ寄るといふことになる、またそのことが

明日新聞に出ると大変なことになる。確認はしておいてもらいたいです。」というご発言ございまして、武内会長が、「土佐山田町内に置くということで我々の気持ちとしてはできるだけ近いところへ持っていくという、それはもう書きませんのでそういうことでお願いしたいと思います。それではいろいろご意見が出ましたが、修正をさせていただきましたようにもう一度確認をさせていただきます。新市の事務所の位置は」というふうに、これは調整方針に最後の確認ということになっていったわけでございます。この議事録、一読をいたしましてですね、今のこの会議録、この議論がこの合併協議会の確認事項であるということは、これは判断をしかねるところでございます。というのも、武内会長が我々の気持ちとして、我々、その協議会全体なのか、何人かなのかもちょっとわかりませんし、最後の異議なしという決もとっていないわけですので、これをもって確認事項であるということは判断はできないと、そういうふうに自分は思っておりますし、また、この議事録をもって庁舎はあっちへ建てんといかんとかもっと東へ建てろとか、そういうつもりは毛頭ございません。ただ、この協議内容は本庁舎がなくなる旧香北町、旧物部村の住民不安に対する当時の旧土佐山田町の配慮である、そういうふうに当時の旧香北町、旧物部村の住民の皆さんは受けとめ、また受け入れたことと、そういうふうに思います。少なくとも私はこのとき傍聴しておりましたですけども、少なくとも私はそのように受けとめました。何と言ってもこれは当時の旧土佐山田町長と旧土佐山田町議会議長、トップのお2人のご発言でございますからその重みも受けとめたところでございます。ところが、この庁舎建設委員会が旧3町村同数でない委員構成で設置をされた。真っ先に提示をされた資料が現在の庁舎位置に新庁舎を建設した場合には、5階建てになって云々と、こういう資料であると。そういうことをお聞きをしまして、どうやら新庁舎建設への取り組みについては、合併協の意思は反映をされていないのではないかと。また、合併協議会の協議が無視をされている。合併協議会の思いとは違う方向に進んでいくと、そういうふうに感じましたので、今回このような質問をさせていただいたわけでございます。

そこで先ほど読み上げましたこの第5回の合併協議会でのこの議論に対する市長のご見解をお伺いをするとともに、今後の庁舎建設への取り組みに際しましては、やはりしっかりと筋の通った手順で協議、検討をしていただきますようお願いをいたします。そう申し上げますのも、この新庁舎の建設の位置がどこに決定をしようとも住民の皆さんの全員が賛成をするということは難しいと思います。反対をされる住民の方も出てこようと思いますが、その折にこの位置の検討については当時の合併協議会の意思も尊重した上でさまざまな前提条件を加味して、十分に協議をして決定をしたものであると、胸を張って言えるようであればならないと、そういうふうに考えるからでございます。このことは後々非常に重要なことになってくるのではないかと、そのようにも思っております。市長のご見解をお伺いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇楨夫君） 小松議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどご説明があった、平成15年6月3日のこの議事録でございます。こうしたことも委員会に提示をさせていただいて、十分こうした認識のもとに位置なりを決定をされるというふうに思いますのでご理解いただきたいと思いますが、先ほどの中で現位置をというふうなお話があったかと思いますが、こうしたことについては一度もそうした発言もいたしておりませんので、それは事務局の方で、今確認をいたしたところであり

ます。そして、私自身、これからそうした方向性はきちっと皆さん方に理解をしていただけるきちとした姿勢で臨めということではありますが、私自身も余り姑息なやり方は好きじゃございません。今までも生きてきた証はやはり自分はまっすぐに生きてきたつもりでございますし、今回の位置検討委員会も先ほど述べましたとおり、解釈の違いはあるかもしれませんが、私自身の考え方としてはまず議員さんは香美市全域の議員さんであるという認識のもとに出発をいたしております。それがたまたま議長さんが土佐山田町（出身）であったり総務常任委員長さんが土佐山田町（出身）であったりという、そういう考え方のもとに全体が1つの同数ではないという認識があったわけでありますので、それはそれとして、あえてそれはもう反論もしませんでした。そういう認識を私自身が、どう言いますか、考え方が甘かったというところの中で、あえてそうしたことには固執せず、改めて3地域で同数の委員さんに出ていただいたということで、位置検討委員会の委員さんになっていただいたということでありますので。先ほど申し上げましたように、本当にこの庁舎を建てるということにつきましては大変大きな事業でありますし、また50年に1回とか30年に1回の大変な事業であります。そうした意味では、皆さん方のご理解をもってやらないと将来に禍根を残すようなことはしてはいけませんので、そういう意味では皆さんの意見を大切にしながら、そしてやっていきたいというふうに思っております。ただ、5年ということに固執しますけれども、これにも出ておりますが、「財政事情が悪いと8年になるということもある。」というふうな、当時の武内会長の発言もあります。これにつきましては、5年という意味につきましては、先ほど申し上げておりますように財政計画を今回立てた中で、やはり早期にこれに着手しなければ財政的にも厳しい環境があるのではないかとというもとの、少しでも早く建設をすべきであろうというふうな委員さん皆さん方を初めそうした理解をいただいていることであるので、そうしたこともご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は、6月21日午前9時から開会をいたします。  
どうもお疲れでございました。

(午後3時55分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 9 年 6 月 2 1 日 木曜日

平成19年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成19年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月21日木曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨 夫	商工観光課長	高橋 千 恵
副市長	石川 晴 雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和 昭
庁舎建設担当参事	前田 哲 雄	環境課長	阿部 政 敏
総務課長	鍵山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢 二	健康づくり推進課長	岡本 篤 志
財政課長	吉村 泰 典	地籍調査課長	田島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政 水	林政課長	小松 清 貴
収納管理課長	後藤 博 明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育 夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明 男
住民課長	山崎 綾 子	業務管理課長	横谷 勝 正
保険課長	岡本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰 三
福祉事務所長	法光院 晶 一	業務管理課長	岡本 博 臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 丸内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

選挙管理委員長 松尾禎之 水道課長 佐々木寿幸

農業委員会事務局長 竹内敬

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成19年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成19年6月21日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 12番 久保信彦君

② 3番 山崎龍太郎君

会議録署名議員

9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。その前にちょっと訂正をお願いしたいと思います。投票所の削減について、上の方の「（物部町）小川地区」とありますね。これは「則友」です。ハカる（正しくは「則（ソク）」）という字に「友」という字を書いて「則友」、投票所があるところはこの則友です。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。初めに投票所の削減について行います。

香美市では、投票所の見直しが行われ、4月の県議会議員選挙から土佐山田町の西又地区、物部町の則友地区、日ノ地地区、香北町の河野地区の投票所が廃止をされました。この合併前の旧3町村の投票区域を見直し、選挙軽視の削減を図るものであると思います。それぞれの地域の実情より経費削減を最優先した結果のように思えてならないところでございます。中間地域が置かれた地形的な問題や交通手段のないお年寄りが多い地域などの地域的条件など、問題に対して配慮がされていないような感じがします。また、今回見直しで投票所が減ったことから、これらの地域の投票率の低下も危惧されるところであります。このことについて、まず2点質問をいたします。

住民からは、「お年寄りは選挙に行かんでもえいろうか」という答えでございました。そして、今回の見直しを過疎の集落の切り捨てだと受けとめざるを得ないようであります。投票所が廃止をされた地区に対しては、事前にそれぞれの地区に出向き説明会を開いた上で、住民の合意を得て決定したのかなどのことの説明をいただきたいと思います。

次に2つ目ですが、1人でも多くの住民に投票所に行っていただく、投票率の向上に努めなければならないと思います。また、投票所が廃止された地区の住民の希望があれば車の、市の車で最寄の投票所まで送迎をしてはどうかと。また、今後の（投票所）縮小の地域があるのかこの見解をお聞かせください。

そして次に、投票入場券について質問をいたします。

本市では、投票入場券が一人一人に郵送されておりますが、高知市では、高知市だけではなくに安芸市とか南国市、それから室戸市とか、私の調べたところでは4つでしたけれども、西の方は存じませんが、はがき1枚にこの4名まで印刷をして郵送するそうでございます。3名のところもあります。4名おれば複数と、こういうことになります。それをはさみで切りまして、投票所に持っていく方式をとっているそうであります。香美市もこの高知市のような方式を採用してはどうでしょうか。また、この香美市がこの



方法を採用した場合に、わかればどの程度の経費削減になるかの試算も含めて検討していただきたいと思います。これはわかれば結構でございます。見解をお聞かせください。投票用紙（正しくは「投票入場券」）ですね、見たことはあると思いますが、こういうものでございます。（サンプルのハガキを見せて説明する）これ2枚になっておりますがこう折りまして、これを開けますと名前は全部隠れるわけです。こういう方法でやっておるそうです。

次に防災について伺います。

ほぼすべての市町村において地域防災計画を作成している状況にあると聞いておりますが、計画の作成が、形式が義務化している自治体が多いと言われております。そのため内容が実践的なものではなく、実際の災害時に有効に活用されていないケース、あるいは災害時に活用できないケースなどもあり、常に指摘されている状況であると聞いております。専門家の間でも今世紀の前半には南海地震が起こるであろうと言われております。マスコミでもその危険性が連日のように報道されておりますので、最近「香美市は大丈夫かよ」と住民に言われることが多いわけでございます。このことに関して2点の質問を行います。

香北町のこれ、行って見たかと思えます。香北町のこの双葉保育園ですね。運動場には電柱が10本も立っております。それに防球ネットが張られておるわけでありまして。震災などの災害時には、私も通るときには非常に危険ではないかと、このように思っただけであります。どのような認識を持っておられるのかお聞きをします。（後に防災について追加質問あり）

その最後に、最後といたしますか、1番目の最後であります。国保安定化支援事業についてであります。

国保会計への一般会計、国庫負担だけではなく一般会計に対する財政支援が行われていることはご承知のとおりであります。直接に国保会計に入るのではなくて、一般会計からの繰入金として国保会計に、歳入に入ってきます。基準財政需要額として計算されたものが実際に国保会計にどれだけ組み入れられているのかが重要であります。これ、2001年12月でしたか、この新しい基盤の強化として合意をされております。大臣が合意をされておるわけでありまして。この国保財政安定化支援事業は保険基盤安定制度による財政支出が多い自治体の国保や、60歳以上の退職者でもない老人保健でもないこの高齢者の国保などに対して財政支援をする制度であります。この2006年でありまして、この資料ですね、これちょっと読んでみますと、県との打ち合わせですね、打ち合わせでは一般会計からの繰入額が算定額より少ないと、額となっております。また、「財政安定化支援事業の趣旨を十分に理解をし、適正な処理を行うように」と、この平成18年国民健康保険事業打ち合わせ結果ではこのように言われておるところでございます。そこで、2つの質問を行います。

2007年度予算では国保財政安定化支援事業のこの算定額は幾らか。そして2番目

には、適正に繰り入れをし円滑な国保事業の運営を期するべきではないかをお尋ねをして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 久保議員、防災についての2点目は取り下げますか。

○12番（久保信彦君） えっ？これ。

○議長（中澤愛水君） 通告にはありますけれども。

○12番（久保信彦君） 言いませんでしたか。

○議長（中澤愛水君） 抜かりでしたが。

○12番（久保信彦君） あ、抜かった。それでは言います。えらいすいません。防災計画について、ほぼすべての市町村において、これ言うたんやない。ああ、これいかん、3と書いてあった、間違えて。

また、他の地区にもこのような危険な場所があるのではないのでしょうか。災害の危険箇所の実態把握は確実に行われているかお伺いをします。

以上で1回目の質問を終わります。どうも失礼をしました。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） おはようございます。それでは早速に久保議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

投票所の削減についてということでございますが、実は選挙管理委員会の方で前回ちょっと、前々日の議会でもちょっと話しさせていただきましたが、投票環境の改善といえますか、投票所全体に対するいろんな見直し作業というのが、私が選管の委員をやっておりまして平成16年ごろの県の学習会等で提起がございまして、實際上、今回平成18年6月にも県からそういった全体のレイアウトの問題だとか、投票所の統廃合の問題とかいうことについての指示とか意見表明がございました。この問題につきましては、投票をやりやすい方法をするとかいろんなことがございますが、1つには昨今の交通事情とか状況の変化に伴います投票所のあり方についてどう考えるかということが前提になっております。1点目の考え方としましては、そういった便利なところでかえってですね、例えば駐車場のない投票所に行くよりも近くに大きな駐車場のある投票所があれば行きやすいとかいう考え方もありますし、それから、もちろん最近言われております非常に財政的な問題というのが大きく影響をしております。實際上3年前の参議院選挙で5億5,000万円かぐらいの費用をかけておりますが、そのうちの大体6割ぐらいが投票所にかかる人件費を中心とした費用となっております、削減できれば削減できるものをしていくという考え方も当然ございます。

それからもう1点の考え方としては、これは今回に非常に影響するわけでございますけれど、零細な投票所についてどう考えるかということです。高齢化が非常に進んでおりまして、今回問題になって、問題とか統合になりました4カ所（の投票所）につきましては選挙人名簿に登録されている方が大体15人以下の投票でございまして、一番大きな問題となるのは投票に伴う事務職員の配置、もっとその前に言いますと投票立

会人、それから管理者の配置について非常に問題になります。管理者につきましては、選挙人名簿に載っている市内の人であればいいわけですが、立会人につきましては投票区の方でないとだめだということになっておりまして、これが2名必要になります。たまたまその日何か都合で体調を崩したとか補充をやったりとかいうことがありまして、実際それが伴わないと投票ができないということになります。非常に人数の限られた中ですね、そのご負担を当該地区の人に強いることが非常に難しいというのが大前提にちょっと考えられることをごさいます、これに対応すべく少し考える必要があるんじゃないかということになります。

それともう1点、投票に行く方をごさいますけれども、投票には秘密主義がございしますが、人数が非常に少ないとか、行ったか行かないとか、いろんな俗人的なことについて非常にオープンになりやすいと。100(%)を目指して皆やるわけですが、あの人が行ってるとか行っていないとか非常に俗人的なことがオープンになってしまって、それが果たして投票人の利益につながるかどうかというようなことも懸念されておりました、この辺の観点から今回統合に踏み切ったということをごさいます。今回、突然という話ではなくてですね、合併前の旧3町村のころからそのような話しが出ておりまして、そんな機会があつて意見交換の会とかいうのが設けられたこともあるやに聞いておりますが、今回は、各その対象となります4地区につきましてこういう形で統合したいという旨の説明会をとりあえず開かせていただいて、住民合意の上で進めたいということでお話しをさせていただきました。そうしましたところ、香北町の河野地区、それから物部町の小川地区、則友公会堂でやっているところですが、につきましてはもう大体住民理解はある程度進んでいると、こういう状況であつてやむを得ないというようなことで、特段なかなか人を集めてそういう会を開くのも大変なので、地元では話しをしているので了解ということになるんじゃないかというようなこともございまして、それでも一応アンケート、当該地区統合する場合につきましてどの投票所が都合がいいのかとか、いろんなことも勘案してやるべきではないかということで、その辺の意見交換もせないかんとということでアンケート調査をさせていただいた上で合意をいただいたと。あとの土佐山田町の西又地区とそれから物部町の日ノ地地区でございましてけれども、こちらについては一応説明会をお願いをしたいということをごさいますので、私ほか選管の委員が代表を立てまして、あと書記長らと一緒に平成18年の末に2回ほど、2カ所ほど説明会に行かせていただきました。住民の方々からの意見といたしましては、「当然そういう話しがあるだろうと思っておりましたけれども、非常に寂しい。」と。「公共交通機関がないので非常に移動の問題が難しいな。」という話は当然ございましたけれども、諸般の状況、それから「同じレベルの人数、同じ考え方の投票所がすべてそういうことになるのであればまあやむを得ないかな。」という意見もございました。それと同時に交通手段のない方については、「だれかが一緒に投票に行くとき積んでいくとかいうこともやってみましょう。」という前向きなご意見もいただきまして、一応合意をさせて

いただいて今回のような統合に至ったということでございます。

それから、もう1点、そのときも出ておりました送迎車という話でございますけれども、なかなか公平性とか、従来の投票所でも非常に不便なところ等々ありましてですね、そういったことを勘案して今回のところだけバスなり交通機関を用意をするという方法が果たしてどうなのかということで、ちょっと難しいのではないかとということと、さっき申しました俗人的な要件というのが、結局そういうことをやることによって行かんかい行かんかいみたいなことになってしまう。もちろん投票には行ってくれということはそのとおりですけれども、その辺のことを総合的に勘案しまして、とりあえず住民力といたしますか、なかなか高齢者の中でそんなことを申し上げても難しいわけでございますけれども、にお願いをすることを今回は前提として進めさせていただくということになったということでございます。今後ともまた地域の意見を十分に、いろんなことをお聞きしながら進めていかないかと思っております。

今後の投票区の問題でございますが、零細なものにつきましては、ちょっとその4カ所が特にそうでしたのでそれはそれといたしまして、最初の前提で申しました今度大きなところでもですねそういう利便性を考慮した上で統合する可能性があるかどうかについて検討を加えていきたいというふうには思っておりますので、またそういう話になりましたらもちろん住民の合意を得ながら進めていくようなことになろうかと思っております。現実的にどこがどうという話がまだ出ているわけではございませんのでご報告申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 久保議員の選挙投票入場券についてのご質問にお答えをいたします。

確かに、ご質問のように高知市、南国市のような方式もございます。合併前の旧土佐山田町では大概4枚のはがきをワンセットにこう印刷した、先ほど見せていただいた、あのセットにしたシーラータイプというふうなやつですけれど、そういう入場券のセットで各家庭の方に配付をしておりました。これは10年ぐらい前でございますが、ただ、その切り取りが不便、あるいはすべてセットになったやつを1人の方が持って行って、投票所へ持っていくと。あの方が入場券がないので困ると、そういうふうなケースがかなり出てきました。そういうことで、一人一人の入場券にもう途中で変更した、これが10年前でございます。既にそういうことをクリアしておりますが、ただですね、私たちがやはり公職選挙法の施行令の中ではですね、選挙人に投票入場券を交付するように努めなければならない。ほんで入場券については便宜を図らなければならないと、施行令の方で決められております。この場合の表現の仕方が選挙人でございます。このワンセットにしますと、世帯主だけしか名前が出てこんわけです。そういうことをやはり一人一人に配るとというのが基本ではなかろうかということで、選挙人の便宜も含めまして、わざわざこの一人一人に変更させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、久保議員の防災についてのうちの1、3、香北町の双葉保育園の運動場に電柱が10本立ち、それに防球が張られている。災害時には非常に危険であると思われるがどのような認識かというご質問にお答えを申し上げます。

双葉保育園では、運動会等の行事によって周辺の田畑にボール等が飛び出さないようにするために防球ネットを設置しております。これは平成4年の施工でございます。防球ネットは地上8メートル、地下2メートルのコンクリート柱11本に張られております。この支柱には支持物の転倒、傾斜防止のためのねかせが施されているので、転倒等の危険は極めて少ないと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 久保議員の防災についての2点目、他の地区にもそのような危険な場所があるのではないか、実態把握は確実に行われているかという質問にお答えいたします。

防災対策課の危険箇所の把握は、年1回実施している危険箇所パトロールと自主防災組織の防災マップづくり、豪雨、台風等自然現象に伴う危険が想定される場合に地域からの通報及び各支所、または関係各課の情報により、単独または関係課と現場に出向き対応しています。防災対策課としましては、場合によっては自主避難勧告ほか各支所、関係課と防災対策を講じています。電柱につきましては、震度6以上でも電柱自体が倒れることはないが、建物が電柱、建物、その周辺にある建物と電柱及び電線が倒れた場合、そのはずみで電柱が倒れる場合は阪神淡路大震災でも見られたことがあります。また、地震時には揺れによって地盤がゆるむことによって電柱が傾くことはあり得ることです。地域によっては電柱を防災マップに記載し、注意を促すところもあります。公の施設の危険場所または危険と想定される場所については、場所、施設の管理者等が安全対策を講じていると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の国保財政安定化支援事業についてお答えをさせていただきます。

まず2007年度の算定額についてですが、今年度の算定額は11月ごろに国から示されますので現在のところはわかりません。今年度の香美市予算はご存じのとおり3,000万円を予算化しています。この国保財政安定化支援事業は、ご質問にもありましたが脆弱な市町村国保財政に対して国が支援として交付税に算入しています。（交付税の）算入は一般会計に入りますので、一般会計から国保会計へ繰り出ししてもらわ

なければなりません。基準額は厚労省が決めますが、ちなみに平成18年度は1億1,551万3,000円で、交付税に算入している額はこの基準額の8割の9,241万円です。国は8割分の交付税で算入しているので、市町村が残りの2割分を継ぎ足して、基準額にして国保会計に繰り出ささいと言っています。久保議員のご質問の中にもありましたが、県の国保指導課からも適正な処理をなささいとの指導を受けています。保険課としても、予算要求時や決算時には適正な処理をと財政課へ要望をしています。しかし、実際に平成18年度に一般会計から国保会計に繰り入れてもらった金額は3,000万円でした。保険課としては、本来基準額を繰り入れてもらわなければならないと考えていますが、現状は交付税算入額にも満たない金額になっています。安定した国保事業を運営するために適正な繰り入れをするべきだと考えます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 久保議員の国保財政安定化支援事業の件で、財政課としてご答弁させていただきます。

交付税は、ご存じのとおり地方自治体運営上、その団体に必要な標準的な支出と標準的な収入をそれぞれ基準財政需要額、基準財政収入額として算出しまして、その差し引き不足額をもとに国から交付されるものでございます。基準財政需要額には、多くの支出項目が算入されておりますが、交付税は一般財源として一括交付されるものでありまして、非常にその支出につきましては市町村の裁量に任されているものでございます。それからまた、すべての算定、算入している項目ごとに分配をするとしましたら、この交付税は全く足りないものになってしまうのが現実であります。この点を踏まえまして、一方現在香美市では国保事業は健全な財政運営に努めていただいているところでございます。その時々に応じた市からの支出は必要でございますが、双方の財政状況、それから施策等を見ながら必要な支出を行っていく、そのように考えておりますのでよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

1番目の問題ですが、私も実はずっと（土佐山田町）西又からずっと（物部町）則友まで聞きに行ってきました。どういう状況であるのかということを知りましたところがですね、名前を言ってもえいと思いますが、（土佐山田町）西又地区では「もう年がたってよう行かん。」と、「今度の選挙からよう行かん。」と言うておりました。それから、物部町の方へ行くと「合併をしても」、私が言うのではないですよ、「合併をしても1つもえいことがない。」ということを知りました。また、合意は、そら合意をしたと言いましたけれども、「合意はしておらん。」というように言っていました。上から言うことだから仕方がないのではないかということでありました。そのような意見を聞いたところでは、その1つには、投票箱を前日に、何ですね、市役所か支所へ、

市役所だと私思います。市役所へ前日にその自治会長さんなりが取りに来て、そして保管をしておかなければならないと。ほいて、保管するところは投票所へ保管をします。ところが、「どうも投票所へ保管をしておいたらどうなるかわからん。」という、その方の言うには心配をしまして、そしてまた夜取ってきて自分くへ保管をすることのようです。それで、そういう場合にですね市の職員がやっぱりできないものかと、そういう投票箱の何を持っていくのは朝、日曜日になると思いますけど、朝早く職員の方も大変だろうとは思いますが。毎日でもない、年に数回でもないし4年に1回ということでもありますので、そういうことはできないものかという点についてちょっとお伺いしておきたいと思えます。

それからですね車の輸送、これは4つの地域で（投票所が）廃止になったと。55名ですね、有権者、確かに55名であります。今ではもう投票所に行く場合でも歩いて行く者はおらんと。（物部町）則友なんかね、それから（土佐山田町）西又、これ5キロぐらいあります。5～6キロありますね。（物部町）則友は影仙頭へ行くようになっております。だから、これなんかも非常に大変だということの意見を聞いたわけです。だから、私はそういう人に対しては町（市）の車を出してあげたらどうかというように思えます。もう一度答弁をお願いします。同じ答弁になろうかと思えますけれども。

それから、地域の実情によって選挙権が阻害されかねないと、状況は改善されなくてはなりません、地域審議会や地域交通対策委員会でも対策を検討されるべきではないかという点でもお聞きをしたいと思えます。

それから、（香北町）永野の双葉保育園のことですね。あれ、ちょっと下に、地面から下は私には見えないわけですが、非常に地震が（震度）5か6いった場合に電柱は返りやすいと言われております。だから、あそこへ避難しておいたらずっと、何と云うか網と一緒にずっと返ってきて、人が来ておいたらそこですべてふせられるというか、そういうふうになってしまいやしないかという心配もあるわけです。やっぱり私の思いますのはですね、ここで老人ホームが建ちました。あれはもう既に耐震もできております。そして、民間のゲートボール（場）があります。知っておると思えます。これは市有地でここがよくはないかというように思いますがどうでしょうか。その点もう一度お伺いをします。

国保ですが、確かに平成18年は（一般会計から）3,000万円入っております。9,200万円のところを3,000万円、これ非常に少ないわけですね。そして2007年、今年ですけれども、3,000万円であります。これ、11月ごろには（算定額が国から）大体くるということでもあります、これもほぼ去年と同じように9,000万円はくるであろうというように思えます。そこで、今年も恐らく9,000万円くると。本来なら全額を繰り入れて社会、その被保険者のために使うべきではなからうかというように思えます。そこで、これ高知県健康福祉部国保指導課で、国保指導班の資料です。「この国民健康保険財政安定化事業に係る分として、別紙の金額が地方交付税に算入さ

れておりますので国民健康保険特別会計の繰り入れを適正に行ってください」と。「なお、この額は厚生省基準額は0.8と乗じて定めた地方交付税算入額であって、厚生省の収入、繰り入れ金額の考え方は0.8を乗じる前の額であることに留意してください。」だから、これはですね100%、本来繰り入れてするのが私は適当であるというように思います。そして、もう1つ資料がありますが、これ、国の方からの資料、県へ回って恐らく市町村にも来るかと思えます。国保安定支援事業で、「国保安定支援事業は国保財政健全化及び保険負担金の負担料負担の平準額に資するため、市町村会計の繰り出しが可能となるよう所要の経費、地方財政計画に計上したものであるが、市町村からも当制度の拡充の声が強いという事業が、そういう事情があった」ということであります。そして、「地方交付税措置を講ずることにした。」と、「そういう強い声があったので地方交付税を講ずることにしました。」と。「その手法として高齢者医療の医療費が一般的に増数している現状にかんがみ、老人保健制度及び退職者保険事業制度の対象外である60歳から69歳の高齢者に係る医療費の増数分に着目した係数を用いることとした。」と。なお、「この事業はあくまで保険料部分に対する地方公共団体の助成に対する支援だ」と、このように述べております。だから、保険料の軽減を図ることができるのではないかとこのように思うものでございます。

2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） それでは、久保議員の2回目のご質問でございませぬ。

同じ答えにならないようにしたいとは思いますが、その合意という問題でございませぬ。合意という表現なのか、ご理解をいただいたという表現なのかということもありますけれど、（有権者）55名全員が55名とも理解、納得ということになったかと言われると、そういうことでない方も多分いらっしゃるだろうという気はいたしますけれども、なかなか100%というのは非常にいろんな問題、難しいことではございませぬ。今の流れの中でトータルとして地区として地区のすることも努力いただき、それから選管の都合というよりは先ほども説明しましたとおり、地区の投票所の管理運営上に非常に厳しい問題が起こる可能性があるというようなことのご理解もいただいたというふうに考えております。

それからもう1点、先ほどは申し上げませんでした、「もっと遠いところはどのように行けらあ」と言われるとそうですけど、期日前投票が非常に、平成15年の改正以来、気軽に投票できるようになってございませぬ。今回、当面の参議院につきましては2週間程度期日前投票期間もございませぬ。何かの折に香美市（役所）の方なり香北（支所）なり物部（支所）、香美市（役所）へ来られる方、香北（支所）、物部（支所）の方いろいろいらっしゃると思いますが、そういった機会を何とかご利用いただけないかということも、その当初説明をさせていただいたとおりでございませぬ。大変苦渋の決断のた



ろもございますけれども、過疎地におけるその住民サービスだとか権利行使だとかいろんな問題は、選挙に限らずトータル的な考えを持っていくことも必要かとは思いますが、久保議員のご意見十分わかりますので、常にそういう観点は持ちつつ、今後ともですねちょっとほかに何か方法とかアイデアとかいうことがないかということを含めて、選管としても心して当たりたいというふうに思っております。余りさっきと変わらん答えになったかと思いますがよろしく願いをいたします。

それから、投票箱の管理等につきましてはいろいろ選管としてもやっておりますが、ちょっと細かい詳しいことは総務課長の方で答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 久保議員の2回目の投票箱の保管は職員ができないかということでございますが、投票所の最高責任者は投票管理者ということになります。例えば投票管理者が当日なり欠けた場合についてですね、再度投票管理者を選任するということにはなりません。あくまでも投票管理者は当日は1人で、その人が欠けた場合につきましては職務代理者が投票管理者の事務を行うというふうな形になっております。ほんで当日再度選任するということにはなりません。ということでですね、やはりその投票所の最高責任者ということで翌日の投票日の投票に関するすべての物品、これはもちろん大事なものもあります。投票用紙とかいろいろ投票箱等あります。こういう物品の受領を前日の説明会の折に受け取るわけです。その保管については、その投票所で、翌日の投票所で保管じゃなくて、自宅の方で保管をしていただくという形になります。それから、投票管理者の投票に関することにつきましては、前日からすべきことがいろいろございます。やはり投票所の準備も中に入っておりますし、それからその投票所の環境の整備、レイアウトなんか、一応ひな型としては、一般的なひな型としては説明もしておりますが、その投票所、投票所に合わせたレイアウトも考えていただかなければならない。この件についてはですね、職員と一緒に前日なりあるいは当日の朝早くからになります準備をしていただくというふうな形になります。それで、やはりこの投票事務を行うためのすべての物品の保管については、最高責任者の方に、投票管理者の方で管理をしていただくことが最適であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、久保議員の防災についてのうち（香北町）双葉保育園の支柱についての質問にお答えいたします。

地下のことは見えないので地震がきたときには大丈夫かというご質問でございます。1回目と同じような答えになると思っておりますけれども、支柱は電柱と同様のものを使用しており、設置には地上高の約6分の1の地下埋設を基本としておるようでございます。この支柱は10メートルのうち2メートル、5分の1の地下埋設の上、転倒防止のねか

せを施工しておるので、安全性は高いと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 久保議員の2回目のご質問にお答えいたします。

国保財政安定化支援事業の繰出金の件でございますが、この趣旨はよくわかります。また同じこととなりますが、交付税につきましては、この基準財政需要額に算入される意味合いですがその地方公共団体に必要なお金である。それから、その団体で何かで不足する分であると。それから、国庫補助金を、また負担金をやめたそのかわりであると。いろんな意味合いで、そのような意味合いで算入されてきていると思います。そして、それらを合計しまして基準財政需要額なんです、それから差し引かれる分があります。税等の収入がありますので、その割合で差し引かれまして交付税が算定されてくるわけでありまして、その必要な額に全部当てはめたらその基準財政収入額で差し引かれてる分が不足するというような理屈にもなってくるわけです。この安定化支援事業のお金も必要ということで算入されているということはわかります。過去よりこの国保会計に対しましては必要なときには繰り出しをしてきております。まず、基本的に努力をしていただいて、していただいておりますが、その運営状況を見ながら必要なときには支援を、繰り出しをさせていただく、そのように考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） まず、この期日前投票ですけど、今のお年寄りは約500（メートル）、人によって違うかと思えますけど500メートル範囲で仕事をして、そして家へ帰るとというのがこれが実態です。そんなに何キロも行く、病院へ行く場合は別ですけど、「ふだんの生活としては500メートルの範囲だ」と、このように言われております。これ答弁はいいです。

これ端的に聞きますが、この国保財政安定事業ですね。これは私は当然100%繰り入れるべきだと思います。そういう意味で今年も3,000万円、11月には約9,000万円は入るだろうと。そこで伺いますが、この9,000万円を全額繰り入れて、この保険課長がそれはどうしようがその保険課長に任す以外はないですけど、まず繰り入れることが大事であると思っておりますがどうでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 久保議員の3回目のご質問にお答えいたします。

同じ答えになりますですが、趣旨はよくわかりますがほかにもそのようなことがたくさんございます。交付税算入されているのでこれこれへ支出すべきである。それはよくわかりますが、交付税は一般財源として交付されておりますので、必要な、その国保ならばその財政状況を見ながら、そしてまた政策的な一般会計の支出、そういうようなと

ころで施策に応じて支出させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

次に3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。最後に登壇するのは初めてでございます。少々緊張もしておりますけれども、市長初め執行部におかれましてはよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をいたします。

最初に社会保険庁解体、民営化法成立が間近となり、自治会への影響、特に国民健康被保険者証に係る問題について伺ってまいります。

安倍首相は、社会保険庁は国民の信頼を失墜させたなどとして社会保険庁解体、民営化法を強行しようとしております。しかし、この法案は国民年金に対する国の責任を投げ出すものでもあります。年金業務を4分割とばらばらにし、競争入札で外部委託。委託業者や従業員が数年ごとに入れかわるため、確実に安定した年金運営はできなくなるのではないのでしょうか。また、消えた年金問題に対しての政府の責任放棄につながっていくと予測もされます。さて、その法案の中身ですが、社会保険庁解体、民営化法は外部委託のほかに、今まで以上のひどい取り立て制度やペナルティーが盛り込まれております。現在までも悪質滞納者には財産の差し押さえ等も行ってきたわけですが、徴収の民営化を行うことでサラ金まがいの取り立てが横行することとなります。これは一般の滞納者に対してであります。そして、悪質と認められる方は国税庁が徴収を行う。徴収に至るには資産、預金等のあらゆる調査が先行するわけで、年金徴収から発展して税務調査を行うなども考えられることでもあります。そして、私が今回問題にしたい点は、国民年金保険料の滞納者から国民健康被保険者証を取り上げ、有効期間の短い短期被保険者証に切りかえるという点であります。理不尽きわまりない制度です。国保料を払っているのに、年金未納ということで200万人が短期被保険者証に変更されるおそれがあることが明らかとなりました。このことは、少なからず国保事務に影響を及ぼすことが考えられます。過去には年金未納者には運転免許証を再発行しないなども論議されてもいたわけですが、政府が年金不信をつくりながら国民にペナルティーを与える。決して許されるべき制度ではないと考えるところです。年金にしても国保にしても、未納の場合は受給できなかつたりサービスを受けられないというペナルティー厳然たる事実であり、このような風潮が広がって行くことに大きな懸念を覚えるわけであります。そして、新たな事務負担と国民との信頼関係を失うことによる国保税の滞納などは、自治体に大きな負担となっていくことも予測されるところであります。そこでお尋ねいたします。

このような政府の方向に対して、末端行政を預かる市長としていかなる見解をお持ちなのかお聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。そして、担当課ではどのような準備をなさっているのか。また、今後（準備が）必要なのかをお尋ねします。

2点目に、徴収は民間もしくは税務署、短期被保険者証発行は市役所になるわけであ

りますが、具体的な連携のシステムについて伺います。あわせて、事務料及び経費の負担増についてもお尋ねします。

3点目に、最終的に年金滞納者には資格証明書を発行するなど、そのような方向に展開していく可能性について見解を求めます。

4点目に、家族のだれかが滞納者の場合、世帯間で異なった保険証という事例も出てくるわけで市民からの苦情の要因にもなり得ますし、他方、事務の混乱にもつながると危惧するわけではありますがいかがでしょうか。その点お尋ねします。

続きまして、消えた年金問題について伺います。

この件に関して、ある有識者が「国が振り込め詐欺をやっているようなものだ。」と申ししておりました。差し押さえも踏まえ、強制徴収はする。口座引き落としを奨励させる。一方、それさえも納入済みとなっていないケースも判明いたしました。「社会保険庁のむとんちゃく、無関心、無責任が招いた結果である。」とも申ししておりました。私は、市民の年金への不安解消には、社会保険事務所は全力で取り組んでいかねばならないのはもちろんですが、一定期間国民年金の徴収を任されていた市といたしましても、旧3町村ですが、年金への市民の不安解消のため役割を果たす義務があると考えるところです。

そこで伺いますが、旧3町村時代のおのおのについて、徴収を行っていた期間と納付履歴の手書き台帳はすべて保管されているかお尋ねいたします。

2点目に、市長の諸般の報告では7件から8件問い合わせがあったと述べられておりましたが、（鳥取県）倉吉市や（香川県）坂出市では市民課において国民年金記録の手書き台帳の写しを希望者に無料で交付するサービスを早速始めております。このことにより社会保険事務所において相談する際スムーズに話しが進み、ロスが省け役立っているとのことですが、本市においても対応可能と思いますが、お考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

消えた年金と福祉事務所は結構関係が深いわけでありまして。くだけて言えば、社会保険事務所のずさんな事務ケースワーカーの方々も苦勞されてきたと思います。私もそのような例に遭遇したわけではありますことではありますが、今後起こり得るであろう気にかかるポイントについて伺ってまいります。この点を質問するに当たり、また調査を行う場合、被保護者の権利を擁護する視点が福祉事務所にあるのか、大切な点であります。年金をもらえる権利を大切にす姿勢。そうでなく事務所の経費を減らす視点で被保護者と接触すれば、理解を得られない結果ともなり得ます。さて、ケースワーカーの方々は申請書の職歴等に基づいて年金支給対象者に関しては年金調査を行っており、年金が増額となったり、無年金者が有資格者であった例もあると伺います。そのことにより扶助費の減額が図られたり、被保護者から自立へと向かった人もいるはずであります。

1点目に、この機会ですので伺いますが、福祉事務所設置からの社会保険事務所のミスで年金が増額に至った事例について具体的にお尋ねいたします。

2点目に、被保護者から自立へと改善した例や、5年間の時効が成立しており被保護者もしくは福祉事務所に入らなかった金額、件数及び内容についてお尋ねいたします。

3点目に、年金時効撤廃特例法が成立した場合、年金受給の被保護者への対応、説明責任、また保護から自立へと現在福祉事務所と関係のなくなっている方々への対応はいかに行っていくのかお尋ねいたします。

続きまして、香美市高等学校等奨学金制度についてお尋ねいたします。

香美市高等学校等奨学金の給付に関する規則では、経済的な理由により就学が困難な者に対し奨学金を給付することにより教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とし、現在まで一定の役割を果たしてきた点は認めるところであります。しかし、格差社会が広がり貧困に日々苦しんでいる市民が、我が子の勉学の意欲を何とか大学等への進学という形で達成できたとしても、その後の経済的負担に耐えられず道半ばで中途退学されたという例も聞くところあります。本規則での給付額では、大学入学者等への支給としては少額であり、増額を望みたいわけでもありませんが、現実、他の奨学金の貸与を受けられた方には、ある面ありがたい制度ともなっているとの意見も伺ったこともありました。また、市の財政上も、市民の理解という点からも現状いたし方ないかとも考えるところでもあります。しかし、後年、返還をさせていただく貸与の制度は検討できると思いますが、特に専修学校入学の生徒のことを念頭に置いて伺ってまいります。

専修学校は、我が国第二の高度教育機関となっております。特に高知県においては、高校卒業生の25%が専修学校専門課程に進学しており、新潟県に次ぐ第2の進学率であります。卒業生の大部分は県内企業に就職しており、県経済に大きく貢献しているところですが、しかしながら、学校教育法第1条の学校としての位置づけがされていない等の要因で、(入学者が)独立行政法人日本学生支援機構の第1種、第2種奨学金の受給者となり得ない事例も発生しております。ある方の例ですが、第2種奨学金の申し込みは受理されて何とかいけそうだと思っていたところ、学校からその制度の利用はできないと言われ、大変な思いをしたと伺っております。ちなみに本規則でも、第3条関係で専修学校は対象として位置づけされていないところあります。そこでお尋ねいたします。

1点目に、香美市高等学校等奨学金制度の実績を件数、給付額で。できましたら給付額1万円の高等学校までの分と1万3,000円の短期大学、大学等に分けてお答えをいただきたい。よろしく願いいたします。

2点目に、香美市の生徒の高等学校卒業後の進路状況についてお尋ねいたします。また、さまざまな奨学金の利用状況は把握できているのか。できている場合は、その内容についてお尋ねいたします。

3点目に、保護者としては各種奨学金等の申し込みをその時期がくれば行っているはずですが、進学先によって、また学校の不備等によって奨学金制度が利用できないなど

の例が現実としてございます。そのためにも、第3条関係で専修学校も対象とし、また、条件緩和を行い、一定額まで貸与できるように本制度の充実を求めるところであります。見解をよろしくお願いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の社会保険庁の解体と民営化法の国保被保険者証問題についての市長の見解をということで、私にご指名でございますのでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今回のこの社会保険庁の解体、また同時に今問題になっております年金問題を含め、大変マスコミ等でも大きな、いわゆる情報が出て、そして大変な状況になっているわけでありまして、大きな国の課題になってきておりますし、また、こうしたこの2つ、社会保険庁の問題にしろ年金の問題にしろ、さまざまな複雑な問題もあろうかと思っておりますけれども、しかしながら、やはり国のいわゆるどう言いましょうか、国によるところの問題と言いましょうか、そうしたものが国民なり、また地方に押しつけられてくるということにつきましては、大変遺憾に感じておるわけです。今回のこの社会保険庁の問題、先ほどもお話しがございましたように、年金のいわゆる滞納者に対して国保に対するペナルティーを課すということ自体は、全然別物であろうというふうに思います。そうしたものを挙げてくるということ自体が少し方向性が違うのではないかというふうな、私自身、認識を持っておるということでありまして、ほかのことにつきましては、また保険課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

まず、国民年金と国保の被保険者証問題について一括してお答えをさせていただきます。国民年金保険料の未納者に対して国保の短期被保険者証を発行することができるというような法案についてですが、法案が可決された後に、市町村の条例などの準則が国から示されたり国や県の指導があると思っております。現在までは正式に文書等は保険課には来ておりません。国会で審議に入った案の状態ですので断言はできませんが、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、現段階での私の意見を述べさせていただきますと、国民年金の制度と国保の制度は別物ですので、市町村の判断、裁量の範囲内であれば切り離して考えていかなければならないと考えています。つまり、国民年金保険料を滞納しているからといって、国保の通常の被保険者証が発行できる方に対して勝手に短期被保険者証を発行したり、資格者証にして発行することはできないと考えています。また、保険課内ではまだ全く準備段階にも入っておりませんので、経費などの負担増についてはわかりません。

次に、消えた年金問題についてですが、納付台帳の原本は廃棄をしておきませんので、旧3町村分すべて残っていると考えています。

次に、市民への問い合わせへの対応ですが、基本的には社会保険庁で対応していますが、市役所へ電話あるいは台帳があれば、わかる範囲内で市役所保険課年金係で対応をしています。また、そのときに不明分については、社会保険庁への問い合わせも代理で行っています。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員お尋ねの消えた年金に関しての保護に関する部分について3点お尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

その前に、まず山崎議員にお断りをしておかなければならないというふうに思います。と申し上げますのは、お尋ねの内容につきましてですね、いたしましたけれども、今、消えた年金については大変大きな課題になっておるわけですがけれども、この問題がこれほど大きくなったのはごく最近の問題ですし、私もこのような大変大きな問題であるというふうな認識も全然これまでありませんでした。そうしたことを想定して準備がなされているものは全くありませんし、生活保護、現在ケースが300でありますけれども、この1年余りの取り扱いというのは申請、却下等を含めましたら500近い数字になります。したがって、お尋ねの件につきましては事前に質問通告をいただいておりますので、保護係の方でこうした事例があったのかないのかということ、課内（福祉事務所）で話し合いをして、その話しをまとめたということでございますので、数値的なものをこうですということをお示しするような状況にはありません。そういうことをお断りした上でお答えをしたいと思います。第1点目の年金ミスについてそうした事例があったのかということでもありますけれども、ミスとして社会保険事務所において訂正していただいた事例はございません。

第2点目の自立や時効のケースの具体的な内容はどうかということでございますけれども、年金受給資格の有無につきましては、申請に伴う調査段階でありますとかケースを取り扱う中で、申請、辞退したりとか自立になったケースは数件ございます。例えば、自立のケースでございますと、無年金であると思われた者が年金が年間77万円もらえると、こういうふうなケースもありますし、今後65歳になれば年金が入ってくるというふうなことがわかったというようなケースも数件ございます。ただ、ケースを取り扱ってみて特徴的な問題は、生活保護の申請においでの方とか被保護者の中には年金手帳を全く所持をしていないという、自己管理がなかなかできてない方が多くございます。それから、社会保険事務所で、そうすると窓口で尋ねなければ確認ができないわけですが、年金に対する理解不足ですとか、非常にご自身の怠慢というようなこともあったりしますし、また、窓口で趣旨を伝えてお答えいただいても理解するのも困難だと、こういう方もおります。それから認知症とか精神障害のためにみずからの職歴があいまいになってるという方もありまして、あと数カ月の分があれば、これは年金受給にこぎつけれるんじゃないかというふうなものもあるわけですが、こういう場合も残念ながら障害年金が受けられないというようなケースもございます。ケースワーカーの場合

は他法、他の制度を活用してできるだけその方の自立のために調査をするわけですが、そうした中ではやはりその年金管理が、自己管理ができないということの方が大きく目立っておりまして、今回、問題になっておりますような形のもので、我々が5年の時効にぶつかって前に行けなかったというふうなことは、今までのところは調査もしてやっておりますので、ここで何件ございましたということは申し上げることはできません。

それから第3点目の自立のケースに関しての周知はするののかということをございますけれども、自立をされた方については、福祉事務所としては特に関知するところではございません。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えしたいと思います。

香美市高等学校等奨学金制度についてですけれども、これは経済的な理由により就学が困難な者に対して奨学金を給付するというものです。給付の額についてですけれども、高等学校、中等教育学校後期過程、高等専門学校については月額1万円、短期大学、大学、高等専門学校、4年から5年生については月額1万3,000円ということになっています。専修学校については対象外と言われたとおりです。実績についてですけれども、平成16年度、旧土佐山田町分でありましたが、高校関係で28人、大学関係3人、合計31人で奨学金の給付額382万8,000円となっております。平成17年度、これも旧土佐山田町分で、高校関係16人、大学関係2人、合計18人、奨学金の給付額が233万2,000円ということになっています。平成18年度香美市については、高校関係18人、大学関係2人、合計20人、奨学金の給付額については247万2,000円ということになっております。

2番目の高等学校卒業後の進路状況についてですけれども、特に規約の中でも進路についての報告の義務も書かれておりませんが、把握はできておりません。

他制度の奨学金の利用状況についてですけれども、高知県高等学校等奨学金制度を利用した者が平成16年度に旧土佐山田町で9人、平成17年度では旧土佐山田町3人、旧香北町1人、旧物部村2人と計6人。平成18年度香美市で9人の方が利用しております。その他の奨学金制度については把握できておりません。この制度、貸与できるようにと、充実するよようにということなんですけれども、貸与については貸与終了後に必ず返還しなければならないということです。あわせて収納事務とかが起こることも考えられますし、給付についてはそういうことがないというふうな意義もあると思っています。今後においても、本市のこの制度をピーアールして周知を図り、利用してもらおうようにしていきたいと思っています。この奨学制度を利用しながら、あわせて日本学生支援機構や高知県など整った奨学金制度を利用して、効果的に活用していただくということも伝えていきたい、努めていきたいと思っています。専修学校まで枠を広げると



ということなんですけれども、格差社会の広がり、経済的理由で就学が困難な家庭がふえているというのは容易に理解できるところです。専修学校へもかなり方が香美市からも行かれていますと思いますが、その進学状況等について調査、研究もして、財政的な面もありますけれども、定例の教育委員会等でもまた話しをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、2回目の質問を行います。

国民年金の被保険者証の問題ですけれども、市長及び保険課長ありがとうございました。（市町村の）裁量の範囲があれば切り離して考えるということで、その視点を大事にさせていただきたいというふうに思いますが、ただ裁量の範囲がなかった場合と、ない場合を前提にちょっと伺わせてもらいたいんですが。1つに滞納の位置づけはどうなっているんだろうとかいう点ですけれども、年金滞納がいつの時点で相手方を滞納者リストとして送ってきて、そして何カ月おくらせていった場合滞納というふうな扱いになるのかなど、国の、漠然と素人考えで伺っておりますけれど。それから国保税の場合は一定期限まで滞納してない場合、短期被保険者証発行というふうになるわけですけど、その事務が完了した後、今度は年金滞納者リストとすり合わせて事務を行うと、そういうふうになっていくのかなというようにも考えますが。それと国保税は完納しているけれども年金未納の方には、何カ月の短期被保険者証を送るようになるのかという点もあわせて聞きたいと思えます。通常、国保税等の分納手続きをしている場合は、納付されてまた短期被保険者証を出すというふうな形となっていると思えますけれども、この場合は、短期被保険者証を社会保険事務所から滞納解消との連絡があるまで、1カ月であれば毎月毎月送り続けるというふうになるのか。推測の範囲になるかもしれませんが、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

消えた年金問題ですけども、納付台帳の原本はすべての期間にわたって旧3町村とも保管されているという認識でよろしいわけですね。再度確認させていただきたいと思えます。

市民へのサービスとして（納付）台帳の写しを交付する点は、そうなれば可能であると考えますが、（納付）台帳が完備されてるのであれば、市民から国民年金に対して手書きの台帳を見せてもらいたいというふうな要望があったときに、先ほど（鳥取県）倉吉市とか（香川県）坂出市でしたか、例を挙げましたけれども、無料でサービスを行っているところもあるというので、社会保険事務所へ行くときにそれがあれば事務がすご

くスムーズにいったるという例も聞きますので、そういう市民に対しての協力の姿勢がとれるのかということ再度聞きたいです。また、その点ができれば市民にも幅広く知らせてあげた方がいいのではないかとこのように考えますが、見解を伺います。

福祉事務所長からも答弁をいただきましてありがとうございます。確かになかなか保護のお世話になってる方で自己管理ができてない方が多いということで、職歴等もあいまいであるということとはわかる場所でもあります。その点を念頭に置いてちょっと伺いたいんですけども、被保護者自体の場合は、基本的に消えた年金問題には関心はないと。今保護費を受給されて、それで何とかやっていけてたら消えた年金がどうであろうが関係ないというふうなことも往々にしてあるかと思えます。それから、担当として再度の職歴調査等も必要ではないかと考える場所でもあります。また、社会保険事務所から全件調査をするという方向ですので、何らかの書類が送られてきたとき、被保護者がそのままにしないと、そういうことがあれば一報してもらいたいと。極端に言ったらこの消えてた分があなたに当てはまるかもしれないというふうな文書がきたときにね、どういふふうな対策がとれるのかという点について伺います。あわせて、全件調査の対象とならない支払期間が25年に満たない無年金者や、既に死亡している方についても新たな納付記録が見つければ年金受給や追い払いに結びつく可能性があります。そういうことについて、また被保護者でなくなられて直近の方とか、そういう方から手をつけていけるんではなかろうかと推察しますけれども、その点についてお尋ねをいたします。奨学金についてお尋ねします。

香美市に若い世代の定住人口を増加させたいというふうな考えは、皆さん持ち合わせていると思えます。そのためには、私は子育て支援策がいろいろと行き届いていることが大切であると思えます。また、保育園、幼稚園から大学まであるまちとして、そのまちがそのまちに住む生徒・学生たちにどのような支援制度を取っているのか。香美市のグレードを上げていくことにもつながると考えますが、そのような視点で貸与について当面の財政面での負担はあっても、後年度返還されるわけで、有効でかつ喜ばれる施策になると担当の方としては思わないのか、その点について。香美市高等学校等奨学金の給付及び貸与に関する規則というふうな充実させていく、そのような考えを持ち合わせてないのか、再度お尋ねします。貸与に関する条文を整備すればすぐにできるわけで、先ほど来、新たな事務も発生するというふうな申しておりましたけれども、第3条に専修学校も追加すると。そのような専修学校の学生さんたち頑張っているんですけども、お金の方で苦労されてるということを何人かの方に伺ったことがあります。ぜひ検討してほしいわけで、まだ専修学校についても調査をされてないということですので、ぜひ調査の方も進めていただきたいというふうに思えます。県の奨学金を9人ですかね、受けているというふうな今答弁で聞いたんですけども、これは香美市の制度と併用されてる方かどうなのか。その点をお聞かせいただきたいと思えます。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、国民年金と国保の被保険者証との関係ですが、国民年金の滞納者に短期被保険者証を発行しなさいというように法律で決められた場合、市町村の裁量、判断ではできない場合にどう市町村として対応していくのかというご質問ですけれども、細かいことが明らかになってからでないと、その時点でないとちょっとお答えができません。4番目のご質問の、世帯主は払うちゅうけんどほかの者が払うてないとか、世帯主は払うてないけんどほかの者は払うちゅうとかという問題も、そういった例も出てくると思います。そういった場合にはなかなか混乱をするのではないかというようには感じておりますが、現時点では検討もできない状態だと思っております。

次に、消えた年金問題の関係ですけれども、1回目にお答えをさせていただきましたように、納付台帳の原本については旧3町村廃棄をしていないというように聞いておりますので、原本についてはすべて旧3町村分残っていると考えております。

それと、市民への問い合わせについての対応の2回目のご質問の件ですけれども、（納付）台帳は手書きですけれども年度ごとにあって、この年度も名前ごとにありますので、その1ページをこっぴり、年度の分のその1ページをコピーするとなるとほかの人の分も見えるということになりますので隠さないかと。そうなってくると、年度ごとにその人の分をという、すべてコピーするということになるとなかなか手間があり、困難ではあるかとは思っています。それで、どの部分が抜けているので確認をしてほしいとかいうことであれば、その部分をコピーするということにはできるかと思っております。個人の状況に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員2回目のお尋ねに対してお答えをしたいと思います。

生活保護者の場合、非常にその過去の職歴等があいまいでというお話しをしましたが、この年金のミスが明確になるということになるためには、やはり自分の職歴とか、年金を納めたということが、しっかりしたものがなければその5年の時効を突破することはできないというふうに思います。そういうあいまいな状況ではですねなかなか時効が成立してるかどうかということも含めてわからないと。ただ、福祉事務所が窓口で尋ねる場合には、この方についての年金の資格はありますかということだけ尋ねるわけですので、（社会保険）事務所の方がありませんと言って答えるだけで、こちらのミスですとかいうような話しは全くないわけです。今回ミスがわかったのは、一般の方の中にしっかりとした履歴があって、これだけ納めてるのにかかわらず年金がもらえてませんよということがわかったためにミスということになってきておりますので、我々の手元ではミスというものは、なかなかこれまではそういう事例はないわけでございます。

保護者の方には関心がないのかというようなことでありましたけど、関心あるなしにかかわらず、福祉事務所としては大変関心を持っております。といいますのは、これらについては、他方、他制度の活用ということ、先ほど申し上げましたけれども当然そうして金が入ってくるということがわかれば、文書が、通知があろうがなかろうが調査の対象になっていくということで当然調査をしなければならないというふうに思っております。5年の時効を突破するような形で金の所在がわかったとしても、ただ香美市にとりましてはそのお金は入ってきません。1年半前からの福祉事務所でございますので、そこからしか生活保護費は払っておりませんので、返ってくる、できたお金は（生活保護法）第63条で戻すところは国と県でございます。香美市としては、そこで幾ら見つかってもお金は入ってまいりませんが、関心を持って調査をいたします。それから、死亡した者についても調査をするかということでございますけれども、生活保護費というのは、生保生保と言われますけれども、生きています方を保護すると、こういうことでございますので、死んだところで生活保護は切れます。死んだ方については、その方の、ここでお金が幾ら見つかっても、それは幾ら今まで生活保護費を支給してきた福祉事務所であっても手をつけることはできません。それについては相続の権限がある方のものになってまいりますので、そういう方についての取り扱いはありません。被保護者でもない者の情報を取り扱うことは今後ありません。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎龍太郎議員のご質問に私の方からお答えをさせていただきます。

輝き、やすらぎ、賑わいのまちづくりを目指しておりますので、若者がたくさん定住するということは、それはだれしも望んでいるところだと思います。若者が定住するにはいろんな条件があろうかとは思いますが、生活が保障されるというような意味からも就労先があるとか、自営の方法があるとかということもあり、議員さんがおっしゃられましたように専修学校へ行っておるときに奨学金の貸与があって支援制度があったというようなこともその定住する1つの条件にはなるかと思いますが、いろんな条件があって定住するのではないかと私は考えます。が、ご質問をいただきましたその専修学校に通っている者に貸与の方向ということでございますが、教育委員会としてどこでどういうふうにその専修学校がどれぐらいあって、高校卒業後何人がどこの学校へ行っておるかということをお調べということにつきましては、私も今のところ何か無責任かもわかりませんがわかりません。ご承知のように高等学校の管轄はもう既に県教委でございまして、その辺をどのように調べればいいのか、大事なことではあるけれども、思います。しかし、おっしゃいますように就学金をもらって一生懸命勉強するということは、それはもう本当に学生にとってはありがたいことだ。私もかつて身に、自分自身も見に覚えがあるわけですが、と思えます。したがって、ご質問のありました県と市の奨学金

を併用している者の人数もわかりませんが、教育委員会だけで調べるかどうかわかりませんが、いろんな若者の夢が持てるようなまちにするようにはしていきたい。それからまた、ご指摘がありました貸与の方法等につきましては研究もしていきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3回目、1点だけ伺います。

保険課長に伺いますが、個人に対応していくということですが、そうであるのなら玄関でもその手書きのやつを見たいというときには年金係へどうぞぐらいの張り紙をしたらいかがでしょうか。それをお尋ねしてすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

住民への広報については、今後また検討させていただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、6月22日午前9時から開会をいたします。

（午前10時59分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 1 9 年 6 月 2 2 日 金曜日

平成19年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成19年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月22日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 九内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」
- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」(保険事業勘定)
- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定



について

- 議案第50号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 議案第51号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第52号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第53号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第54号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第55号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成19年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成19年6月22日(金) 午前9時開会

- 日程第1 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」
- 日程第2 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 日程第3 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 日程第4 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 日程第5 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」

- 日程第6 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 日程第7 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 日程第8 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」  
(保険事業勘定)
- 日程第9 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第11 議案第50号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 日程第12 議案第51号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第13 議案第52号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第14 議案第53号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第15 議案第54号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第16 議案第55号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第56号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第57号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第58号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第59号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第60号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 会議録署名議員

9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。

なお、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」と議案第50号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」については、本会議散会后連合審査会がありますので、その時点にて質疑を行ってください。その他の案件については各常任委員会付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香

美市老人保健特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 承認9-13ページですが、比較表を載せていただけていますけれども、この「当該鉄軌道用地」というのはどういうものでしょうか。その該当するものがあるかどうか。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） ご質問にお答えをいたします。

特例のこの鉄軌道用地というのは、近年鉄軌道上において商業施設、都会ですけれども、都会というか都市部においては上方に商業施設、あるいは地下部分に商業施設がある場合の特例の鉄軌道用地の評価を新たに定めたものであります。香美市には当然そういう施設はございませんので、香美市には該当はございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 鉄軌道の方はよくわかりました。

その（承認）9-17ページ、この載せてくださってます条文のちょっと意味をいまひとつよう理解しなかったんですが、「法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を運用する。」この規定される社会保険料というのは、何々といいますか、それをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） この条文につきましては、各国と日本が租税条約というのを結んでおります。各国、つまり外国と租税条約を結んでおる相手国との間において日本国居住者が相手国に対して社会保険料を支払った場合、それも日本の居住者と同様、日本の居住者の社会保険料と同様に社会保険料控除を認めるというような改正でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） すいません、意味は大体わかりましたけど、香美市でひょっと該当するような例があるかどうか。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 現在のところない状況でございますけれども、工科大学から教授等（外国が）招聘しておりますので、その分で発生する可能性というのはございます。ただ全国レベルで現在のところ余りいない状況です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第50号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これは連合審査会でやりますので、連合審査の時に質疑をしてください。

日程第12、議案第51号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、議案第52号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第53号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第54号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第55号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第56号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第57号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第58号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第59号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） この行政財産使用料条例の改正ですけれども、この第4条に掲げられております（1）、（2）、（3）、市長が特に必要と認めるときにはその減免をするというんですが、どういった場合にそうなるか、その目的をお聞きしたいですが。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） お答えいたします。

使用料の減免をする場合ですが、この（1）、（2）、（3）に掲げてございますが、この（1）について公共的、地方公共団体、また、その公的な団体がその公営企業の目的で香美市の施設とかを使用したりする場合がありますが、例えば土地改良区とかそういうふうな原因がございます。

以上です。

○4番（大岸眞弓君） 再質問。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 土地改良区と言われましたか。この「国または地方公共団体その他公共的団体が公用または公共用その他公益上の目的のため」というのは、具体的にどういうことが発生したときといいますか、この具体的な事例を例えば1つ挙げるとしたらどういうことがありますか。よく、ちょっと意味がわからなかったんですけど、財政課長のご説明で。特に公益上の目的とはどういう目的なのか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） お答えいたします。

例えば、県職員の方がこちらの方へ、香美市の方へ来まして、行政財産であります建物の中で1室借りて仕事をしているとか、そういうような公共的な使用。それから、今後郵便局とかですねそういうところが使用したいとかですねいうときに、その対象になると思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） いま一つどうもイメージがわかりませんが、例えば県職員の方がそのどこか公共的なところを借りてというのは、今までにもそういう事務というのはあったかと思うんですが、なぜ今ここにこういう条例の改正があるのか。それと郵便局がというのも妙にいま一つわかりませんが、郵便局が公共的施設を利用する場合といったらどう、物部支所の場合なんかが入るといえることですか。その他、「災害その他緊急やむを得ない事態の発生に伴い、応急用として短期期間使用させるとき」、これも今までこういうことはなかったですかね？特に今の時期にこういう条例改正が出てくるということの意味が、何かいま一つわかりませんが。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 1つ、ちょっと抜かっておりましたが、今ここに第4条、（使用料の）減免を入れたというのは、実はこの第4条の内容はこの使用料条例を受けました規則に現在載っております、こういう減免規定は条例の方へ載せるべきであるという考えのもとにこちらの方へ上げまして、この条例が改正されましたらすぐにその規則の方を改正して、規則の方ではこういう手続き的なことを載せるというふうを考えております。規則に載っておいた条文をこの条例の方へ持ってきたということでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 議事進行ですが、執行部は提案ですので、きちっと今のよ  
うな質問が出たら答弁ができるようにしてください。何回も質問したら後へ出てこんで  
しょう。規則であって、こういうことで条例改正したから、そういうことで意味があっ

てこうしたということをはっきり答えてください。そんな、提案しちゅうんですから。国の提案じゃないですから。市の条例の改正の提案ですから、ちゃんと、そういう点を打ち合わせをしてちゃんと答弁できるようにしちよいてくださいよ。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 財政課長を含めまして、他の執行部、提案理由の説明がきちっとできるように事前の準備をしてほしいと思います。特に、この議案につきましては条例改正でありますので、必要性があって改正が行われておりますので、きちっと明確に整理をしておくように申しおいておきます。

それではほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第60号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第1号から日程第21、議案第60号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は6月24日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は6月24日までに審査を終えるように期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、6月26日午前9時から開会をします。

（午前9時19分 散会）



地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 1 9 年 6 月 2 6 日 火曜日

平成19年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成19年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月26日火曜日（会期第14日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	横谷勝正
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	法光院晶一	業務管理課長	岡本博臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 九内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」
- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」（事業勘定）
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）
- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第50号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 議案第51号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第52号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第53号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第54号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第55号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約について

#### 議員提出議案の題目

- 請願等第1号 高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書について
- 請願等第2号 市道谷相線拡張工事に関する陳情書について
- 意見書案第6号 過疎地域自立特別措置法の失効後の新たな法律の制定を求める意見書の提出について
- 意見書案第7号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について
- 意見書案第8号 地方財政に関する意見書の提出について
- 意見書案第9号 「消えた年金」問題に関する意見書の提出について
- 意見書案第10号 地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書の提出について
- 意見書案第11号 児童扶養手当に関する意見書の提出について
- 意見書案第12号 「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう求める意見書の提出について
- 決議案第1号 香美市まちづくり推進特別委員会の設置に関する決議について

#### 議事日程

平成19年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第6号)

平成19年6月26日(火) 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

報告第12号 専決処分事項の報告について

			損害賠償の額の決定及び和解について
	報告第13号		専決処分事項の報告について
			住宅新築資金等貸付金にかかる訴えの提起について
	報告第14号		専決処分事項の報告について
			損害賠償の額の決定及び和解について
日程第2	承認第1号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」
日程第3	承認第2号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
日程第4	承認第3号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
日程第5	承認第4号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
日程第6	承認第5号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
日程第7	承認第6号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
日程第8	承認第7号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
日程第9	承認第8号		専決処分事項の承認を求めることについて
			平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」(保険事業勘定)
日程第10	承認第9号		専決処分事項の承認を求めることについて
			香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	承認第10号		専決処分事項の承認を求めることについて
			香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第50号		平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」
日程第13	議案第51号		平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
日程第14	議案第52号		平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1

- 号」
- 日程第15 議案第53号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第16 議案第54号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第17 議案第55号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第56号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第57号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第58号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第59号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第60号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 請願等第1号 高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書について
- 日程第24 請願等第2号 市道谷相線拡張工事に関する陳情書について
- 日程第25 議案第64号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約について
- 日程第26 意見書案第6号 過疎地域自立特別措置法の失効後の新たな法律の制定を求める意見書の提出について
- 日程第27 意見書案第7号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第8号 地方財政に関する意見書の提出について
- 日程第29 意見書案第9号 「消えた年金」問題に関する意見書の提出について
- 日程第30 意見書案第10号 地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書の提出について
- 日程第31 意見書案第11号 児童扶養手当に関する意見書の提出について
- 日程第32 意見書案第12号 「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう求める意見書の提出について
- 日程第33 決議案第1号 香美市まちづくり推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第34 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第35 閉会中の所管事務の調査について

9 番、門脇二三夫君、10 番、山崎晃子君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告についてを議題とします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定による報告第12号から報告第14号までの専決処分事項の報告について、報告書のとおり報告がありました。それでは市長の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) まず、報告第12号の1枚目の損害賠償の額の決定及び和解についてですが、これ、6月4日の専決となっておりますが、これでしたら(定例会)初日に出せたのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

それと損害賠償額ですが、これはかけておる保険で対応するのかと思うんですが、免責というのがありますか。

○議長(中澤愛水君) 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長(吉村泰典君) お答えいたします。

まず、原因でございますが、専決報告にあります場所におきまして、これは香美市共同利用農機を利用しました共同利用組合員がほ場の耕作を終えて帰ってくる途中、この(土佐山田町)中野の場所におきまして乗用車と行き違うことになりましたが、相手乗用車がとまって待っていておりましたところ、すれ違ったときに農機の後部が当たって、相手方の車を傷つけたという状況でございます。そして、この損害賠償金の支払いにつきましては、全国自治共済の災害共済の適用になりまして、足切りはなく全額共済から、全額出ることとなりました。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 6月4日に専決をしておりますが、なぜその提案が(定例会)最終日になったのか、初日にできなかったのか。

○議長(中澤愛水君) 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長(吉村泰典君) これは、提出につきましては議会事務局とも打ち合わせをしまして、最終日がよいだろうということになって、きょうの提出になりました。

○議長(中澤愛水君) 21番、西山 武君。

○21番(西山 武君) 報告第12号、報告第14号のこれ車の事故ですけども、最近、軽微な市有車によるこういう専決が非常に多いような気がするんですけども、車両の運転についてちょっと慎重さが足りないんじゃないかと思いますが、執行部なり担当課は車両運行者に対する注意とか、もっと慎重運転、指導はちゃんと適切にやっ

るかお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 西山議員の言われましたように、最近、こういう接触とかいう事故が多いように思います。課長会等において認識を新たにするように注意を促したいと思います。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村でございます。

西山議員の質問と関連をいたしますが、最近非常に、私も非常に多いと思って質問しようと思いますが、このそれぞれ事故によってはてんまつ書はとっておると思いますが、てんまつ書について、各業務の執行部についてどういう検討をされておるのか。

それと、この報告第12号を見てみますと、停車の待機中の相手車両をすれ違うので13万1,200円の損害賠償が出ておるということは、かなりいっておると思いますが、どのくらいのスピードを出しておったのか。やっぱり停車中の待機しちゅうのいうたら、当たるということは、スピードが出ておろうがどうしようがそういうような運行の仕方というものが私どもには納得がいかんわけです。そうしたことで、以前にも言いました運行管理というのを置いておると思いますが、運行管理は日常的にどういう任務をしておるのか、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） おはようございます。私の方から日ごろの対応についてお答えをいたします。

なお、庁議等でも非常にこうこの事故の状況については反省しておりますが、特に交通対策、特に安全運転については課長会等でも今後も続けて、徹底してまいりたいというように考えております。ことに最近、こういうことが多いということにつきましては、ご存じのように職員も車も非常にふえてきております。そのような中で、今回のこの事故につきましては、相手が動いてない状況で事故が起きております。といいましても、この報告第12号につきましては職員ではなく、いわゆるトラクターの接触ということで、普通の交通事故の状態とは若干違っておりますけれども、これは特殊なこととございまして、それ以外の、いわゆる報告第14号につきましても停車中に対する事故ということで、日ごろの安全確認が非常にこう怠っておるとい状況じゃなかろうかということにつきましては、今後も安全運転については徹底してまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 副市長の方から停車中ということでございまして、ここで停車中と書いてありますけれどもですね、やっぱりものは何であろうが、自分が乗っておる車、相手が、言うたら物件があったら通れるか通れんかは確認をしていくのは当然だと思います。そういった点。

それと、てんまつ書の件です。各運行管理する、運行管理者の課の人を置いておると思いますが、日常的にどういうふうな運行管理をしておるのか。

それから、そのてんまつ書をとるだけじゃいかんわけです。こういう事故が起きたら民間であったら、その事故の内容によっては個人負担が課せられるわけですよ。やっぱりこの保険で処理ができるからということでそのままにしてしまったら、当然それは何らかの形を本人にしないと、これがやまらんと思うんです。飲酒運転じゃなくて、こういった事故も防ぐということは人間のやっぱりきちっとした日常的な行動にあらうかと思しますので、そういった点でやっぱり運行管理（者）はどういうふうに日常的におるか、それをお聞きしたいと思えます。

それから、先ほど大岸議員の質問に対しましても、6月4日の専決について議会事務局と相談して後がよかった、これでは答弁にならんわけですよ。その議会事務局は理由があって、それはやむを得んだろうということは言ったかと思えますが、それは最後までやむを得んだろうということは、その内容はあると思えますけど、わけが。それはやっぱり出してもらわんと、6月4日に専決にしておるのに、最終日にもってくることは何かの理由があってもってきておるわけです。それを議会事務局と相談してということ、それは答弁にならんと思うんですが、もう一回そこの答弁いただきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） その西村議員のご質問にお答えいたします。

今議会への提出につきましては、特に他意はなく、いつ出したらええだろうかという余り深い考えなしに、この議会中に提出したらよいかかと、そういう考えでございましたので申しわけございません。

それから、この事故の状況ですが、とまってる車に当たるというのは大変注意に欠けることなんですが、相手車がカーブのところで待ってくれているという意識もあって、ハンドルを切ってそのカーブを回ったときに誤ったんじゃないかと思えます。スピードの方はよう調べておりませんでした。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっとしつこいですけどね、カーブでそういうことがあったんだろうじゃないですよ。てんまつ書があるでしょう。てんまつ書をまずとっておるかおらんか、答弁いただきたいです。てんまつ書の中でどういう事情があつて当たったということを書いて、本人が運転の反省を書いておると思えますので、てんまつ書をまず。先ほどから聞いても全然答えがない。てんまつ書をとっておるかおらないのか、それをお答えいただきたいと思えます。

それからですね、専決処分事項の報告について、総務課長、専決処分事項の報告についてですよ。いつ出さないかんということわかつちゅうわけですね。一番近い議会かあるいは臨時会を開かないかんわけですよ。しかし、この当初議会の専決処分事項もかな

り多くあっておるわけですが、これは予算の関係で執行決定してからやっておりますけど、これは当然ですねいつ出そうかやなしに、これももう出してこないかんわけですね。日程的に見たら。そんな合間じゃいかん。その専決する事項というものはどういうふう  
に議会に報告せないかんかということが明らかな、法的にあるわけですので、そういったことを根拠にやっぱり、これから提出を考えていただいて、これは答弁要りませんので。ただ、てんまつ書だけよね。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 議案の専決処分事項の報告の時期ということでございますが、6月中に議案はもう締め切っております。いや、5月中に。ということで、もう作業でもう郵送の準備ができておる状況の中で、6月4日、5日の専決でございますので、これはその議会中の期間中にですね提出せざるを得ないということでございます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） てんまつにつきましては、てんまつ書という名称ではとっておりませんが、今、名称はそうになっておりませんが、自動車事故発生状況報告書という様式で提出をしてもらっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 総務課長の方から事務処理上のことということであれば、そのすばつと事務処理上ということをきれいに最初から答弁してもらったらある部分いいんですが、ただ、専決処分等についてはこの中でもやっぱり議案として出せる部分もあると思うんですよ。極端に言ったら15日専決だという部分。ほんで軽微な部分と思ったかもしれませんが、やはり議案で、この件についても各議員からこういうふう  
に意見が出るのであれば、議案として慎重に諮って、定例会中ですのでできる可能性もあつたじゃないろうかと、安易と言うたら失礼ですけど、そこら辺がやっぱり専決ありきというふうになるのはいかなもんかということをして1点。

それとその専決の中の（報告第）14（号）が事故が5月5日の祝日に発生しております。その点がどういう祝日の事故、ほんでどういう手続きの中で休日執務されてて事故になったのか経過を説明、よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 5月5日の事故につきましては、消防職員が消防車を運転中に起きたものです。これは日ごろからの水利といいますか、消火栓とか防火水槽とかそういうものの点検とか、そういうふうに戻ったときに起こったものでございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えをいたします。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、きょうの市長のこの損害賠償の額

の制限という範囲内でございますので、これは専決処分をさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） ただやはり、総務課長に伺いますが、その指定に当たっては慎重を期する必要があるという一考もあると思うんですが、（専決処分の）その額等は決まってると思いますけれども、やはり状況の中でやっぱり事故が多発してるような中で、やはり議案としてお示しできる部分はそちらの方がよろしいのではないかと私は考えますが、それについての見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） やはり、専決処分事項という中でそういうふうな規定がされておる事故については、やはりそれはそういう規定、定めた規定の趣旨ということもかんがみましてですね、そういう処分をさせていただくのが適当だというふうに考えております。

なお、どう言いますか、重要な問題については専決処分にかかわらずです。できる、議案として提出もされなければならないとは思いますが、この額が軽微な額でございますので専決処分とさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

合併する前は各行政区、結局大栃、旧物部村、旧香北町とか旧土佐山田町というところに運行管理者というもんが最低1名はおったと思いますけど、現在の運行管理者は何名おるんですか。

それからもう1つ、企業にとってよね、ここもちょっと企業として見ればですけど、新しく入社した若い労働者を採用した場合によねどういう教育をして、実際運転に対しては、運転のハンドルを直ちに持たせてるのかどうか。ある企業によっては1年間は必ず、まあ言うたら経験者が同乗して指差し確認、それから声出し確認、こういうことをその労働者が、若い労働者が教育を受けた上でしかハンドルを持たないと、単独では。というような企業もあると聞いておりますけれども、そういうこの徹底した教育というものはなされてるのか。忙しいからすぐにハンドルを持たせて、若い人もやらせてるのかどうか、そこのあたりをひとつお願いをしたいということです。

それから、このもう1つ、その報告第13号ですけども、これは元金を借りてよね、ほとんど返してなくて現状にあるというのですけれども、これは訴訟が非常におくれているのじゃないかと、この問題、何か理由があったのかどうか。

それから、この4名の人が出ちゅうがよね、〇〇姓、この関係。これは本人なのか、それともこれは相続関係で名前が出るのか、関係をお願いしたい。

それから、実際これ新築してるということで家があると思いますけど、家の現状、この4人のうちのだれかが住んでるのかどうか、その点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 安全運転管理者、副管理者につきましては、安全運転管理者が本庁関係で1人、副安全運転管理者が4名です。それから両支所に1名ずつと、それから消防ですね。それが一応その安全運転管理者、副管理者の人員でございます。これは台数によって違いますので、公安委員会の方へですね届けをしておるといふような状況です。

それから、安全教育なんです、役場の、市役所の採用の条件につきまして運転免許を持っておる、持ってないは、これは採用の条件には入っておりませんが、なお、その片岡議員が言われましたような安全教育というところまではいっておりませんが、ただ、この始業点検、終業点検といいますか、チェックは今財政課の方で毎月の報告書を出させて、車の、どう言いますか、運転する前にチェックをしなければならない事項なんかのチェックは各課すべてやっておって、毎月報告を出すようにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） はい。先ほどのご質問につきまして、ちょっと、訴えの提起までのいきさつも含めまして概略を説明させていただきます。

一応、今回提訴しました建物につきましては、いわゆるマンションと言われる、いわゆる区分所有みたいな形で、兄弟の方とかお父さんとか、それぞれ所有しております。それで、実は今回、この訴えたこの4人の方は親子でございます。それぞれいわゆる区分所有しているというか、実際にそこにお住まいでございます。1人の方を除きまして3人の方がお住まいでございます。それで実はこの訴えにつきまして、連帯保証人の1人であるこの父が亡くなりまして、いわゆる親子、妻、それから子ども、いわゆる連帯保証債務を相続しております。そういった関係でこういった訴えになっております。それで、実は昨年の12月議会での報告第31号で、同じ区分所有のもう1件につきまして裁判所の方から判決をいただいております。今回のこの判決を得ることによりまして、ほかに抵当をとっている部分もございまして、まとめていわゆる強制競売にする予定でございます。

おくれましたという、ちょっとこの金額に対していわゆるこの訴訟が遅いんじゃないかというご質問もいただいているんですけども、一応そういった区分所有ということ。それから、その相続関係いろいろ調べるちょっと日がございまして、ちょっと遅くなってしまいましたが、一応予定どおりに一応進んでいるということだけ申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） ちょっとわからないので聞いておきますけど、報告第1

3号です。債権額1,500万円余りですが、それから残の元金がこれ800万円余りですね。これこの利息が200万円なんです、これ1回も払ってないのかどうか。払っているとすればいつからこれくらいの、いつから払っておるのか、この点をお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えいたします。

昭和63年の貸し付け当時から支払いはほとんどございません。最終支払日は平成17年1月12日でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」から日程第24、請願等第2号、市道谷相線拡張工事に関する陳情書について、以上23件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。

総務常任委員会が当定例会で付託を受けた案件は、承認第1号、議案第50号、そして承認第2号、承認第9号、承認第10号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の10件であります。慎重に審査をいたしましたので、順次、その経過と結果の報告をいたします。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」であります、既に連合審査会で質疑が終わっておりますので、直ちに採決を行いまして、全員賛成によって承認第1号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」を議題としましたが、この案件も連合審査会で質疑が終わっておりますので、直ちに採決をいたしまして、全員賛成によって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」を議題とし、執行部から詳細な説明をいただきまして質疑に入りましたが、特段の質疑がなく、採決を行いました。全員賛成をもって、承認第2号は、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の補足説明の後、質疑を行いました。

まず、「この改正の主な趣旨、軽減率の割合と香美市での対象者の人数は。」との質

問がございまして、「上場株式等の譲渡をした場合の課税は、本則所得税15%、住民税5%、ただ特例の場合は所得税7%、住民税3%が現在の税率である。この延長ということになる。上場株式の譲渡については、確定申告する必要はなく、人数の確認はできていない。」という答弁がございまして、採決を行いました。承認第9号は全員賛成によって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしております。

続きまして、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題し、質疑を行いました。

「過疎地域において設備の新設等が行われた場合ということですが、これは何の新設か。また、どういう設備なのか。」という質疑がございまして、「過疎地域において新増設という意味で、建物償却資産等を増設した場合に一定要件に当てはまれば、課税免除をするという内容である。」との答えがあり、「一定要件と言いますが、まず建物の場合はどういう要件か。」との問いに対しまして、「建物償却等の取得金額が2,700万円を超えるものが対象になる。」等々の質疑終了後、採決を行いました。全員賛成によって承認第10号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第55号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行いました。

まず「過去に延滞金を取ったことがあるのか。」との質問には、「延滞金は取っていない。督促手数料については、平成18年度の途中までは取っていたが、途中からやめている。」との答弁。また「提案理由は県の方からの指導なのか。市独自の判断なのか。」との質問に対しましては、「県の指導ではない。市町村が、自治体が責任を持ってやる時代であり、全国的に一般となっている最高裁判所の判例とか市町村の状態とかを見ながら、もうこれはのけるべきだという判断からである。」との質疑応答の後、採決を行い、全員賛成をもって議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第56号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明をいただきまして質疑に入りました。

「国会議員の選挙等の法律の改正ということで、この金額というのは全国一律的なものか。」との質疑に対しまして、「投票所事務従事者と期日前投票事務従事者については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律はない。そのほかは国の選挙を行う場合には、この額で基準としてやりなさいというものがある。また、基準の額については公務員給与の改定、物価との変動の状況を考慮し、国の方が定めた額であり、これはかなり精密に調査した額である。」という答弁がございまして、採決を行いました。議案第56号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第57号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題



とし、質疑を行いました。

まず、「提案理由のところでは手数料を明確化するためとあるが、今までは定まっていなかったのか。」との質問がございまして、「現在の手数料条例の第2条のところでは手数料の種類及び金額は次のとおりとするとありまして、1号から34号までずっと列記して定まっていた。しかし、各号が戸籍に基づくものなのかどうかということとはちょっとわかりにくいので、そのあたりを明確化して1号に戸籍法に関する手数料というふうに順次列記したということである。そして、外国人に関する手数料の件については、現行の第2条34号、その他市長が必要と認めた事件の証明手数料1件につき300円というところまでは、今までは取っていた。ところが5月1日現在で外国人は244名で、外国人は住民登録がなく、外国人登録原票記載事項証明書というものが最近になりまして金融機関でも求めるようになり、その手数料の申請に来る外国人の方がかなり多くなったため、外国人に関する手数料に2件をきちんと明確にすべきであると考えて、今回の改訂となった。」と回答がございました。次に「鳥獣飼育許可証が鳥獣使用登録証になったというのは、1つは不法に飼うとかそういう制度で変わったということではないのか。」との質問には、「登録証と許可証の違いですが、これはその県の指導によるものである。法の改正によって使用許可証というのが登録証というふうになっていたが、改正ができない市町村が現在各地にあり、県内一斉に県の指導により改正するものである。」との答弁がございまして、採決を行いました。その結果、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。（後に「全員賛成によって可決」と追加説明あり。）

続きまして、議案第58号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしまして、質疑を行いました。

「すべていろんな条件について議会に諮って決めていくか。」という質問がございまして、「これはそのとおりである。」という答弁がございました。ほかに質疑はなく、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。（後に「全員賛成によって可決」と追加説明あり。）

最後に、議案第59号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明の後、質疑を行いました。

まず「見直しをされている際に、条例の方がいいということで、この時期に出てきたということであるか。その経過を問う。」ということでありまして、「条例の方が適当であるということに気がついた時期であり、この時期に提案となったと思われる。」ということとございまして、「第4条の2の短期間使用させるということですが、1週間以内とか、1カ月以内とかそういうものはないのか。」との質問に対しましては、「特に細かに期間を指定していくということはない。災害とかの事態が、程度によって必要な分はやむを得ないというか、認めるべきではないかと考えている。」という回答がございました。等々の質疑応答の後、採決を行いました。本案は原案のとおり可決すべき

ものと決定をいたしました。（後に「全員賛成によって可決」と追加説明あり。）

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） それでは、今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、承認第6号、承認第7号、承認第8号、議案第60号でございます。

まず、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で「医療諸費が大きく減額されているが理由は。」との問いに対し、「当初、多目に予算化していたことからの減額である。老人医療の人数が減っており、全体の人数が減ったことから医療費も少なくなっている。」との答弁がありました。

「関連をして、医療を受けた人が少なくなっているということは、負担増による影響で医者離れがあるのではないか。」との問いに対し、「国保会計については減少していないので、医者離れとか言えないと思う。診療報酬が下がったがその影響もないと考えている。」との答弁がありました。また「予備費は何に使うのか。」との問いに対し、「基本的に給付費が不足した場合に使う。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で、「国保税の滞納額は幾らか。」との問いに対し、「過年度分と現年度分の合計で約2億2,000万円である。」との答弁がございました。また「出産一時金の減額内容は。」との問いに対し、「平成18年度当初の見込みより出産が多く、12月に補正をしたが後半は出産が少なかったため減額補正とした。」との答弁がございました。また「高額医療貸付金の詳細は。」との問いに対し、「詳しくは把握をしておらない。」との答弁がございました。また「歳入の国保税の減額は、収納率が下がったのが理由なのか。」との問いに対し、「収納率は前年より上がっている。収納の関係ではなく予算全体の調整により減額をしたものである。」との答弁がございました。また「滞納に関連して、資格者証及び短期被保険者証の数は。」との問いに対し、「平成18年度当初については、資格者証578件、短期被保険者証536件であり、平成19年度当初は資格者証494件、短期被保険者証665件である。」との答弁がございました。また「一般被保険者と退職被保険者の違いは。」との問いに対し、「年金受給者で年金加入期間が20年以上、または40歳に達した月以降の加入期間が10年以上

である者及びその被扶養者が退職被保険者であり、それ以外が一般被保険者である。」との答弁がございました。また「財政安定化支援事業繰入金の減額について、住民負担がふえる中、繰入金は全額を国保会計に入れ住民負担を減らす考えはないか。」との問いに対し、「基本的には算入額を繰り入れてもらいたいと考えている。旧物部村、旧香北町は基準額及び算入額を繰り入れていたことから、それに旧土佐山田町の合併前に繰り入れていた額をプラスして繰り入れてもらいたい。例えば1,400万円繰り入れると、被保険者1人当たり1,000円の減額になる。」との答弁がございました。また「今後とも財政安定化支援事業繰入金については委員会でも注視し、議論をしていかなければならない。」との意見がございました。また「保険料の算定方法について、中には資産はあるが所得はないという高齢者の方がおり、国保料の負担が大変という場合があると聞くが、資産割を低くする考えはないか。」との問いに対し、「資産割だけで上限枠を超える場合も確かにある。ただ、資産があるので財力はあるとの考えで資産割を設定している。資産割を設定していない自治体もあるが、本市としては資産割を除くことは考えていない。」との答弁がありました。また「資産割については今後検討課題としてほしい。」との問いに対し、「検討はしていくが、資産割を減らすと所得割を上げるということになる。」との答弁がございました。それに関連をし「資産割を減らすと所得割を上げるという発想ではなく、財政安定化事業繰入金など繰り入れるべきものは繰り入れ、トータルで保険料を下げるという考え方はないか。」との問いに対し、「医療費に対して相当の負担は必要である。」との答弁がございました。さらに「応能と応益の割合は現在50対50に対して余裕があるので、応能の部分を下げてよいのではないか。」との問いに対し、「旧土佐山田町は比較的所得が高かったので、応能を下げて50対50に近かったが、合併後に応能を下げた場合には50対50のバランスが崩れてしまうことも考えられる。」との答弁がございました。また「県外の大学ではししかが流行したが、本市の被保険者で該当した者はいたのか、またその影響はないのか。」との問いに対し「その件について状況を把握していない。」との答弁がございました。また「はしか等の流行や、将来予測される南海地震等もある中、一定の基金の保有は必要である。」との意見もございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で「調整交付金について交付率は。」との問いに対し、「基本的に5%であるが、本市においては9%くらいである。」との答弁がありました。また「給付費減額の理由は。」との問いに対し、「計画に沿って予算を立てているが、見込みより少なかったところである。」との答弁がございました。また「財政調整基金の残高は。」

との問いに対し、「平成18年度末で7,200万円余りである。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第60号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

格別の質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） 13番、竹平です。

産業建設常任委員会の報告を行います。今期定例会において産業建設常任委員会に付されました審査事件は、承認第3号、承認第4号、承認第5号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、請願等1号、請願等2号の承認案件3件、議案4件、請願案件2件の9件でございます。この付託を受けました9件の各事件について、去る6月22日、出席委員8名で定足数に達しておりましたので審査を行いました。その審査の経過と結果を順次報告いたします。

最初に、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」の審査の経過と結果を報告します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「歳入で水道使用料50万円少なくなっていることと、滞納繰越6万9,000円が計上されているが、この状況説明を。」との問いに、「水道使用料については、当初見込みより少なくなり、その分の減額である。また、滞納繰越については平成18年度分で繰り越していくもので、これについては契約書等で分割納付の約束が取れているが、会計処理上滞納で繰り越しということになっている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、承認第3号は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」の審査の経過と結果を報告します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「下水道総務費の中で負担金、補助金及び交付金の節で室戸湾東部流域下水道維持管理負担金537万3,000円減額となっているが、毎年度末相当の減額があっているようだが、予算額決定に際しての計上はどのようになされているのか。」との問いに、「高知市高須で行っている浄化処理場に係る処理費の負

担金であるが、年度当初に前年度の処理料から換算してこういう結果となっている。これは1年間の総処理料を高知市、南国市、香美市の3市が分担しているのので、年間かかる費用が変わってくる。そのことから前年度より違った精算金になり、この減額金となったものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、全員賛成をもって承認第4号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」について審査経過と結果を報告します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「第2表の地方債補正の中で限度額記載がないのはどういうことか。」との問いに、「これは議決要件で起債の目的の文言が、公共下水道事業債となっているのをこれを改め下水道事業に変更したものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、承認第5号は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第51号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」について審査経過と結果を報告します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「水道施設の点検についてであるが、これは旧香北町管内のことか。」との問いに、「お見込みのとおりである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第51号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第52号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」について、審査経過と結果を報告します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑を行いました。

結果、質疑なしと認め、議案第52号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」について、審査経過と結果を報告します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑を行いました。

出された質疑として、「起債の組みかえの理由は過疎債が有利なための組みかえと理解してよいか。」との問いに、「平成18年度から起債の借り入れ方法が許可制から協議制に変わった。それとも関連をするが、過疎債は今まで95%充当で、下水道債は100%充当していたので、過疎債に5%上乗せして100%にし、下水道債と、これと同率にして、その額の組みかえをしたということである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第53号は全員賛成をもって原案のとおり可決

すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」について審査の経過と結果を報告します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「第2表地方債補正の中で限度額700万円となっているのは、議案第53号と同様の考え方でよいか。」との問いに、「これは起債の目的の文言の変更と限度額の変更によるもので事業費の変更に伴う起債額の変更である。」と答弁。また「議案53号の中で説明のあった過疎債が有利であるとのことの中で、農業集落排水事業債と過疎対策事業債は協議制に変わったということ、双方とも同じになったのか。」との問いに、「過疎対策事業債は交付税算入が多く、公共下水道債とか農業集落排水事業債もそうだが、これは44%の交付税算入である。一方過疎対策事業債については、70%の交付税算入がある。したがって後年度に交付税で算入される額が多いということで、過疎債が有利である。この件の農業集落排水事業の補正は事業費の増額による起債の増額である。この増額補正の内容は職員の長期休暇による臨時職員の雇用のためのものである。」また、「この事業は補助と市単独の合算で行うといいますが、単独分は補助が当たらないため、末端まで補助が当たるように単独分を起債の対象としてそれぞれ増額したものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、全員賛成をもって議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願等第1号でございますが、高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書について審査の経過と結果を報告します。

この事件につきましては、平成19年5月9日受け付けで議長に対して宅建協会香美支部支部長、石川 泉氏から陳情書が提出され、6月13日に開催をした今期定例会の初日に議長から当産業建設常任委員会に付託されたものです。そこで、この陳情の取扱方法に関しては、議会会議規則第140条の「陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適用するものは請願書の例により処理する」の規定を適用いたしまして取り扱うこととして、去る6月22日産業建設常任委員会を開催し、出席委員8名で定数に達しておりましたので審査を行いました。

審査過程で、本事件につきましては同様の陳情書が執行部へも提出されておりましたことから、執行部の現在までの動向についての説明を受けるため、門脇市長、濱田企画課長に出席をお願いし、経過報告をいただきました。この報告を受けた後、本委員会での審査を行いました。

審査の中で、各委員より計画している学生寮の形態と人員収容数及び既存のドミトリー（収容）数、県有地建設の場合の県議会の提案説明と承認の必要性、陳情者名簿人数とマンション経営者数、高知工科大学の運営手法や経営理念、土佐山田町内の学生向けマンションと（香南市）野市町内の学生向けマンションそれぞれの経営実態と見通し、

少子化に伴う全体的な学生数減少の問題などにつきまして、それぞれ意見や質疑がなされました中で、本委員会での審査の論点としては、本陳情書の内容そのものについて審査すべきものとして意見集約をし、採否の決定を行うことといたしました。意見集約として、「高知工科大学設立当初、旧土佐山田町、現香美市においては大学側から学生のドミトリーが少ないということで協力の要請もあっている。既存のドミトリーが238（室）ある中で、新たに170（室）のドミトリーがふえるということは、経過を含めマンション経営者に重大な影響を与えることになる。」また、「大学に対し現香美市は現在までに相当の協力を行ってきた中で、学生確保の一貫としての大学側の事情のみで建設を計画するという事は、市に対して協力だけさせてあとは関知しないという姿勢とも受け取れるし、このことは大学に対するイメージをも損なう恐れもある。」また、「大学側の事情も理解できるが、学生確保策として建設に向うのではなく、本業の学業そのものに主眼を置いた経営理念、運営手法をとっていくべきである。個人の大学の選択や少子化が進む中では、建設によって一時は学生確保の効果は多少期待できるものであるが、将来にわたっての増加は厳しい状況の中で建設を実施した場合、公設民営の設立経過からも県への財政負担が後年まで影響されることが懸念をされる。建設よりも、今市内にある既存のマンションの利用、活用策を検討いただくべきである。」などの意見集約がなされ、採決を行いました。

結果、本事件については香美市及び香美市民へ重大な影響を与えることにもなることから、委員会のみならず議会全体としても重く受けとめ、陳情書の趣旨に沿って意思表明をすべきものとして、全員賛成をもって採択すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、請願等第2号でございます。市道谷相線拡張工事に関する陳情についての審査の経過と結果を報告いたします。

この件につきましては、平成19年6月1日受け付けで、議長に対して香美市香北町谷相区長（自治会長）、田中 壽氏のほか6名の連名によって陳情書が提出され、6月13日開催をした今期定例会の初日に議長から当産業建設常任委員会に付託されました。そこで、この陳情の取り扱い方法に関しては、議会会議規則第140条の規定にある「陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理する」との規定を適用して取り扱うことといたしました。

次に、通常の前常任委員会での陳情の取り扱いでは、陳情を提起された代表者などの関係者から陳情の趣旨、内容などについての説明を求めた後に審査を行っておりますが、今期の定例会中にこのことを行うのは時間的に無理があることから、この時間的制約を勘案の上、この事件の取り扱い方とあわせてこれからの審査の方法などに関して各委員の意見集約の上、審査を進めていくことにいたしました。

出された意見といたしまして、「継続審査として閉会中に陳情書にある現地の状況を視察する。」また、「陳情を提起された関係者からの説明をいただくため現地に出席を願う。」また、「陳情事件が香北支所管内であるので、香北支所長の出席を願う。」

「早期に現地視察を実施することとして具体的日程を決める。」などの意見に基づきまして、結果、本事件は継続審査として閉会中の7月2日午後2時に雨天決行で、公用車において現地へ向かい、（午後）2時30分に到着し、香北支所長、関係者から現地の状況の説明を受け、その後香北支所に移動し、香北支所において協議会を行う。この現地視察と協議会を踏まえ、後日改めて日程を調整し審査を行うことに決定をいたしました。この決定は全員賛成で決定をいたしております。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 中身の質問ではございませんけど、総務委員長、ちょっと、議案第56号から議案第59号までですか、可決とありましたけど、全員とか賛成多数とかそういった報告がなかったので、そのところをちょっと確認しておきたい。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） はい。議案第56号も全員賛成と言いませんでしたか？いや、議案第56号は言うちゃあせん。議案第57号から？議案第57号も全員賛成でありまして、原案のとおり可決をいたしております。議案第58号も全員賛成によって可決をいたしております。議案第59号も全員賛成でありますので、報告を申し上げます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

ちょっと教えてもらえますか。議案第57号です。議案57-1、（1）戸籍法のところの「カ」というところで、終わりの方、「受理証明書交付手数料1通につき」とこうあります。それでその上の「オ」を見てみますと、その後の方で「記載した事項の証明書の交付手数料」、これは何でもないことですがちょっとわからんので、この（「オ」の）証明書「の」が入っちゃうがと、それで下の「カ」は受理証明書交付手数料ですが、何かこの「の」が入る入らんで何か違いがありますでしょうか。

それともう1つ、その下から3行目の第2条第2号からというところの途中から、「同条第9号中「1件」を「1通」に改め」とこのようにあります。この見てみますと、この条例中、見てみますと「1件」というのが非常に多いわけで、「1通」というのは割合少ないように思うんですが、この1件、1通はどのように決めておるのかちょっと。

○議長（中澤愛水君） 常任委員長への質問でありますので、審査をしておるのかしておらないかの質問をしてください。

○2番（矢野公昭君） ああそうですか。どうもすいませんでした。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。



○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第8号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第9号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第10号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、議案第50号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、

て、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願等第1号、高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書についてを採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、請願等第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願等第2号、市道谷相線拡張工事に関する陳情書についてを採決します。

本請願等第2号については、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをします。産業建設常任委員長から申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、請願等第2号は閉会中の継続審査にすることに決定をしました。

お諮りをします。日程第25、議案第64号、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約についてから、日程第32、意見書案第12号、「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう求める意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なし認めます。よって日程第25、議案第64号から、日程第32、意見書案第12号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

それでは、暫時10分間休憩をいたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行ないます。

日程第25、議案第64号、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 議案第64号、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約について

平成19年6月26日提出。香美市長、門脇槇夫。

香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約  
条項につきましては、割愛させていただきます。

提案理由、地方自治法第252条の7第1項の規定により、香南市及び香美市は、香南香美地域新エネルギービジョン策定等事業の事務を共同して管理し執行するため、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会を設置するものです。

なお、この事業につきましては、市長の諸般の報告の中にもありましたが、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、略してNEDO技術開発機構とありますが、事業展開をしております平成19年度地域新エネルギービジョン策定等事業でございます。この事業は、香南市と香美市が共同で物部川流域において広域的な地域新エネルギービジョンを策定するものでございます。新エネルギーとは、石油、石炭、それから天然ガス、原子力、水力や地熱にかわるものとなっております。事業期間は単年度でございまして、事業費は全額NEDOの補助で賄われることになっております。約850万円を予定しております。予算化につきましては、香南市の方で編成することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ちょっと環境課長にお尋ねしたいのですが、地域新エネルギービジョン、物部川流域のということで、例えばその木質バイオマスとか新エネルギーということでは、今いろんなトウモロコシとか、重油とかそういうものにかわる燃料が開発されておりますが、そういうことの研究を指すのでしょうか。

それと、これはNEDOと提携してということなんですが、補助金対応でしょうか。それをお尋ねします。

それともう1点、第4条にあります市長が協議して選任するとしております委員会の委員15人以内、これはどういった層の方たちが委員会に入るようになるのでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） お答えいたします。

全額NEDOの補助金で対応できることになっております。

そして、新エネルギービジョンということですが、一応物部町地域に多くの森林がございます。木質バイオマスを中心に調査する内容になっております。それと風力発電等も含めた初期の段階の調査をするということでございます。

そして、第4条の委員でございますが、委員につきましてはエネルギー関係企業の職員とかですね関係行政機関の職員、職権を有する者の中から15名を選ぶということで予定をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） すいません、もう1点だけお聞かせください。負担金を第5条にうたってありますが、これ大体どれくらいの、香美市の負担金というのは均等割というふうになっておりますが、額的にはどれくらいになるのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） お答えいたします。

全額補助金ということでございますので、負担金が発生することはまず考えられませんが、発生した場合に負担金をそれぞれが補てんするというので、この条項を入れております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

これはNEDOがそういう格好で補助金を出すということですけど、ここは2市だけを対象にしちゅうのか、県下でもほかでもそういうことはありゆうのかどうか。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） お答えいたします。

平成19年度につきましては、他の35市町村ございますが、ほかにも何件か省エネルギーとか地域新エネルギービジョンの申請をされた自治体があると聞いております。香美市と香南市につきましては、物部川の流域ということで2市で基礎調査をしていこうということで話しがまとまりましたので、今回申請したものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） 20番、大石です。

お伺いします。合併以前はそう遠くないときに、旧香北町はやってました、新エネルギー策定ビジョンをつくったと思いますが、そういった旧3町村のつくったそういう内容というものは生かされるわけでしょうか。関連といいますか、そういうことは話しに出ましたでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） はい。旧香北町がNEDOの同じ事業を過去にやっております。今回、香南市と香美市で共同でやるということですが、一度そのNE

DOの補助事業を受けてやった区域、行政も含まれますが、については除かれるということで、要綱でそのようになっておりますので、今回は旧香北町のエリアについては調査の対象から外れるということにはなっております。しかし、関連してきますので丸っきり調査内容等から省かれるということでもなかろうかと、そんなに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい、わかりました。しかし、やはり策定委員会をつくりやったものですから、それはぜひ、そう前のことではないと思いますので、生かしていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 一応、香南市、香美の両市から関係課の課長にも参画していただいて策定するようになっておりますので、またその場で生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっとお伺いしますけど、この件については香南市のある担当課長が熱心に研究しておったのを伺っておりますが、そのことに基づいて香美市に働きかけがあつておったのか、それをお伺いしたいと思います。もし、それが違つておりましたもですね、やはり将来的なことも含んで、今清掃組合等も南国市も含んで今やっておるわけでありますので、3つの、やっぱり南国市も入れた香南市、香美市を含んだのに広げていくべきじゃないかと思いますが、その話しはあつておるのかなかったのか、そこをお伺いしたい。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 今回の地域新エネルギービジョンの策定につきましては、香南市からお話しがございました。香美市につきましては政策会議の方で検討していただいて、今回この事業に乗るということになりました。南国市につきましては、香南市の方から打診はされておったようですけど、今回は歩調を合わせなかったということ聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

22番、西村芳成君。原案に反対ですか？

○22番（西村芳成君） 私、原案に賛成でありますけど、現状のところでは反対という立場で討論させていただきたいと思うんですが、非常に地域新エネルギービジョン策定委員会の共同設置は大事なことでありますけれども、やはり私が今質問いたしま



したように、非常にこういったことは広域でやっぱりやっていく必要があると思うんです。そういった観点では清掃組合についても先ほど申し上げましたように、南国市を含む香南市、香美市、いわゆる旧香美郡が一緒に行動をとってやっぱりやってきておる状況になるわけですので、やはりこのことについては香南市のある担当課長が積極的に推進をしておられたことは私も承知をしておるところでございますが、そういった点でやはり南国市とも、香美市といたしましても話しをした中でやっていただきたいと思っておりますし、これほどやっぱり急遽追加案件というような形で出してくるよりか、もうちょっと議員にも説明を加えて、そういった中で議論をして決めていくべきではないかというふうに思う点から、この現在の段階では反対の討論とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。賛成多数であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、意見書案第6号、過疎地域自立特別措置法の失効後の新たな法律の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。

意見書案第6号、過疎地域自立特別措置法の失効後の新たな法律の制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書を朗読をいたしまして理由説明とさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。

【意見書案第6号 卷末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、意見書案第7号、「非核日本宣言」を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

意見書案第7号、「非核日本宣言」を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、大岸眞弓。賛成者、同、片岡守春。賛成者、同、山崎龍太郎。

「非核日本宣言」を求める意見書（案）

案文を朗読しまして提案理由にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上となっております。同僚議員のご賛同、よろしく願いをいたします。

なお、少し経過について補足をいたしますと、昨年でしたか、北朝鮮が2回核実験を行ったというふうなこともございまして、そういう核不拡散が危機的な状況ということで、国連を中心に平和的に解決をしたところなんです、そうしたことを背景に与党内から「核武装の議論が必要」とかいうふうな発言も飛び出しました。そのときに安倍首相は「非核三原則は堅持する」と表明をしております。それで、この核不拡散条約、NPTというのは1970年に締約をされまして、日本もそれに署名をいたしております。1995年に期限がきまして、その時点でこの不拡散条約を継続したい国が核保有国を中心にありまして、そのときに期限が来ましたときに非同盟の諸国の一員でありますマレーシアの代表が、「一体その核保有国は人類が滅亡してから核をなくすのか」と。「それならばこの条約も意味がないので、NPTの継続には賛成できない」ということを表明しまして、そのときにその不拡散条約の第6条にあります核軍縮に努力をするという明確な約束を守るように促しました。それでは5年に一度検討会議を、再検討をしないといけないかということで、ここにあります1995年の期限から2000年、そして2005年、それから2010年に今度、もうその日が迫っておりますけれども、この2010年に日本は議長国になっております。この（オーストリア）ウィーンでありましたNPTの準備委員会に参加をされておりました、麻生外務大臣も参加をしておったわけですが、麻生外務大臣も日本の国会で質問に対して明らかにしたのは、

「アメリカの態度にもかなり変化が見られた」と。「核廃絶に向って努力をしなければならぬというふうな環境を整えなければならない」というふうな発言をしたことによりまして、今度の2010年のその再検討会議というのが核廃絶に向けて世界が大きく動き出すチャンスです。そういうこともありまして、原水爆禁止協議会という原水禁運動を続けております団体からの要請をもとにこの意見書を作成いたしました。同僚議員の皆さんのご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田です。

2枚目の下から3行目のところに、「あらためて、国連総会や日本の国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として云々」とあります。これは皆さんよくご存じのこと、非核宣言を示したことによって佐藤、時の総理がノーベル平和賞をいただき、非核三原則を日本はその国是として堅持をしております。なぜ今です非核日本宣言として表明しなければならないか。どんなメリットがあるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） まず、先ほども少し言いましたけれども、もちろん国是としてあるわけですが、さっき言いましたように昨年自民党の中川政調会長が「核武装の議論が必要」と発言したり、また麻生外務大臣も「日本の核保有の議論も大事」とかいうふうなことを述べたりしまして、緊張を高めております。それで国連安保理の決議にあります「外交努力を強化し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控え」という、この安保理決議にやはり基づいて外交努力をより強めて、さっき国際世論の高まりの中でアメリカも態度を変えてきたというふうにあるわけですので、その2010年の再検討会議に、まだ再検討会議ずっとやられてきてますけども、一向に核保有国の核が減っていない、軍縮されてないという現実があるわけです。それで、今度2010年の議長国を日本が努めるということで、この機会に改めて唯一の被爆国としてですね日本の態度が核軍縮に向けて努力する。それから核兵器、（非核）三原則を堅持しますというふうな態度を改めて宣言することは大変意味のあることだと思います。国際世論を動かします。そういうことです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 提出者にお聞きします。先ほどから案文をお聞きして、今のお聞きして、私も世界の恒久平和いいですか、その観点から見ると核は廃絶されるべきやというふうに思います。ただ、現在の世界情勢の動向を見たときに、北朝鮮とか中東とか自分たちの判断ではし難い国がまだ現存する今、この意見書の中にもありました

北朝鮮の核実験、特にこの北朝鮮の核実験こそ、今日本の生命、国民を脅かす脅威やと私は思っております。提出者は、当然核には反対ですけど、核兵器には。北朝鮮の核実験に対してどういう見解を持たれているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） はい。それは、これの中にもあえてその北朝鮮の名前も挙げて触れてはおります。1点は、この核保有5カ国で一番多いのはアメリカ、そして次いでロシア、イギリス、フランス、中国です。ああいう北朝鮮が無謀な実験に出たりしておりますけれども、それはやはりアメリカもその国際会議など世論に押されて態度を変えてきたというふうに、北朝鮮に対してもあくまでその核実験を行ったときにも国連を中心に平和的な解決を行ったわけですね、制裁処置等を取りまして。そういうふうに平和的に解決できるように国際世論を各国が協力してやることの中に、被爆国である日本が座らんといかと思います。北朝鮮の核実験に対しては、もちろん私もいけないことだと思っておりますけれども、それだからというて、核をどこかの国がそのバランスをとるためにといますか、これを持っておることでそれを脅威にして北朝鮮の核の使用をとめるとかいうふうな、昔のような核の持ち合いとかそういうことではなくて、やっぱりあくまでも話し合いで解決する、外交努力でそれを回避する。そういう方向でいくべきであると思っております。国連安保理の決議にあります、さっき紹介したとおりと、私はそういうふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。反対の方の討論。

○13番（竹平豊久君） 13番、反対討論です。

13番、竹平です。

意見書案第7号、「非核日本宣言」を求める意見書につきまして、こと国利や国の基本姿勢にかかわる大きなテーマであると同時に、イデオロギーをも絡めた一面性をとらえたのみの意見書として、提出に反対の立場から討論を行います。

言われるとおり世界で唯一の被爆国である我が国は、このことを踏まえ非核三原則を遵守しているのは承知のとおりです。また、核拡散防止や核軍縮のためにも国連や各国と連携をとって努力している姿勢は十分に認識するところです。これは、とりも直さず核兵器を使用する状況があってはならない。また、今以上の核拡散があってはならないことに尽きるからです。ひるがえって現実の国際情勢、また世界の中の日本ととらえたとき、各国の政治情勢、防衛政策、外交姿勢、政治体制、教育、思想、信条、価値観などがそれぞれ違う中であって、また仕組みが違う各国に対し宣言、つまり公式表明を出して、果たしてイニシアティブがとれるのか疑問を呈するものです。一例を挙げますと、

現在ある国の核放棄に向けた各国の取り組みの中で、どの国が主導して行っているかを見てわかるように、各国の思惑も絡み、理想どおりにいかないのが現実の国際政治です。こうした国際情勢を見るとき、一面だけをとらえて表明していくのには無理があります。政治経済、防衛、安全保障など多岐にわたってその状況を総合的に判断した上で取り組んでいかないと、国益にもかかわることになります。したがって、現実対応としては非核三原則遵守の上に立って、各国との連携強化を図り、地道に外交努力を重ねることでその使命を果たしていくことで、ことさら宣言までもっていくことになると、逆に各国から日本国の外交軸はどこにあるのかといった国の基本姿勢の問題にもなりかねません。同時に我が国は世界の主要国の一員でもあることから、その行動や政策には世界も注目している中では、責任ある国として慎重さも求められます。場合によっては、我が国を取り巻く環境が大きく変化することにもなりかねません。何事においても一面をとらえて、そこを強調するのではなく、広い視野に立ってあらゆる角度から総合的に判断し構築していかないと、事の本質を見誤ることにもなります。

以上のことから本意見書案の提出には反対をするものです。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子君です。

私は、意見書案第7号、「非核日本宣言」を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

核兵器のない世界を実現するため、各界の著名人からなる非核の政府を求める会は、今年4月、日本政府に対し国会や国連で非核日本宣言を行うよう提唱しました。呼びかけに対し、全国の自治体や首長の間にも賛同が広がりつつあります。1970年に締結されたNPT、核不拡散条約第6条には、「核軍縮に努力する」旨の条文が記されていますが、核保有国の軍縮は一向に進展しないまま今日を迎えました。1995年にマレーシアの代表は、核軍縮の努力をしない核保有国に対し、「人類が滅亡してから核をなくすのか、意味がないのならNPT条約の継続に賛成できない」とする態度を表明し、以降5年ごとに再検討会議を開く取り決めがされ、次の再検討会議は2010年となっています。節目の2010年は日本が議長国です。（オーストリア）ウィーンでの第1回の準備会では、日本の大使が議長を務め、アメリカも巻き込んで核廃絶に向けて世界世論をどう高めていくかという話し合いがなされています。昨年の北朝鮮による核実験は、核廃絶を願う世界世論への挑戦であり許すことのできない暴挙ですが、一部の国々が核兵器を保有している限り、ほかの国や勢力の核保有をとめることはできないということを示したのではないのでしょうか。核兵器の廃絶は人類共通の願いです。世界唯一の被爆国日本が非核日本宣言を国の内外に示して、国際世論をリードすることが今強く求められています。「非核、平和都市」宣言をした香美市の議会としても意味を持つ意見書であると考え、本意見書案に賛成の立場を表明して討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、反対の方の討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。原案は否決されました。よって、意見書案第7号は否決されました。

日程第28、意見書案第8号、地方財政に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。

意見書案第8号、地方財政に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案を朗読をさせていただきます、提案理由とさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。よろしく申し上げます。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、意見書案第9号、「消えた年金」問題に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。

意見書案第9号、「消えた年金」問題に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山崎龍太郎。賛成者、同、片岡守春。賛成者、同、久保信彦。

案文を朗読して提案させていただきます。

(案文朗読)

若干補足説明をさせていただきます。自民党の中川幹事長は25日の政府与党協議会で、「受給者だけでなくすべての加入者も含めた1億人に対し加入納付記録を一刻も早く知らせることが不安、不信の除去に最も有効だ」と述べられました。すべての年金加入受給者を加入対象に、加入、納付履歴などを通知するように政府に求めたとのこと。そのような動きを後押しするためにも本意見書は重要であると考えますので、皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） この（意見書案第9号）1ページ目の中ほどのところでですね、「国民年金については、問題解決に必要な台帳まで破棄されてしまっている。その責任は極めて重大である。」このようにありますが、どこの社保庁で何人分の台帳が破棄されたのか教えてください。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 私、一般質問でも言わせてもらいましたけれども、香美市の場合は旧3町村の分は引き継いでると。織田議員が言われたどこの社保庁で何人分がということについては、申しわけございませんが資料を持ち合わせておりません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 先ほど提出者の方も自民党の委員長発言ですか、述べられてましたが、厚生労働省、また社保庁の方から年金記録問題への新対応策の進め方として6月4日付で今後1年間でプログラムを開発し、名寄せを確実に実施。受給者については来年8月までに、その名寄せ後全員に通知をお知らせする。また、被保険者については平成21年3月までに全員に必ず通知を完了するという進め方が示されています。また、対応ですが、年金安心ダイヤル、これまでより940ブースを増設、1,120ブース、うち630ブースが24時間対応、そしてお答え方式をとるということで、60歳以上の年金受給者を優先し、早い、その場で相手の方の要件だけ聞いて次へ。そして1週間程度で社保庁の方からお答えをしていくというような具体策もとられていますが、その辺どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

比与森議員、おっしゃられたこと、すべて私把握しておりませんが、ただ聞き及んでることもございます。ただ、本意見書の趣旨としてそのような点を後押しするため、今まで国としてはあくまでも立証責任を国民に負わせるとか、やっぱり申請主義であるという部分のところはまだまだ変わりつつあっても変わってないというのが現状であろうかと思えます。やはり地方の部分から未来、何年にもわたって安定的に、年金の宙に浮いた部分、そして消えた部分を国民に返していくということで、このように政府が中心となって対応していくということが、私はやっぱり要になるということを確認しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田でございます。

意見書案第9号の原案に対して反対の立場から討論を行います。

国民の老後にとって最も大切な年金について、だれもが不安や心配を抱えております。社保庁のずさんな状況を聞くにつけ、多くの国民が怒りを覚えている。しかし、この問題で大事なポイントは社保庁の怠慢を指摘したり、歴代担当大臣の責任追及等は二の次であります。今回、問題化した諸事項についての経緯、原因、責任等は検証委員会ですっきりと追及されるでありましょう。一刻も早くすべての方々が本来受け取ることができはずのこの年金を受け取れるように、国は全力を尽くしていただきたい。原案には消えた年金問題に関する意見書とあるが、これは消えたわけではありません。皆さんが支払った年金保険料の納付記録は1997年、平成9年1月から加入者1人ずつに基礎年金番号が割り振られ、転職や転居しても一貫して管理できる仕組みに変わりました。それ以前は厚生、共済、国民年金などの制度ごとに年金番号あり、また転職、転居ごとに別の番号が割り振られるなど、1人の人が幾つもの番号を持っており、約3億件ありました。総年金番号を導入し、1人1つの番号に統合する際、社会保険庁は1億人を超える方々に直接、複数の年金番号を持っていないか、他の年金手帳を持っていないかなど通知はがきを出し、年金記録の統合を求めましたが、回答があったのはわずか900万人でした。その後、社保庁は番号統一への積極的な努力をほとんど行わず、単に事務処理として60歳になって年金を受け取る権利が生ずる、年金の裁定（請求）の際に年金記録を統合するだけでした。その結果、社保庁が旧来の年金番号のまま管理している



年金記録が5,000万件残ってしまったわけであります。このように5,000万件もの未統合の年金記録が残ったのは、努力を怠り記録管理がずさんだったことが原因で、責任は極めて重大であります。しかし、名前や住所、生年月日、性別などはわかっており、決して消えたわけではありません。このような基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録については、未処理のまま放置し、万一にも受給漏れが発生しては年金制度に対する国民の信頼が崩れてしまいます。そのため、来年5月までに名寄せを確実に実施した上で、確認のためのお知らせを、年金受給をしている方は来年8月までに。これから年金を受給される方々については再来年3月までに完了するとのことであります。さらに受給資格のない方、亡くなった受給者の遺族の方に対しても丁寧に対応するとしております。

年金記録の相談については電話回線をさらにふやし、土曜日、日曜日を含め24時間対応しながら丁寧に努めていく。私も先日フリーダイヤルにかけました。午後7時ごろでしたが1回でかかり、丁寧な対応をしていただき、返答は2週間から3週間で年金記録を郵送するとのことであります。また、南国社会保険事務所の来訪相談者については、平日は毎日午後7時まで受け付けるとともに、休日及び土曜日も受け付けるなど相談体制を強化しています。社会保険庁や市町村に記録がなく、本人にも領収書などの確かな記録がない場合であっても、銀行の通帳、また雇用主の証言をもとに第三者委員会で加入者の側に立った総合的な判断をしていく。このように国民の視点に立って国が責任を持ち、すべての加入者に全力を上げ取り組むとしております。今日までの5年という時効についても撤廃を表明し、近日中に時効撤廃法案も可決する運びであるようになっております。すなわち、年金納付者に対しては既に亡くなった人も含め、すべての受給者に対し国が責任を持って対応することとしている。こうした記録の統合に要する費用は、財政の合理化努力を行った上で国庫財源で対応するとしているので、しっかりと見守っていきたいと思います。

最後に、一部の人やマスコミが消えた年金、年金と国民の不安をあおりにあおる偏った報道のあり方にも疑問を感じていると、このことをつけ加え反対討論といたします。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。

私は、意見書案第9号、「消えた年金」問題に関する意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

現在、国会で審議されている社会保険庁解体・民営化法や時効撤廃特例法では、国が責任を持って解決することは不可能だと考えます。大切なのは、全加入者を調査対象とすることであり、国の責任において該当者に情報提供を行うことです。そして、領収書などの物証がなくても解決の方向を探ること。身近な相談窓口での相談体制をとること

ではないでしょうか。このことは、今までの逆立ちした国民への対応から考えるとき、必ず行わなければならない対策であると考えてところです。現在24時間の相談体制や第三者委員会の設置、時効の問題などでも事の重大さゆえ改善の方向を検討されていますが、まだまだ不十分であり、本人からの申告を待つという申請主義の立場や、あくまでも加入者の立証責任を求める立場は変えないままとなっています。国は、国民の受給権を守り、国民に不利益を与えることのないよう万全の体制を望むということから、私は本意見書案に賛成の立場を表明し、討論を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第9号、「消えた年金」問題に関する意見書の提出について、公正な立場で、また独自性を持って審議すべき議会としたとき、本意見書は重要な問題であり、重大な関心があるものの、この意見書の作成手法に疑義があることから提出に反対する立場から討論を行います。

すなわち、この意見書については、ある政党の新聞記事と極めて類似しているという点でございます。またこの重要な問題に対し反対すると言われても困りますから、あくまでも作成手法のあり方として疑義があるということと、関連資料ということで本意見書案と対比する意味で新聞記事を申し上げますので、皆さんは意見書案をお目通しください。

「今回の問題は、国民の側に非はなく、国に責任があるのは明白です。国は1997年の基礎年金番号導入を準備する過程で、基礎年金番号に対応させられない厚生年金や国民年金の記録があることを十分わかっていました。にもかかわらず抜本的な対策をとらずに10年が経過しました。しかも、国民年金については問題解決に必要な納付台帳の原本が市町村にあるのですが、かなりの部分が廃棄されています。政府と歴代厚生労働大臣の責任は重大です。ところが、これまで政府は被害者である国民に過去の保険料納付の立証責任を負わせるという逆立ちした対応をしてきました。5年以上さかのぼったの支払いの時効でできないという機械的な運用で切り捨てたケースが多くありました。政府は保険料の取り立てで国民には厳しい対応をしてきました。今回の社会保険庁解體法案でも、国民年金保険料を滞納したら別の制度である国民健康保険証を取り上げるという理不尽きわまりない制度で盛り込んでいます。この問題について、国は全容を明らかにし、みずからの過失と責任を認めて謝罪し、被害にあった国民すべての年金受給者を守るために、あらゆる手段を尽くすべきです。そのために4点について直ちに実施することを求めます。

1つ目に、年齢を問わずすべての加入者について調査することが重要です。今、無年金の人も調査結果によっては年金受給権者になり得るわけですから、すべての無年金者も調査対象にすべきです。

2つ目に、通知の仕方です。政府のやり方は同一人物の記録があると思われる人に記録の中身は示さずに、注意を呼びかけ、本人からの申告を待つというものです。これは国民の側に思い出させる努力を強いるということです。そうではなく、宙に浮いた記録の中身を該当すると思われる人に示し、国の責任で解決を図るべきです。

3つ目に、年金記録が消失している被害者についても国が責任を持って調査し、例えば会社の同僚の証言とかいった状況証拠に基づいて解決をすることです。

4つ目に、「社会保険事務所以外にも身近な相談窓口をつくり、国民の不安解消に臨むべきです。」

こういった記事が出ておりますが、受けとめ方はそれぞれあると思いますが、ここまで表現と組み立て方が類似した内容になると、提出者がとても主体性を持って独自に作成した意見書とは思えないということです。すなわち1政党の政治要求に呼応するかのよう提出するという事は、冒頭申しました議会の姿勢としてははなはだ不適切であると考えるところです。こういったことから、本意見書案には反対をするものです。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって意見書案第9号は否決されました。

日程第30、意見書案第10号、地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松です。

意見書案第10号、地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

（案文朗読）

以上、よろしく願いいたします。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。  
これから、意見書案第10号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、意見書案第11号、児童扶養手当に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子君です。

意見書案第11号、児童扶養手当に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山崎晃子。賛成者、同、片岡守春。賛成者、同、山崎龍太郎。

意見書の案文を朗読して、提案理由にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第11号、児童扶養手当に関する意見書について質疑を行います。

まず、文中にある「自立に向けた就業支援策が種々展開されても、なお厳しい生活実態にあります。」という箇所についてでございますが、これを身近なところから2点ほどお聞きをいたします。

まず1点目は、香美市で実施している母子家庭自立支援事業、また高知市内にあります男女共同参画センターに設置しております母子家庭就業自立支援センターでの就労あっせん、そして高知市の子育て支援課で実施している母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金などのこういった給付金事業がありますが、こうした各種の制度や事業はもう余り期待できない。やはり児童手当の拡充が一番と受け取れま

すが、この点について。

次にですね、児童扶養手当に支給に関してでございますが、さきの議案質疑でもありました返還2件、これは制度の利用の仕方が間違っていたというものでしたが、一方ではこうした問題をもはらんでいる中では、やはり従来の児童扶養手当の中心の経済的支援から就業自立に向けた総合的な支援へ転換し、そこを充実していった方が長期的に見た場合に行政側からすれば財政負担の軽減、またこれの該当者の方には真の意味の自立につながるというふうに考えるわけでございますが、ここな2点についてどういった見解をお持ちでしょうか。お聞きします。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 竹平議員の質問にお答えします。

その就労支援策が種々展開されてもということですが、これに関して先ほどお話しがありましたように、いろんな支援策があるがですけれども、それをなおそういったものを充実させて、また使いやすいつか利用しやすいような状況でなお充実させてほしいというもので出しています。

それと、それからその返還に関しては、この不正受給に関しては当然許されるものではありませんので、これに関してその不正受給の方までも対象にしたものではないということと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 今の説明をちょっとお聞きしますけど、その就業支援ですが、本年4月から児童扶養手当の一部改正が開始される来年を見据えて、4月1日から幾つかの支援事業が打ち出されていますけど、その辺は提出者が承知をしているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） ちょっと資料があれですけども、その附帯決議の中にいろんな就労支援策というのが幾つか出てたんですけども、職業能力の開発及び就業あっせん、養育費支払いなどに関する広報、啓発とか、地方公共団体と連携し母子世帯の公営住宅の優先入居の推進など、そういった附帯決議として中身をちょっと詳しくはよう調べておりませんが、そういった中身に対しての就労支援策をなお一層充実させてほしいという意味です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。

先ほどのお答えはありがとうございました。大体わかったわけですが、ただ、この意

見書を見ると、いわゆる経済的支援とそれから就業支援、この両方を充実を求めるとい  
うようなことになっておりますが、先ほどこの意見書の中にもあります児童扶養手当法  
の一部改正という、これの法律の前段ではですね母子及び寡婦福祉法の改正、これも同  
じ平成15年4月1日に施行されておりますが、こういったものと連動させてこの児童  
扶養手当も改正されておると。これのいわゆる国の方針としては、私先ほど質疑でお聞  
きしお答えをいただいたわけですが、やはりそういった本当の、今までの経済から自立  
と、自立を目指した方へ転換をするというもとでのこの法律の改正であります。そう  
いったところを考えた場合は、やはりこの意見書も両方も両方もと、こういった国の方針  
がこうであれば、先ほどもお答えの中にありましたこの私が聞いた自立支援に対するい  
ろいろの就労の事業、これが十分でなければこっちの方へウエートを置いて、こっち  
の方から順次、この先ほど言いました法律と絡めてそこの法律の不備なり、それから制度  
の不備、これを強く主張して上げていったらどうかと思いますが、そこのあたりの見解  
をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。確かに、この自立ということはすごく大事なことで  
すので、そういった支援策というものを充実させるということが一番だと思いますけれ  
ども、その母子家庭の世帯というのは平均所得が大体230万円ぐらいということで、  
非常に低い水準にとどまっているという点もありますので、なかなか仕事が、もうパー  
トやアルバイトだというようなことで正職につけないというふうなこともありますし、  
それから就業の支援策に対しても仕事を休んで講習に行かなければならないといったこ  
となんかもあって、なかなか自立に結びつかないということもありますので、両方を充  
実させるという意味でこの意見書を作成しました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませ  
んか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 意見書案第11号、児童扶養手当に関する意見書について  
反対の立場で討論させていただきます。

母子家庭、父子家庭における子育てははかり知れない大変さがあると思います。ただ、  
制度を悪用し、偽装離婚をするケースも後を絶たないのが現実ではないかと思  
います。現在でも、また過去にもあの夫婦は本当に離婚しているのかと思われ  
る家庭がございます。その辺にもメスを入れてほしい。この不平等、不公平  
に対してしっかり取り組んでほしいと思います。

今回の改正では、月額4万1,720円の手当額を受けてから5年経過したとき、または受給要件該当後7年を経過したとき半額の2万860円を超えない減額とされています。このことを受け、意見書では母子家庭への子育て支援策と就労支援策を一層充実させること。そして、自立が困難とみなされる母子世帯に対しては、減額の猶予を求めているわけですが、減額が開始される来年4月1日を控え、国、県におきましては、本年4月1日より母子自立支援プログラム策定事業としまして、児童扶養手当受給者で就労、自立の意欲のある方に自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携を図り就業支援を行うとしています。自立困難ありき、就労困難ありきでは、その向上はないのではないかと思います。

また、県にありましては、3月末に策定されました母子及び寡婦福祉法に基づき、国から出されました母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針をガイドラインとして、高知県ひとり親家庭と自立促進計画を実施、スタートさせました。内容を述べてみますと、計画の対象者は母子家庭、父子家庭、寡婦を対象とし、まず高知県のひとり親家庭の現状をそれぞれ就労状況、無職の人の状況、ひとり親の家庭が望むこと等々を調査し、その課題の整理の中で母子家庭の不安定な就労、母子家庭の所得の低さ、子育て支援の充実、父子世帯への施策の拡大、各種制度の周知度など現状と課題をしっかりと把握に取り組んでおります。具体的な支援策として、就業支援では母子家庭等就業自立支援センターによる就業支援、臨時職員の雇用の充実、県庁内からの情報提供、ハローワークとの提携、資格や技能の取得への支援、資金面での支援、また事業主への啓発。経済的支援では経済的支援の充実、経済的支援制度による支援の実施、児童扶養手当、母子、寡婦、福祉資金貸付制度、医療費助成制度、新しく父子家庭医療費助成制度の創設、また国が新たに設置する養育費相談支援センターとの連携。日常生活の支援におきましては、保育、子育て支援の充実、高知県次世代育成支援行動計画に基づく取り組み、住宅確保のための支援、住居を確保するための取り組み、県営住宅への優先入居の実施、また情報提供、相談支援等、それぞれ取り組みを発表されております。

以上のことから、今回の意見書案第11号に反対するものでございます。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。

私は、意見書案第11号、児童扶養手当に関する意見書案に対し賛成の立場で討論を行います。

児童扶養手当は、離婚や父親の重度の障害、死亡などの理由により父親の養育を受けられない母子家庭の児童たちのために、児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に子どもが18歳になるまで支給されているものですが、今年閣議決定された母子家庭白書によりますと、その児童扶養手当の受給者は今年2月現在で98万7,450人

にのぼり、過去最高を更新したということです。また、児童白書によると、「母子家庭世帯の平均所得は全国で233万4,000円で、全世帯の平均所得540万4,000円の約40%にとどまるなど、低い水準となっている」と指摘しています。高知県の場合、児童扶養手当の受給率は高く、高知県の所得水準の低さを如実にあらわす結果となっております。そして、児童白書では暮らしむき意識調査を実施した結果、母子世帯の79.8%が苦しい、やや苦しいと回答し。

(サイレンにより中断)

○3番(山崎龍太郎君) 全世帯の56.2%を大きく上回っているとしています。児童扶養手当受給者数の増加は、この制度が母子家庭の命綱としての役割を果たしていることを示しています。ところが、来年4月から受給が5年を越えた後は最大で半額まで減額するなど、制度を大きく後退させようとしています。このことは母子家庭の子どもの高校進学をも阻むことにもなりかねません。よく不正受給が問題になりますが、そのことをもって制度全体を後退させることは正しくはありません。不正受給者には別の法律で毅然と対応すればいいことであります。児童扶養手当の削減は母子家庭の置かれている現状を理解せず、憲法第25条に定められた生存権をも脅かすものであります。

以上のことから、私は本意見書案に賛成の立場を表明し、討論を終わります。

○議長(中澤愛水君) ほかに討論はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中澤愛水君) 賛成少数であります。よって意見書案第11号は、否決されました。

暫時昼食のため1時まで休憩をいたします。

(午後12時01分 休憩)

(午後12時59分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32、意見書案第12号、「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。12番、久保信彦君。

○12番(久保信彦君) 12番。

意見書案第12号、「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。



平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、久保信彦。賛成者、同、山崎龍太郎。賛成者、同、山崎晃子。

それでは、意見書を朗読しまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

(案文朗読)

若干ここで説明をさせていただきますと、6月18日か19日の新聞に出ておったわけではありますが、アメリカがこの集中弾交渉を態度を変えたという新聞記事が高知新聞で載っておりました。それで日本政府はどうかというと、交渉開始を指示する方向だが、交渉の成果の経過となる文書の内容次第では法的文書により拘束力がない。ガイドラインの方がいい場合もあるとの立場を示しました。だからアメリカも態度を変えています。そして、中国、ロシアなど、この国は消極的であるわけでありまして。だから、こういう意見書を今こそ提出するのが適当だと私は考えます。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番、織田です。

この意見書の最後のところですが、「憲法第9条を持つ国として、非人道的兵器禁止の先頭に立ち、「クラスター爆弾」の全面禁止の条約をめざすよう求めます」とこのようにありますが、この世界に冠たる憲法第9条、それを保って、一兵器を取り上げて禁止いうんは、これはおかしいんじゃないですか。そのことについてちょっと答弁願います。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） これはですね、クラスター爆弾の禁止を討議したオスロ国際会議であります。だから、2008年度末までに禁止条約を策定することをうたったオスロ宣言、ノルウェーでありますけれども、これは2007年2月に採択をされておるわけです。それで49カ国中、国際会議の枠組みでしか取り組まないとした英国やフランスなど46カ国が支持する中で、こういう宣言を支持をしておるわけでありまして。当初、日本がこの招待国に含まれていなかったため、この希望を出して参加、この支持をすると、支持を見送ったわけです。だから、このクラスター爆弾に固執する態度をとったことになるわけでありまして。クラスター爆弾は特に非人道的な兵器であります。問題になっております。ここに資料がありますけれど、ちょっと。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫です。

提案者の方にお伺いをしたいのですが、私クラスター爆弾の全面禁止に反対するものではありません。これは賛成をしますし、憲法第9条は守るべきだというふうに思っ

す。というのも私の兄も戦前、終戦直前の志願兵で行きまして、大分県の針尾海兵団に入隊をし死亡をしております。そういった意味も含めて、今からそういった若い人たち、あるいは国民の命を守っていくということでは守っていくべきやというふうに思っていますが、1つだけお聞きをしたいのは地方自治法第99条、これはどういうふうな解釈をするか。私は狭義にし、提案者の方は広義に解釈したということではないかと思いませんけれども、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」というふうになってまして、私はこの内容を見て、香美市に公益があるのかどうかという疑問を持っています。これはまた別の解釈によると、そうでなくて公益があるんだという判断をされてるかもわかりませんし、そこについてですねお答えをお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 私も憲法第9条は守らないけないというように思います。ほいで地方自治法第99条には、「議会と地方公共団体に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」と規定しており、具体的には議員の所定の賛成者、ともに発案して本議会に諮り、議長名で国会または関係省庁に提出をすると、こういうようになっております。意見書提出権は議会が法人格を持っていないため、請願、陳情を行う権限がないので、それにかかわって認められたものであります。また、議員必携のこの第4条には、意見書の活用で次のように記載されていますので、その一部を読み上げてみたいと思います。「住民世論の動向に常に関心を持ち、それに先取りする形で法律に根拠のあるものとしては意見書、事実上のものとしては決議として議会の政策上の意思を規定し、権限を有する行政機関に送付または提出して、その実現を目指すことは極めて大事なこと」と明記をされております。だから、この日本が持っておりますけれども、何発持っておるか知らんですが、香美市議会あるいは町村議会でもこれは同じ内容のものとして取り上げて意見書を提出することができるかと私は考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 先ほど案文の後、補足説明もありまして、再度重複するような質問になるかもしれませんが、4点ほどお尋ねいたします。

1点目が、「特定通常兵器使用禁止・制限条約の締約国会議も、クラスター爆弾をどうするか議論をするようになってきた」というふうに書いてありますが、その後、2行下で「締約国会議に任せておいては、いつまでもクラスター爆弾を禁止できない」と。議論をするようになったが禁止できないと決めつけるような文言でノルウェー政府がオスロ会議を開いたととれますが、この辺の議論を始めたことと、禁止できない、この辺の整合性のご説明をお願いしたいと思います。

2点目に、今、るるお話しを聞く中で、ノルウェー政府はこの国際会議開催に当たっ

て賛成する国だけを集めたかのようにも聞き取れますが、日本政府を招待国から外したその理由がわかれば、その理由。

3点目に、これはええです。これは説明の中にありました。ええです。

もう1点、3点目に会議に出席したそのポーランド、ルーマニア、日本、それぞれ理由があつての反対やと思いますけど、日本政府がなぜ反対したのか、その辺の理由も知りたいと思いますけど、わかればお願いします。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 最初に日本政府の立場ですけれど、これはですね航空自衛隊の田母神という航空幕僚がおります。25日の記者会見で不発弾被害が問題視されているクラスター爆弾について、こういうように言っています。「生きて虜囚の辱めを受けずという戦陣訓を遵守する上で必要不可欠である」と。そして、保有見直しに懐疑的な見方を示した。リマで開かれた同爆弾禁止を目指す国際会議などの動きを受けたものであります。また、この同幕僚長は「日本のような島国だからといって、クラスター爆弾が特に戦術上有効だということは別はない」としながら、不発弾をふんだんにばらまけば、かつてのように、「沖縄戦のように民間人が自決のために手榴弾を用いる手間が省ける」と。「不発弾が国民のために役立つ。占領された紅毛碧眼の南蛮人に生きたままつかまり、男を生皮をはがれて、女は性奴隷になるかどちらがいいか考えた方がいい。1億総玉砕のための悲願を持っておくべきだ」というように言っております。この美しい日本で戦陣訓の遵守というか、これの必要性をこの強調したものであります。

その点、何番やった…。構いませんか。もう1回質問あれば。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 3点、言います。クラスター爆弾、議論をするようになったが禁止できないと決めての、その整合性。

2点目にノルウェー政府は日本、招待国から外しているわけですが、最初から賛成をできる国のみを招待したのか。日本が除外された理由。

3点目に反対したポーランド、ルーマニア、日本、特に日本の反対した理由を知っておきたいのでお願いします。

以上、3つ。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） まず、私の知っておることはですね、この中で日本が何で招待国から外されたかといいますと、これは日本の政府は交渉、支持をする方向であったが、この交渉の成果の内容次第では、この法的文書より拘束のないガイドラインの方がいいとの立場をとりましたので、これは結局どういいますか、真剣にこの考えてないというかね、そういうものだというように思います。

それから、日本が会議に参加しながら、ポーランド、ルーマニアとともにオスロ宣言に反対しましたと。日本が招待国に含まれていなかったとありますが、このポーランド

とルーマニアとともに宣言に反対をしたというのは、結局こういうことについてはですね、このオスロ会議に向けて、オスロ会議は、これは本当に通常兵器の使用禁止を制限条約を求めたものでありますが、そういう意味でこの日本とポーランド、そしてルーマニアとともにこの宣言に反対をしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 比与森議員、よろしいですか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） すいません、今、日本政府のガイドラインをもとに使用に関してのその取り組みという方向だということはわかったんですが、そのときにガイドラインに沿って国際的に決めるといふ、その日本政府のやり方が真剣でないというふうな、真剣に考えてないというふうな発言がありましたけど、答弁はどちらでも構いませんけど、ガイドラインに即して話し合いをしようということが、私は決して真剣に考えていないというふうには思いませんので、それだけ。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第12号につきまして、先ほどの質疑を踏まえまして討論を行います。

意見書案第12号、「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう求める意見書について、我が国の防衛、外交、また安全保障にも関係する重要な要素をはらんでいると同時に、現実にも日本政府の動向や対処方針を見るとき、提出は控えるべきではないかということで反対討論を行います。

この件に関しましては、既に皆様ご承知のとおり、過日の新聞報道にもありますように6月19日、スイス、ジュネーブでの特定通常兵器使用禁止・制限条約、これを略してCCWといいます、これの政府専門家会合で制定に賛成の立場を表明することが明らかになっております。それによりますと、「CCW専門家会合や、今年1月のCCW締約国会議に基本的に賛成の立場で臨む。即時全廃ではなく、代替兵器の開発まで十分な移行期間を設ける。大量保有するアメリカ、中国、ロシアの参加も得て、条約の実効性を確保するものとなっております。このことは、急進色が濃いオスロプロセスではなく、アメリカ、中国、ロシアを含む100カ国以上が参加するCCWが議論を進めることにより、現実的な条約づくりを目指すこととしております。」これが過日報道されました新聞報道の概略でございますが、ちなみにこの件に関しまして、ここに至るまでの

政府の方針や考え方的一端を資料について申し上げます。これは先ほどの質疑で私の方からお答えをするような形になるかも知れませんが、一応詳しくお話しを申し上げます。

まず、昨年12月7日の外交防衛委員会、ここで質問としてクラスター爆弾ということが、最近イスラエルがレバノン南部攻撃の際に使用したということで、国際的に非難をされております。言うまでもなく、このクラスター爆弾というのは、爆弾の本体の中に数百個の子爆弾が仕込まれておりまして、空中でまき散らして目標を破壊するものでありますけれども、不発弾として多くの子爆弾が残って、これによる後の被害が続くという非人道的な兵器でございます。そうした意味で第2の地雷と呼ばれているクラスター爆弾につきまして、その全面禁止の条約作成にノルウェー政府が旗を振っていると承知をしております。平和憲法を持つ日本でございますので、こうしたことにつきましても、この地雷廃絶につきましては小渕元総理、元外相が非常にリーダーシップを発揮されて条約の制定にこぎつけたわけでありますから、我が国としてもこのクラスター爆弾の問題につきましても、そうした国際的な1つの規定の枠組みができるように努力をしてはいかかと思っておりますが、どうでしょうかという問いに対しまして、久間防衛大臣が「このクラスター爆弾についても、確かに自衛隊としても持っております。これはしかし、今特定通常兵器使用禁止・制限条約関係会合といいますか、このCCW関係会合でいろいろ議論がされておりました、日本もそれに今参加しておりますから、そういうような参加を通じて国際的な合意がどういうふうになっているか。それを見ながら私たちとしても考えていかなきゃいけないと思っております。ノルウェーのこれが非常に突出しているような感じがしないでもありませんので、そこに直ちに我が国がそっちと一緒にやってやるかどうかになると、今ややこのCCW関係会合の方に、むしろウエートを置いた形でやっていくことの方が、国際的なまとまりにつながっていくんじゃないかという気もいたしておりますので、その辺は慎重に対応したいと思っております。」という答弁でございます。

次にですね本年3月9日、これも国会でございますが、予算委員会の席上で質問として「人道上の側面と、それから安全保障上の側面をどう我が国として考えていくべきか。あわせてこれの条約上の規制のあり方について、ノルウェーのオスロで最近国際会議がありました。この点については、今までこの特定通常兵器使用の制限・禁止条約、いわゆるCCWというこの枠組みの中で今までは議論されてきたところで、なかなか結論が出ませんでした。そこでオスロの会議が開かれたわけで、将来は地雷のときと同様に、オタワ条約のような方向性を目指しているとも言われているわけでありまして、このクラスター爆弾についての規制のあり方の考えと、条約上の議論の土俵のあり方についてご見解をお伺いしたいと思います。」という質問に対しまして、麻生外務大臣が「これは人道上の側面と安全保障というか、その効果の面と両方の必要性のバランスというのがよく言われるところで、これだけ面の確保ができる爆弾はそうざらにありませんので、

そういった意味では、いわゆるこの問題というのはいろいろやっておりますけれども、例えばアメリカ反対、中国反対、ロシア反対、オーストラリア反対、大体主要なところがみんな軒並み反対というようなことになったというのは、もうご存じのとおりであろうかと存じます。そこで、こういった中でCCWという例のサーテン・コンベンショナル・ウェポンズというんですけれども、このCCWの会議の中で、これだけ別にしてやらないとという話しになって、この間の会議になったんですが、残念ながら、いわゆる今申し上げたようにアメリカ、中国、ロシア、オーストラリアと、みんな参加するということになりましたものですから、これはもう全然一番のところが参加しますので、これはなかなか効果が薄いということを考えますと、これは今後ともやらにゃあいかんなど。そこらのところの参加を促して、実際会議に参加して、この条約にサインするところまでもっていくというところが、これ今後のところで一番大事なところだと存じます。そのところで日本の場合は、小型の武器の使用制限とか、いろいろなコンベンショナル・ウェポンというやつに関しましては、日本の場合、実績がありますものですから、いろいろ私どもとして、今回これに参加させていただきましたけれども、残念ながら宣言のサインするところまでは至らなかったというのが、効果が上がらないというようなところもありますし、いろいろ議論すべきところは多々あると思いますんで、今後これをさらに議論を詰めて、うまくいけば地雷の成功したときと、あれと同じようなところまでいければと、我々もそう思っております。」という、こういったこのクラスター爆弾についての各委員会におきまして質疑がなされております。こうしたことからおわかりのように、国を預かる責任政党として常に国際情勢を念頭に置き、あらゆる状況を見きわめ、現実的に、また実効性が伴う、そして防衛や安全保障へも関知した体制で臨み、対処方針を示している状況下にあって、唐突にこのような意見書を提出するということは、いよいよもって現実の政治動向、国際情報を何ら掌してない香美市議会ということにもなりかねません。もう少しですね事の本質を精査し、十分に分析した結果に基づいてお出しただかないと、大分前に国家の品格というベストセラー本がありました。が、議会の品格を問われかねないことにもなりはしないかということでございます。

以上のことから、本意見書案には反対をするものであります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

私は、意見書案第12号、「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう求める意見書案に対し賛成の立場で討論を行います。

ブリュッセル、ベルギーからの報道によりますと、途上国で障害者支援を行っております非政府組織のハンディキャップインターナショナルは、クラスター爆弾による被害の実態について報告書を発表し、被害者の98%が非戦闘員、民間人であると告発し、クラスター爆弾の廃絶を求めました。報告書はクラスター爆弾が使用された過去30年、

24カ国に及ぶ地域の実態をもとにまとめられました。その報告書によりますと、「クラスター爆弾でこれまで1万人以上が死亡、または負傷している」とし、しかも「実際数は10倍の10万人とも言われている」とされています。「被害者の98%が民間人で、うち3割が子どもだ」と報告しています。とりわけ、「18歳以下の男子の被害が深刻で、子どもの被害の95%を占めている」としています。クラスター爆弾はるるありましたように、紛争終結後も被害にあう人が後を絶ちません。このような非人道兵器に対して使用禁止や規制、廃絶を求める声が国際的にだんだんと高まっております。報告書によると、クラスター爆弾は昨年7月から8月のレバノン紛争で使用されました。イスラエルがレバノンに投下した子爆弾400万発のうち、60万から120万発が不発弾として残っています。レバノンでは、今でも毎日平均2人から3人が爆弾で殺されているそうです。CCWやオスロ会議などで、こうして議論をしている間にもたくさんの犠牲者が生まれております。日本は立場上、イニシアチブをとってクラスター爆弾に関しては人道上の理由を最優先させる必要があると思います。日本もクラスター爆弾を開発、保有し、かつ使用しているアメリカに遠慮することなく、そしてみずからクラスター爆弾の備蓄を放棄するとともに、ノルウェーの呼びかけにこたえ、積極的に廃絶への国際的流れに加わるべきです。そういう世論が世界を動かしていくことは、先ほどの核兵器の問題でも意見書でも申し上げました。このことこそが平和憲法を持ち、かつ唯一の被爆国日本の政府に課せられた責務、国際貢献であり、国際的な信用を獲得できる方策であります。

以上のことから、本意見書案に賛成の立場を表明し討論を終わりますけれども、香美市議会からこういう意見書を出すことにつきましては、先ほど久保議員がちょっと質疑、応答の中で申されましたけど、こういったことをとても私たちは心配をします。こういうことが背景にあるんです。それは先ほど久保議員が紹介しました田母神幕僚長の意見です。「不発弾をふんだんにばらまくと、かつての沖縄戦のように民間人に自決のための手榴弾を配る手間が省ける。不発弾は国民の役に立つ。占領されて紅毛碧眼の南蛮人に生きたままつかまり、男は生皮をはがれ、女は性奴隷になるか、どちらがいいかと考えた場合、1億総玉砕のための手段を持つておくべきだ。」いまだにこういう意見を公式の見解として記者会見などで言う、こういうことがある以上、やはり地方議会からもこういう意見書を上げて、世界的なそのクラスター爆弾をなくそうという流れに合流していくことが私は大事ではないかと考えて、この意見書案に賛成するものです。

以上で討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって意見書案第12号は、否決されました。

日程第33、決議案第1号、香美市まちづくり推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 24番、山本でございます。

決議案第1号、香美市まちづくり推進特別委員会の設置に関する決議について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成19年6月26日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山本芳男。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

提案理由につきましては、朗読をさせていただきますして説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午後1時41分 休憩）

（まちづくり推進特別委員会委員名簿を配付）

（午後1時42分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議決されました香美市まちづくり推進特別委員会の委員の選任を行います。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり議長において指名をいたしますので、今後ともご協力を



よろしく願いをいたします。

【まちづくり推進特別委員会名簿 巻末に掲載】

ただいま決定しました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

(午後 1 時 4 3 分 休憩)

(まちづくり推進特別委員会の委員長、副委員長を互選)

(午後 1 時 5 4 分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた委員会におきまして、特別委員会の委員長、副委員長が互選されたのでご報告いたします。

まちづくり推進特別委員会委員長は、坂本 節君、同じく副委員長は千頭洋一君、以上のように決定されました。委員長、副委員長はよろしく願いをいたします。

暫時休憩にいたします。

(午後 1 時 5 5 分 休憩)

(午後 1 時 5 5 分 再開)

○副議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代をいたします。

日程第 3 4、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を封鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長（山本芳男君） ただいまの出席議員は 2 5 人であります。

次に、当開票の立会人を指名します。立会人は会議規則 3 1 条第 2 項の規定によりまして、議席番号 9 番、門脇二三夫君、議席番号 1 0 番、山崎晃子君の両君を指名します。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長（山本芳男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○副議長（山本芳男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長（山本芳男君） 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いをいたします。点呼を命じます。

○事務局長（松浦良衛君） はい。私の方からそれぞれ順次点呼させていただきます。

1 番、山岡義一議員。2 番、矢野公昭議員。3 番、山崎龍太郎議員。4 番、大岸眞弓議員。5 番、織田秀幸議員。6 番、比与森光俊議員。7 番、千頭洋一議員。8 番、小松紀夫議員。9 番、門脇二三夫議員。10 番、山崎晃子君。11 番、片岡守春議員。12 番、久保信彦議員。13 番、竹平豊久議員。14 番、島岡信彦議員。15 番、依光美代子議員。16 番、黒岩 徹議員。17 番、竹内俊夫議員。18 番、石川彰宏議員。19 番、前田泰祐議員。20 番、大石綏子議員。21 番、西山 武議員。22 番、西村芳成議員。23 番、坂本 節議員。25 番、中澤愛水議員。24 番、山本芳男議員。

（投票）

○副議長（山本芳男君） 投票漏れはありませんか。

○副議長（山本芳男君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて開票を行います。

門脇二三夫君と山崎晃子君の両君は立会をお願いをいたします。

（開票）

○副議長（山本芳男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票数 25 票

無効投票数 0 票であります。

有効投票のうち、

岡崎洋一郎君 0 票

中澤愛水君 20 票

仲田 強君 0 票

大岸眞弓君 5 票

以上のおりであります。

この投票結果につきましては、早速、高知県後期高齢者医療広域連合選挙長に報告することいたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○副議長（山本芳男君） 以上で高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 2 時 08 分 休憩）

（午後 2 時 14 分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

平成19年第2回香美市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告案件として、報告第4号から報告第11号までの8件、承認案件として承認第1号から承認第10号までの10件、議案第50号から議案第63号までの14議案と、議員提出の意見書案7件、追加議案として専決処分事項の報告第12号から報告第14号までの3件と、議案64号、さらに議員発議が1件上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされました。また、今議会も住民の負託を受けた議員として、17氏から行政全般にわたっての一般質問が行われ、建設的で示唆を含んだ提言もありました。言論の府としての議会での議案質疑を通じて、行政全般、香美市全体を見据えた議論が十分になされたと考えております。

また、議案の提案説明でも明確で簡潔な提案をすべきとの指摘もありました。専決処分事項につきましては、これは地方自治法第179条に規定がありまして、これは基本的な専決処分であります。議会が開けないとか成立しないとかの基本的な要件によります専決処分、そしてまた（地方自治法）第180条におきましては、議会が認めた軽易な事件につきまして専決処分が許されておりますけれども、金額の軽易な場合で第180条を事務的に安易に適用することは議会軽視ともとられかねません。指摘もございましたが、やはり今回の専決処分、交通事故につきましては、次の事故再発防止の策を審議する非常に重要な内容が含まれております。単なる保険で代替ができるとかいうことで軽易に考えることは許されない。法の意味から言いますと許されないと思います。前もって議会の議決で専決処分を許しておりますけれども、法の意を対しまして、やはり専決処分をするときには慎重に協議をなされ、今後の対応もなされるように申し添えておきたいと思っております。

毎議会でも申し上げておりますが、既に周知のように議会は住民から直接選ばれた議員で構成する合議体としての議事機関であります。執行部の提案を受け、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定する重要な任務を持っております。特に今議会には、平成

19年度の一般会計の補正予算、各特別会計の補正予算や条例の改正議案が上程され議決がされましたが、議会は決定した予算、政策を遂行する執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適正、適法に、しかも公平、効率的に、そして民主的になさてれているか常に批判、監視することが重要な任務として課されております。反面、執行部各位は行政のプロとしての自覚のもとに、市民のために日常自己研鑽に励み、資質の向上を図り、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりのために十分に留意し、行政の執行、業務の遂行に取り組んでいかなければなりません。

一市民から議員の姿が見えにくいとの声もありましたが、また説明責任も求められておりますが、言うは易く、実行には難しい課題もあります。しかし、議会としては密度の高い議会活動の展開と、議会の位置づけを明確にするとともに、議会広報、ホームページを最大限に活用し、説明責任を果たしていかなければなりません。さらに、議会の正しい姿を十分に認識していただくために、休日、夜間の議会の開催や子ども議会の実施についても一定の合意もいただきましたので、今後具体的に詰め作業に入っていかなければなりません。

また、今議会、香美市まちづくり推進特別委員会が議員発議で設置されました。行財政改革推進特別委員会、庁舎建設特別委員会の活動と相まって、合併によるまちづくり基本計画の推進や、産業の振興、後継者の育成、人口定着等、市政全般にわたっての調査・研究と香美市の発展に資するものと思われまます。

折りしも県議会、6月25日の一般質問で秋元商工労働部長は、県の産業振興ビジョン、素案に盛り込まれた新たな工業団地開発を市町村と共同開発する意向を示しております。当議会としても、議会活動の活性化を図りつつ、課題解決のため積極的な努力を重ねてまいらなければならないと考えます。

最後になりましたが、6月議会が終わるといよいよ7月がやってまいります。夏の季節を迎え、熱さも厳しくなります。各自ご自愛の上、ご活躍されますようお祈りを申し上げます。平成19年第2回香美市議会定例会の閉会のあいさつといたします。

次に、市長からあいさつがあります。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 本日、ここに平成19年第2回香美市議会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月13日に開会をいたしました今期定例会も本日まで14日間の会期をもって、提案をいたしました議案に対しまして、慎重かつ熱心なるご審議を賜りまして、ここに全議案適切なるご決定をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

また、この間17名の議員の皆さんの一般質問や、また各委員会におきましては今後の香美市行政運営に対しましてのご示唆、ご提案をいただきました。ご指摘いただきました一つ一つを真摯に受けとめますとともに、特に合併後1年が経過した中で、今後合併協定に基づく香美市まちづくり計画の本格的な取り組みが求められており、内外とも

に厳しい環境にありますけれども、私はもとより職員一同施策の実現に向けて全力を傾注してまいりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

また、ただいまは議会みずから香美市まちづくり推進特別委員会を設置をいただきました。今後ともよろしくご指導のほどをお願いをいたしたいと思っております。

入梅後も比較的雨量の少ない天候が続いておりますが、その影響による水不足も伝えられております。その反面、繁藤大災害の日を目の前にしまして、梅雨末期による豪雨も心配されますので、危機管理も怠りなく対応してまいりたいと考えております。議員の皆様にはお体を十分ご自愛いただき、ますますご健勝でご活躍をお祈りいたしまして閉会のごあいさつといたします。

○議長（中澤愛水君）                      ありがとうございました。

これをもって平成19年第2回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午後2時23分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録巻末文書

平成19年第2回香美市議会定例会  
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	6月13日 （水）	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし、議案第61号から第63号については、本会議方式にて採決。
第2日	14日（木）	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 ----- 議案精査のため
第3日	15日（金）	休 会	〃
第4日	16日（土）	休 会	休日、議案精査のため
第5日	17日（日）	休 会	〃 〃
第6日	18日（月）	休 会	議案精査のため
第7日	19日（火）	本会議	一般質問 ①
第8日	20日（水）	本会議	一般質問 ②
第9日	21日（木）	本会議	一般質問 ③
第10日	22日（金）	本会議	議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、連合審査会（承認第1号・議案第50号） 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （承認第1・2・9・10号、議案第50・55・56・57・58・59号） 教育厚生常任委員会の審査 （承認第6・7・8号、議案第60号） 産業建設常任委員会の審査 （承認第3・4・5号、議案第51・52・53・54号）
第11日	23日（土）	休 会	議案審査整理のため
第12日	24日（日）	休 会	〃
第13日	25日（月）	休 会	〃
第14日	26日（火）	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託省略し、説明から採決まで。）

平成19年 6月22日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

総務常任委員会委員長 前田 泰祐

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので  
会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 6月22日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認1	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」	承認
承認2	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」	承認
承認9	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認
承認10	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	承認
50	平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」	可決
55	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決
56	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	可決



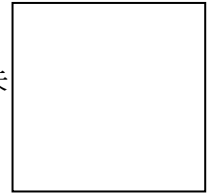
5 7	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
5 8	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
5 9	香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

平成19年 6月22日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫

常任委員会の審査報告について



本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので  
会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 6月22日 (金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認 6	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」	承認
承認 7	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)	承認
承認 8	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」 (保険事業勘定)	承認
60	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決

平成19年 6月22日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹平 豊久

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから  
会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 6月22日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認3	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」	承認
承認4	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」	承認
承認5	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」	承認
51	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」	可決
52	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	可決
53	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	可決

54	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」	可決
請願等 1	高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する陳情書について	採択
請願等 2	市道谷相線拡張工事に関する陳情書について	継続

意見書案第6号

過疎地域自立特別措置法の失効後の新たな法律の  
制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに  
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 6月26日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 前田 泰祐

賛成者 " 小松 紀夫

賛成者 " 竹平 豊久

過疎地域自立特別措置法の失効後の新たな法律の  
制定を求める意見書（案）

過疎地域には、豊かな自然が今なお多く残されており、こうした森林、農地な  
どの資源は、国土の保全、水源の涵養、国民の保健、地球温暖化の防止などの多  
面的な機能を果たしています。このため、人間が自然と共生しながら、これらの  
機能を向上させ、持続可能な国土の利用を図っていくことが、過疎地域の重要な  
役割となっているところです。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少や高齢化、地域産業の衰退によ  
り、地域社会の活力が極端に低下しています。さらに、最近では、都市と地方の  
地域間格差の拡大や情報過疎、医師不足など、日常生活に影響を及ぼす新たな問  
題にも直面しており、誰もが安心して暮らすといった基礎的な集落機能を維持す  
ることが困難な地域も拡大しています。

このような状況を踏まえ、衆・参両議院及び政府におかれては、現行法である「過疎地域自立促進特別措置法」が期限切れとなる平成22年4月以降についても、新たな法律の制定により、過疎地域に対する総合的な対策を推進するように強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 6月26日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
文部科学大臣	伊吹文明	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
農林水産大臣	赤城徳彦	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
国土交通大臣	冬柴鉄三	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿
内閣府特命担当大臣	高市早苗	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第7号

「非核日本宣言」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 6月26日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 大岸 眞弓

賛成者 〃 片岡 守春

賛成者 〃 山崎 龍太郎

「非核日本宣言」を求める意見書（案）

核兵器のない世界を実現するために、今、国内外で大きな努力が求められています。

2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、今年4月から新たな準備が開始されました。

2000年5月、核保有国5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後7年を経た今も、「約束」実行の道筋はついていません。今もなお、世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験に見られるように、拡散の危機も現実のものとなっています。

こうした状況を打開するために、日本政府には「ヒロシマ・ナガサキを体験した国」として、核兵器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務があります。また、その努力を实らせるためには、自らも「証」として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が「核兵器廃絶の提唱・促進」と、「非核三原則の遵守」をあらためて、国連総会や日本の国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 6月26日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	麻生太郎	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水



意見書案第 8 号

地方財政に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 19 年 6 月 26 日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 前田 泰祐

賛成者 " 小松 紀夫

賛成者 " 竹平 豊久

地方財政に関する意見書（案）

国民が、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地方自治体の役割はますます重要となってきました。

しかしながら、この間の三位一体改革によって、地方自治体の財政運営は深刻さを増しています。地方税の増収があるとはいえ、地方交付税が 7,000 億円削減され、結果として自治体の財政運営は厳しさを増しています。

2007（平成 19）年度から導入される、いわゆる「新型交付税」についても、地方交付税の財源保障機能の縮小が懸念されているところです。また、「地方応援プログラム」については、実質的な交付税の補助金化であり、地方自治の現場では疑問の声も強いものです。

地方自治体の責務は、住民の暮らしと安心・安全を守ることです。しかしそのためには、地方自治体にきちんと財源が保障されなければなりません。また、地方財政を削減することにより、地方間の格差がますます広がることが懸念されるということです。

以上のことから、衆・参両議院及び政府におかれては、地方財政の充実について次のとおり求めます。

## 記

1. 地方共有で共同の財産である地方交付税を削減しないこと。財源保障機能と財政調整機能を併せもつ制度として引き続き堅持、充実させ、自治体間の税源の偏在をなくしていくこと。新型交付税においても財源保障機能を維持し、対象を拡大しないこと。
2. 自治体の自主性を阻害し、住民に負担を押し付ける債務調整を含めた自治体破綻法制を導入せず、自治体の自主的な再建努力を支援する仕組みをつくるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 6月26日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第9号

「消えた年金」問題に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 6月26日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 〃 片岡 守春

賛成者 〃 久保 信彦

「消えた年金」問題に関する意見書（案）

5000万件をこえる年金記録が「宙に浮き」、受給権消滅や年金減額の原因となっている「消えた年金」問題は、公的年金に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題です。

今回の問題は、保険料を納めてきた国民には何ら非がなく、ひとえに国に責任があることは言うまでもありません。しかも、厚生労働省は、「基礎年金番号」制度を導入する過程で、すでに「基礎年金番号」に対応させられない厚生年金や、国民年金の納付記録が膨大になることに気づいており、今回の「宙に浮いた」年金記録の問題を十分に把握してきたのです。にもかかわらず、抜本的な対策をとらず、10年が経過し、国民年金については、問題解決に必要な台帳まで廃棄されてしまっています。その責任は極めて重大です。

ところが、政府は、記録を紛失された被害者に対して、過去の保険料納付の立証責任を負わせる逆立ちした対応をとり、仮に立証できても時効を適用して5年以上さかのぼっての支払いを拒否してきました。

保険料取り立てには厳しい差し押さえを実施し、社会保険庁解体・民営化法案では、国民年金保険料の滞納者に対して、全く別の制度である国民健康保険の通

常の保険証を発行しないという、理不尽きわまりない制度を盛り込んでいます。

以上のことから、衆・参両議院及び政府におかれては、問題の全容を国民の前に明らかにし、自らの過失と責任を認め、年金記録紛失という被害にあった国民すべての年金受給権を守るために、あらゆる手段を尽くすよう求めるとともに、下記の4点について、ただちに実施することを要求します。

1. 年金受給者について調査を実施するとしているが、それだけでは不十分である。調査対象は、特定の年齢層に限定するのではなく、全ての加入者とし、無年金者も調査対象にすること。
2. 確定している年金記録だけを通知し、自分の年金記録が正しいかどうか「照会の申出を勧奨する」と、国民一人ひとりに「宙に浮いた」年金記録があれば申告せよという態度をとっているが、これは本来、国が果たすべき責任を放棄し、被害者である国民に責任を転嫁するものである。「宙に浮いた」年金記録の情報を、該当者と思われる人にきちんと提供し、国の責任で、この問題の解決をはかること。
3. 年金記録が消失している被害者について、文書による記録証拠がなくても、国が責任をもって調査し、状況証拠にもとづいて解決すること。
4. 国の責任で、国民の身近な窓口で相談ができるような「特別の体制」をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 6月26日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第10号

地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 6月26日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 小松 紀夫

賛成者 〃 前田 泰祐

賛成者 〃 竹平 豊久

地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書（案）

平成17年に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス削減約束を達成するため、1,300万炭素トンを森林吸収で確保することとしており、平成19年度から24年度の6年間において毎年20万ヘクタールの森林の追加整備が必要となっています。

政府は、平成19年度当初予算案等において、約23万ヘクタールの追加整備に必要な予算として、765億円を決定したことについては、時宜を得た政策決定であり評価するところです。

しかしながら、地方公共団体が極めて厳しい財政状況にあることに加え、林業採算性の低下等により、森林所有者の施業意欲も減退していることから、間伐等の森林吸収源対策を積極的に推進することは非常に困難な状況にあります。

よって、衆・参両議院及び国におかれては、こうした厳しい状況下に置かれている地方公共団体及び森林所有者の実情に十分配慮した上で、森林所有者の負担軽減や地方公共団体への財政措置の充実を講じるなどの制度の創設を行い、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を図るよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 6月26日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
環境大臣	若林正俊	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿
林野庁長官	辻健治	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 1 1 号

児童扶養手当に関する意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 1 9 年 6 月 2 6 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 晃 子

賛成者 " 片 岡 守 春

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

児童扶養手当に関する意見書（案）

児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

しかし、平成 1 5 年 4 月に児童扶養手当法が一部改正され、手当を受給してから 5 年を経過した時、又は受給要件該当後 7 年を経過した時は、政令で定めるところにより、手当の額の 2 分の 1 を超えない額を減額することとされました。そして、その減額の割合を定める政令は、子育て支援策、就労支援策等の実施状況を勘案して、減額が開始される平成 2 0 年 4 月 1 日までに定めることとしています。

しかしながら、母子家庭は子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、住居、仕事、収入、養育など生活全般にわたって多くの困難を抱えており、自立に向けた就業支援策が種々展開されても、なお厳しい生活実態にあります。一般家庭に比べて著しく収入が少ない母子家庭は、児童扶養手当に大きく依存しており、その生活において、児童扶養手当の減額は大きな痛手となることが懸念されています。

よって、衆・参両議院及び政府におかれましては、母子世帯への子育て支援策と就労支援策を一層充実させるとともに、平成20年4月1日時点でも自立が困難とみなされる母子世帯に対しては、減額を猶予するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 6月26日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿
内閣府特命担当大臣	高市早苗	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水



意見書案第12号

「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざすよう  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに  
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 6月26日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 久保 信彦

賛成者 〃 山崎 龍太郎

賛成者 〃 山崎 晃子

「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりを  
めざすよう求める意見書（案）

ノルウェーのオスロで開かれた「クラスター爆弾禁止条約づくりをめざす国際  
会議」には、クラスター爆弾の使用禁止のための努力を強めるドイツやベルギー  
など25カ国と、関心を持つ諸国合わせて49カ国、国際人道諸団体等が参加し、  
2008年末までに条約を締結することを盛り込んだ「オスロ宣言」を採択しま  
した。関係諸国には、この「オスロ宣言」をはずみにして、クラスター爆弾の全  
面禁止につなげていくことが求められます。

クラスター爆弾は、親爆弾から放出される沢山の子爆弾が広い範囲に飛び散っ  
て爆発し、滑走路を穴だらけにして使用を不能にしたり、建物や車両を破壊した  
りする兵器です。不発弾になる率も高く、地雷化した子爆弾を握りしめたり、ひ  
もを引けば爆発するようになっています。投下後、地上に残存した子爆弾が罪の  
ない民間人、特に多くの子どもの命を奪い、後遺症で苦しめています。

アメリカ軍は、コソボに続きイラクやアフガニスタンなどでも多用しています。  
イスラエル軍もレバノンで使用しています。自国内ではなく、他国を侵略する中

で使用しているのが実態です。軍事的効率を優先して、罪のない民間人を殺傷するのは国際人道法にも違反するもので、到底許されることではありません。

多くの国際人道団体や国連機関からクラスター爆弾の使用に批判が強まっているのは当然です。このため、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の締約国（2月現在、102カ国）会議も、クラスター爆弾をどうするか議論をするようになってきました。

ノルウェー政府がオスロ国際会議を呼びかけたのも、CCW締約国会議に任せておいては、いつまでもクラスター爆弾を禁止できないからです。参加49カ国のうち46カ国が賛成して、来年末までに禁止条約をつくることに合意したことは極めて重要です。各国が宣言にそって外交努力を強めるとともに、会議不参加のアメリカなどを含めCCW締約国会議がオスロ宣言を積極的に受け止め全面禁止に向けた議論を本格化させることが重要です。

日本は会議に参加しながらポーランド、ルーマニアとともにオスロ宣言に反対しました。当初、日本は招待国に含まれていなかったため、希望を出して参加に至った経緯があります。にもかかわらず、クラスター爆弾に固執する態度をとったことは重大です。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、憲法9条を持つ国として、非人道的兵器禁止の先頭に立ち、「クラスター爆弾」の全面禁止の条約づくりをめざすよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 6月26日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	麻生太郎	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿
防衛大臣	久間章生	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

決議案第1号

香美市まちづくり推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成19年6月26日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員.....山 本.....芳 男.....

賛成者 香美市議会議員.....前 田.....泰 祐.....

賛成者       "       "       .....小 松.....紀 夫.....

賛成者       "       "       .....竹 平.....豊 久.....

香美市まちづくり推進特別委員会委員

議席	氏名	備考
2	矢野 公昭	
3	山崎 龍太郎	
5	織田 秀幸	
7	千頭 洋一	
9	門脇 二三夫	
10	山崎 晃子	
14	島岡 信彦	
15	依光 美代子	
16	黒岩 徹	
23	坂本 節	

1. 委員会の名称：香美市まちづくり推進特別委員会
2. 委員定数：10人以内（正・副議長はオブザーバーで出席）
3. 付議事件：香美市まちづくり推進に関する調査・研究

平成19年 6月26日

香美市長 門脇 槇夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成19年第2回香美市議会定例会の  
会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別	定例会
2. 開会	平成19年 6月13日
3. 閉会	平成19年 6月26日
4. 会期	14日間
5. 議員の出欠	6月13日 出席 25人 欠席 0人
	6月19日 出席 24人 欠席 1人
	6月20日 出席 25人 欠席 0人
	6月21日 出席 25人 欠席 0人
	6月22日 出席 25人 欠席 0人
	6月26日 出席 25人 欠席 0人
	計 149人 1人
6. 議案の提出	市長提出のもの 25件 (承認 10・議案 15)
	議員提出のもの 8件 (意見書 7・決議 1)
	請願等 2件 (陳情 2)

7. 議決の状況	可決	18件（予算5・条例8・その他2 ・意見書3）
	承認	10件（予算8・条例2）
	採択	1件（請願等（陳情））
	継続	1件（請願等（陳情））
	決議	1件（特別委員会の設置）
	否決	4件（意見書4）
	合計	35件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	10件
	教育厚生常任委員会	4件
	産業建設常任委員会	9件（請願等2件含む）
	計	23件

9. 香美市まちづくり推進特別委員会の設置

委員長	坂本 節	委員	門脇 二三夫
副委員長	千頭 洋一	委員	山崎 晃子
委員	矢野 公昭	委員	島岡 信彦
委員	山崎 龍太郎	委員	依光 美代子
委員	織田 秀幸	委員	黒岩 徹

10. その他 閉会中の所管事務の調査

11. 議決書の写 別紙のとおり

12. 会議録の写 作成次第後送

19香美議発第30号

平成19年 6月13日

香美市長 門 脇 榎 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



議決した議案等の送付について

平成19年第2回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
6 1	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H19.6.13	可 決
6 2	香美市立繁藤地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
6 3	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	〃	〃

19香美議発第41号

平成19年6月26日

香美市長 門 脇 榎 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



議決した議案等の送付について

平成19年第2回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
承認 1	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市一般会計補正予算「第8号」	H19.6.26	承 認
承認 2	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」	〃	〃
承認 3	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」	〃	〃
承認 4	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」	〃	〃
承認 5	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」	〃	〃
承認 6	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」	〃	〃
承認 7	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)	〃	〃



議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
承認 8	専決処分事項の承認を求めることについて 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 3号」(保険事業勘定)	H19.6.26	承 認
承認 9	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
承認 10	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	〃	〃
議案 50	平成19年度香美市一般会計補正予算「第1号」	〃	可 決
議案 51	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 「第1号」	〃	〃
議案 52	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予 算「第1号」	〃	〃
議案 53	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特 別会計補正予算「第1号」	〃	〃
議案 54	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正 予算「第1号」	〃	〃
議案 55	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につ いて	〃	〃
議案 56	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	〃	〃
議案 57	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	〃	〃
議案 58	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 59	香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の 制定について	〃	〃
議案 60	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 64	香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同 設置規約について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
請願等 1	高知工科大学新学生寮建設反対への協力に関する 陳情書について	H19.6.26	採 択
請願等 2	市道谷相線拡張工事に関する陳情書について	〃	継 続
意見書 6	過疎地域自立特別措置法の失効後の新たな法律の 制定を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 7	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 8	地方財政に関する意見書の提出について	〃	可 決
意見書 9	「消えた年金」問題に関する意見書の提出について	〃	否 決
意見書 10	地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書の 提出について	〃	可 決
意見書 11	児童扶養手当に関する意見書の提出について	〃	否 決
意見書 12	「クラスター爆弾」全面禁止の条約づくりをめざす よう求める意見書の提出について	〃	〃
決議 1	香美市まちづくり推進特別委員会の設置に関する 決議について	〃	可 決